

平成22年第8回さつま町議会定例会会期日程

月	日	曜	日	程	備	考
12	6	月	本会議（招集日）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開会</li> <li>・会議録署名議員の指名</li> <li>・会期の決定</li> <li>・諸般の報告</li> <li>・行政報告</li> <li>・決算特別委員会報告、採決</li> <li>・議案上程</li> <li>・一部議案審議</li> <li>・陳情</li> </ul>		
	7	火	休 会			
	8	水	休 会			
	9	木	本会議（2日目）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般質問（7人）</li> </ul>		
	10	金	本会議（3日目）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般質問（2人）</li> <li>・総括質疑、委員会付託</li> </ul> 常任委員会		
	11	土	休 会			
	12	日	休 会			
	13	月	常任委員会			
	14	火	常任委員会			
	15	水	休 会			
	16	木	休 会			
	17	金	休 会			
	18	土	休 会			
	19	日	休 会			
	20	月	休 会			
	21	火	休 会			
	22	水	議会運営委員会		全員協議会 災害復興対策調査特別委員会	
	23	木	休 会			

月	日	曜	日	程	備	考
	24	金	本会議（最終日）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 常任委員長審査報告</li> <li>・ 議案審議</li> <li>・ 追加議案審議</li> <li>・ 所管事務調査報告</li> <li>・ 陳情</li> <li>・ 発議</li> <li>・ 継続審査、調査</li> <li>・ 閉会</li> </ul>		

平成22年第8回さつま町議会定例会審議結果

開会 平成22年12月 6日

閉会 平成22年12月24日

議案番号	件名	上程日	議決日	議決結果	付託委員会
議案64	平成21年度さつま町歳入歳出決算の認定について	22.09.29	22.12.06	認定	決算
65	平成21年度さつま町水道事業会計決算の認定について	〃	〃	〃	〃
66	平成21年度さつま町簡易水道事業会計決算の認定について	〃	〃	〃	〃
71	さつま町手数料徴収条例の一部改正について	22.12.06	22.12.24	原案可決	総務
72	さつま町火災予防条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
73	さつま町都市公園条例の一部改正について	〃	〃	〃	建設経済
74	さつま町健康ふれあいセンターの指定管理者の指定について	〃	〃	可決	総務
75	さつま町観音滝公園及びさつま町観音滝公園交流センターの指定管理者の指定について	〃	〃	〃	〃
76	さつま町ガラス工芸館の指定管理者の指定について	〃	〃	〃	〃
77	さつま町宮之城ひまわり館の指定管理者の指定について	〃	〃	〃	文教厚生
78	さつま町老人福祉センターいぬまき荘等の指定管理者の指定について	〃	〃	〃	〃
79	さつま町鶴田地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について	〃	〃	〃	〃
80	さつま町神子地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について	〃	〃	〃	〃
81	さつま町柏原地区集会施設の指定管理者の指定について	〃	〃	〃	〃
82	さつま町つるだ特産品販売所の指定管理者の指定について	〃	〃	〃	建設経済
83	さつま町さつま特産品直売所の指定管理者の指定について	〃	〃	〃	〃
84	さつま町梶野農村広場の指定管理者の指定について	〃	〃	〃	〃

議案番号	件名	上程日	議決日	議決結果	付託委員会
議案85	さつま町平川郷の指定管理者の指定について	22. 12. 06	22. 12. 24	可決	建設経済
86	さつま町宮之城ちくりん館の指定管理者の指定について	〃	〃	〃	〃
87	さつま町薩摩農産物加工センターの指定管理者の指定について	〃	〃	〃	〃
88	さつま町白男川紫陽館の指定管理者の指定について	〃	〃	〃	〃
89	さつま町大野活性化センターの指定管理者の指定について	〃	〃	〃	〃
90	さつま町尾原活性化センターの指定管理者の指定について	〃	〃	〃	〃
91	さつま町紫尾山きららの里キャンプ場の指定管理者の指定について	〃	〃	〃	〃
92	さつま町宮之城伝統工芸センターの指定管理者の指定について	〃	〃	〃	〃
93	さつま町鶴田ダム公園及びさつま町大鶴ゆうゆう館の指定管理者の指定について	〃	〃	〃	〃
94	さつま町紫尾温泉神の湯ふれあい館等の指定管理者の指定について	〃	〃	〃	〃
95	さつま町かぐや姫グラウンドの指定管理者の指定について	〃	〃	〃	〃
96	平成22年度さつま町一般会計補正予算（第9号）	〃	〃	原案可決	3 常任
97	平成22年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	〃	〃	〃	文教厚生
98	平成22年度さつま町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）	〃	〃	〃	〃
99	平成22年度さつま町水道事業会計補正予算（第2号）	〃	〃	〃	建設経済
100	さつま町過疎地域自立促進計画の策定について	〃	〃	〃	—
101	川薩広域市町村圏協議会の廃止について	〃	22. 12. 06	可決	—
102	人権擁護委員候補者の推薦について	〃	〃	適任可決	—
103	町道路線の廃止について	22. 12. 24	22. 12. 24	可決	—

議案番号	件名	上程日	議決日	議決結果	付託委員会
H21 陳情 6	川内原発3号機増設に係る環境影響評価の県民合意を図るとともに、増設反対を求める意見書の採択について	21.06.17	継続審査		総務
H22 陳情 9	核拡散と核軍拡の危機に際し、インドに対する原子力協定交渉での日本政府に明確な対応を求める陳情書	22.12.06	22.12.24	採択	〃
H22 陳情 10	「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」に反対する陳情書	〃	継続審査		文教厚生
H22 発議 11	核拡散と核軍拡の危機に際し、インドに対する原子力協定交渉での日本政府に明確な対応を求める意見書(案)の提出について	22.12.24	22.12.24	原案可決	—
	所管事務調査報告の件	21.12.24	21.12.24	報告済	
	議員派遣の件	〃	〃	決定	
	閉会中の継続審査・調査について	〃	〃	〃	

平成22年第8回さつま町議会定例会会議録

目 次

○12月6日(第1日)	
会議を開催した年月日及び場所 .....	1
出欠席議員氏名 .....	1
出席事務局職員 .....	1
出席説明員氏名 .....	1
本日の会議に付した事件 .....	2
開 会 .....	4
開 議 .....	4
会議録署名議員の指名 .....	4
会期の決定 .....	4
諸般の報告 .....	4
行政報告 .....	5
議案第64号 平成21年度さつま町歳入歳出決算の認定について .....	6
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第65号 平成21年度さつま町水道事業会計決算の認定について .....	6
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第66号 平成21年度さつま町簡易水道事業会計決算の認定について .....	6
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第71号 さつま町手数料徴収条例の一部改正について .....	10
(提案理由説明)	
議案第72号 さつま町火災予防条例の一部改正について .....	10
(提案理由説明)	
議案第73号 さつま町都市公園条例の一部改正について .....	10
(提案理由説明)	
議案第74号 さつま町健康ふれあいセンターの指定管理者の指定について .....	10
(提案理由説明)	
議案第75号 さつま町観音滝公園及びさつま町観音滝公園交流センターの指定管理 者の指定について .....	10
(提案理由説明)	
議案第76号 さつま町ガラス工芸館の指定管理者の指定について .....	10
(提案理由説明)	
議案第77号 さつま町宮之城ひまわり館の指定管理者の指定について .....	10
(提案理由説明)	
議案第78号 さつま町老人福祉センターいぬまき荘等の指定管理者の指定について .....	10
(提案理由説明)	
議案第79号 さつま町鶴田地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について .....	10

(提案理由説明)	
議案第80号 さつま町神子地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について .....	10
(提案理由説明)	
議案第81号 さつま町柏原地区集会施設の指定管理者の指定について .....	10
(提案理由説明)	
議案第82号 さつま町つるだ特産品販売所の指定管理者の指定について .....	10
(提案理由説明)	
議案第83号 さつま町さつま特産品直売所の指定管理者の指定について .....	10
(提案理由説明)	
議案第84号 さつま町柊野農村広場の指定管理者の指定について .....	10
(提案理由説明)	
議案第85号 さつま町平川郷の指定管理者の指定について .....	10
(提案理由説明)	
議案第86号 さつま町宮之城ちくりん館の指定管理者の指定について .....	10
(提案理由説明)	
議案第87号 さつま町薩摩農産物加工センターの指定管理者の指定について .....	10
(提案理由説明)	
議案第88号 さつま町白男川紫陽館の指定管理者の指定について .....	10
(提案理由説明)	
議案第89号 さつま町大野活性化センターの指定管理者の指定について .....	10
(提案理由説明)	
議案第90号 さつま町尾原活性化センターの指定管理者の指定について .....	10
(提案理由説明)	
議案第91号 さつま町紫尾山きららの里キャンプ場の指定管理者の指定について .....	10
(提案理由説明)	
議案第92号 さつま町宮之城伝統工芸センターの指定管理者の指定について .....	10
(提案理由説明)	
議案第93号 さつま町鶴田ダム公園及びさつま町大鶴ゆうゆう館の指定管理者の指 定について .....	10
(提案理由説明)	
議案第94号 さつま町紫尾温泉神の湯ふれあい館等の指定管理者の指定について .....	10
(提案理由説明)	
議案第95号 さつま町かぐや姫グラウンドの指定管理者の指定について .....	10
(提案理由説明)	
議案第96号 平成22年度さつま町一般会計補正予算(第9号) .....	10
(提案理由説明)	
議案第97号 平成22年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号) .....	10
(提案理由説明)	

議案第98号 平成22年度さつま町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)	10
.....	10
(提案理由説明)	
議案第99号 平成22年度さつま町水道事業会計補正予算(第2号)	10
.....	10
(提案理由説明)	
議案第100号 さつま町過疎地域自立促進計画の策定について	16
.....	16
(提案理由説明)	
議案第101号 川薩広域市町村圏協議会の廃止について	16
.....	16
(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
議案第102号 人権擁護委員候補者の推薦について	18
.....	18
(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
陳情について	19
.....	19
散 会	20
.....	20
○12月9日(第2日)	
一般質問表	21
.....	21
会議を開催した年月日及び場所	23
.....	23
出欠席議員氏名	23
.....	23
出席事務局職員	23
.....	23
出席説明員氏名	23
.....	23
本日の会議に付した事件	24
.....	24
開 議	25
.....	25
一 般 質 問	25
.....	25
平田 昇議員	25
.....	25
財政について	
水害対策について	
介護問題について	
新改 秀作議員	35
.....	35
指定管理者制度について	
市來 修議員	44
.....	44
平成23年度の事業計画について	
柏木 幸平議員	50
.....	50
友好交流について	
新幹線開通に向けた取り組みについて	
健康増進について	
内田 芳博議員	59
.....	59
学校施設整備について	
本庁舎への進入路整備について	
農産物販路拡大について	
川口 憲男議員	66
.....	66
公の施設管理について	
東 哲雄議員	75
.....	75



議案第 8 6 号 さつま町宮之城ちくりん館の指定管理者の指定について ……………	1 1 4
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 8 7 号 さつま町薩摩農産物加工センターの指定管理者の指定について ……	1 1 4
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 8 8 号 さつま町白男川紫陽館の指定管理者の指定について ……………	1 1 4
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 8 9 号 さつま町大野活性化センターの指定管理者の指定について ……	1 1 4
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 9 0 号 さつま町尾原活性化センターの指定管理者の指定について ……	1 1 4
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 9 1 号 さつま町紫尾山きららの里キャンプ場の指定管理者の指定について ……………	1 1 4
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 9 2 号 さつま町宮之城伝統工芸センターの指定管理者の指定について ……	1 1 4
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 9 3 号 さつま町鶴田ダム公園及びさつま町大鶴ゆうゆう館の指定管理者の指 定について ……………	1 1 4
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 9 5 号 さつま町かぐや姫グラウンドの指定管理者の指定について ……	1 1 4
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 7 9 号 さつま町鶴田地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について ……………	1 2 0
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 8 0 号 さつま町神子地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について ……………	1 2 2
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 8 1 号 さつま町柏原地区集会施設の指定管理者の指定について ……	1 2 4
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 8 5 号 さつま町平川郷の指定管理者の指定について ……………	1 2 4
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 9 4 号 さつま町紫尾温泉神の湯ふれあい館等の指定管理者の指定について ……………	1 2 5
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 9 6 号 平成 2 2 年度さつま町一般会計補正予算 (第 9 号) ……………	1 2 5
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 9 7 号 平成 2 2 年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 2 号) ……………	1 2 5
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 9 8 号 平成 2 2 年度さつま町介護サービス事業特別会計補正予算 (第 1 号) ……………	1 2 5
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 9 9 号 平成 2 2 年度さつま町水道事業会計補正予算 (第 2 号) ……	1 2 5



議案第90号	さつま町尾原活性化センターの指定管理者の指定について	137
	(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第91号	さつま町紫尾山きららの里キャンプ場の指定管理者の指定について	137
	(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第92号	さつま町宮之城伝統工芸センターの指定管理者の指定について	137
	(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第93号	さつま町鶴田ダム公園及びさつま町大鶴ゆうゆう館の指定管理者の指定について	137
	(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第95号	さつま町かぐや姫グラウンドの指定管理者の指定について	137
	(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第96号	平成22年度さつま町一般会計補正予算(第9号)	137
	(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第97号	平成22年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)	137
	(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第98号	平成22年度さつま町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)	137
	(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第99号	平成22年度さつま町水道事業会計補正予算(第2号)	137
	(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第79号	さつま町鶴田地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について	149
	(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第80号	さつま町神子地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について	151
	(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第81号	さつま町柏原地区集会施設の指定管理者の指定について	153
	(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第85号	さつま町平川郷の指定管理者の指定について	154
	(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第94号	さつま町紫尾温泉神の湯ふれあい館等の指定管理者の指定について	155
	(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第100号	さつま町過疎地域自立促進計画の策定について	156
	(質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
議案第103号	町道路線の廃止について	164
	(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
陳情第9号	核拡散と核軍拡の危機に際し、インドに対する原子力協定交渉での日本政府に明確な対応を求める陳情書	165
	(委員長報告・質疑・討論・採決)	

発議第11号 核拡散と核軍拡の危機に際し、インドに対する原子力協定交渉での日 本政府に明確な対応を求める意見書(案)の提出について ……………	167
(趣旨説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
所管事務調査報告の件 ……………	168
(報告・質疑)	
議員派遣の件 ……………	177
(決定)	
閉会中の継続審査・調査について ……………	177
(決定)	
閉 会 ……………	178



平成22年第8回さつま町議会定例会

第 1 日

平成22年12月6日



平成22年第8回さつま町議会定例会会議録

(第1日)

○開会期日 平成22年12月6日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員 (20名)

1番 森山大 議員	2番 東哲雄 議員
3番 麥田博稔 議員	4番 米丸文武 議員
5番 川口憲男 議員	6番 新改秀作 議員
7番 平八重光輝 議員	8番 平田昇 議員
9番 舟倉武則 議員	10番 岩元涼一 議員
11番 内之倉成功 議員	12番 柏木幸平 議員
13番 楠木園洋一 議員	14番 内田芳博 議員
15番 桑園憲一 議員	16番 市來修 議員
17番 新改幸一 議員	18番 木下敬子 議員
19番 木下賢治 議員	20番 中尾正男 議員

欠席議員 (なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局長 王子野建男 君	議事係長 中間博巳 君
議事係主幹 平木場達郎 君	議事係主査 垣内浩隆 君

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町長 日高政勝 君	代表監査委員 新屋敷 浩 君
副町長 和気純治 君	教育長 東 修一 君
企画課長 湯下吉郎 君	教委総務課長 山口正展 君
消防長 高木卓朗 君	社会教育課長 岩元義治 君
介護保険課長 中村慎一 君	農政課長 平田孝一 君
健康増進課長 村山茂樹 君	耕地林業課長 山口良一 君
総務課長 紺屋一幸 君	監査事務局長 櫛山扶美子 君
財政課長 下市真義 君	災害復興対策課長 目床順司 君
福祉課長 二階堂清一 君	商工観光課長 赤崎敬一郎 君
水道課長 脇黒丸 猛 君	
町民課長 前田淳三 君	

## ○本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 議案第64号 平成21年度さつま町歳入歳出決算の認定について
- 第 6 議案第65号 平成21年度さつま町水道事業会計決算の認定について
- 第 7 議案第66号 平成21年度さつま町簡易水道事業会計決算の認定について
- 第 8 議案第71号 さつま町手数料徴収条例の一部改正について
- 第 9 議案第72号 さつま町火災予防条例の一部改正について
- 第10 議案第73号 さつま町都市公園条例の一部改正について
- 第11 議案第74号 さつま町健康ふれあいセンターの指定管理者の指定について
- 第12 議案第75号 さつま町観音滝公園及びさつま町観音滝公園交流センターの指定管理者の指定について
- 第13 議案第76号 さつま町ガラス工芸館の指定管理者の指定について
- 第14 議案第77号 さつま町宮之城ひまわり館の指定管理者の指定について
- 第15 議案第78号 さつま町老人福祉センターいぬまき荘等の指定管理者の指定について
- 第16 議案第79号 さつま町鶴田地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 第17 議案第80号 さつま町神子地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 第18 議案第81号 さつま町柏原地区集会施設の指定管理者の指定について
- 第19 議案第82号 さつま町つるだ特産品販売所の指定管理者の指定について
- 第20 議案第83号 さつま町さつま特産品直売所の指定管理者の指定について
- 第21 議案第84号 さつま町柵野農村広場の指定管理者の指定について
- 第22 議案第85号 さつま町平川郷の指定管理者の指定について
- 第23 議案第86号 さつま町宮之城ちくりん館の指定管理者の指定について
- 第24 議案第87号 さつま町薩摩農産物加工センターの指定管理者の指定について
- 第25 議案第88号 さつま町白男川紫陽館の指定管理者の指定について
- 第26 議案第89号 さつま町大野活性化センターの指定管理者の指定について
- 第27 議案第90号 さつま町尾原活性化センターの指定管理者の指定について
- 第28 議案第91号 さつま町紫尾山さららの里キャンプ場の指定管理者の指定について
- 第29 議案第92号 さつま町宮之城伝統工芸センターの指定管理者の指定について
- 第30 議案第93号 さつま町鶴田ダム公園及びさつま町大鶴ゆうゆう館の指定管理者の指定について
- 第31 議案第94号 さつま町紫尾温泉神の湯ふれあい館等の指定管理者の指定について
- 第32 議案第95号 さつま町かぐや姫グラウンドの指定管理者の指定について
- 第33 議案第96号 平成22年度さつま町一般会計補正予算（第9号）
- 第34 議案第97号 平成22年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第35 議案第98号 平成22年度さつま町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 第36 議案第99号 平成22年度さつま町水道事業会計補正予算（第2号）
- 第37 議案第100号 さつま町過疎地域自立促進計画の策定について
- 第38 議案第101号 川薩広域市町村圏協議会の廃止について
- 第39 議案第102号 人権擁護委員候補者の推薦について

## 第40 陳情について

△開 会 午前9時30分

○議長（中尾 正男議員）

おはようございます。ただいまから平成22年第8回さつま町議会定例会を開会します。  
教育委員会委員長及び農業委員会会長から本定例会に欠席する旨、届け出がありましたので、お知らせします。

---

△開 議

○議長（中尾 正男議員）

これから本日の会議を開きます。  
本日の日程は、お手元に配付してある議事日程のとおりであります。

---

△日程第1「会議録署名議員の指名」

○議長（中尾 正男議員）

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、12番、柏木幸平議員及び13番、楠木園洋一議員を指名します。

---

△日程第2「会期の決定」

○議長（中尾 正男議員）

日程第2「会期の決定」の件を議題とします。  
お諮りします。本定例会の会期は本日から12月24日までの19日間にしたいと思います。  
御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月24日までの19日間に決定しました。

---

△日程第3「諸般の報告」

○議長（中尾 正男議員）

日程第3「諸般の報告」を行います。  
一般的なことについては、印刷してお配りしてありますので口頭報告は省略しますが、次の件については補足して説明します。  
平成22年11月17日、第54回町村議会議長全国大会が、東京NHKホールにおいて開催されました。大会では、会長、来賓等のあいさつのあと、長引く経済不況による地域経済の疲弊、また高齢化や人口減少の進行など大きな岐路に立たされている町村の現状を踏まえ、一致結束して果敢に行動していくことへの宣言がなされました。  
また、地域主権改革の実現を期する決議ほか12項目の決議に加え、町村税財源の充実強化に関する特別決議ほか3特別決議を採択し、同日、関係省庁へ要望書の提出がなされたところがあります。  
次に、12月1日から2日間にわたり、鹿児島県選出国會議員初め国土交通省副大臣、道路局長等に対し、北薩空港幹線道路及び国道328号の整備促進、早期完成に向けた要望書を提出してきたので報告いたします。

なお、監査委員から例月出納検査の結果報告がありましたので、印刷してお配りしてあります。御了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

---

#### △日程第4「行政報告」

##### ○議長（中尾 正男議員）

日程第4「行政報告」を行います。

町長の報告を許します。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

##### ○町長（日高 政勝君）

おはようございます。町長報告につきましては、印刷をしてお配りしてあるところでございますが、水力発電関係の施設の交付金制度に関しまして、現行制度の維持存続などについてと、ただいま議長からもございましたとおり北薩空港幹線道路、国道328号の整備促進等につきまして、関係省庁並びに政権与党に対しまして、要望活動を行ってまいりましたので、その概要について、補足して報告をいたします。

御承知のとおり、水力発電施設が所在しております市町村に対しましては、電源立地地域対策交付金、いわゆる水力発電施設の周辺地域交付金に相当する交付金が交付をされまして、道路改良、あるいは学校施設の整備、その他公共施設の整備などに活用をされてきているところでございます。

本町におきましては、鶴田ダムが発電施設として交付金の対象施設となっているところでございます。昭和56年から交付をされてまいりました交付金が、平成22年度で30年間の期限切れということになりますことから、全国の関係市町村協議会等が結成をされておりますので、その全国協議会等で現行制度の存続等について、関係機関に対し要望を行ってきたところでございます。

その結果、今の動きの状況でございますが、交付金を恒久的に交付をするという要望を行いましたところ、そういう方向の考え方にはなりつつあるわけでございますけれども、ただ、交付単価を現行の1キロワット時7.5銭から1キロワット時2.5銭に、3分の1に減額をするという方向になっておりまして、例えば本町の場合に置きかえますと、2,000万円以上も減額となるということで、極めて厳しい内容の改正案が示されたところでございます。恒久化するかわりに単価の引き下げが行われるということでございます。

このため再度、関係省庁あるいは政権与党の民主党に対しまして、交付単価の据え置きなどについて、9月30日には、鹿児島県のダム発電関係の市町村協議会の会長も仰せつかっておりますので、この関係で経済産業省、それから民主党の国会議員へ要望を行っております。

そしてまた、10月28日には、民主党の鹿児島県連への県の協議会長としての要望も行ってきておるところでございます。

さらに、12月3日には、東京で開催されました水力交付金確保及び水源地域振興対策総決起大会に参加をいたしまして、県の選出国會議員全員に要請活動を行ってきたところでございます。

今後につきましても、交付単価の維持に向けて、引き続き関係機関に対しましては、働きかけをしてまいる所存でございます。

なお、北薩空港幹線道路と国道328号整備促進につきましても、11月2日に、両期成会長といたしまして、会員の方々と一緒に県の土木部長に要望をいたしておりますし、そしてまた12月2日には、中尾議長も同行いただきまして、期成会の会員の皆さんと一緒に県の選出国会

議員、民主党の陳情要請対策本部の大久保副本部長、それから国土交通省の池口副大臣、道路局長ほか次長、関係課長等々に、それぞれ調査区間への早期格上げとともに、整備の促進につきまして、強く地方の熱意を伝えて要望を行ってきたところでございます。

これらの状況等につきましては、今後、本部等で検討をされまして、後日、民主党の県連を通じてお知らせをしたいとのことになっているところでございます。

以上、町長報告の補足をさせていただきます。

[町長 日高 政勝君降壇]

#### ○議長（中尾 正男議員）

これで行政報告を終わります。

---

△日程第5「議案第64号 平成21年度さつま町歳入歳出決算の認定について」、日程第6「議案第65号 平成21年度さつま町水道事業会計決算の認定について」、日程第7「議案第66号 平成21年度さつま町簡易水道事業会計決算の認定について」

#### ○議長（中尾 正男議員）

日程第5「議案第64号 平成21年度さつま町歳入歳出決算の認定について」から日程第7「議案第66号 平成21年度さつま町簡易水道事業会計決算の認定について」まで、以上の議案3件を一括して議題とします。

決算特別委員長の審査報告を求めます。

[東 哲雄議員登壇]

#### ○決算特別委員長（東 哲雄議員）

決算特別委員会に付託されました「議案第64号 平成21年度さつま町歳入歳出決算の認定について」、「議案第65号 平成21年度さつま町水道事業会計決算の認定について」及び「議案第66号 平成21年度さつま町簡易水道事業会計決算の認定について」、審査の過程と結果につきまして御報告申し上げます。

当委員会は、去る9月29日の第6回定例会最終日において、委員9人で設置され、委員長に不肖私が、副委員長に桑園憲一委員が選任されました。

審査は、10月4日から10月8日までの5日間の日程で、執行部から各種資料の提出を求め、適正な執行、事業による行政効果や経済効果、また、今後の行財政執行上改善すべき点等について、慎重に審査を行ったところです。

その結果、当委員会に付託されました議案3件については、いずれも認定すべきものと決定した次第であります。

それでは、審査の過程における主な論議について、その概要を申し上げます。

まず、「議案第64号 平成21年度さつま町歳入歳出決算の認定について」であります。

はじめに消防本部の関係で、火災予防査察事務において立入調査後129件の違反是正指導に対し、61.2%にあたる79件の対象物から改善計画の報告があったとなっているが、これ以外の報告のなかった対象物の指導について質しましたところ、職員が直接出向き改善指導を行い、時間を要する対象物もあるが、改善に向けて努力してもらっているとのことであります。

次に、教育委員会総務課の関係で、教職員住宅貸付収入22万8,000円の収入未済額の内容について質しましたところ、一般の方に貸し付けている1戸の住宅19カ月分で、戸別訪問、分納誓約等も行うなど手立てを講じているが、なかなか履行してもらえず現在未納の状況になっ

ているとのことであります。

次に、学校給食センターの関係で、年度末における給食費の未納額117万4,356円の徴収対策について質しましたところ、給食センター職員をはじめ学校、PTAとも連携し、何らかの手当が支給される時期等も捉えながら徴収に努めているとのことであります。給食費は、学校給食の食材費に直接反映するため、今後も子ども手当等が支給される機会を捉え、徴収に努力されるよう要請したところです。

次に、介護保険課の介護保険事業特別会計の関係で、介護保険給付費は、前年度比で約6%伸びており、第4期介護保険計画の初年度で既に計画を約3%オーバーしているが、今後の見通しと財源等について質しましたところ、担当課としても危惧している状況である。給付費が伸びた要因は、特に在宅サービスにおける本制度の浸透や認定申請件数が増えてきたことによるものと考えられる。今後も給付費は伸びるものと予想されるため、財政安定化基金からの繰入れ等の検討をしなければならない。当初においても将来的な伸びという部分を含めた検討はされたものとするが、想定外の数字の伸びになっているのではないかと懸念しているとのことであります。

次に、商工観光課の関係分で、プレミアム付き商品券が発行され、その約5割が大型店で使用された結果を受けて、個店においては商店街での利用促進に向けた努力をするとのことであったが、このことに関し商工観光課として何らかの対応を行ったのか質しましたところ、5割近くが大型店で使用されている現状において、町として直接の対応はしていないが、個店においては金額的なサービスだけでなく、お客様と日頃から色々なつながりを持ったサービスなどにより、大型店に負けない顧客を獲得するような努力をしてもらいたいということを行っているとのことであります。

次に、建設課の関係分で、住宅事業のがけ地近接等危険住宅移転促進事業について、移転先が決まらず予定していた事業が実施できなかったとあるが、移転先決定後において事業化すべきではないかと質しましたところ、単年度事業ということで要望があった時点で予算要求をしているが、事前に移転先の現場確認等も実施している。ただ、今回の場合は、移転者が諸事情により希望をしていた土地を購入できず、移転先が確保できなかった。今後、事業採択にあたっては、移転者と十分協議を詰め、このようなことがないようにしていきたいとのことであります。

次に、社会教育課の関係で、公民会合併について5年計画で100程度の公民会数を目標にしたいとのことであったが、計画が進んでいない現状について質しましたところ、平成24年度を目標に取り組んでいるが、なかなか推進されない状況にある。ひとつの原因として、公民会合併を推進するには、ある程度の協議期間を要するが、大半の公民会で毎年会長の交替があるため、以前に協議したことがまた最初に戻ってしまうという現状や、地形的な課題など難しい面が残ってきているとのことであります。

次に、環境課の関係で、し尿処理対策費及びごみ処理対策費ともに設備の補修等を経済危機対策臨時交付金事業により実施したため、需用費が前年度と比較して大幅な伸びとなっているが、今後の改修計画と財源について質しましたところ、大規模な改修等については、平成21年度である程度完了したものと考えている。例年支出される通常の維持管理費については一般財源で対応できると思われるが、大規模改修等が発生した場合は、現在9,400万円ほどある維持補修基金を活用せざるを得ないとのことであります。

次は、健康増進課の関係で、経済危機対策臨時交付金事業により外科用のX線テレビ装置など各種の高度医療機器を購入し、薩摩郡医師会病院への無償貸与がなされていることに伴う、病院側としての反応等について質しましたところ、最新式ということもあり、その使用頻度も多く、ほとんど毎日使用している機器もあるなど、病院側とされても大変喜ばれている。町民の安心安

全な医療供給体制の整備が図られたと考えているとのことであります。

次に、農政課の関係で、現在グリーン・ツーリズム研究会において、交流実践活動及び研究等がなされている。今後においては、修学旅行生等の大規模な受入れに対応できるよう、農家民宿の開業やパンフレット等の作成に係る経費の助成がなされているが、現実的に大規模な受入れができる農家民宿の開業が可能か質しましたところ、農家民宿の施設は、現在8施設あり、他に2施設が手続き準備中である。グリーン・ツーリズム研究会としても、もう少し仲間を増やして個人より団体客の受入れに取り組んでいきたいということから、意欲のある新しい会員を募集しながら、都市農村交流の推進に向けた努力をされているとのことであります。

次に、福祉課の関係で、シルバー人材センターにおける前年度事業比が受託事業で約16%、労働者派遣事業で約25%の減となっている主な原因について質しましたところ、受託事業は、平成20年度で約1,800万円あった虎居城の発掘調査が終了したこと、労働者派遣事業は主に2事業所における派遣事業が激減したことが原因であるとのことであります。

また、緊急通報体制整備事業で緊急通報システムが23基設置されているが、利用件数実績とこれにより生命が救われたケースがあったのか質しましたところ、この業務を受託している熊本安全センターからの報告では、受信件数が月に10～20件ほどで、内容としては話し相手が欲しいという相談が多い。また、平成21年度に緊急通報により救急車が出動した事案が1件あったとのことであります。

次に、企画課の関係で、定額給付金における対象世帯数と給付世帯数に差があるが、これをどのように分析しているか質しましたところ、このことについては、お知らせ版、町報及び防災無線等で周知を図りながら個人通知も再三行い、公民会長や地域の担当職員にもお願いをした。最終的にひとりの正式な辞退申し出があり、所在不明の方についても転出・転居先に通知するなどいろいろと調査を実施した。この他に行方不明の方もあり、結果的に56世帯、63人が未受給になったとのことであります。

次に、総務課の関係で、人件費が職員数の削減に伴い総額では前年度比5.3%の減となっているが、共済費については2.2%の増となっていることに関し、今後の見通しについて質しましたところ、短期給付、長期給付ともに毎年その負担率が上がってきている。職員数が減少する中においては、当然この負担率に跳ね返りがあり、今後これがどの程度まで伸びていくかは、年金制度関係等の動向もあるため予測できないが、当分の間は同じような率で上がっていくものと考えられるとのことであります。

次に、工事検査室の関係で、平成21年度の当初契約件数に対する変更契約件数の割合が、20年度と比較して突出していることについて質しましたところ、平成21年度は特に多い状況であったため、担当課における変更内容の精査ばかりでなく、工事検査室にも直接町長から指示があり、関係する要領等を定め、その抑制並びに適正な変更事務に努めたとのことであります。

次に、財政課の関係で、土地開発基金の中に平成11年度取得がなされ、昨年度の決算特別委員会でも指摘のあった10年以上保有している道路用地の関係について質しましたところ、町道の改良用地として取得がなされ、建物補償も1件含まれており、現況としてはドラゴンボートの艇庫が建築されている。平成21年度においては、経済危機対策臨時交付金事業を活用し、土地開発公社から長期保有地の引き取りも行ったが、昨年度も同様の指摘を受けている本件については、現状を踏まえながら所管を明確にして早急に対応したいとのことであります。

次は、「議案第65号 平成21年度さつま町水道事業会計決算の認定について」及び「議案第66号 平成21年度さつま町簡易水道事業会計決算の認定について」であります。

上水道及び簡易水道における不納欠損処分金と未収金対策について質しましたところ、平成

21年度における不納欠損処分金は、上水道が20件で23万4,090円、簡易水道が14件で11万1,780円となっている。未収金対策については、督促、催促などを行い、4カ月以上の滞納者については、給水停止の予告通知をし、最終的には給水停止の執行を行ってきている。

また、長期滞納者については、分納誓約書により徴収を行い、今後においても戸別訪問をしながら、その解消に努めていくとのことである。

石綿管の更新計画と健康被害について質しましたところ、石綿管対策として平成21年度は189メートルの布設替えを行った。残りの520メートルについても年次的に更新する計画である。また、健康被害については現在のところ出ていない。通常使用する通水時は問題ないが、漏水等により補修をする場合、飛散することが予想されるとのことである。

また、上水道・簡易水道の今後の事業計画及び料金の統一化について質しましたところ、簡易水道事業については、国の補助金制度の見直しにより今後施設整備の国庫補助金を要望する場合、簡易水道事業の統合計画書が策定されないと採択を受けられなくなるもので、平成28年度までに事業統合を目指すとして平成21年度に計画書を国へ提出した。

これに伴い、給水人口が5,000人を超えることから上水道となり、今後上水道との統合及び料金の見直し等を検討する必要があるが、将来計画も考慮し、また住民の合意形成等も必要なことから、慎重に対応していくとのことである。

最後に、次の3項目については、特に町長の見解を質したところである。

これまでの財政改革を踏まえた今後の財政運営の考え方について質しましたところ、平成21年度においては国の経済対策等により、懸案事項となっていた事務事業等を前倒しで実施できた部分もある。また、これまでの財政改革の取り組みにより、ある程度財政指数の健全化も図られた。

そのような中で、今後の財政運営のあり方については、本町の財政構造を見たとき、人件費と公債費が大きなウェイトを占めているので、これらに十分配慮をしながら、増加しない対策をいかに講じていくかが課題と考える。行政改革を推進しているが、行政改革は目的ではなく手段であり、あくまで町民の皆さん方が本当に幸せを実感できるようなまち、そのことが大事かと思うので、事務事業の内容を精査し取捨選択を行いながら財政運営に取り組むとのことである。

次に、税、保険料及び使用料等における未収金の徴収対策について質しましたところ、近年における未収金の増加は、厳しい経済環境も反映しているものと考えられるが、税等については、義務、あるいは受益者負担が原則であるので、公平性の確保、法の秩序を保つという観点からも納入に対する厳正な対応が必要であると考えます。

今後においても債権対策委員会での協議・検討、滞納整理指導官及び徴収嘱託員の活用等により、徴収の努力については気をゆるめることなく対応していきたいと思っているとのことである。

次に、次年度予算編成に向けた委託料等の積算について質しましたところ、委託料等の積算については、その内容を精査し、適正な積算の基礎になっているか、また施設の効用が十分発揮されるか、これらに配慮しながら進める必要があると考えている。地方自治法に定めてある最小の経費で最大の効果を上げるということがあるので、このことを基本に置き、委託料のあり方、積算等については十分な詰めをしながら、来年度の予算編成に努めたいと考えているとのことである。

以上、決算審査の概要を申し上げましたが、報告の中で直接ふれなかった事項につきましても慎重に審査した次第であります。

なお、監査及び決算特別委員会において、指摘された事項については、改善策を実施し、効率

的な行財政運営に努められるとともに、後年度予算編成や行政執行に活かされるよう要望し報告を終わります。

[東 哲雄議員降壇]

○議長（中尾 正男議員）

これから、ただいまの報告について質疑を許します。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中尾 正男議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中尾 正男議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから順に採決します。

まず、「議案第64号 平成21年度さつま町歳入歳出決算の認定について」を採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は認定とするものであります。委員報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（中尾 正男議員）

起立全員です。よって、「議案第64号 平成21年度さつま町歳入歳出決算の認定について」は、認定することに決定しました。

次に、「議案第65号 平成21年度さつま町水道事業会計決算の認定について」を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（中尾 正男議員）

起立全員です。よって、「議案第65号 平成21年度さつま町水道事業会計決算の認定について」は認定することに決定しました。

次に、「議案第66号 平成21年度さつま町簡易水道事業会計決算の認定について」を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（中尾 正男議員）

起立全員です。よって、「議案第66号 平成21年度さつま町簡易水道事業会計決算の認定について」は認定することに決定しました。

---

△日程第8「議案第71号 さつま町手数料徴収条例の一部改正について」、日程第9「議案第72号 さつま町火災予防条例の一部改正について」、日程第10「議案第73号 さつま町都市公園条例の一部改正について」、

日程第 11「議案第 74号 さつま町健康ふれあいセンターの指定管理者の指定について」、日程第 12「議案第 75号 さつま町観音滝公園及びさつま町観音滝公園交流センターの指定管理者の指定について」、日程第 13「議案第 76号 さつま町ガラス工芸館の指定管理者の指定について」、日程第 14「議案第 77号 さつま町宮之城ひまわり館の指定管理者の指定について」、日程第 15「議案第 78号 さつま町老人福祉センターいぬまき荘等の指定管理者の指定について」、日程第 16「議案第 79号 さつま町鶴田地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について」、日程第 17「議案第 80号 さつま町神子地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について」、日程第 18「議案第 81号 さつま町柏原地区集会施設の指定管理者の指定について」、日程第 19「議案第 82号 さつま町つるだ特産品販売所の指定管理者の指定について」、日程第 20「議案第 83号 さつま町さつま特産品直売所の指定管理者の指定について」、日程第 21「議案第 84号 さつま町柵野農村広場の指定管理者の指定について」、日程第 22「議案第 85号 さつま町平川郷の指定管理者の指定について」、日程第 23「議案第 86号 さつま町宮之城ちくりん館の指定管理者の指定について」、日程第 24「議案第 87号 さつま町薩摩農産物加工センターの指定管理者の指定について」、日程第 25号「議案第 88号 さつま町白男川紫陽館の指定管理者の指定について」、日程第 26号「議案第 89号 さつま町大野活性化センターの指定管理者の指定について」、日程第 27号「議案第 90号 さつま町尾原活性化センターの指定管理者の指定について」、日程第 28号「議案第 91号 さつま町紫尾山きららの里キャンプ場の指定管理者の指定について」、日程第 29「議案第 92号 さつま町宮之城伝統工芸センターの指定管理者の指定について」、日程第 30「議案第 93号 さつま町鶴田ダム公園及びさつま町大鶴ゆうゆう館の指定管理者の指定について」、日程第 31「議案第 94号 さつま町紫尾温泉神の湯ふれあい館等の指定管理者の指定について」、日程第 32「議案第 95号 さつま町かぐや姫グラウンドの指定管理者の指定について」、日程第 33「議案第 96号 平成 22 年度さつま町一般会計補正予算（第 9号）」、日程第 34「議案第 97号 平成 22 年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2号）」、日程第 35「議案第 98号 平成 22 年度さつま町介護

サービス事業特別会計補正予算（第1号）」、日程第  
36「議案第99号 平成22年度さつま町水道事業会  
計補正予算（第2号）」

○議長（中尾 正男議員）

次に、日程第8「議案第71号 さつま町手数料徴収条例の一部改正について」から、日程第36「議案第99号 平成22年度さつま町水道事業会計補正予算（第2号）」まで、以上の議案29件を一括して議題とします。

各議案について、提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

それでは、議案第71号から議案第99号まで一括して提案の理由を申し上げます。

まず、「議案第71号 さつま町手数料徴収条例の一部改正について」であります。

これは、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴いまして、本条例の一部を改めようとするものであります。

次に、「議案第72号 さつま町火災予防条例の一部改正について」であります。

これは、住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、本条例の一部を改めようとするものであります。

次に、「議案第73号 さつま町都市公園条例の一部改正について」であります。

これは、さつま町都市公園のうち北薩広域公園内のかぐや姫グラウンド施設の管理について、指定管理者制度を導入しようとすることから、本条例の一部を改めようとするものであります。

次に、「議案第74号 さつま町健康ふれあいセンターの指定管理者の指定について」、「議案第75号 さつま町観音滝公園及びさつま町観音滝公園交流センターの指定管理者の指定について」、「議案第76号 さつま町ガラス工芸館の指定管理者の指定について」、「議案第77号 さつま町宮之城ひまわり館の指定管理者の指定について」、「議案第78号 さつま町老人福祉費センターいぬまき荘等の指定管理者の指定について」、「議案第79号 さつま町鶴田地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について」、「議案第80号 さつま町神子地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について」、「議案第81号 さつま町柏原地区集会施設の指定管理者の指定について」、「議案第82号 さつま町つるだ特産品販売所の指定管理者の指定について」、「議案第83号 さつま町さつま特産品直売所の指定管理者の指定について」、「議案第84号 さつま町柘野農村広場の指定管理者の指定について」、「議案第85号 さつま町平川郷の指定管理者の指定について」、「議案第86号 さつま町宮之城ちくりん館の指定管理者の指定について」、「議案第87号 さつま町薩摩農産物加工センターの指定管理者の指定について」、「議案第88号 さつま町白男川紫陽館の指定管理者の指定について」、「議案第89号 さつま町大野活性化センターの指定管理者の指定について」、「議案第90号 さつま町尾原活性化センターの指定管理者の指定について」、「議案第91号 さつま町紫尾山きららの里キャンプ場の指定管理者の指定について」、「議案第92号 さつま町宮之城伝統工芸センターの指定管理者の指定について」、「議案第93号 さつま町鶴田ダム公園及びさつま町大鶴ゆうゆう館の指定管理者の指定について」、「議案第94号 さつま町紫尾温泉神の湯ふれあい館等の指定管理者の指定について」、「議案第95号 さつま町かぐや姫グラウンドの指定管理者の指定について」であります。

以上、22件につきましては、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、さつま町が管理するそれぞれの施設について、さつま町公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条

例第7条第1項の規定により、指定管理者に当該施設の管理を行わせる指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

次に、「議案第96号 平成22年度さつま町一般会計補正予算（第9号）」についてであります。

今回の補正は、保育所運営費に要する経費及び開発振興費、国民健康保険財政対策費、畜産業費、農業農村振興費、並びにその他所要の経費を補正しようとするものであります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,309万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ135億7,927万3,000円とするものであります。

次に、「議案第97号 平成22年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」についてであります。

今回の補正は、総務管理費、特別対策事業費、高額療養費、出産育児諸費、後期高齢者支援金と老人保健拠出金、介護納付金、保健事業費、基金積立金、並びに諸支出金に要する経費を補正しようとするものであります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,482万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億554万3,000円とするものであります。

次に、「議案第98号 平成22年度さつま町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）」についてであります。

今回の補正は、一般管理費に要する経費を補正しようとするものであります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ25万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,504万2,000円とするものであります。

次に、「議案第99号 平成22年度さつま町水道事業会計補正予算（第2号）」についてであります。

今回の補正は、収益的支出及び資本的支出の経費を補正しようとするものであります。収益的支出において9,000円減額し、収益的支出の総額を1億3,478万5,000円とし、資本的支出において18万1,000円追加し、資本的支出の総額を1億540万2,000円とするものであります。

以上、29件の内容につきましては、それぞれ所管の課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

#### ○消防長（高木 卓朗君）

それでは、議案集の71ページをお開きください。「議案第71号 さつま町手数料徴収条例の一部改正について」内容の御説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

続きまして、議案集の72ページをお開きください。「議案第72号 さつま町火災予防条例の一部改正について」内容の説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

#### ○災害復興対策課長（目床 順司君）

災害復興対策課の目床です。「議案第73号 さつま町都市公園条例の一部改正について」であります。

〔以下議案説明により省略〕

#### ○企画課長（湯下 吉郎君）

議案集の74ページをお開きください。「議案第74号 さつま町健康ふれあいセンターの指定管理の指定について」内容の説明をいたします。

[以下議案説明により省略]

次のページをお開きください。「議案第75号 さつま町観音滝公園及びさつま町観音滝公園交流センターの指定管理者の指定について」説明いたします。

[以下議案説明により省略]

続きまして、76ページであります。「議案第76号 さつま町ガラス工芸館の指定管理者の指定について」。

[以下議案説明により省略]

**○議長（中尾 正男議員）**

議案説明の途中ですが、ここでしばらく休憩します。再開は、おおむね10時40分とします。

---

休憩 午前10時31分

---

再開 午前10時40分

---

**○議長（中尾 正男議員）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

議案説明を続けます。

**○福祉課長（二階堂清一君）**

議案集の77ページであります。「議案第77号 さつま町宮之城ひまわり館の指定管理者の指定について」であります。

[以下議案説明により省略]

次に、78ページです。「議案第78号 さつま町老人福祉費センターいぬまき荘等の指定管理者の指定について」であります。

[以下議案説明により省略]

**○社会教育課長（岩元 義治君）**

79ページをお開きください。「議案第79号 さつま町鶴田地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について」であります。

[以下議案説明により省略]

続きまして、「議案第80号 さつま町神子地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について」であります。

[以下議案説明により省略]

続きまして、「議案第81号 さつま町柏原地区集会施設の指定管理者の指定について」であります。

[以下議案説明により省略]

**○農政課長（平田 孝一君）**

議案第82号から議案第87号までの議案6件について御説明申し上げます。

議案集の82ページをお開きください。「議案第82号 さつま町つるだ特産品販売所の指定管理者の指定について」であります。

[以下議案説明により省略]

次に、83ページをお開きください。「議案第83号 さつま町さつま特産品直売所の指定管理者の指定について」であります。

[以下議案説明により省略]

次に、84ページをお開きください。「議案第84号 さつま町柊野農村広場の指定管理者の指定について」であります。

〔以下議案説明により省略〕

次に、85ページをお開きください。「議案第85号 さつま町平川郷の指定管理者の指定について」であります。

〔以下議案説明により省略〕

次に、86ページをお開きください。「議案第86号 さつま町宮之城ちくりん館の指定管理者の指定について」であります。

〔以下議案説明により省略〕

次に、87ページをお開きください。「議案第87号 さつま町薩摩農産物加工センターの指定管理者の指定について」であります。

〔以下議案説明により省略〕

#### ○耕地林業課長（山口 良一君）

それでは、「議案第88号 さつま町白男川紫陽館の指定管理者の指定について」内容を説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

次に、89ページでございますが、「議案第89号 さつま町大野活性化センターの指定管理者の指定について」内容を説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

次に、90ページ、議案第90号でございます。さつま町尾原活性化センターの指定管理者の指定について、内容を説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

続きまして、91ページの議案第91号でございます。さつま町紫尾山きららの里キャンプ場の指定管理者の指定について、その内容を説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

#### ○商工観光課長（赤崎敬一郎君）

それでは、議案集の92ページをお開きいただきたいと思っております。「議案第92号 さつま町宮之城伝統工芸センターの指定管理者の指定について」であります。

〔以下議案説明により省略〕

続きまして、93ページ、「議案第93号 さつま町鶴田ダム公園及びさつま町大鶴ゆうゆう館の指定管理者の指定について」であります。

〔以下議案説明により省略〕

#### ○耕地林業課長（山口 良一君）

94ページになりますが、「議案第94号 さつま町紫尾温泉神の湯ふれあい館等の指定管理者の指定について」内容を説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

#### ○災害復興対策課長（目床 順司君）

「議案第95号 さつま町かぐや姫グラウンドの指定管理者の指定について」でございます。

〔以下議案説明により省略〕

#### ○財政課長（下市 真義君）

それでは別冊になります。「議案第96号 平成22年度さつま町一般会計補正予算（第9号）」につきまして、説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○健康増進課長（村山 茂樹君）

それでは「議案第97号 平成22年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」について御説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○介護保険課長（中村 慎一君）

続きまして、議案第98号でございます。平成22年度さつま町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

〔以下議案説明により省略〕

○水道課長（脇黒丸 猛君）

それでは「議案第99号 平成22年度さつま町水道事業会計補正予算（第2号）」について説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（中尾 正男議員）

ただいま議題となっております各議案に対する総括質疑は、12月10日の本会議で行いますので、当日まで審議を中止しておきます。

---

△日程第37「議案第100号 さつま町過疎地域自立促進計画の策定について」

○議長（中尾 正男議員）

次に、日程第37「議案第100号 さつま町過疎地域自立促進計画の策定について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

「議案第100号 さつま町過疎地域自立促進計画の策定について」であります。これは、過疎地域自立促進特別措置法の一部改正により、法律の有効期限が延長されたことに伴い、同法第6条第1項の規定に基づき、新たにさつま町過疎地域自立促進計画を定めようとするため、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、企画課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○企画課長（湯下 吉郎君）

議案集の100ページをお開きください。「議案第100号 さつま町過疎地域自立促進計画の策定について」内容の説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（中尾 正男議員）

ただいま議題となっております議案第100号に対する質疑は、12月24日の本会議で行いますので、当日まで審議を中止しておきます。

---

△日程第38「議案第101号 川薩広域市町村圏協議会の廃止について」

○議長（中尾 正男議員）

次は、日程第38「議案第101号 川薩広域市町村圏協議会の廃止について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

「議案第101号 川薩広域市町村圏協議会の廃止について」であります。これは、広域行政圏計画策定要綱の廃止、並びに第4次川薩広域市町村圏計画基本構想の期間が平成23年3月31日をもって満了となることに伴い、同協議会を廃止しようとするため、地方自治法第252条の6の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、企画課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○企画課長（湯下 吉郎君）

議案集の101ページでございます。「議案第101号 川薩広域市町村圏協議会の廃止について」内容の説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（中尾 正男議員）

これから本案に対する質疑を許します。質疑はありますか。

○麥田 博稔議員

今まで川薩広域市町村圏の計画というようなことで協議会を立ち上げて、いろいろ陳情とかされたと思うんですけども。

これがなくなることで、次に川薩地域振興局内で立ち上げるということですが、なくなることによって、私たちのまちに影響があることはないのか。あと、その協議会ができれば、そっちのほうで完全にカバーできるのか。それから、もし今までこれで積み残した懸案があったら教えていただきたいと思えます。

○町長（日高 政勝君）

この広域市町村圏の関係につきましては、昭和40年代の高度成長期の時期にできた関係でございますが、当時、非常にモータリゼーションが普及をするということやら、日常生活圏においても非常にこういうモータリゼーションの関係で、広域的な範囲があるということで、こういうことを背景にしまして、都市あるいは農村部のこういう漁村も含めてですが、一体的な地域振興の整備を図る必要があるということで、この広域市町村圏というのが出てきたわけでございます。

やはり社会経済情勢の変化ということもございまして、人口がどんどんやっば減っていく時代に入っておりますし、また合併がございまして、非常に広域圏の枠というのがもう限られてきたと。もう1町村になったり、あるいは川薩におきましても、薩摩川内市とさつま町だけになってしまうというようなことございまして、いろんな事情から大きな変化を遂げてきているというようなことございまして。当初の考え方からいきますと、非常に時代の趨勢によりまして、ひとつの役割を終えたというようなことになっておるところでございます。

定住自立圏構想とかいろいろ出てまいりましたが、これらについても、薩摩川内市とも協議をしておりますけども、まだこれについては、それぞれの中で十分やっていけるというようなことで、それも今のところ具体的になっていないところでございます。ただ、薩摩川内市は薩摩川内市だけで、今、甕島という関係がありますので、そういう中でやっているというようなこと

でございます。

今後、取り扱いをどうするかということでございますが、県内の広域圏の市町村です。ほとんどが、まだ協議を進めているということで、どういう形でやっていくのか、計画が23年まであるところ、あるいは24年の3月まであるところ、いろいろありますので、その計画が終わった段階で、また一部事務組合をつくるのか、あるいは任意的な協議会を設けてやっていくのかということでございますが、本町におきましては、薩摩川内市と今のところ話し合いをしておりますのは、今の北薩広域圏の地域振興局の管内、こういうパターンがひとつのめどになるのではないかと、今話し合いを進めておりますけれども、ただほかの市町村とのいろいろな事情がありますので、まだ具体的に進んでおりません。

ただ、事務的な段階で、今後そういった協議会設置に向けた、任意的な組織として立ち上げていきたいというようなこともあるようでございますので、今後話し合いの段階において、また状況についてはお知らせを申し上げていきたいと思っております。

ほとんど今まで、広域圏の中で、先般まで県あたりにいろんな要望活動を行ってきておられて、それなりの成果というのは出てきているかと思っておりますけれども、そのような背景もございまして、今このような状況になっているということでございます。

○**麥田 博稔議員**

今、町長が言われましたように、とにかく近隣市町といえどもいろいろ利害関係があつて、調整がなかなか難しい面がありますけれども、それらは乗り越えて、やはり我がまちの発展のために、その協議会の中で意見を出して、そして国のほうに要望とか、県に要望をしていただくように要望をしておきたいと思えます。

○**議長（中尾 正男議員）**

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（中尾 正男議員）**

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（中尾 正男議員）**

異議なしと認めます。よつて、本案は委員会付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（中尾 正男議員）**

討論なしと認めます。

これから議案第101号を採決します。

お諮りします。本案はこれを可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（中尾 正男議員）**

異議なしと認めます。よつて、「議案第101号 川薩広域市町村圏協議会の廃止について」は可決されました。

---

△日程第39「議案第102号 人権擁護委員候補者の推薦について」

○議長（中尾 正男議員）

次は、日程第39「議案第102号 人権擁護委員候補者の推薦について」を議題とします。  
提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

「議案第102号 人権擁護委員候補者の推薦について」であります。

人権擁護委員のうち宮田和子氏が、平成23年3月31日付をもって任期満了となることによりまして、引き続き同氏を推薦しようとするものであります。人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

内容につきましては、町民課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○町民課長（前田 淳三君）

では、「議案第102号 人権擁護委員候補者の推薦について」でございます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（中尾 正男議員）

これから本案に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

討論なしと認めます。

これから議案第102号を採決します。

お諮りします。本案は、これを適任と決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第102号 人権擁護委員候補者の推薦について」は、適任と決定しました。

---

△日程第40「陳情について」

○議長（中尾 正男議員）

日程第40「陳情について」であります。

本日まで受理した陳情については、お手元にお配りした文書表のとおりであります。所管の常任委員会に審査を付託します。

---

△散 会

○議長（中尾 正男議員）

以上で、本日の日程は全部終了しました。12月9日は午前9時30分から本会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

散会時刻 午前11時41分

平成22年第8回さつま町議会定例会

第 2 日

平成22年12月9日



平成22年第8回定例会一般質問  
平成22年12月9日（第2日）

順番	(議席番号) 質問者	質問事項・要旨
1	(8) 平田 昇	<p>1 財政について</p> <p>(1) 平成23年度の予算編成の基本方針を伺う</p> <p>(2) 財政運営上、負担加重となっている施設の処分は考えられないか</p> <p>(3) 伝統芸能の振興とねぶたについて</p> <p>2 水害対策について</p> <p>(1) 昭和47年及び平成18年の水害の原因をどう結論づけるべきか</p> <p>3 介護問題について</p> <p>(1) 介護支援ボランティアのポイント制について検討されないか</p>
2	(6) 新改 秀作	<p>1 指定管理者制度について</p> <p>(1) 民間が持つ能力や知識により、サービスの向上と効率的な管理運営を行うことを目的に、指定管理者制度が創設されたところであるが、当町施設における概要について伺う</p> <p>① 指定管理者制度の導入効果について</p> <p>② 指定管理者の評価基準とその評価方法について</p> <p>③ 指定管理期間満了に伴う次期指定管理者の選定基準について</p>
3	(16) 市来 修	<p>1 平成23年度の事業計画について</p> <p>(1) 本町の活力ある地域振興対策について伺う</p> <p>① 豊かな地域資源を活かした活力あるまちづくりの具体的な取り組みについて</p> <p>② 一公民館一品運動の具体的な取り組みについて</p>
4	(12) 柏木 幸平	<p>1 友好交流について</p> <p>(1) 平成18年と本年に友好交流協定を締結した中種子町と鶴田町との交流を、どのように展開していくのか伺う</p> <p>2 新幹線開通に向けた取り組みについて</p> <p>(1) 新幹線開通に向け、各自治体等では観光客増加への期待を込め、呼び込みの計画をされている。本町の取り組みと今後の計画を伺う</p> <p>3 健康増進について</p> <p>(1) 町民の健康を増進する施策として朝ごはんの定着をさらに推進する考えはないか伺う</p>
5	(14) 内田 芳博	<p>1 学校施設整備について</p> <p>(1) 学校施設、とりわけ校庭にあっては、体力向上や体育授業の場として大いに利活用されているものの、雨天後の状況は、その排水能力の低さから水が引かず、利用までに長時間を要するなど、大きな障害となっている学校も少なくない。こうしたことから、校庭の排水施設及び表土の置換えなど、再整備を推し進める考えはないか伺う</p> <p>2 本庁舎への進入路整備について</p> <p>(1) 本庁駐車場は庁舎周辺をはじめ、ひまわり館近辺に職員対応の</p>

順番	(議席番号) 質問者	質問事項・要旨
		<p>駐車場を有している。新庁舎建設に向けて協議が進められている中、メインの進入路に加え、町民や職員がスムーズに入れるよう庁舎裏側（東別館方面）からのアクセス道路を整備する考えはないか伺う</p> <p>3 農産物販路拡大について</p> <p>(1) 先に青森県鶴田町との友好交流協定の締結を行ったところであるが、こうした機会をとらえ、北と南の農産物交流を推し進め、販路拡大を図る考えはないか伺う</p>
6	(5) 川口 憲男	<p>1 公の施設管理について</p> <p>(1) 町の行政財産の管理、整備等を進め、きれいなまちづくりを行う公的機能の組織を立ち上げる考えはないか、町長の考えを伺う</p>
7	(2) 東 哲雄	<p>1 農業振興について</p> <p>(1) 米の価格低迷が進む中、水稻主体の経営はますます厳しい状況になる。水田の利活用による農業所得向上をどう進めていくか、町長の考えを伺う</p> <p>(2) J A北さつまにおける産地間競争に向けた「さつまブランド」確立をどう連携し進めていくのか、町長の考えを伺う</p> <p>(3) 農林業いきいきプランの今後の計画について伺う</p>

平成22年第8回さつま町議会定例会会議録

(第2日)

○開議期日 平成22年12月9日 午前9時30分

---

○会議の場所 さつま町議会議事堂

---

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(20名)

1番 森山大議員	2番 東哲雄議員
3番 麥田博稔議員	4番 米丸文武議員
5番 川口憲男議員	6番 新改秀作議員
7番 平八重光輝議員	8番 平田昇議員
9番 舟倉武則議員	10番 岩元涼一議員
11番 内之倉成功議員	12番 柏木幸平議員
13番 楠木園洋一議員	14番 内田芳博議員
15番 桑園憲一議員	16番 市來修議員
17番 新改幸一議員	18番 木下敬子議員
19番 木下賢治議員	20番 中尾正男議員

欠席議員(なし)

---

○出席した議会職員は次のとおり

事務局長 王子野建男君	議事係長 中間博巳君
議事係主幹 平木場達郎君	議事係主査 垣内浩隆君

---

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町長 日高政勝君	教育長 東修一君
副町長 和気純治君	教委総務課長 山口正展君
企画課長 湯下吉郎君	学校教育課長 有馬修吾君
商工観光課長 赤崎敬一郎君	文化課長 北原美義君
介護保険課長 中村慎一君	農政課長 平田孝一君
健康増進課長 村山茂樹君	
総務課長 紺屋一幸君	
財政課長 下市真義君	
災害復興対策課長 目床順司君	

○本日の会議に付した事件

第 1 一般質問

△開 議 午前9時30分

○議長（中尾 正男議員）

ただいまから平成22年第8回さつま町議会定例会第2日の会議を開きます。

△日程第1「一般質問」

○議長（中尾 正男議員）

日程第1「一般質問」を行います。

一般質問は、一問一答方式となっております。質問時間は答弁を含めて60分とし、質問回数の制限はありません。質問通告に従って、発言を許可します。

まず、8番、平田昇議員の発言を許します。

[平田 昇議員登壇]

○平田 昇議員

年末を前にしますと、来年度における我がまちの予算編成はどこに重点を置かれるだろうか、これは私たちが等しく関心を抱く課題であります。

町長は、国、地方が等しく抱え込む借金、現今の経済情勢による税収の減等を勘案した結果、今後、特に来年度の行財政運営、そのための予算編成の重点をどこに置こうとされるか、基本的な町長のお考えを質そうとするものです。

次は、町の財政運営に大きな重圧となっている公の施設の管理運営費を少しでも軽くするため、町にとってどうしても必要な施設以外の施設は廃止してもいい、解体、あるいは地元への無償譲渡、または売却処分等は検討されないのかとの町内の声を受けて質問の通告をいたしましたものですが、先般の全協の場で担当課より、検討はいたしたが処分は不可能であるので、あび〜る館、滝の宿を初めとする諸施設は、指定管理の委託を継続する方針であるとの説明を受けているところでございます。

このような公的資金によって設置された施設の管理運営の委託を受けた業者が営業上、民間業者と競争することは、公的施設という優位な条件で民間業者等を苦しめるに至っていることと、管理の委託を受けた業者の営業上の都合で施設の改修がなされ、町はそのため金をつぎ込む結果に及んだ、このように公的施設の管理運営の委託を受けた業者の営業は、自己投資という苦しみの営業を迫られている民間業者を圧迫していることは明白であります。

このことを私は前の町長に言い続けてきた。これに対して、当時の副町長から、5年間の指定管理の期間が終了する段階で、施設管理の見直しを検討するとの答弁を受けていたところであります。

その後、町長がかわったとはいえ、契約の期間が終了する平成22年度で検討に入られたのであれば、その内容を示していただきたい。処分できる、売却できる施設は選び出せなかったのか、また施設の管理を委託された方の営業上の都合で管理受託者の意のまま、思いのまま、町の施設を改造できることの取り決めでよいのか、また、指定管理業者の選定には競争性が働いたのか。

振り返りますと、昭和の終わりから平成初めにかけて、全国の地方は国のリゾート法によって施設をつくれ、施設をつくれで、しりをたたかれ走らされた。その結果が国、そして全国地方公共団体を借金という水の中にどっぷり沈めてしまったのであります。

町長は、我がまちにお荷物になる遊休施設とも言えるこうした施設をもう解消する、解体する、廃止する、地元へ無償で譲渡する、また、売却するということを検討するお考えはないか、この件を質すわけでございます。

次に、私は伝統芸能の振興として、青森県のねぶたに対する町長の考え方を、町の財政運営上

から質すものです。

さつま町合併5周年記念祭を盛り上げるため、青森県から85人の方が来町され、実に見事に盛り上げられたとのこと、遠く離れている方々と新しく親しい関係を築き上げることを決して悪いとは思わないが、なぜさつま町にもねぶたなのか。鶴田町という旧町名が動き出すきっかけだったのか。来町された方々の旅費、宿泊費を町がどれだけ見てあげたのか。伝統芸能の振興を公約されている町長は、ねぶたへの本町の取り組みをどう位置づけされているのか質したいのでございます。町民の中にも関心が広がってまいります。

私は欠席だったが、さつま町議会は全協で各議員一人一人が毎月5,000円ずつ積み立てることを申し合わせたそうです。これからのねぶた行事に備えるためのものらしいが、こんな悠長なことが考えられる時代だろうか。さつま町が昔から引き継いできている芸能のため、鐘、太鼓を新しく買おうと言うなら判ります。町内には、そして私たちの身近には、もっと大事な問題が潜んでいるのではないかと。

ねぶたについては質問される議員も控えておられますので、私の質問はこれだけです。町長の伝統芸能について、基本的な考え方とねぶたへの取り組みについて伺います。

次は、川内川水害の原因究明ということで質します。

川内川の激特事業が本格的にスタートした。このときなぜ私は昭和47年度と平成18年の大水害の原因究明にこだわるか。

被災者の胸のうちには、川内川の大水害という悪の根源はダムにあるという共通の思いが潜んでいるからです。しかし、被災者として、そして広く町民にもダムが悪いのだという思いを、みんなで持ち合って国に立ち向かう力はない。「あなた方を100年に1回、200年に1回の水害から守るためダムをつくるのです。」と説明されてつくられたダム、そのダムができて10年もしないうちに今までにない大水害、さらに30数年後の平成18年にはさらなる大水害、そこでダム再開発という名で進められるダム改造に600億円の国費、なぜ私がこんな発言をするか、激特事業に、そしてダム改造に、あるいは分水路にどんな説明をされても、今までを振り返れば、またまた水害が発生しても不思議ではないという思いが被災者の中に、町民の中にあるからでございます。

そうならば、その時代の人々は何と言うだろうか。昔の人たち、つまり現在の私たちです。昔の人たちが、なぜ水害の原因を究明して、徹底究明して、その対策を求めなかったのだろうか。だから私たちはこういう苦しい思いをするのではないかと。そう思うのは間違いはない。残念なことです。だから、こういう発言もあったという記録を、せめて会議録に残したいという思いも、質問することになった動機の一つです。

町長は、平成18年の水害は川内川上流から下流の沿線に今までにない降雨量があったからという国の説明を、今でも疑いを持たずに受け入れておられますか。さらにさかのぼって、ダムができて10年もたたないときの水害をどう受け取られていますか。

次は、介護について質問します。

一人の御夫人が介護問題を論じているという新聞を手にしてこう言われます。「私も介護支援に奉仕の気持ちで取り組んできました。いつでも皆さんのお役に立ちたいという気持ちは持っています。介護支援に従事しながら感じることは、例えば、寝たきりになられた方が涙を流して感謝される姿に、自分に充実感がわいてくることです。社会的弱者という立場に置かれた方に、周囲が温かい手を差し伸べるという助け合いの慣習が広く行き渡ることで、その一方では、介護支援のサービスに尽くした人には、将来必ず温かいお返しも約束されるはずだ、そうでなければおかしい、そういう思いでいたとき、この新聞記事が目にとまりました。」と言われます。

記事の内容は、地域で介護支援に活動した時間を積み立てていて、やがて自分が年をとって介護を受ける立場になったとき、自分がこれまでの介護支援で積み立てていた分を自分への介護に返していただく。この介護支援ボランティアのポイント制を取り入れている例が、全国にあるという記事の内容です。御夫人は「この制度に期待します。」と言われます。

私は新聞社に問い合わせ、東京都内の3区役所、そして1市役所、そして静岡県の袋井市役所に電話で尋ねました。1区役所からは資料も送付を受けました。各役所の介護課から返ってきた説明で共通している点は、「まだこの制度はスタートしたばかりで、介護支援に参加して積み立てた分が自分の介護に返ってくる制度までには至っていません。現在はポイント制で年上限8,000円、あるいは所によっては5,000円の報酬制をとっている。この制度を取り入れた地方団体は現在全国で50ぐらいだが、今後増えるだろうと、来年は100を超えるだろうと、厚労省はよんでいる。」と言われます。

「現在は報酬制だが、やがてこれが時間預託制へのステップになるだろう。何よりも皆が支え合う、助け合うという機運が盛り上がりつつあるのが大きな成果である。」と説明されました。すばらしいことです。

さつま町もこの取り組みを検討するのではないのかとの御夫人の意見に同感した私は、この問題を町長に質問をすることにしました。

前向きな御答弁を期待して1回目の質問を終わりますが、財政については町長の基本的な予算編成の方針。町有の施設については解体してもなくする、あるいは地元への無償譲渡、民間への売却にするものはないのか、指定管理者による受託者は自分の都合で施設を改造できる取り決めか、指定管理者の選定に競争性は働いたのか。伝統芸能の振興については、町長は伝統芸能として、その振興ということをどう意義づけされているか、定義づけ、ねぶたの取り入れについてどう考えておられるか。水害対策について、町長は平成18年の水害は、国の今までにない降雨量によるものであるとの説明を受け入れておられますか、昭和47年の水害の原因をどう受け取っておられますか。介護問題については、先ほど申しましたように、検討してくださいという、これが1回目の質問であります。

〔平田 昇議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

#### ○町長（日高 政勝君）

一般質問の第1日目ですスタートをお切りになりました平田昇議員にお答えをさせていただきます。

まず、3点目の第1であります平成23年度の予算編成の基本方針を問うということに対しまして、お答えをさせていただきます。

いよいよ新年度を目前に控えているわけですが、平成23年度の予算の編成作業を進めるに当たりまして、11月30日に課長、係長を対象にいたしまして、予算編成の方針説明会を開催いたしました。編成作業を進めるに当たりましての基本的なこととしまして、国とか県の施策に合わせて進めるべき事務事業というのが当然あるわけですが、国の予算の関係につきましては、御承知のとおり、国会の状況がこういう情勢になっておりますので、なかなか今のところ、来年の予算に向けての状況が不透明であるということでございます。

菅総理とされましては、12月24日までには政府案を示せたらという考え方もお持ちであるようでございますけれども、今のところはっきりとした見通しは立っていないようでございます。前年に引き続きまして、なかなかこういった国の動向というのが詳細につかめませんので、なかなか地方にとりまして、大変苦慮をしているというのが実情でございます。

この説明会におきまして、現在、地方公共団体を取り巻く状況というのを踏まえまして、本町の置かれました財政事情というのを十分説明をいたしております。そういう中で、基本方針をお示しをしたところでございますが、特に私はこういう場に立たせていただいておりますので、当然として、私の町政に対する考え方というのを示すわけでございますが、マニフェストをそれぞれ掲げておりますので、それを中心に今までの進行管理、それから今後の取り組みということについて説明を申し上げました。

そしてまた、行政改革も第1次が終わりまして、今第2次に向かっている大綱を示して、いろいろな民間の意見のこともいただきながら、そしてまた、町の行革本部でもいろいろ審議をしまして定めておりますので、そういった行革の推進、こういったことも含め、さらには現在総合振興計画の後期計画も推進中でありまして、この振興計画の後期計画。そしてまた、今回の12月の定例会に提案を申し上げます過疎自立促進計画、こういったこと等の整合性も当然とっていただきたいということで申し上げたところでございます。

幾つかの要点がございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、マニフェストにあります事務事業の推進を掲げております。

それから、このことにつきましては、今までも各課とヒアリングを行いながら、そして、それに対する企画書を提案をいたしまして、それぞれ評価を加えながら、見直せるところは見直しをしながら推進をしていきたいということに努めておるところでございます。

行政改革につきましても、今申し上げましたとおり、とにかく財政基盤を強化を図って行くという基本的な考えがございますので、そういった形で行革は引き続きさらに進めていきたいということをお願いするところでございます。

いずれにいたしましても、現段階におきましては非常に国、県の動向というのが不透明な状況でございます。本町の財政構造というのは、御承知のとおり7割が国、県の依存財源に頼っておりますので、必然的にそういった動向というのを注視をする必要がございますので、今後におきましても、それらの動向というのを十分注視をしながら、財源の法則をしっかりと、健全な予算編成作業を進めてまいりたいと考えているところでございます。

今ちょうど国の第1次補正とか新年度のこういった予算編成のちょうど時期を迎えておりますので、これからがしっかりとその辺のところを把握をしていく必要があるかと思っておりますのでございます。

私どものほうで考えておるところは、先ほど申し上げましたとおりの方針を持って臨んでいきたいと思っておりますのでございます。

それから、2問目の財政運営上負担過重となっている施設の処分は考えられないかということでございます。

ちょうど今回の本議会の中に、指定管理制度の議案等も多数提案を申し上げているところでございます。ちょうど期限が来たということで、昨年度の段階から、各課長のほうには、それぞれ十分この施設の管理については、今のこういう時分であるので、どういう形が本当にこの施設の管理上ふさわしいのかということは十分検討いただきたいということで提案をいたしておりました。

その結果、今回提案をしているような状況になっているわけですが、やはり、例えば財産を処分する、あるいは用途を変更する、廃止をするとなりますと、やはり、今までそれに応じて補助金をもらったり、あるいは起債を起しているわけですので、それをやっぱり財産処分、あるいは用途変更となりますと、当然とその許可官庁の許可を必要とするわけがあります。

例えば、補助金の適正化法というのがそれぞれ定められております。目的によってこの部分は

耐用年数が幾らと、それまではちゃんとそういう施設の効用のために使っていただきたいということになっておりますし、起債も当然としてそういう耐用年数に応じて、その建物の構造によって、20年、30年ということで償還が決まってるわけでありますので。

例えば、その途中において、例えば民間に譲渡したりとか、あるいは用途を変更してとなると、やっぱりその官庁の許可を受けなければならない。そしてまた、許可を得るためには繰上償還というのが生じてくるわけです。

そうなりますと、今の段階でやりますと、当然と起債もまだ相当数残っております。そしてまた、補助金の適正化法に基づいたそういう許可官庁の許可を受けられるかという問題がありますので、やはりその辺のところは十分見きわめた上でやらないといけないということでございまして、今の段階では、よりやっぱり効率的に、できる法律の中で運用していかざるを得ないということでございます。

確かに、今この公共施設の管理運営については、過去いろんな変遷がございまして。公共的団体でないと委託ができないとか、あるいは公益的なそういう効用が発揮されるものでないといけないとか、いろんな形で直営以外はそういう縛りがございましたが、もう最近そういっておられないということで、いわゆる財政のひっ迫した中においては、いろいろ民間の技術、ノウハウを生かして、よい住民サービスが図れる形にしたらどうかということで、指定管理制度ができてきたわけでありまして。民間団体のそういった技量によって施設の運営をして、より住民サービスが図れるという形になってきておるわけでありまして、今の段階ではそういう形で手続きをせざるを得ないという形にしておるところでございます。

もちろん今回も提案しておりますとおり、5年間という一つの期間がございまして、その中でも、どうしてもやっぱりこれらもう民間に任せたいほうが良いと、あるいは処分をしたほうが良いということになりますと、その期間内であっても私は起債の償還、あるいは補助金の適正化法の国の承認を得られれば、民間の譲渡なり、あるいは財産処分というのは当然としてやっていくべきだと、そういうふうな基本的な考えを持っておりますので、その辺は御理解をいただきたいと思うところでございます。

ただ、今途中でやりますと、何千万という一括償還とか、そういう財政的な問題というのが発生をしますので、それがかなり町の財政に影響をすることでありまして、その辺はちょっと状況を見る必要があるかと思っておりますのでございます。

それと財政の問題についての伝統芸能の振興とねぶたでございまして、伝統芸能の振興の問題でありますけれども、本町には地域集落ごとに代々受け継がれております郷土芸能というのが数多くあります。

それぞれの地域の皆さん方が地域の自主的な取り組みとしまして、こういった伝統芸能が保存・継承されてきているわけございまして、こういったことの活動というのは、やはりお互いに異年齢の中で、やっぱり年配の方から子どもたちに至るまで、地域の連帯感を深める非常に絶好の機会でありまして、子どもたちの青少年の育成をする、非常にすばらしい機会になっていると思っておりますので、そのことが地域の活性化につながると、核になっているんだと、私はそういうふうな思っております。非常に意義の深い取り組みであると思っておりますので、これからも、これについては行政としまして推進をしていきたいと思っておりますのでございます。

特に高齢化、過疎化が進んでおりますし、なかなか指導者の関係の皆さん、大変な御苦労があります。そしてまた、指導者の不足とか、あるいは後継者の皆さん方も若い人たちがいないということで、大変な御苦労もあることも承知をいたしておりますが、そういう中でも、小学生なり、そういう小さい子どもたちまで入っていくことが、今後の地域活性化の方向につながっていくこ

とだと思っておりますので、そのような意義もあるということで、これからも推進をしていきたいと思っております。

これにつきましては、やはり地域によって発表する機会を独自で設けていらっしゃる場所もありますが、いろんなイベントを通じて。やはり町の全体として何年に1回は、こういう機会を設けて、やっぱりやって、皆さん方が意欲を持って取り組んでいただく、そして村に活性化、まちの元気づけになっていただければ非常にありがたいことだと思っております。

私が特に考えておりますのは、マニフェストにも掲げた関係で、ことしの5周年の記念式典の際に合わせまして開催をしていただきました。本年も19の公民館から、それからまた3つの文化少年団のほうからも出演をいただきまして、非常ににぎやかに町民の皆さん方も多数集まっていたいただきまして、非常に活性化できたと思っているところでございます。

できましたら町民体育祭が2年に1回ということで今開催をされておりますので、その町民体育祭がない年には、こういった郷土芸能祭の発表会をしていきたいと思っておるところであります。

ただ、その発表の仕方については、それだけではなかなか難しい問題がありますので、今の秋祭りということで、さつまフェスタというのをやっておりますが、あれも非常に秋のビッグイベントとして大変な人気をはくしております。

そういう中で郷土芸能祭ができたらいいのかなと、同時開催という形でできたら、非常にさらに盛り上がりできるのかなと思っております。

ただ、ことしみたいに全部の公民館に出演をしていただくということにはならないかと思いますが、できたら2年に1回となりますと、やはり半分程度ですか、10公民館から出ていただく、そのほうが余り無理がないのかなと思っております。ただ、余り4年に1回となりますと、やっぱり伝承することが途切れてしまうという嫌いもありますので、できたら、この町民体育祭がない年の2年に1回と、そういう割合で開催をできたらなと思っているところでございます。そういう形で、こういった貴重な地域の伝統芸能が伝承されたなと思っております。

先ほど申し上げましたとおり、やはり青少年の育成にもなりますし、地域の活性化にもなると、私はそういうふうにも思っておりますので、これについては引き続き取り組みをしたいと思っておるところでございます。

それから、ねぶたの関係でございますが、これについては前の鶴田町の時代に、宮之脇町長の時代に、同じこの日本の国に鶴田町というまちが2つしかないと、あそこに行つてどういうまちかということで、職員を派遣をされてから、そしてまたその前もいろんな形の民間のレベルの交流があったということでお伺いをしておりますが、その後、姉妹都市の盟約もされて、いろんな交流がされておりましたけども、今でもそれがずっと民間レベルで続いていたというようなこともございまして、たまたまこれもまた今回鶴田町のほうからもねぶたの寄贈もいただきましたので、それを縁にしまして、今続いております太鼓の関係、あるいは鶴凧との関係、いろいろありますが、そのほか基本的なことは、物産も、地域の気候風土が違いますので、そういう人、物の交流というのは、非常に意義があるのかなと私は思っております。

特に、向こうでとれる農産物と向こうでは採れない物、こちらではもう採れて、向こうでは採れない、いろんなそういう違った農産物がありますので、そういう地域の農産物の交流ですか、物産振興ということにもつながると思っておりますので、そういう形ができないかなと思つて、先般もJAの北さつまの組合長、三役もこの交流会にはわざわざ出させてくれということで来ていただきまして、とにかくそういう形で農業振興の面からも、そういうつながりができていけばありがたいなと思つているところでございます。

人、物、文化等の交流が継続されてきておりましたので、ことしの青森の東北新幹線の開業、そしてまた、来春の九州新幹線の開業、こういう形でお互いにそういう交流が重なれば、非常に異文化としての交流がつながるといことは、非常にいいのかなと思っていますところでございます。

当時は、非常に、確かに郷土芸能は郷土芸能としてありますけれども、このねぶたについては、やはり東北地方の一番の大きな伝統芸能でありますので、これはなかなかそういう地域に行っても触れる機会ないわけですので、こちらでもそういう異文化に触れて、そういう新しい感動を持つ、そしてまた、一つの元気をいただく、そういう意味では、非常に私は意義があるのかなと思っています。

やっぱり子どもたちに、そういう機会を与えて、新しい感動という、夢っていうんですかね、そういうものを与えることも一つの行政の役割であると、私は思っております。

そういう意味では、もうあの熱気を見たとき、町民の。非常にすばらしいもので、また来年もぜひやってくださいと、もう私があちこちそのあと町内を回っておりますけど、たくさんいろんな人から、ほんによかったなど、大した祭りでしたなど、そういうことたくさん聞きました。

そういうことで、余り金をかけなくても、こちらにもそういう同好会もできておりますし、これまでも吹奏楽団とか、あるいはとどろ太鼓とか、音楽に関心の高い人たちがたくさんおって、我々もやらしていただきたいということもありますし、現にそういう組織もできておりますので、そういう人たちが中心になって、また交流ができたらいいいのかなと思っていますところでございます。

確かにお金については、宿泊等については、向こうは青森県の例の新幹線開業に伴って、青森県が経費を大分出しておりますので、そういう経費で宿泊等についても来ていらっしゃるようでございます。今回も青森県と鹿児島県の知事とが、それぞれそういう形で交流をしていきたいということでもありますし、鹿児島市と青森市ともまた近くそういう形の交流をされております。

そういうことで、とにかく経費のかからない段階で、そういう農業振興の関係、あるいはそれぞれ民間レベルでやっていらっしゃると思いますので、今後具体的なところはお互いに協議をしながら、どこまでできるのか行政レベルでできるのはどの辺かというのは、今後詰めをしていきたいと思っていますところでございます。

それから、水害対策についてでございますが、47年及び平成18年の水害の原因をどう結論づけるべきかということでございます。

本町は川内川の恩恵を受けつつ、雨季とか、あるいは台風時には過去幾度となく水害に見舞われてきております。

特に、昭和47年7月6日、梅雨前線に伴う豪雨によりまして、湯田、川原、虎居地区においては147世帯が流出をするという甚大な豪雨災害が発生をしまして、この水害から34年後の平成18年7月22日、18日から6日間の総雨量というのが、紫尾山で1,237ミリ、時間最大雨量は柏原で88ミリという至上かつてないような雨量の観測をいたしまして、本当に今まで経験をしたことのない記録的な豪雨であったと思っています。柏原、湯田、虎居、川原、山崎地区においては本当に未曾有の被災を受けたところであるところでございます。

この災害に対しまして、当時、被災地区住民からは、昭和47年の水害以来要望してきた川内川の中流域の河川改修が取り込まれなかったこと、あるいは鶴田ダムの放流の洪水調節等に対する不信、不満の声があったということも事実でございます。

昭和47年、平成18年のいずれにおいても、鶴田ダムの放流による災害という声が上がっておりますが、ダム操作等について町及び議会の特別委員会で調査、検討が行われたところでござ

いますが、国はダム操作は操作要領によって行われていて、予想を超える豪雨であったと、そのような回答をしております。

これに対しまして、昭和47年災害においては、当時の町長が国の責任において、一日も早く復興計画をお願いしたほうが適策であると、被災者に訴えまして、湯田の災害復興がなされた経緯がございます。

また、平成18年災害についても、町と議会が一体となりまして、復興に向けた要望活動が行われたところございまして、私も当時の豪雨災害対策調査特別委員会の委員長ということで、平成18年12月議会におきまして、被害拡大の究明について、国、県の要望事項の一つに入っているが、なかなか核としたものは得るに至っていないというようなこと、それから昭和47年の大水害以来要望し続けてきた急流域の抜本的な河川改修の遅れ、ダム放流の洪水調整等に対する不信、不満があり人災だという意見、一方では、記録的な未曾有の暴雨と重なって、天災の一面もあるとの見方もあるというようなことを表現をいたしております。

委員会としましては、これらのことを認識はしましても、こういった視点で、いずれかに特定して結論づけを行うことよりも、被災者の現状にかんがみ、一日も早く住民の安心、安全を期するための被災者支援、復興、防災対策に力を注いでいくべきだということに意見の集約を見たところ、こういう報告を行ったところでございます。

また、同特別委員会最終報告として、当時の中尾委員長より、平成21年3月定例議会で、鶴田ダムの操作について詳細な記録も入手し検討したが、疑問点等を解析するには専門的な知見が必要であり、当委員会での検討には限界があり、操作内容についての具体的な疑問は見出せなかったところである。このようなことから、災害の原因については、一部住民からあるように、河川整備の遅れはあるものの、確たる原因とはなり得ず、記録的な豪雨が原因と言わざるを得ないところであると報告がなされております。

御質問の水害の原因をどう結論づけるかということですが、これまでにない記録的な豪雨であったということはもう事実でございます。

昭和47年災害後の住民の強い要望によりまして、ダム操作規則が改正をされました。今回は学識経験者と住民代表らを加えました、鶴田ダムの洪水調節に関する検討会が設置をされまして、平成18年の記録的な豪雨を踏まえ、鶴田ダムにおける洪水調節機能の操作の検証及び洪水調節方法の見直し等、数回にわたる協議の結果、ダム操作が見直され、ダム操作に改善の余地があったことは認められますが、しかし、この災害の原因を究明するには、専門的な知識を有する大学や研究機関への調査依頼など、相当期間の年月、経費を要し、当然国と争うこととなれば、この期間においては災害復旧は済まないと予測され、原因の結論づけは困難と思うところであります。

現在の川内川河川激特事業と鶴田ダム再開発事業の早期完成に、引き続き国、県に強く働きかけまして、安全安心なまちづくりを進めることが、町の最大の役割と考えているところでございます。

次に、3番目の介護問題についてでございますが、いわゆる介護支援ボランティアのポイント制について検討をされないかということでございます。

このことにつきましては、確かにそういう新聞記事等もありまして、私も関心を持っておりました。平成19年5月に、厚生労働省から都道府県あてに、介護ボランティア活動への地域支援事業交付金の活用についてという通知がなされまして、少しずつ取り組みが始まってきております。こういう介護支援のボランティア制度についてのことでございます。

この制度につきましては、65歳以上の元気高齢者がボランティア活動を通して、地域貢献や社会参加をすることで介護予防を推進するというものであります。これを推進して支援する制度

としてポイント制度によって交付金化をして、介護保険料の一部にしてみようというものであります。

ボランティアの受入れ団体としましては、申し出によって市町村が指定するということと、ボランティア参加者に研修受講による登録制度とするなど、自治体のやり方によっては、いろんな工夫の取り組みがございます。

県内におきましては、霧島市、薩摩川内市の2自治体で、平成21年度から取り組まれております。これらのボランティア活動につきましては、介護予防に効果があるということ、あるいはポイント制で保険料の一部にかえてもらうということで、元気な高齢者づくりを推進するという考え方であります。

本町が置かれてる状況としましては、高齢者単独世帯の増加、認知症の高齢者の増加、老老介護の問題など、本当御心配されるところでございます。地域の介護支援のネットワークづくり、高齢者の社会参加活動を通じた地域社会福祉づくりを推進していかなければならないということで、今の公民会のほうでも福祉部、そういうものを設置して、地域でお互いに互助の精神で支え合う、そういうことができないかということで呼びかけをいたしているところでございます。

大事な部分であると考えますので、ポイント制の問題まで含めて、検討は今後進めてまいりたいと思っております。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

#### ○平田 昇議員

質問したことについて、町長の基本的な考え方は把握できたつもりでございます。

2回目の質問に入ります。財政についてからです。

先日の新聞が、地方に対する国からの交付税の特別加算、約1.5兆円を廃止する方針を財務省が示したことで、総務省が激しく反発していることを報じました。平成21年の麻生内閣からその後の民主党政権の平成22年までに合計2兆5,000億円が本来の地方交付税とは別枠で予算化され、交付税に加算して疲れ切っている地方を元気づけようとしてきたわけでございます。

この特別加算は廃止するというのです。これは何を物語っているか、はっきりしています。国に金はないのだということです。

もう一つ、これも新聞記事を引き合いにいたします。子ども手当の全額国庫負担を選挙公約にして戦った民主党が、手のひらを返して、地方に負担を迫り、地方の反発を呼んでいることも新聞が報じました。

子ども手当に必要な財源の厳正な積算をせず、人気取りが先に走った結果です。ここでも注目すべき記事が出てきます。子ども手当の政策を推進してきた厚労省の政務三役が、こんなに財源が足りないとは想定外だったと、ため息をついたというのです。私たちはこれをどう受け取ればよいのか。国政の推進という大役に当たる国会議員が、国の財政実情を認識していない、そういうことです。これではため息をつきたくなるのは国民です、地方の住民です。

しかし、いつまでも沈み込んでため息をついているわけにはいかない。どうするか。残された道は、地方の私たちが、さつま町の私たちが、国の、そしてさつま町の台所事情をしっかりと認識すること、国の一時的な人気取り政策に喜んでいては、その喜びはぬか喜びに終わってしまう、そのことを悟ること、どうすればよいか、もう1回言います。

私たち町民の一人一人が国、そして我がまちの台所事情をしっかりと認識し合う、そして今さつま町で大事な町政は、政策は何か、それを進めるには幾らかかるのか、そのためにしばらく我慢しなければならない政策は何か。そして、私たちが力を合わせてできることは何か、また、身の回りに弱り果てたかわいそうな人がいればどう手を差し伸べるか。この町民が心をつなげる

フトづくりを強調する私に、同僚議員の木下敬子議員が、「それこそがさつまの心ですよ。」と  
言ってくれました。以来、私はさつま町民が力を合わせて進もうとする心を「さつまの心」と呼  
ぶことにしています。

地方は国からの財政措置に頼らざるを得ない、先ほども7割方頼っているという制度になっ  
ています。その中で私たちは財政事情の厳しさをしっかり認識し、力を合わせて進もうというソフ  
トづくり、このさつま町の心づくりがまちづくりの基盤であると信じます。

日高町長は、国の地方に対する交付税に今後も期待すると述べられました。判りますが、国に  
その力があると思われているのか。私は厳しい実情を町民に認識してもらうため、町の先頭に立  
つ町長の強いリーダーシップを期待をするのですがどうでしょう。

こういう苦しい財政難に町はどう立ち向かっていくか、そのために必要な町民の心をどうある  
べきか、町長の基本的な考えを伺って、財政についての質問は終わります。

#### ○町長（日高 政勝君）

確かに平田議員のおっしゃるとおり、今の国の財政というのは、非常に借金の大きなものを抱  
えております。いわゆるGDPの年間支出の1.数倍というようなところまできております。先  
進国の中でも一番借金大国だということで、これだけの大きな借金を抱えて、これからの展望と  
いうのがなかなか難しいと、よっぽど経済が回復をしない限りには大変なことになるというこ  
とは、もう予測いたしております。

そういった実情については、私ども地方における財政を預かる者としましても十分認識をした  
上で、今後の将来の展望については、いろんな機会にもそういうことを話す機会がありますが、  
交付税、先ほど言いましたとおり、7割が国、県に依存をせざるを得ない実態がございますので、  
そのところは十分注視をしながらも、やはり自前の自立した財政運営ができる形になるため  
には、やはり先ほどから申しますとおり、行革をしっかりやっていく。

そしてまた、町民の皆さん方にも、それに対しては本当にいろんな調整がありますので、必  
要なところには目配りをしてやる必要がありますし、ちょっと無駄なところについては、勇断を  
持って削っていくという形でやっていかないと、これからは非常に難しい時代になってくる  
ということですから、その辺のところは、いろんな広報を通じたり、いろんな機会に会合等  
を通じて、その辺の財政の実態については、十分町民の皆さんには周知をしながら、御理解を求  
めていきたいと思っております。

そしてまた、痛みを分け合うところはやっぱ分け合ってもらおうと、補助金等についても、い  
ついろんな総会等に出向いておりますけれども、ことしは削られたとか、いろんな要望もいた  
だきますが、やはり今の実態はこうですよと、いうことを訴えながら、御理解をいただいで  
いるところでございます。

そういうことで、今ありましたとおり、こういう厳しい状況にあることをしっかりと受けとめ  
て、また町民の皆さん方にもその辺のところは、十分御理解をいただくような手立ては講じて  
いきたいと思っております。

#### ○平田 昇議員

水害対策について、2回目の質問をします。一人の方から、あるお年寄りの御夫人を訪ねて  
くれと言われました。話を聞きに行きました。その方は泣きながら語られました。「水害対策の激  
特事業に当たっておられるある筋の方が来られて、私にあることを認めて印鑑をつけてくれ  
と言われます。できませんと言っても、2時間も3時間も動こうとされません。そして、あなたが  
印鑑をつかなければ工事は進まないのですよと言われ、気がついたら印鑑をつけていました」と泣  
かれます。

こんなことがあってよいものか、その御夫人に認めることを求められた内容については、事業者名、あるいは固有名詞が浮き出てきますので触れません。

私は、その筋に抗議の電話をし、当日、町長、副町長も出張中だったので、何人かの課長に事実を伝えました。そして、何週間後でしょうか、1カ月後でしょうか、先日、当の御夫人から、「あの契約はなかったことにします、契約書は破棄してくださいとの、契約を交わした相手方からの電話がありました。本当にありがとうございました。」と、お礼の言葉が届きました。これは私が事実を伝え、それにこたえてくれた課長方の努力の成果であることに間違いはない。私も課長方に感謝します。

問題は、こうした女性、お年寄りという弱い立場の人に、激特事業を進めるためという名目で厄介事を押しつけてくる、押しつけられた人は泣き寝入りで認めてしまう。こういう激特事業の進め方、水害対策のあり方を認めるべきではない。

これに似た事例はまだ周囲に潜んでいるかもしれない、あるいはこれから出てくるかもしれない。私たちは周囲に注意をしながら、こういうことがあってはならないと思うわけでございますが、町長の見解を伺って、私の質問を終わることにします。

○町長（日高 政勝君）

事業の推進等に当たりますは、この激特にかかわらずですが、やはり地権者の皆さん方、あるいは関係の皆さん方には、十分やっぱり説明をする責任というのがあると思っております。

やっぱりその辺については、特に用地の関係等につきましては、私有財産でありまして、貴重な財産ということもありますので、やっぱりその辺の進め方というのは、本当に親切丁寧と申しましょうか、その辺の対応の仕方というのは非常に微妙なところでありますので、細心の注意を払いながら、十分なる説明を行う、そしてまた理解をいただく、そういう手立てが必要かと思っております。

やはり高圧的な態度とか、説明不足とか、いろいろあって誤解を招く嫌いもありますので、その辺につきましては、十分日ごろからそれぞれの場でも注意の喚起はいたしておりますけども、今後については、そのようなことがないように、今後もまたさらに指導をしていきたいと思っております。

○議長（中尾 正男議員）

これで平田議員の質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。再開はおおむね10時35分とします。

---

休憩 午前10時24分

---

再開 午前10時35分

---

○議長（中尾 正男議員）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

次は、6番、新改秀作議員の発言を許します。

〔新改 秀作議員登壇〕

○新改 秀作議員

通告に従いまして、次のことを質問いたします。

指定管理者制度について、民間が持つ能力や知識により、サービスの向上と効率的な管理運営を行うことを目的に、指定管理者制度が平成18年度に創設され、町の施設等をそれぞれの団体

に委託して来年の3月で5年を迎え、更新の時期に来ているところであるが、当町の施設における概要について伺う。

1、指定管理者制度の導入効果について、2、指定管理者の評価基準とその評価方法について、3、指定管理者管理期間満了に伴う次期指定管理者の選定基準について、以上、1回目の質問を終わります。

〔新改 秀作議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

#### ○町長（日高 政勝君）

新改秀作議員の指定管理者制度についてのお尋ねに対しまして、お答えをさせていただきます。まず、指定管理者制度の導入効果についてでございます。

本町では、平成18年から指定管理者制度を導入をいたしまして、現在32施設において指定管理者による施設の管理、運営が行われているところでございます。

この制度につきましては、今日の多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するために、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの維持向上、経費の節減等を図ることを目的とするものでございます。

導入効果につきましては、本制度導入前に直営で行っていた施設全体の経費と、平成21年度における指定管理料を比較した場合に、年間におきまして約3,000万円の経費節減、そして17年から4年間におけます累計でいきますと、1億1,200万円余りの経費の節減が図られているところでございます。

指定管理者制度導入後の4年間の経費節減は、今申し上げましたとおりで1億1,000万円余りでございますが、施設管理に要する経費の節減が図れまして、大きな効果が発揮しているものと考えております。また、直営管理から指定管理者による施設管理、運営によりまして、利用者の利便性が向上し、これまで以上に地域に根差した身近な施設として、多くの方に利用されておりますことが大きな効果であると考えているところでございます。

次に、指定管理者の評価基準とその評価方法、手法についてでございます。

指定管理者の選定に際しての選定基準につきましては、町の指針等に定めておるところでございますが、指定後におけます指定管理者の評価については、明確な評価基準は定めていないところであります。現在は本制度の趣旨、条例、協定書に基づく月例報告、あるいは年度ごとの実績報告等によりまして管理業務や利用状況など、業務実態を把握しまして、施設の運営、業務内容等の確認を行っております。指定管理者選定後の評価制度等を導入している自治体はまだ少ないということでございます。公の施設の管理運営について、設置目的の観点及び管理状況、利用者の視点など、多角的な評価を行うことは大事なことでと考えております。

また一方では、指定管理者の区分とか頑張りといったものも、きめ細かく酌み取ることができる評価も必要であると考えておりますので、今後指定管理者の業務実績を適切に評価できるシステムを研究をしてみたいと思っております。

次に、指定期間満了に伴います次期指定管理者の選定基準についてであります。

具体的には条例で定めるべき基本的な基準をさつま町指定管理者制度導入に関する指針に示しております。

まず1つは、住民の平等な利用が確保されること、2つは、施設の設置目的に照らして、施設の効用を最大限に発揮するとともに、施設の効率的、効果的な運営が図られるものであること、3つは、施設の管理の業務を安定的に行うために、必要な経理的な基礎、それに技術的な能力、または人材を有するというところでございます。

次期指定管理者の選定に当たりましては、これらの基準に加えまして、これまでの実績を十分検証をいたし、地域との連携、協力、こういったことも図れているかどうかこと等も踏まえております。こういったこと等を専門部会等で協議を重ねまして、慎重に選定作業を進めてきたところでございます。

なお、最終選定につきましては、民間の委員4名を含みますさつま町公の施設の指定管理者選定委員会というのを設けておりますので、その中で委員の皆さん方から、それぞれ評価をしていただいた評定に基づきまして、その結果を基本にしなが、この指定管理者の候補者を選定をしているというようなことでございます。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

#### ○新改 秀作議員

今、町長から説明があったわけでございますけれども、削減効果が1年で3,000万、そして4年で1億1,000万効果があるんだということでございますけれども。

指定管理者制度の導入に当たって、もう5年も経過したわけですが、原点に返って、この基本的な町の考え方ですけれども、どのようにお考えなのか。指定管理者制度の導入によって、もちろんコスト削減することを前提条件としているのか。その場合、公と民とのコストの差というのが出てくるわけでございますけれども、そのようなことをどのように想定していらっしゃるのか、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

#### ○町長（日高 政勝君）

先ほど、平田議員の質問の中でもお答えをしまして、公の施設の管理の運営については、自治法の改正がずっといろんな変遷がございます。直営が一つは原則であります。町が直接運営を、管理をするというのが原則でございますけれども、やはりなかなか経費的な問題もありますし、あるいは管理運営については技術的な面というものもあります。

そういうことで、より公共的な団体のほうがいいんじゃないかということになって、そしてまた、今は民間のところまで拡大がされてきているわけです。それだけ、そのほうがかえって、その施設を利用される皆さんがサービスを、質の高いものを受けられる、そういうこと、そしてまた町にとりまして経費の節減になる。そういう面から指定管理制度に変わってきておるわけでございます。

町の施設も多種多様ございますけれども、この施設の目的が効果的に発揮をされる、そのためには今のこの指定管理制度を活用したほうがいいということもございまして、御提案申し上げているわけでありまして。過去5年間、あるいは3年間指定を行って、それなりの効果というのは出ているわけです。

先ほど申し上げましたとおり、経費的にも直営でやる、あるいは過去そういう団体等に委託したときよりも3,100万、あるいは1億1,200万余りという形が出ておりますので、そういうコスト削減にもなる。利用される皆さん方にとっても、それなりにまた満足していただけるような、そういう内容になっておりますので、いい結果ではないかなと思っております。

#### ○新改 秀作議員

コスト削減だけが前提条件というあれでなかったんですけども、その辺なんかをどのようにお考えになっているのか。私もコスト削減、コスト削減と言ったら、指定管理もなかなか。それも大事なんですけど、目的だけじゃないような感じがするわけですけども。

この指定管理者になるということに対して、公から民に移るわけですけども、そこには雇用も発生して、それで確保もできていいのかなと思うことでございますけれども、先ほど効果が上がっているということで数字も述べられたわけでございますけれども、直営と同じやり方だったら何

の効果はないのでありまして、指定管理者からのいろんな提案、それと改善策。そして、企画などに対して、町のほうともよく運営のあり方などを検討しなければ、よりよい運営というのはできないんじゃないかと思うんですけども、その辺の町長のお考えはどのようにお考えですか。

**○町長（日高 政勝君）**

指定管理者制度のことにつきましては、単にコスト削減もありますけれども、先ほど申し上げましたとおり、そこを利用される方が、よりやっぱ満足をしていただける、サービスの質の高いものを受けられると、そういう面もあるわけでありまして、こういう制度ができたということでもありますので、それをフルに活用していきたいということでございます。

施設の内容によっては、まだまだ直営でしたほうがかえっていいものは直営で今でもやってるわけでございますので。

その辺のあとの、受けたあとの指定管理者がどのようにこの施設をうまく活用して、利用される方々に満足をしていただけるかということについては、その選定をする段階でいろんな企画書を出していただきますので、その中で数名出ているらっしゃれば比較検討をしながら、よりこの施設が十分発揮をされる内容の企画書であれば、その人の評価が高くなって選定をされるということになっていくわけで。

私としまして、その過程においても、できるだけ、やはり指定管理者任せではなくて、その都度月例報告なり、年間の報告が出てまいりますので、もっとこうしてほしいとか、もっとイベントをしながら行政も一緒になってイベントをうって、そういう形で並行しながらお客さんの利用をもっと増やしていただきたいとか、もっとこうしていただきたい、そういったことは常々機会あるごとに申し上げているところでありますので、受けた指定管理者自身が自主的にいろんな企画をして、そしてまたその運営を高めていくことが、その人たちのまた利益にもなるわけでありまして、その辺のところはまた今後もお互いに連携を深めて督励をしていきたいと思っております。

**○新改 秀作議員**

その運営をしていただいているわけですけども、各施設において、利用者の声、住民の声というのが非常に大切であって、それを生かしていくシステムをいかに構築させ、機能させていくかと考えていかなければならないと思っておりますのでございますけれども、こういう住民の声とか、地域の声とか、そういう把握、それはどのようにしてされるものかお伺いいたします。

**○町長（日高 政勝君）**

それぞれ施設はたくさんありますので、担当のほうで具体的なところはお答えをさせていただきます。

**○企画課長（湯下 吉郎君）**

私どものほうで管理をしております健康ふれあいセンター、観音滝公園、ガラス工芸館でございますが、これについては運営当初は管理者のほうでアンケートをとってございましたけれども、現在ではとっておりませんが、私どもが指定管理者をする前段において、やはり住民の意見というものを無作為に、例えば公民館長さんの意見とか、あるいはその他利用者の意見というものはお伺いしておりますけれども、体系的な現在アンケートはとっておりません。

ただ、選定する中で、やはり指定管理者として指定する以上は、そうした管理のあり方、あるいは利用の状況、利便性、サービスのあり方というのも含めてお伺いをしているところでございます。今回については、それを反映したという形をとっております。

**○新改 秀作議員**

そのために住民の声とか、利用者の声とか、そういうために指定する側とされる側のコミュニ

ケーションということで、私が提案する外部評価ということを実施を図っていくことが大事じゃないかと思うわけですが、町長はこの外部評価のあり方について、町としては評価委員会はできていないわけですが、外部評価のあり方についてどのようにお考えですか。

**○町長（日高 政勝君）**

一つ一つの施設についての外部評価をいただくというところまではきておりませんが、ただ、行政改革審議会とか、いろんな役場の組織にはいろんな委員会というのがありますので、いろんなところで話し合う機会はございます。そういう中で直接的に聞けるところは、行革のそういう民間の皆さん方が入っていらっしゃるわけですので、そういう中でもこの施設の管理のあり方等については、行革の審議会の中で当然としてお諮りしますので、その中で聞く機会はあるかと思っています。

この評価についても、全般的に財政から行政、こういう施設の関係すべて行政改革審議会でお諮りしておりますので、その中で評価はいただけるものと考えているところであります。

**○新改 秀作議員**

その選定委員会のメンバーはいろいろ職員4名と外部から4名が入っていらっしゃるわけですが、私は外部の方が何のちゅう問題じゃないわけですが、いろいろこのメンバーを聞いた場合に、地元の代表者とか、やっぱりそういう専門性を考慮したような委員とか、そういう方も余りいらっしゃらないのかなと思って、そういう方が評価委員として基準、できるもんなら、そういうので地元を入れた評価制度というのをつくられるべきだと思うんですけども。

職員はいいんですけども、地元が入っていない。そうした場合に、地元のいろんな意見も分からない、それで有識者や、いつも言うんですけど、公募による町民の代表とか、そういうのを加えた参加が必要だと思うんですけども、その辺はどのようにお考えなのかお伺いいたします。

**○町長（日高 政勝君）**

新しく選定をするに当たりますと、選定委員会という組織を設けて、公平に審査をいただきまして、評価の点数によって選定しているわけですが、委員のメンバーに8名おりますけれども、この中に各地域ごとにバランスよく1名は入っていただいておりますし、そしてまた、学識経験者として1人専門、税理士の方ですか、入っていただいております。

そういう公平な目で、そしてまた正しい評価をしていただくということで入れてはございますので、その皆さん方が適正に評価をしていただくものと考えております。

**○新改 秀作議員**

評価は適正に100点満点で何点という評価をしていらっしゃると思いますけども、やっぱり施設によっては、住民の方からのいろんな意見もありますし、なかなか評価の方法も考えなくちゃいかんのではないかと思うんですけども、その評価のやり方です。

それをやっぱりもう1回やり直す、住民の方、利用者の意見をももちろん考慮したような、何か評価のやり方を考えるお考えはございませんか。

**○町長（日高 政勝君）**

選定に当たっての評価ということですか、それとも、通常の、「選定。選定」と発言する者あり）選定に当たっての……。

これについては、それぞれ自治法に基づいて、それだけの評価の項目というのを、それぞれ基準項目を設けております。それによって配点基準というのを何点ということで、それぞれしてもらってますが、やはりこれについては基本的な項目でありますので、例えば町民の平等な利用の確保ができるかと、設置目的とか、管理運営の方針に沿ってるかと、あるいは平等な利用とか、それと施設の効用の最大限の発展のために、利用者の増加を図るためにどういうことをするか、

サービスの向上のためにはどうするか、あるいは維持管理の問題とか、経費の節減の問題、それと管理を安定的に行うことができる経営規模とか、経営能力があるかどうか、適切な事業の取り組みができるかと、いろいろこういう基本的ないろんな細目をこれに決めてございますけども、それによって評価をしていただくということでございますので、適正な評価になっているのかなとは思っております。

これについても、いろんな評価の仕方が、項目もあろうかと思えますけど、基本的にはそういうことで、大方のことは、その辺の運営の考え方というのはもう決まってくるかと思えますので、特にこれ以上つけ加えるという条項があればですが、一応いろんなところの評価制度の項目というようなことも研究をしながら上げておるかと思えますので、不足な点があれば、またいろいろ御指摘があれば追加はできるかと思っております。

**○議長（中尾 正男議員）**

町長、選定委員が地元の声は的確に把握されているかというような、ちょっと質問だと聞こえているんですが、そのこのところの把握がどうなのか、少し食い違っているとします。

**○町長（日高 政勝君）**

選定のあり方については、もうそんなに選定委員をたくさん設けて幅広く聞くということもありましようけども、やっぱりそれだけの適材の人を選んでおりますので、そしてまた、学識経験者という、全く広く見詰めていただく、そういうことでありますから、地元のそういう直接かわる利用者の皆さん方も、恐らくそれぞれ利用される方だと思っておりますので、その辺の意見はいただけるんじゃないかと思っております。

**○新改 秀作議員**

基準がそういうことなんですけども、そういう委員の方に、幅広くいろんな意見をお伺いする、そういう委員会も、別にそれだけやなくしてあってもいいんじゃないかということでございますけれども。

非常に評価も、基準も、言えば私の考えだったら、評価に対して、もう外部に任せるんだという感じで、そういう委員を選んで、その基準は100点満点でそういう基準でいいんですけども、そのほかにそういうことがあるときには、意見の収集です。

そういうのが必要じゃないかとありますので、やっぱり施設について、所の住民によれば不満があったりするのがたくさんあるようでございますので、住民の意見として。その辺を収集する形で、やっぱり委員の方々に集まってもらって、100点満点の何点、そういうだけじゃなくて、いろんな意見を収集する場があってもいいんじゃないかということでございますけども、町長はどのようにお考えですか。

**○町長（日高 政勝君）**

別組織を設けてそういう意見を聞く機会をつくるというところまでは、いろいろかねがね職員が、幾ら指定管理をして委託をしましても、やっぱり行政としては、かねがね行政財産としての位置づけをしている以上は、職員として把握をする必要がありますので、その辺の声というのは役場の中でも、職員がそれぞれ担当として聞く義務がありますし、そういう仕事の中で当然としてやらなければならないことでありますから、それはあえて幅広く聞くための組織をまた別途に設けるというところまでは、今のところは考えておりません。

**○新改 秀作議員**

いろいろ施設はあるわけですけども、その施設を、その委員を、今度を変えるちゅうことはできないですか。おたくはこっちをしてください、また別にその委員をこっちは当てはめるとか、その委員の、ちょっとこの施設に対してはこんなにして下さいちゅう、地元委員を入れてして

ください、こっちの施設に対してはまた別の委員をすとか、そういうお考えはできないですか。同じ人じゃなくして。

**○町長（日高 政勝君）**

一応、選定委員会と設けているのは、いわゆる公募をして指定管理をする、そういう施設について、こういう公平に選定をしていただくために、こういう設置をしているわけで、それぞれごとにメンバーを変えてとなると、また予算的な問題とか、あるいは非効率の問題とか、なかなか難しいところありますので、やはり同じメンバーの中で、公平に見ていただければ、特に問題はないのかなと思っております。

**○新改 秀作議員**

私はやっぱり委員が変わればまた別な意見も出るんじゃないかと思ひまして、やっぱりそういうことを言ったわけでございますけども、できないということではございまして、またいろいろこの辺を住民にはいろいろ不平不満もあるんだということも考えておいていただければいいと思ひますけども。

今度は別の非公募が指定管理で相当あるわけでございますけども、地域の特性などを考慮して、地元の団体に委託するわけでございますけれども、この私たちに配られた資料によると、施設所管の関係の評価というようなふうで書いてあるわけですが、この辺の所管の感想みたいなことではございますけれども、こういう状況でいいものか、もうちょっと厳しい評価というのはできないものか、町長のお考えをお聞きします。

**○町長（日高 政勝君）**

公募をしなかった施設の指定管理の候補者等についても、それぞれ相手方とこれまでの指定管理を受けていただいて、それまでのまた実績評価もしながら、そしてまた、新たに指定管理をするに当たっては、考え方をしっかりと協議をしながらやっているわけでございまして、私のほうから先ほど申し上げましたとおり、当初からこの人と、ただ単純に決めないで、本当に直営でいいのか、あるいは指定管理でいいのか、あるいはその相手方が、本当に今までの実績としてふさわしいのか、その辺までじっくり検討をして、ただ単純にやるなということではありますので、それを踏まえて十分に協議をした上での指定になっているところでございます。

また、受け入れる方も、その辺の十分やっていくという自信のもとで引き受けになっているところでありますので、その辺は御理解をいただきたいと思ひます。

**○新改 秀作議員**

これには大体ここに評価と書いてあるから、評価というのはこういうもんじゃないと思うんです。ただ状況なんですよ、見た感じが。ただどういう問題という。

やっぱり評価、ちょっと何か書きようがあるんだな、評価と書かれてないといいんですけども、ここに評価と書いてあるもんですから、評価ってこんなもんかなと思って、今申し上げたわけでございます。

次に行きます。この辺もよく考えてみてください。

今回、この施設について、3施設について、指定管理料のいろいろ設定がなされたわけではございますけれども、この設定がちょっとした説明は私たちにもあったわけですが、設定の根拠、どのような審議過程を経てこういう額になったのか、その辺をお伺いいたします。

**○企画課長（湯下 吉郎君）**

この額の設定と申しますのは、公募をする段階で、公募要綱の中に設定基準の単価を載せるか載せないかということで協議をいたしました。そして、ここ4年間の平均値かなということも検討をしたわけですが、それを載せると、やはり高どまりになってしまうと、競争性が発揮されな

いというようなことで、あえて額の上限というのは設定をいたしませんでした。

それで、出された結果というのは、もちろん公募説明をするときに、これまでの経費の一覧というのは実際出ておりましたので、それは申込者側に提示をしながら、今回公募を行ったところでございます。

そして、皆様方にお知らせしました、この提案の額というのは、事業者のほうから提案をされた金額ということでございますので、先ほど言いましたように上限額は設定しなくて、我々が考えていた金額よりも下がっていたということで、設定はしておりません。

#### ○新改 秀作議員

考えるに、施設は赤字を出しているのに、事業者がこういう金額を出すもんですかね。何かこっちの圧力があつたのかなと思うんですけども。大体決算収支を見れば赤字なのに、大体こういう出るのがわからんのですけど。

それは考えられないことなんですけども、今結局施設も10年なって、相当施設の改修費、あるいは将来の負担を、いろんな負担を考えてるんです。このように施設はだんだん古くなっていく中で、町長は、この設定の中でどんなもんですかね、向こうがこれでいいと言えそうですけれども、施設修理はもう年々上回っていく、20万でしたか、20万以上でしたかね、町が負担をしなければならないとかそういうのがありますけど、その辺を考えたときに、将来の負担を考えたときに、町長はどのようにお考えですか。

#### ○町長（日高 政勝君）

確かに施設というのは、つくったときが峠でありますから、経年劣化をしていくというのは当然のことです。それでまた、構造によってそれぞれの耐用年数が決まっておりますので、年によってはまたいろんな自然災害等を受けて改修をしなければならないと、事態も発生せざるを得ないと思っております。

そういうことは自然の摂理として受けとめていかなければならないと思っておりますので、そのときはそれなりのまた施設修繕等については、基本的には町の施設でありますから、その辺の取り決めについても、指定管理者との間には行ってるわけでありまして、必要な場合はまた協議をしながら、それなりの対処をしていく必要があるかと思っております。

#### ○新改 秀作議員

それで、先ほどの平田議員の話も、ちょこっと処分の方法も出てきたわけでございますけども、近くの近隣の市で同じ温泉の施設を売却、直営を売却したわけでございますけれども、向こうの議員の方に、相当あれやったなって、大変なことじゃったとか言いやったですけども、そういうことも考えられる。

こういう委員会の中で、そういう起債の償還というのが2年、3年あるわけですけども、そういうのも当然いろんなことを含めて考えていかなければならないと思うんですけども、そういう検討をなされるお考えはありますか。

#### ○町長（日高 政勝君）

それぞれ起債の償還年限が決まっておりますので、観音滝のほうが25年度まででしょうか、それからふれあいセンターのほうが26年度でしょうか。大体この辺になりますでしょうか。

当然施設としましては、そういう形になりますので、やはりこの時期になりますと、先ほどもありましたとおり、適切な方法を見出していくということになるかと思っております。

確かに譲渡となりますと、引き受け手がいないとどうしようもないわけありますので、その辺がやっぱ今の状態で引き受けられるのか、その辺の、当然その時期になるといろんなこと判断をしながら、どういう形が一番ベターかということは判断をしていきたいと思っております。

あります。

#### ○新改 秀作議員

ぜひやっぱり検討も必要だと思います。

次に、今回指定管理の中で非公募の施設のことでございますけれども、5つの物産館があるわけでございます。5つの中で1つの物産館は年間確実に利益を上げていると。1つの物産館は、その3倍の販売力をしながら赤字を打っているというようなことがあるわけでございますけれども、これに対して、町長としてどのように指導をされるものか。それと使用料を含めて検討はどのようにお考えなのかお伺いいたします。

#### ○町長（日高 政勝君）

物産館が町内に5つありまして、それぞれ本館によっては非常に順調に経営を伸ばしているところ、あるいはだんだん厳しくなっているところあります。

そこは指定管理者としての経営努力でありますから、こちらが管理者としていろんな工夫をすることは大事でありますし、町としましては、やはりいろんな農村振興、あるいは農産物のそういう流通の振興ということで、そういう面からは、いろんなことで提起をしながら取引がうまくいくようにということで、そしてまた、経営もよくなるようにということは指導はいたしますけれども、基本的にはやっぱり受けられたそのところが努力をすることが大事でありますので、そういうことで、あるいは5つの経営者の皆さん方ともいろんな連携の組織も立ち上げていただきまして、それぞれ買い物をする皆さん方がずっとまわっていった場合は、それなりの効果を出していただくような形の取り組みはされておるようでありますから、とにかくこの館についても、やっぱりそういう工夫をされて、努力をしていただくということが何より大事であります。

非常に類似施設がこれだけ増えてきますと、そこの特徴をいかに出していくかということが大事でありますから、そこに出していただく出荷者の皆さん方との協議とか、町もあるいはこの関係者の皆さんと一緒に検討はいたしてまいります。使用料についても、とってるところ、もうけてるところ、余りそうでないところの差異をどうするかということは、また今後の検討課題にはなるかと思っておりますけれども、今のところ、そこまでは具体的なところまで進んではありませんが、今後そこ辺にいろんな条件的なものが変わってくるようであれば、検討も必要かなと思っております。

#### ○新改 秀作議員

私も近隣の市町村、売り上げのこれぐらいのところも全部収支を調べてもらったんですけども、やっぱり同じ施設のところでも1,000万ぐらいの利益をばんばん上げてますよね。何が原因か、そういうところも検討をしていただきたいと、要請しておきます。

その他の非公募の施設もあるわけですけども、各議員からもいつも売買したほうがいいんじゃないか、やれ無償譲渡したほうがいいんじゃないかと思うんですけども、やっぱりこれを見ますと、協議が伴わないときには指定管理を導入するとか、そういうような考え方を書いてありますけれども。

5年間やってきたわけですけども、あと5年間果たしてこれでいいものだろうかと思って、私は旧町のいろんな思いもあるわけですけども、町長もちゃんと公約に、大胆な改革をするんだというのを一応は書いてあるわけですけども、それを踏まえて、この指定管理者制度へ対して、町長の決意とか、そういうのを伺いいたします。

#### ○町長（日高 政勝君）

譲渡等について、先ほども本当にまだ起債が残っている、あるいは補助金適化法の問題でつかった施設があるわけですから、今でこうすると繰上償還とか、上級官庁のそういう許可をもらわ

ないとできないわけです。あるいは、財政的に今こういう状況で繰上償還までして、補助金まで戻してそういうことができる施設であれば、これはもう地元の理解をいただいて、なら引き受けますよということになれば、そうやります。先ほどから申し上げましたとおり。そういう事情のある施設があるわけです。

そしてまた、こういう例えば公民館にしましても、これだけやっぱり傷んだものなら、地元になら引き受けてくださいって言ったときに、地元が引き受けるかと、かえって地元にとっては、公民会費を上げんにやいかんとか、施設のこういう管理のために相当な区費を上げんにやいかんとか、いろいろ出てくるわけですので、その辺のところをお互いによく話し合っ、なら譲渡っていうまで、なら町で完全とした施設整備をなささいということになると、新たなまた財政負担が出てくるわけです。

それで、そうなるとお互いに今話し合いをしている段階でありますから、これもすぐ短兵急にすぐ譲渡とかということまではいってないです。とにかく話し合いは地域の皆さんとはもう今も進めております。

ただそれが、なかなか今ありましたとおり、地域としても、急になら区民の皆さん方に引き受けたときに、区費をどひこ上げんにやいかんとか、あるいはずっとこれから自分たちで管理をしていくとなると、そういう問題が発生をする。もしなら大規模に改修をしなければならぬときはどうするかという、いろんな問題が控えているもんですから、簡単にはいかんわけです。

それで、譲渡とか、そういう気持ちは判りますけども、そういう話で私どもも、担当課のほうでも進めてはおりますが、いろんな相手がある事情があります。ただ、単純に処分とかできるものがあればすぐやりたいんですけども、いろんなそういうあれもありますので、相手のやっば協議が整わないとそこまでいかないと、今そういう話し合いをそれぞれやっているとありますので、御理解をいただきたいと思ひます。

#### ○新改 秀作議員

話し合いを行われて、前向きに検討をしていただきたいと思ひております。また、指定管理の場合は、また委員会でもいろいろ審議されると思ひますので、一応まとめとして書いてきましたので。

指定管理者制度の導入の意義は、民間のノウハウを取り入れ、民間の経営方針の導入、町財政の軽減化等にあるはずでございます。導入前の状態であれば何も導入する必要はないわけでございます。厳密な評価を行い、よりよい運営をし、町民のためになる団体への委託を行うべきであります。施設等の委託においては起債における償還のための委託であってはならず、確固たる経営理念を持って運営を行ってもらう必要があると思ひます。そういう観点においてもしっかりとした評価も行うべきであります。

今後の運営においても選定管理、あるいは評価を厳密に行っていただきたいと申し上げまして、私の一般質問を終わります。

#### ○議長（中尾 正男議員）

これで新改秀作議員の質問を終わります。

次は、16番、市来修議員の発言を許します。

〔市来 修議員登壇〕

#### ○市来 修議員

私は、平成23年度事業計画についてということで、2項目質問をいたします。

初めに、町民憲章にも掲げてあります豊かな地域資源を生かした活力あるまちづくりということで、これの具体的な取り組みについて伺ひます。

以前は国から県へ、県から町へと、水は高いところから低いほうに流れているように、縦割りの行政運営でありました。そして、国、県へ依存する意識が強かったわけであります。しかし、現代は予算の縮小、削減することが美德ようになっております。また、地方分権及び地方主権に変わってきており、一端をなすと思いますが、自分のところでできるものは自分たちで自立し地域づくりに努めること、このことがまさに地域資源の活用だと考えますので、具体的な取り組みについて町長の所見を伺います。

2項目であります、一公民館一品運動の具体的な取り組みについてであります。このことは6月の定例議会で一般質問で実行していくと答弁がありましたので、具体的な取り組みについて、町長の所見を伺います。

1回目の質問といたします。

〔市来 修議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

### ○町長（日高 政勝君）

市来修議員の質問に対しましてお答えをさせていただきます。

本町の活力ある地域振興対策についての、豊かな地域資源を生かした活力あるまちづくりの具体的な取り組みについてということであります。

このことにつきましては、先ほどもございましたとおり、さつま町の町民憲章に定められまして、町の振興計画にも位置づけて進めているところでございます。私もマニフェストとしまして、元気な農林商工業のまち宣言を掲げて、事務事業を積極的に進めるよう職員にも指示をいたしまして、施策の推進を行っているところであります。

特に、本町の農産物は、非常に良質のものが生産をされているところでございます。さらに付加価値を高めることを進めるために、6次産業化の推進についても取り組みを図っているということでございます。

これまでの経過といたしまして、梅については、今もう既に梅の焼酎とか、メーカーのほうで取り組んでいただいておりますし、あるいは加工グループでドレッシング、あるいはようかん、菓子の関係についても、それぞれ店舗のほうで取り組んでいただいております。

そのほか、ゴボウの関係でございますが、調味漬の関係、あるいは粉末利用の関係、こういったことも各グループのほうで既に取り組んでいただいております。

それから、ナシにつきましてもジュース、ジャム、コンポート、こういったことにつきましても取り組みが進められているところでございます。

本年7月に新たにカボチャの関係を活用した特産品開発の協議会を設立をいたしました。カボチャの特産品化へ向けての取り組みを今後さらに推進をしていきたいと思っております。

また、本町で生産をされております農産物を活用いたしました商品がありながら、なかなか認知度がまだまだ低いということもございまして、加工施設の紹介を含めまして、8月の広報紙におきまして、6次産業化の推進のための紙面を割いて、広く広報に努めたところでございます。

こういったことも踏まえまして、豊かな地域資源を活用し、活力あるまちづくりのために、今回やはり加工グループの育成とか、そういう関心の高い人たちがまた最近も出てきておりますので、そういった方々の支援、そしてまた、いろんな施設設備の整備ということも必要でありますので、こういったことについても今後施策の展開をしていきたいと思っております。

それから、一公民館一品運動の具体的な取り組みについてでございますが、本年6月の議会におきましても、市来議員から御質問をいただきまして答弁をいたしましたところであります。

その中で、地域の積極的な話し合いが進められまして、新たな特産品が生まれますように、機会あるごとにいろんなところで考え方を申し述べているところでございます。

今具体的に特徴ある地域の活性化対策を進めていただくということで、地域元気再生事業という新たな事業も施策として取り上げておりますし、既に活用もされておりますが、そしてまた、新たな農産物の加工を試作をしていただくために、町の加工施設の活用を先ほども申し上げましたとおり、広報紙でも紹介をいたしております。新たな加工グループが生まれたという報告も受けております。

公民館単位において、今それぞれ地域に特産品というのがございますので、それを生かして個性ある商品の開発をしていただくようにということでございます。

そういうことで、地域元気再生事業等も活用しながら進めていただきたいということでございますが、とりあえずは、急にはなかなかまいりませんので、今ちょうど各地域に地域活性化の計画づくりを進めておりますので、その中で農産物の付加価値を高める加工の関係、そういうことをやる、取り組んでいきたいという地域については、その辺の計画を取り上げていただいて、そしてまた加工グループの育成とか、そういうものをしていただければ、先ほど申し上げましたとおり、何らかの支援ができるところはやっていきたいと思っておりますので、そういう段階に今入っているんじゃないかなと思っております。

とにかく特産品を生み出すために加工施設の整備とか、加工技術の研修会とか、そういったこともやっていきたいと思っておりますので、できるだけ各地域、あるいは公民館単位と言わず、そういったグループが幅広く出てくることを期待をいたしているところでございます。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

#### ○市来 修議員

この農産物については、いろいろあっちこちで加工食品に手をつけて取り組んでおるといふ、この情報はいただいて、非常に結構なことだと思っております。

そこで、ちょっと足を踏み込んでお聞きしたいのですが、この南高梅、今西郷梅になっておるんですが、ここに1次加工をして、和歌山の東農園ですか、ここにいままで出荷しておりました。

これが初めのころは、キロいいのが800円とか500円とかして、非常にこれはいいなと思っておったんですが、単価が非常に落ちてきて、採算がとれないような単価になってきよったんです。

こういうことを、これは梅振興会員の人たちも大変だろうなと、これでは生活が危ぶまれると思っておったんですが、先般あるマスコミの記事によりますと、なぜ単価が下がってきたかという、和歌山の大手加工業者、これは2社が取引先協力会社に単価を下げると、このカルテルをやっておった疑いがあると、この問題が起こって、今公正取引委員会、ここまで問題が発展してきておるといふことがあるんです。恐らく本町も和歌山に1次加工の梅を出荷しておりましたから、ここあたりはそれなりに情報が入ってきておったんじゃないかと思うんですが、この点どうですか。

#### ○農政課長（平田 孝一君）

梅の価格の下落ですが、本年につきましては、樽で取引されるその価格が半分近くまで下がったようだとお聞きしておりますが、その原因としては、私どもが聞いておりますのは、やはり在庫を抱えて10月ぐらいまでは、どうしてもやはり在庫があるということで、どうしても掃けないということで値を下げたというふう聞いております。ヤミカルテルについては事実は把握しておりません。

#### ○市来 修議員

ここに日本農業新聞、ことしの12月4日の記事が出ておりますから、ここあたりよく目を通してみてください。これは非常に今後も大きな問題になるんじゃないかならうかと思えます。

これが単価をまた引き上げていただければ、それは幸いなのですが、こういうことになっておりますから、ここはもうこれからいろいろ情報入れて検討していかんやならん、協議していかんやならん問題でありますので、このことはもうこの辺でやめます。どうか研究をしてみてください。

それから、この地域資源を生かすということ、今農産物を答弁いただきまして、これは私も理解をできます。

もう1点、一番本町で大きな資源は、やはり山林だと思うんです。特にヒノキと杉、それから竹林。今度、杉とヒノキ、これを取り上げて地域の活性化、資源の活用、これをやっていかんやと思わぬわけですか。ここあたりのこれの取り組みというのはどうですか。

#### ○町長（日高 政勝君）

確かに本町の面積からいって、約3分の2近いところが山林でありますので、豊かな資源になっておるところであります。木材、竹林にいたしましてもしかりでございますが、非常に木材の取引につきましては、御承知のとおり、価格低迷ということで、なかなか取引が進まない、山が荒廃をするというような状況になってきておりますので、何とかこの辺の里山にしろ、あるいは山全体の活性化を図るための手立てということで、除間伐の推進とか、あるいは作業道の新たな入れ方とかいろいろ努力をいたしておりますけれども、実態としては非常に厳しい環境にあります。

しかし、幸いなことに、本町にチップ工場が誘致をできましたので、今後除間伐の推進、あるいは竹の伐竹が進んで竹林改良も進む、こういうことで、新たな農業の、あるいは農林業の活性化につながっていくのかなど期待をいたしているところであります。

そういうことで、今も木材の活用がもっと図れないかということで、県産材、地場の地産地消という意味合いもありますが、新しい法律もできまして、公共施設等についても木材活用というのが打ち出されてきておりますので、できるだけそういう形での活用を図っていくことが大事かなと思っております。

地元のそういう材がどんどん出るようであれば本当いいんですけど、幅広く県産材という形での利用ができるようにということで、現在もこの前の予算の中で平川小学校の机、いす等についても、こういう机、いす、木材で整備をするということでやりましたけれども、今後も引き続きこういった視点で杉、ヒノキの木材活用というのは大事な分野でありますので、いろんな国、県の助成とか、いろんな木の使い方、この辺のところも研究、検討してまいりたいと思うところであります。

#### ○市来 修議員

今町長答弁の中で法律もできました。確かにそういうことであります。「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」と、これができておりますから、町長が先ほど申されましたのはこのことだと思います。この中に地方公共団体の責務ちゅうのもありますので、こういうことを検討していただいて、活用していただきたいと思うわけでありませう。

そこで、一つこういう提案になるわけですが、地元の方が住宅をつくる場合、地元の木材と、それから地元の業者を使うということの基本としていただいて、そして建てていただければメリットとして固定資産税は、例えば5年間は免除しますよとか、こういうことです。こういうことは条例をつくらないかんわけですけど、そういうことをすればどんなもんだらうかと、本当に活力が、木材を生かした活力が出てくるんじゃないかならうかと思うわけですか。

そしてまた、これを目玉にして、町外の方が町内に転入してきていただいで住宅をつくっていただければ幸いです、そうすると人口も増えますし、その方の町民税も入ってくる、そしてまた個人消費も地元へ落ちるといようなメリットもございますから、そういった抜本的なひとつ本町独特のそういった振興はできないものかと、ここあたりは町長どんなものでしょうか。

#### ○町長（日高 政勝君）

木材の需要拡大という意味合いから、本当にそういう面では検討のところもあるかと思えますけれども、確かに県内でもそういった取り組みをしている町も2町ぐらいですか、今あるようでございます。額がちょっとやっぱり今調べたところでも1件当たり10万とか12万ですか、それが一つの誘い水になるのかどうか判りませんが、やはり個人財産に対する助成となると、いろいろまた法的な問題というのがいろいろありますので、その辺はまたもっと研究の余地があるのかなと思っております。

とにかく広く木材が活用されるような仕組みづくりというのは、いろんな形でもっと研究をする必要があるのかなと思っておりますので、先ほども申し上げましたとおり、新たな法律も出ましたので、できるだけ豊かなこの地域資源である木材の活用が図られるように、公の場でもできるところは活用していく、そういう努力をしていきたいと思っておりますのでございます。

#### ○市来 修議員

それから次に、一公民館一品運動のことでありますが、先ほど町長も答弁にありました、これにこだわらずどんどんやる気のある人は自分たちでやっていただきたい、これは本当にそのようになっていただきたいわけでありますが、この私に取り上げている一公民館一品運動というのを、今とにかく大変な不景気であります。

これは全国的なんです、そういうことで先ほども申しましたとおり、国、県に頼れる時代ではないわけですので、自分たちのことです、景気をよくしようと、もっと本町の経済を伸ばそうということになれば、自分たちも、町民自体も目を開いていただいで、そして自分たちのこっぴゃつで、もっとさつまの景気をよくしようやと、経済基盤をつくろうやと、そういう私は意気込みと意識改革、これが欲しいわけです。

そうせんと、町民との会話の中で、「町はいけなことをしちよつとよ。こげんもんに錢を使わんじ、もっと景気対策にこれだけ使えばいけんやつとよ」と。それはそれでいいんですけど、やっぱり先ほど申しました依存度が高いんですね。そういうのを意識改革をしてもらうために、「おはんたっ、もひとつやってみらんけ」と、「地元の特産に手をつけてやってみやん」と、ここが欲しいわけです。

こうして、これが簡単にはできないわけですから、これが商品化になると、こういうのを町外に出荷して、町外からはお金を持ってくると、こういうふうにせんと、我がまちの経済はよくなるらないと。

今、さつま町にある貨幣を超すようなことをやって町内に持ってこんと景気はよくなるわけです。それが入ってこんと、やっぱり今のような状態でいくと。ましてや高齢化社会になりますから、生産量は減ってきますから、まだまだ私は経済が悪くなると、こういう見方をしておるものですから、一公民館一品運動ということで取り上げたわけであります。

その中で、地域活性化支援事業ですか、この中にやはりこの一品運動というのは、もう条件つきで、全部この一品は入れてやってくれと、そして補助金を出しましょう。今大体最高1公民館50万ぐらいですか、何か公民館をヒアリングされて年間の町の支援を決めていらっしゃると思うんですが、その中にもう入れるんですね、条件付きで、これだけやってくださいと。

そしてそういうのをやって、年に1回各公民館の特産品のコンクールをやると、一堂に集まっ

て。そしてムードをつくると、雰囲気づくりをすると、さつま町は物づくりをやるんだという、そういった雰囲気、ムード、これを高めるためには一公民館一品運動、これはいいんじゃないかなろうかと、私は考えるわけでありませう。

そういうことですので、そういった、先ほど言いました地域活性化支援事業、この中にも入れ込むと、町長こういった考え方どうでしょうか。

#### ○町長（日高 政勝君）

御提案をいただいてありがたく思っております。地域活性化支援事業というのがずっと始まってから、ことしで一応最終年度を迎えますので、これについてはもう一応終結をしたいと思っております。

ただ、別途、地域元気再生事業というのを新たに去年からですか、取り組みを進めて、これらについては、それぞれのやる気のあるグループがいろいろな取り組みをしていただいておりますので、これらも総括的に地域元気再生事業に、地域支援活動を切りかえをしていきたいなと思っております。

この辺の中で、今先ほど申し上げましたとおり、地域の活性化計画をそれぞれ今策定をさせていただいております。既に4地区についてはもうつくっていただいておりますが、やはり地域のいろいろな課題をしっかりと見詰めていただいて、本当にビジョンづくりですから、自分たちの地域はこうでなければならないということを、やっぱりお互いに話し合いをして、話し合いからいろいろなことが生まれてくると思っておりますので、そのことが基本になるかと思っておりますが、それをやっていただいて、その中で御提案にありますような、そういうことを一つの地域活性化に結びつけていこうということであれば、これはもう十分この支援ができるかと思っておりますので。

そういうことを単に公民館全体でなくても、先ほど申し上げましたとおり、いろいろなグループがあります。いろいろな活動をする団体がありますので、そういう方が中心になって、地域全体に輪を広げていくことも必要かと思っておりますので、そういう形の取り組みがあればいいかなと思っておりますので、ぜひまたいろんなところで、私どもも申し上げますが、議員の皆さん方におかれましても、とにかく地域が何とか元気になるように取り組みを進めていきたいと思っておりますので、よろしくまた御協力もいただきたいと思っております。

#### ○市来 修議員

そこで23年度事業計画ということであるわけですが、この予算編成に当たって、その予算をつけなくてもいいんですが、事業計画に当たって、私は今はやはりこのさつま町の経済だと、景気対策だと、ここ考えるわけですね。もう年々町民税も減少してきておりますから、そして逆に、福祉関係は増えていかんとならんと、高齢化社会になってきますので。そういうところで予算編成に大変苦慮されるんではなからうかと、こう思います。

そういうことでもありますので、何といたっても町民の所得をまず上げること。上げれば必然的に町税が入ってくるわけですから、何とか歳入面に力を入れていただきたい。

そして、何かこの重点項目を上げて、私が申しました地域資源を生かすこと、一品運動を起こすという、これは非常に景気対策として私は重要なことだと思いますから、そういうことは継続的に力を入れてやっていただきたいと、そういったさつま町の事業計画、予算編成、ここあたりが非常に今後大事じゃなからうかと思っておりますので、こういうことを要請いたしまして、私の質問は終わります。

#### ○議長（中尾 正男議員）

これで市来議員の質問は終わります。

少し時間が早いようですが、途中になりますので、ここで休憩に入ります。再開はおおむね

13時5分とします。

---

休憩 午前11時51分

---

再開 午後 1時05分

---

○議長（中尾 正男議員）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次は、12番、柏木幸平議員の発言を許します。

〔柏木 幸平議員登壇〕

○柏木 幸平議員

それでは、友好交流についてから質問に入ります。

さつま町は平成18年7月4日の鹿児島県中種子町との友好交流協定締結に続き、2カ所目となる青森県鶴田町と、ことし11月13日に友好交流協定締結をいたしました。

今回の鶴田町との協定は、13日の締結式と祝賀会、14日のねぶた運行など印象に残る催しでありました。特に、さつま町では初めて披露されたねぶた運行に関しては、5周年記念イベントにあわせ、約4,000人も町民も一緒になって盛り上がりました。

当初、ねぶたに関しては、地元の郷土芸能も存続が難しい状況の中で、友好だからといっても北国の郷土芸能のねぶたをいただいて、今後どのような運用をするのだろうかという気持ちでありました。

複雑な気持ちのままねぶた運行に私も参加をしたわけですが、高音で透き通った音色の竹笛と、腹まで響く大太鼓など、にぎやかなハヤシ方と、それに合わせて踊り手のハネトがりズムカルに踊る何とも言えない一体感を楽しめ、心を陽気にさせる気持ちは、これまでにないことでありました。

そして、今回の最大の見せ場のねぶた、電気で照明されたねぶたが、時折回転しながら祭りの色を飾り、沿道の皆さんからの大歓声と拍手が起こったところであります。口蹄疫で沈んだ我がまちに、町民の元気を取り戻していただいたという、そういう思いもありました。

前置きが長くなりましたが本題に入ります。これまでの交流のいきさつが違う2町との協定は、中種子町、鶴田町とも同じような3つの協定内容ですが、中種子町の場合は、別に疎開交流、青少年交流、情報交換交流などの友好交流事業も決めてあります。しかし、今回の協定をした鶴田町との交流事業については、そのような事業は決めてないようですが、今後この交流をどのようにされるつもりか町長にお伺いいたします。

次に、新幹線開通に向けた取り組みについてであります。

12月4日には東北新幹線が全線開業し、また九州新幹線全線開業まであと93日となりました。鹿児島県を初め全国の各自治体は新幹線効果をねらい、誘客の促進や特産品の販路拡大などをねらい、関係者を現地に招く誘致ツアーが実施されております。

県内の新幹線停車駅はもちろんです、停車駅を取り巻く市や町なども県のふるさと雇用再生特別基金事業を活用し、市内の観光拠点を巡る観光バスの試験運行を計画し、委託業者を公募しているところ、あるいは停車駅と自分のまちを結ぶ定期バスの運行など、どこも地元優先で客引きの過熱が見られております。

そういう中で、我がさつま町は、新幹線に乗り遅れるのではないかと心配をしているのですが、19年3月にできたさつま町観光振興計画には、将来を見据えた観光振興に取り組むと書いてあ

るのですが、新幹線との関連は全然出てきておりません。

また、12年度の施政方針で、町長は2011年3月の新幹線開業を控え、県及び周辺地域と連携を図りながら、イベントの共同開催等に向けた取り組みを進めてまいりますと言われておりますが、新聞記事等を見ますと、どこも地元優先で取り組まれているのに、周辺地域との連携や共同イベント開催がうまくできるのか、そこあたりもちょっと心配なところでございます。

そのようなことで、本町の取り組みが表に出てこないというか、見えない状況ではありますが、新幹線開通に向けた本町の取り組みと、今後の計画について町長にお伺いいたします。

次に、健康増進についてです。官民一体となり子どもの生活リズムや生活習慣全般を見直すために、「早寝・早起き・朝ごはん」の国民運動が平成18年から展開されています。研究所などの調査でも、成長期の子どもにとって基本的な生活習慣は学習意欲や体力、気力の低下にも密着に関係していることがわかっているようです。

町長は、平成21年6月定例会の一般質問で、川口議員の「早寝・早起き・朝ごはん」の取り組みを全町的に条例化する考えはないかの質問に対して、この取り組みは食育も含め町民上げて取り組むことでより効果的な期待ができると考えています。条例化することも一つの方法ではありますが、今のところ平成22年度計画のさつま町5周年記念事業で「健康づくりのまち宣言」を行うように準備を進めているとのことでした。現在PTAや民間企業などで全国協議会ができ、普及啓発を展開されているのですが、我がまちでの朝ごはんの定着については、PTAを含めた教育委員会の取り組みはどうなのか。また、町民全体を対象とした取り組みは行われているものかお伺いいたします。

以上で、1回目を終わります。

〔柏木 幸平議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

#### ○町長（日高 政勝君）

4番の柏木幸平議員の質問に対しましてお答えをさせていただきます。

3点ほどの質問でございますが、まず、1点目の友好交流の関係についてでございます。平成18年7月に中種子町との友好交流協定を締結しておりますけれども、これにつきましては御承知のとおり、戦時中に中種子町の町民の皆さん方、子どもたちが本町に疎開をしていたという御縁で、こういう協定が締結をされております。

現在は青少年の交流が中心ということになっておりまして、さつま町のほうからは青少年中種子町交流事業ということで、お互いに1年隔年おきに交代で行き来をしておるわけでございます。本年度も本町から中種子町へ38名の小中学生が参加をいたしております。海のない町でありますので、こういった中種子町の豊かな海に囲まれた自然に触れて、異年齢による共同生活を通して、人間関係、あるいは集団でのルールの大切さを学んで、思いやりの心や自主性、忍耐性を培う一助となっていると考えております。

私も中種子町の皆さんが見えたときには、一緒にする機会もあるわけでございますが、お互いにそういう触れ合える機会があることは、非常に意義のあることだと思っております。今後も引き続き青少年の交流を中心にしながら、特産品の販売など、両町の農林水産物の直売所の連携会とか、そういう経済交流が模索されて推進できればと思うところでございます。

なお、今回、青森県の鶴田町との交流につきましては、本年度友好交流協定を締結したところでございまして、先ほどの平田議員の質問にもお答えしたとおりでございます。

ねぶたの運行ということで、本当にいろんな考え方もおありだったんですけども、しかし、町民の皆さん方の熱気あふれる感動に満ちた雰囲気を見ますと、非常に町民の皆さん方にも元気を

与えた機会になったんじゃないかと思っております。

こういったことについて、鶴田町との交流ができますことは、やはり本町は交流人口200万人という大きな目標も掲げているわけでありまして、単にスポーツだけに限らず、いろんな文化の交流ということも私は意義があるのかなと、本町には吹奏楽のまちもありますし、いろんな形で交流が幅広く行われてまちの活性化があることは意義のあることだと、私は考えているところでございます。

そしてまた、町民の皆さん方にもそういう新たな異文化に触れて、そしてまた新たな元気をいただく、こういう機会になればありがたいと思っております。

青森の鶴田町の皆さん方も、新聞で大きく向こうのほうでも取り上げられておりまして、本来に来町された皆さん方も、鶴田町、本当非常の祭りで盛り上がり歓迎を受けたと、もう本当そういう気持ちでお帰りになったところでございまして、今後の交流のあり方については、先ほど申し上げましたとおり、今までは民間レベルで鶴風の会とか、あるいは太鼓の会なんか引き続き交流をされておりますので、そういう方々がこれからも引き続き友好的に交流が深まればいいのかと、そういう輪が広がればいいのかと思っておりますし、また、こういう農産物の交流ですか、そういう特産品というのがいろいろありますので、そういう交流がまた深まっていけばいいかなと思っております。

向こうの鶴田町のほうにも、道の駅の「あるじゃ」というのがございまして、大体ここも豊富な特産品なんか売り出しをされております。また、その施設には、いわゆる加工施設まで設置をされまして、地元でとれる大豆とか、あるいは小麦等を使って、100%の地産地消ということで、そこでまた製品を出しているというようなことで、非常に人気が出てございまして、そういうところもございまして。

そしてまた、こちらの焼酎も既に出ておりますが、いろんな形で物産の交流が盛んに行われて、そういう農家の皆さんなり、関係者の皆さん方が潤っていけばいいかなと思っております。

具体的には、これから詰めをいたしますけれども、今申し上げましたとおり、そういう民間レベルの交流をさらに促進をするという意味合いもございまして、町として何ができるかということについては、こういう非常に財政の厳しいところもありますので、そこは十分配慮する必要があるかと思っております。

そういう中で、いろいろ子どもたちがそういう気候、風土も違う中でお互いに交流をする、そういう青少年の触れ合う機会というのは大事でありますので、そういったことが中心になるのかなと思っております。それもしょっちゅうはできないことでもありますので、その辺のやり方については、今後十分詰めをする必要がありますし、また、今度の景気対策の中でそういうソフト面というのが新たに出ておりますので、そういうものは改めて基金として積み立てるなり、いろんな幅広くそういう活動の輪が広がるようなことも考えてもいいのかなという思いもいたしているところでございまして、特に財政的に負担が出るというようなところまでは今のところは考えておりませんので、できる範囲の中で末永くやっぱりお互いに付き合える交流ができればと思っております。

まずは、第1点でそういうことでありますが、次に、新幹線に向けての、開業に向けての観光客増加の期待、呼び込みの計画ということで、本町の取り組みと今後の計画を伺うということでもあります。

6月補正で既に観光キャンペーンの推進事業として400万円を計上しておりますが、この中で県のふるさと雇用再生特別基金を活用したわけでもありますけれども、観光協会へ新たに観光プ

ランナーを採用いたしまして、この新幹線全線開通に向けましてのいろんな関係機関、商工会とか観光協会、旅館組合、商工会青年女性部、こういった方々と観光キャンペーンの推進委員会をもう既に立ち上げておりますので、こういった組織の中で広報宣伝活動の手法の検討とか、観光案内板の設置、イベント情報、あるいは食の関係、すばらしい資源であります温泉、あるいは特産品、史跡観光、また一方ではグリーン・ツーリズム、コンベンションという、こういったいろんなことを網羅した観光ガイドブックの作成に取り組んでいるところでございます。

また、広域的な取り組みとしましては、北薩振興局内に北薩摩振興推進協議会が組織をされておりますので、県のほうとされましても、やはりこういったエリアの中でいろんな団体から構成するメンバーで観光交通部とか産業部会の2部門に分かれまして、北薩地域の周遊の観光ルートの開発とか、北薩地域の食の情報誌「味ナビ」、こういった本も発行されているところでございます。

先般も薩摩川内市からバスで本町のこの宗功寺を經由していくルートも既に実施をされたわけでありまして、そういう取り組みはもう進めているところでございます。

さて、そういうことで、本町の今後の取り組みについてであります。ほかの市町村にないような、九州唯一のホテル舟とか、あるいは数百台の五つ太鼓という特徴のある伝統芸能もありますし、また夏祭りなどの観光ポスターの作成とか、こういうものを作成をしながら主要な箇所、博多駅とか熊本駅、あるいはこの中央駅等の停車駅の主要駅にガイドマップ、あるいはガイドブックとかチラシなどの配布を計画しているところでございます。

また、かぐや姫が過去して、いろんな観光宣伝に活躍をしていただいたわけですが、この辺のところもまた観光協会としても今検討に入っていらっしゃるようであります。

また、メディアを通じた宣伝活動とか、あわせてことし4月に新設しましたさつま観光夢大使、こういった皆さんとの連携をして、協力、さらには現在町内の飲食店に呼びかけをしながら、これ食の関係であります。来年1月にはさつま町に飲食、料飲業の組合の立ち上げを今計画をしております。

本町にはこれまでなかったということでもありますので、料飲組合のこういう組織も立ち上げて、食の関係のPRにも一層強めていきたいということでございます。やはり特産品となるような名物料理の開発とか研究をしていきたいと思っております。

次に、健康増進の関係についてであります。朝ごはんの定着の関係でありますけれども、私がマニフェストに掲げてありますとおり、「早寝・早起き・朝ごはん」運動というのを推進をしておりますけれども、子どもたちが基本的な生活習慣を身につける、このことが大事であります。

学力、体力、気力、こういうものを向上するためには、基本的な習慣をつけることは非常に大事なことでありますので、これからも一層推進を図ってまいりたいと思っております。

御存じのとおり、先日、友好交流協定を締結しました青森県の鶴田町におきましては、「朝ごはん条例」というものをつくって食習慣の関係、あるいは健康増進に努められているところでございまして、やはり全国的にもこういう組織もありますけれども、本町におきましても一つの大きな施策の一つであります子ども健やか育成宣言を生かして、既に学校教育の場でも取り組みの重点事項として今の「早寝・早起き・朝ごはん」の運動については、各小中学校でも取り組みをしていただいているところであります。

また、7月の全国巡回ラジオ体操と同時に、「健康づくり推進のまち宣言」を行う予定でありましたけれども、ちょうど口蹄疫の関係で中止のやむなきに至ったわけですが、来年2月の町民大会におきまして、その場で宣言を行う計画であります。

その推進に向けて健康に関するいろんな標語、ポスター、あるいはこれに関するいろんな施策

というものを伝えていきたいと思っているところでございます。

その標語につきましては、小学生から一般の町民まで836点の応募をいただきまして、その中でもその小中学生につきましては、「早寝・早起き・朝ごはん」の関心というのが非常に高くなってきておりまして、朝ごはんの問題についても数多く募集をいただきました。

今後におきましても教育委員会を中心に、児童生徒への働きかけを行ってまいりますとともに、健康づくり推進のまち活動の一環として、食生活推進員、あるいは健康づくり推進員という方もいらっしゃいますので、こういった方も御協力をいただきながら、この朝ごはんの定着と健康づくり推進には努めてまいりたいと思うところでございます。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

〔教育長 東 修一君登壇〕

### ○教育長（東 修一君）

朝ごはんにかかる教育委員会の取り組みについてでございますけれども、ただいま町長が申し述べましたように、食生活の基本的な習慣というのは、乳幼児期から培われるものと考えておりまして、特に委員からございましたように、自立心が芽生え、心身が大きく成長する小中学校時代に、朝ごはんを食べることは「きょう一日やるぞ」という気力等の充実等はもとより、規則正しい生活習慣の確立、心身の健康の保持増進のために大切なことであると認識しております。

また、みそ汁の味はおふくろの味という言葉で代表されますように、健康づくりはもとより、家族の絆を深める意味におきましても、大事であるというふうに考えております。

そこで、学校におきましては、町長のマニフェストの中にございます子ども健やか宣言の中の「早寝・早起き・朝ごはん」運動の推進を図る中で、その趣旨を説明し実践を指導するとともに、家庭科や学級活動、保健の時間などで食育の重要性を指導し、特に朝御飯の大切さを指導しております。

また、保護者に対しましても、学校だよりや学級PTAの場などにおいて、冒頭述べましたように、朝ごはんの持つ意義について語るなど、「早寝・早起き・朝ごはん」運動を積極的に推進しております。さまざまな機会をとらえて啓発を進めてるところでございます。

本町の実態としましては、朝ごはんを食べずに登校をしている児童生徒は11月同期で小中学校全体でございますけれども、昨年食べずに登校したのが合計で43人、2.4%と。ことしが37人、2.1%ということで、徐々に解決はされておりますけれども、ここからが大変であるというふうに思っております。

なお、本年度は先ほど町長もございましたように、学校活性化事業、予算をつけていただきまして、紫尾小学校をこの運動の重点取り組み校として指定し、その実践を図ってもらっております。

町の教育振興基本計画の中にも、その食育の重要性を長期的にやっていくような形でしておりますし、今も述べました紫尾小学校の実践の結果等も踏まえながら、さらにその充実が図られるよう指導し、働きかけてまいりたいと考えております。

〔教育長 東 修一君降壇〕

### ○柏木 幸平議員

まず、友好交流についてですが、今回の交流で驚いたのが、鶴田町の友好交流協定に対する熱い思いといいますか、そういうのを町長以下来町された方々との交流の中で感じたわけですが、これも中野町長のツルの一声であれだけのことができたのかな、そこらあたりはよくわからないわけですが、平田議員のほうからも出ました、ねぶたや衣装の寄贈とか、それから鶴田町民85人の旅費、宿泊費、それからリングや飲み物などの提供があったわけですが、本当に交流の

中でも、こちらが恐縮するぐらい鶴田町は多額の出費をされたのではないかとも感じたわけですが、それと同時に、我がまちも今回の協定に関しては出費も当然しているわけですけど、両町それぞれどれくらいの出費があったのか、判っておれば教えていただきたいと思うんですが。

#### ○企画課長（湯下 吉郎君）

さつま町の経費でございますが、今回総額では335万9,000円、このうち県の補助金が61万4,000円入っております、町費が274万5,000円ということでございます。

青森県鶴田町の方でございますが、青森県鶴田町からは、このねぶたの寄贈と合わせまして928万6,000円という金額を使ってきていただいているところでございます。

#### ○町長（日高 政勝君）

ちょっと補足をいたしますけれども、この経費の若干歳入で61万4,000円県からいただきましたけれども、これは特に県の振興局のほうにソフト事業というのがありますので、一応昨年場合は、私が申し出たのが若干売れた関係もありまして、61万はもらったんですけども、こういうことで、せっかく新幹線開業で鹿児島県もお互いに青森県との交流をするというようなことで、青森県の場合は、青森県で今回の青森県の先ほど企画課長も申しあげました九百二、三十万のお金については、ほとんど県が出していただくというようなことでございまして、青森県の鶴田町が出したので、約50万ぐらいかなということ聞いております。

それだけ県同士が一生懸命交流もしているところでありまして、これからの交流等についても、一応、来年度についても、どの程度のことを考えるかは今のところははっきり決めてはおりませんが、こういう交流が行われるとなると、やはり県としましても何らかのせっきくの物産交流とかいろいろありますので、ソフト事業の中で考えていただきたいということで、新たな要望もしていきたいと考えているところでございます。

それで、これら経費も確かにありますけど、一方では、やはり経済効果なんかを見たとき、本町で270万ぐらいの経費出費がございまして、やはり青森県からお泊りいただいた。当然向こうが出すわけでありまして、そして、あるいはガラス工芸館とか焼酎の販売とか、土産品とか、いろんなことを合わせまして、商工会はまた夜にイベントをやっていたわけなんです。

その中でも、抽選販売の効果は4,400万ぐらいありますし、そしてまた、だいわの売上げとかは過去最高に上がったということでありますから、約5,000万ぐらいは地域経済として効果が出ておるといふことでありますので、ただ単にいろんな見方はありましようけども、一面は、こういう先ほどから申しあげましたように、町民の皆さんもある面においては、非常に熱気を帯びて感動もいただいた、元気をいただいたということもありますし、そういう雰囲気もいただいたということもあります。

そしてまた一方では、こういう経済効果というのもしっかり出ておるわけでありまして、この辺についても御十分御理解をいただきたいと思うところでございます。

#### ○柏木 幸平議員

鶴田町のほうは、青森県が主に出したということで判ったわけですが、私が聞いたのは、ただ単に、町長も言われたように出費をしたのがどうこうということではなくて、それがどのように出費をしたことで経済的な効果が出たのかなという、そこをちょっと知りたかったものですから、お尋ねしたわけですが。

平田議員のところでも、ねぶたの今後の活用についても出たわけですが、町長のほうからは、どこまで行政のレベルでできるか、今後検討するというようなことでありましたが、町長の答弁の中でも、職員等の中にもそういう経験者等もいるということでありまして、特に鶴田町からのねぶたの運用に関しては何もなかったのか、今後またその活用の方法ですが、どのような形

で、どっかにか、民間とかそういう形に任せていかれるのか、今後の協議だろうと思うんですが、そこあたり町長の心づもりですか、そこあたりはどのように考えておられるのかお伺いいたします。

○町長（日高 政勝君）

すばらしい青森鶴田町の郷土芸能の代表的なものでありますので、やっぱり大切にこちらとしても生かしていく方向を考える必要があるかと思っております。

特に、今後夏祭りの時点が一番いいのかなと思っておりますので、そういう機会に商工会の皆さん方ともお話しはしておりますけれども、実行委員会組織の中でいろいろまた検討していただくこととなりますが、前夜祭、本祭、どちらになるか判りませんが、そういう夏祭りで行うができたらと思っております。

今までの昼間ではやっぱり既存のものがありますので、夜のそういうイベントの一つとしてそういうものができて、祭りを一層盛り上げていただく機会があればいいかなと思っておりますし、やはりこれを一つの契機としながら、私も最初申し上げましたとおり、こちらは竹の山地でありますし、鶴田の和紙もありますので、やっぱり地元産品を生かす形での、あの大きなものでもなくとも、向こうでも親子会あたりがそれぞれ小さなねぶたを親子一緒になって、地域の皆さんと一緒に一つ一つつくり上げたものを、祭りのときに引き回している。

そのことがやっぱり皆さんが盛り上がりがあって、連帯感も生まれるという、そういうやり方をしておりますので、そういうものができたらありがたいかなと、そういう望みも持っておるところでございます。

既にねぶた会も本町にもできておりますので、そういう皆さん方がやはり新しい文化の育成につながっていくのであれば、非常にありがたいかなと思っておりますのでございます。

○柏木 幸平議員

せっかくの友好の印のねぶたですので、今後金のかからない維持の方法で有効活用をしていただければと思います。

先日の鶴田町との締結式のあとの交流会のお互いの懇談の中でも話が出たわけですが、これからの友好交流は文化的な交流事業だけでなく、お互いのまちの所得が上がる経済や観光の交流も望まれていると思います。

先ほどから出ました子どもたちに異郷の文化に触れさせることも大事なんですけど、今後は経済や観光交流を通して、お互いのまちが潤ってまちの経済、産業などの発展につながればと思うのですが、協定書の中にも両町は経済、観光、教育、文化、スポーツなど、さまざまな分野において相互協力を行い、お互いの地域の活性化に努めるとあるわけです。

先ほどから町長も、今後は金のかからない交流をしながら、経済の交流も視野に入れていくということを言われているわけですが、今後、税関係、それから各5つの特産品の販売所などもひっくるめて、そういう何か特産品の販売の方法に関しての委員会、委員会ちゅうか、そのような協議会というか、そういうような立ち上げ等のきっかけもつくっていただいて、両町とのかけ橋も行政のほうで進められないものか、そこあたりを町長のほうにお伺いいたします。

○町長（日高 政勝君）

先ほども申し上げましたとおり、単に人的な交流にかかわらず、そういう経済的な、あるいは観光とか、そこまでいけるということが一番理想的なことでもありますので、やっぱり相互のまちが活性化していく、それが一つの大きなねらいであるかと思っておりますので、あとでまた5番の内田議員のほうからも質問があるようございますが、既に向こうからお見えになったときも、こちらの農業関係の皆さん方との交流もしていただいておりまして、実際、この「あるじゃ」の店長

に講演をいただいているところをごさいます、具体的にこの交流をどうしていくかと、こういう物産の関係でありますけども、そのようなところまで、もう既に話し合いが進んでおりますので、これについてはまた後ほど詳しく申し上げますが、そういったことを当然としてこういう経済的な交流が、振興が図れるようにしていきたいと思うところをごさいます。

#### ○柏木 幸平議員

また、このあとの内田議員の質問等もありますので、またそこあたりは内田議員のほうで引き続いてしていただければと思いますが、中野町長のほうも、この経済交流をさらに進めていきたいという気持ちも強く持っておられる記事等もありますので、今後お互いのそういう気持ちを大事にして、日高町長に際しても前向きに取り組んでいただきたいと思います。

それでは次に、新幹線の開通に向けての取り組みについてですが、非常に行政としてどこまでできるかという、非常に難しい面もあるかと思うんですが、これは一つは観光協会のほうでも取り組んではいらっしゃるわけですけど、なかなか観光協会自体も事務員を置いた事務局みたいな、そういうしっかりとした体制が整っていないものですから、なかなか町の職員にもお世話になりながら運営をしているという状況でありまして、独自で戦略を考えようとしても、それに伴う事業費がないと。

これまでも、ほとんどが行事等は会員のボランティアで運営がなされている状況でありまして、今後、新幹線の開通への取り組みをしようにも、今の行政と観光協会の関係で果たして先々、客の誘致ができるのかなということを実際に心配しているわけですが、今後の一つは町長の気持ち一つでまたそういう新幹線の客の誘致にしても変化が出てくるのではないかと思うんですが、そこあたりの町長の新幹線の誘致客に関する思いというのは、どのように考えておられるのかお伺いをいたします。

#### ○町長（日高 政勝君）

先ほど基本的なことはお答えしたところでありますけど、とにかくせっきくの千載一遇のチャンスでありますから、私どものまちにとっては薩摩川内駅、それから出水市の駅が、2通りの窓口があるし、そこからのお客さんの流入、そしてまた、最初の段階においては、私は最初からこの2つの駅から入るかということよりも、鹿児島中央駅から最初に入るのかなという感じがしています。

いったん鹿児島の中央駅がいわゆる九州の最南端という位置的な関係。そしてまた、先ほどの青森県については、本州の最北端ということで、そういうことでお互いに来年の3月、青森は12月4日からですけれども、そういう形で新幹線のレールで1本に結ばれるということでありますから、非常に新たな観光客の誘致については本当にいいチャンスだと思っておりますので、早くからこれについては、何らかのやっぱり取り組みをせにやいかんどということで、ポスターをつくらんにやいかんとか、いろんなことを指示をしておりますが。

今ちょうど先ほどもありまして、もうパンフレットも今いいのができつつありますので、いろんなところに配布をしたり、ポスターも掲示をしながら、ポスターなんかについては、どういうポスターをつくるかによって、人の目に入るインパクトを与えるかということがありますので、そういうようなところまで逐一やっぱり時期を見ながら、時期時期のパンフレットをつくらながら出さんにやいかんとおっしゃいますので、そういうことも既に指示もいたしてごさいます。

当然、この観光協会としましても事務局体制が今でないということで、新たに先ほど言った400万つけて、そしてまたそういう新幹線をもくろんだいろんな取り組みをしていただきたいと思いますのでやってみるわけをごさいます、ここ何年かの体制になるかと思っておりますけれども、そ

れが一つきっかけとなって、起爆剤となって、新たな新幹線に対する取り組みが展開できればとありがたく思っ、そうなることを願っているわけでございます。

とにかく出水駅の関係につきましても、出水の市長の皆さんと一緒に、できるだけ多く「さくら」が停まっていたくというように、九州のJRのほうにも一緒に出向きまして要望をいたしまして、今月の15日には新たにダイヤの改正のことも発表されるようでありま、また恐らく増便が幾らかは出るかなと思っ、このころでございます。

そういうこと、いろんな形でこういう直接の駅は持っ、ありませんけれども、こういう2つの駅が近くにあるということでありま、この内陸部に対しましても、何らかのこういう入り込みがあるように、こういう自然が豊かな温泉なり、あるいは食材、いろんな豊富な資源が先ほどから言いま、とおありま、これを宣伝をしながら入り込んでもらっ、ということをする必要があるかと思っ、おありま。

それで、最初はやっ、先ほど申し上げま、とお、最初から薩摩川内駅に停まる方もいらっ、しゃるでしょう、出水駅もあるでしょうけれども、まずはやっ、鹿児島中央駅にまずは来て、それから次はならどこ行くかと、霧島、指宿行っ、あとは、ならどこ行くかとなっ、ときは、ならさつま町に行っ、みる、ほんなら薩摩川内駅がある、あるいは出水駅があるという形で、2次の段階で入っ、らっ、しゃるのかなと。

私はそういう感じも持っ、おありま、と、とにかくやっ、皆さんが第一に関心を持っ、る鹿児島中央駅に対しては、相当なやっ、PRをする必要があるのかなと。

新大阪駅あるいは東京もですが、福岡の博多ですね、そういうところはやっ、重点的にPRをする必要があるのかなと思っ、おありま、と、とにかくいい機会です、できることは最大限、観光協会とも一体となっ、商工会も今、一生懸命でありま、から、そういう皆さんと一緒になっ、てやっ、ていきたいと思っ、るころでございます。

#### ○柏木 幸平議員

新幹線については、もう先ほど言いま、とお、あと93日となっ、たわけですけど、ここらあたりをやっ、ぱり一体感を持っ、た取り組みを今後も引き続、きしていただい、また町民の皆様にも、そのような観光客の誘致に関して周知をしていただければ、またいい取り組みができるのじゃないかなと思っ、おありま。

また、県人会といいま、か、関西のさつま会とかそういう新幹線の各停車駅には出郷者の方も多くいらっ、しゃると思いま、か、機会があっ、たらまた町長のほうでも、ぜひお盆と正月はふるさとで過ごしませんかというようにキャッチフレーズか何かで呼びかけて、お盆と正月はふるさとで過ごそうというように、そういうまた、こともすることによって郷土の特産品のお土産の販売とか、それから宿泊者の増加とかそういうことにもつながるかと思いま、か、もう本当に今、盆とか正月に通りの帰省客を見なくなっ、ちゅうか、本当に寂しい状況でありま、か、そこあたりもまた折に触れて町長のほうでも言葉を添えていただければと思いま、か。

それでは、健康増進についてですが、町長のほうでも前向きに健康づくりの推進の町を町民大会において宣言をしながら取っ、組むということでありま、か、先ほどの鶴田町の紹介は、朝ごはん条例で健康長寿のまちづくりということ、ビデオの放送があっ、たわけですが、ここはもう全国にも有名な先進地でもありま、か。

朝ごはんの条例まではいかなくても、朝ごはんの定着が図れることで子どもたちだけでなく、大人の生活習慣病といいま、か、それらの減少にもつながるかと思いま、か、今後また健康づくりの推進の町の構想でも、朝ごはんの定着についても織り込んでいただい、運動を進めてほしいと思っ、るんですが、そこあたりの健康づくりの推進の町での中身には入れていただけないものかお

伺いいたします。

○町長（日高 政勝君）

朝、1日3食しっかりとるということが健康のもとになるかと思っております。今、先ほどもいろんな生活スタイルが変わって、もう食の変化もあるし、米の消費も年々少なくなっているというような実態もあるようでございますが、本町にも食生活推進員の皆さん方も活躍をさせていただいておりますし、いろんな管理栄養士もいらっしゃるわけでありますので、そういった専門の方々の御意見も聞きながら、本当に食が一つの健康づくりのもとになるかと思っておりますので、今後についてはそういったことも十分考えて、今、健康づくり推進の町を宣言する上においては具体的に、なら、どういう形で町民の皆さん方の健康を図っていくか、ということが大事でありますから、今後具体的に、その辺のところも出しながら、これから遠大な推進になりますけれども、町民ぐるみの運動として展開ができればいいかなと思っておりますので、御指摘の点については十分織り込んでまいりたいと思っております。

○柏木 幸平議員

米の消費まで私も考えて御質問をと思っていたんですが、町長のほうでそのようなことも言われましたが、本当にこの朝ごはんの定着をすることで、このところの米価の急落や供給の過剰米の消費にも役立ち、健康と米の消費という両方の効果があると思っておりますので、今後ぜひ朝ごはんの運動を進めていただき、健康づくり推進につなげてほしいと思います。

以上で終わります。

○議長（中尾 正男議員）

これで柏木議員の質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。再開はおおむね14時10分とします。

---

休憩 午後1時58分

---

再開 午後2時09分

---

○議長（中尾 正男議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、14番、内田芳博議員の発言を許します。

〔内田 芳博議員登壇〕

○内田 芳博議員

私は、通告に従い、順に質問をさせていただきます。

まず、学校施設整備についてでございます。

学校施設は、とりわけ校庭にあっては、体力向上や体育授業の場として大いに利活用されているところでございますが、雨天後の状況はその排水能力の低さから水が引かず、利用までに長時間を要するなど、大きな障害となっている学校も少なくありません。

こうしたことから、学校の排水施設及び表土の置きかえなど、再整備を推し進めていただきたいと思っております。この点についてお伺いいたします。

2点目に、本庁庁舎への進入路の整備についてであります。

本庁駐車場は、庁舎周辺を初め、ひまわり館近辺に職員対応の駐車場等がございますが、新しい庁舎建設に向かって協議が進められている中、メインの進入道路に加え、町民や職員がスムーズに入れるよう、庁舎の裏側（東別館方面）からアクセスの道路を整備する考えはないか、この

点についてお伺いいたします。

3点目に、農産物販路拡大についてでございます。

さきに青森県鶴田町との友好交流協定の締結を行ったところでありますが、こうした機会をとらえ、北と南の農産物交流を推し進め販路の拡大を図る考えはないか、以上3点についてお伺いいたします。1回目の質問を終わります。

〔内田 芳博議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

#### ○町長（日高 政勝君）

内田芳博議員からの学校施設整備について、本庁舎への進入路の整備について、農産物の販路拡大について、以上の3点の質問をいただきましたので、順次お答えをさせていただきます。

まず、学校施設の整備についてでございますが、学校施設は児童、生徒の学習あるいは生活の場でございます。安全で快適に過ごすことができる施設でなければならないと考えております。

特に、校庭は体力づくりの場としてはもちろん、友達との仲間づくりの場として、また地域の方々との触れ合いの場、交流の場としても大変重要な役割を果たしているところであります。

その校庭への雨の対策についてでございますが、最近の天候の特徴として、局地的な集中豪雨が多くなってきておまして、この場合は校庭に一気に水がたまって、排水能力の低い施設におきましては、排水に時間を要し、校庭の活用に時間がかかる状況となっております。

町内の校庭の整備状況でございますが、近年、全面的に校庭の整備が完了した学校は、小学校で3校、中学校で2校となっております。それ以外の学校におきましては、集中豪雨あるいは長雨のときには、排水に時間がかかることがあるようでございます。

このようなことから、校庭の表土の補充、あるいは一部排水が悪い箇所の整備につきましては、必要と感じているところでございますが、学校施設の安全性の確保という観点から、緊急を要する校舎等の耐震対策、あるいは大規模改修ということが当面控えておりますので、これらの関係の整備が急がれるところでございます。

したがって、これらの整備も含めて、今の排水対策につきましても総合的に検討しながら、緊急性の高いものから逐次対応をしていく必要があるかと思っております。

なお、それぞれの工法につきましては、また後で教育長から答弁をいただきたいと思います。

次に、本庁舎への進入路の整備についてでございます。東別館の方面からのアクセス道路を整備する考えはないかということでございますが、新しい庁舎の建設に当たりましては、庁舎建設検討委員会で基本的な考え方が協議をされまして、基本構想、基本計画として取りまとめをいただいたところでございます。

これから、平成24年度から建設に向けまして基本設計、基本計画に基づいた実施設計に取り組んでまいりますが、東別館側からの進入につきましては、現在、人が通れるほどの町有地を保有をしておりますので、周辺駐車場からの通路として職員や町民の皆さんに利用をされております。

なお、安全上の観点から、そこについてはバイクの通り抜けはできないようにしているところであります。

東別館からのアクセス道路の整備につきましては、より利便性は高まると思われませんが、役場敷地の隣接地はすべて民有地ということでありますから、新たに道路を整備するとなりますと、家屋の補償とか、あるいは用地買収ということが生じてまいるかと思っております。

今後、新庁舎の建物の配置の関係、そして現在の庁舎の取り壊しの時期等のさまざまな問題を検討してまいることがありますので、東別館側からのアクセス道路の整備が必要かどうかにつき

ましては、今後、総合的に見ながら検討をしてみたいと思います。

次に、農産物販路拡大についてであります。さきに青森県鶴田町との友好交流協定の締結を行って、この機会に北と南の農産物の交流を推し進め、販路拡大を図る考えはないかということでございます。

これまで特産品販売所の自慢館におきまして、青森県鶴田町産のリンゴの販売がされております。自慢館としては、特徴を出す意味のリンゴの販売ということになっておるようでございます。今回の友好交流協定の締結に当たりまして、農産物を初めとして経済交流が促進されることを私も望んでおきまして、担当課においても経済交流が図られるための企画をするように指示をいたしたところでございます。

それに基づきまして、今回の鶴田町の来庁者の中に農林水産省の地産地消の仕事に、こういう制度の認定を受けた方がいらっしゃいます。先ほど申し上げました道の駅「あるじゃ」というところがございまして、その駅長の一戸氏という方が同行されておりました。

同氏もまた鶴田町の中野町長から経済交流の促進を図る旨の指示を受けておられるようでございまして、早速経済交流の始まりとしまして、道の駅長を公式にお願いをいたしまして、本町の直売所等の会員あるいは関係機関団体に呼びかけをいたしまして、さつま町5周年記念「農林産物の6次産業化講演会」と題して、式典の翌日15日に講演会を依頼したところでございます。

会には約60人程度の参加をいただきまして、一戸氏の農産加工に取り組みされた事例、あるいは農産加工のポイントについて講演をいただきました。

その後、商談会としまして一戸氏からは、さつま町の焼酎、あるいは柑橘類、菊の花等を取り扱っていききたいとの要望がございましたので、本町からは梅の加工品とか、また豚みそ、門松、そういったことの売り込みを行ったところでございます。

また、道の駅「あるじゃ」でも、販売所にはさつま町コーナーというものを設置をしていききたいとのことでございますので、今後についても両町の農産物等をリスト化して、農林産物交流が進められるよう、JA、あるいは生産組織の皆さん方と一緒に、経済交流促進に向けた話し合いを進めてまいりたいと思うところでございます。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

〔教育長 東 修一君登壇〕

#### ○教育長（東 修一君）

先ほど町長が申し上げましたとおり、緊急を要するところでは、御案内のとおり盈進小学校の校庭の排水状況がございまして、校庭の排水箇所は、南側の正門側に2カ所と東側の校門側に1カ所の計3カ所、排水口がございまして、校庭が南側方面に傾斜しておりますことから、南側の正門付近に水が集まり、実質2カ所の排水口から側溝へ排水している状況でございます。

集中豪雨等が発生しました場合には、一気に校庭に水がたまり、排水能力をオーバーした場合には、排水口からあふれた水が校門の階段からも流れ出ている状況もあるようでございます。

対策といたしましては、校庭に2本の大きな木がございまして、校庭の全面にこの木の根がはびこっておりますことから、表土の置きかえにつきましては相当の期間等も要しますこと。それで、当面の対策といたしまして、表土を補充しながら正門2カ所の排水口の改修を行い、排水能力を拡大する方法で対応し、その状況を見ながら、また次は考えていきたいというふうに考えております。

他の学校につきましても、芝生の校庭があるなど、いろいろな事情等があるようであります。芝のところに土がたまって、土のトラックのところへこんでいるとか、そういう状況もござい

ますが、長期的な見通しを持ちつつ、教育活動にできるだけ支障がないように、実情に合った対応を図ってまいりたいというふうに考えております。

[教育長 東 修一君降壇]

#### ○内田 芳博議員

ことしの小学校の運動会は、雨に遭い、どの小学校も途中で中止ということになったわけですが、私も盈進校の運動会に参加させていただきまして、ちょうど種目は竹を引く種目でしたが、その折に若干の豪雨が降りまして、見ている間にやはり雨水がたまってきたと。

そして、来賓の方々、そして学校関係者、PTAの皆さん、この水はどこに排水なされるんだろうかと思うと唾然と、呆然として眺めておったわけです。

そうして、雨水のたまりが大きくなったときに、初めてその競技に使っておった棒が正門のほうに流れていったもんですから、正門のほうに排水口があるんだなということに気づき、しかし、そういう状況の中でございましたので、運動会の続行ということはできず、校長先生のほうより中止というのがなされました。

そして、お子様は親御様で責任を持って連れて帰ってくださいということで、みんなジャブジャブする中を歩いて自分の子どもを捜し、連れて帰っていかれる方々、そして、それを見ていた皆さん方が、盈進校はこのように排水が悪いんだろうかという、非常に苦言が続出しました。

これではいけないと思って、私も後日、校長先生のほうに御連絡いたしまして、学校の正門のほうを見させてもらいますと、排水の状況をと。ですから、私も行ってみますが、不審者がおって学校の中に入ってきたといわれたらいきませんので、前もって御連絡をしておきますと言って、そうして見てみました。

ところが、誠にびっくりしました。もう私たちがびっくりするわけですから、職員の皆さん、関係者の皆さんは行って、なおさらびっくりされたと思います。正門の両脇にあの大きな学校の校庭の排水口ちゅうのは、20センチの排水口が2カ所あるだけです。

そして、東側のほうは15センチから20センチで35センチブロックが1つあけるだけ、そこが東側の排水口、西側は20センチの排水口で、50センチの35センチぐらいの排水口になっているというのが盈進小学校の現実でございます。

これが今日まで、今までの学校の関係者、校長以下、いろんな方々がこういう状況を見て、やはり教育委員会、行政に要望がなかったものかと思って、私は唾然としたところです。

ですから、今回、私は東側のほうに1つあると言いましたけど、それはもうはっきり申し上げて排水能力はないです。盈進校の排水能力というのは両脇に20センチずつの穴があいたところが2カ所です。私たちがこれだけ役場に来るわけですけれども、駐車場で雨の降った日は見るんですが、学校の状況がそうあるということは、やはり全然判りませんでした。

今度の運動会で初めてこんなことが判ったわけですが、これについては、私は緊急、どうこうということよりも、早急に対応するのがまず対策じゃないかとこのように考えますが、この点についてお伺いいたします。

#### ○教育長（東 修一君）

御指摘のとおりでございまして、10月3日のあの状況は何人かの議員の方々が、小学校の運動会3校ございましたので、ごらんいただいたと思います。どこの学校も同じような状況でございました。

とりわけこの盈進校につきましては、水はけが悪いと、駐車場等も使うんだけれども水はけが悪いというふうにはお聞きしておりましたけれども、当時私は別の学校におったもんですからその状況は見ておりませんが、基本的に今、議員のほうから指摘されるような状況でございますの

で、先ほど申し上げましたような方法で緊急に対応をしてみたいというふうに考えております。

#### ○内田 芳博議員

校庭は今申し上げたとおりでございます。校舎のほう、そして屋体の周辺等というのは、側溝はあるわけですが、教育長、その側溝がやはり土よりも高いわけですよ。ですから、相当降らなければ、その側溝に水が乗らないんです。これが盈進校の実状であって、そうして校長先生の場合は、雨降りの場合には、もう東側のこの役場のほうから来てくださいと、こう生徒には伝えてございます。ただ、私たちが考えることは、学校というのは、正門というのはその学校の誉れであって、威風堂々とした、やっぱり私は場所だと思います。

ですから、生徒の皆さん方がやはり正門から堂々と学校に入れる施設の学校として、有終の美を飾る学校としてつくり上げていかなければならないということですので、教育長、この点は早急に関係課と十分合議をして進めていただきたいと。

そうして、御父兄の皆さん方にも教育長が言われますように、生徒も安心して登校、下校ができる学校の校庭として、設備として、学び舎として、しっかりとした学校にしていきたいと、このようにこのことは考えますが、再度教育長の熱の入った答弁をいただきたいと思います。

#### ○教育長（東 修一君）

先ほど町長も申し上げましたように、安全で、そして快適というのがベースでございますので、この排水を契機に、改めましてまた全部の学校を見て回りまして、その優先の順位等もつけながら、この盈進校につきましては早急に対応いたしますけれども、全体的にまた見させていただいて、そしてトータル的に考えながら進めさせていただきたいというふうに思います。

#### ○内田 芳博議員

それでは次の庁舎の進入路についてお尋ねをいたします。

旧の宮之城の場合には、川内川の大洪水、大氾濫というのを2回し、そして北部のやはり地震というのを2回あったわけです。

そして、そういうときの司令塔、対策の本部は役所で、庁舎でございます。やはりこの庁舎の場合は、一番考えなければならないのは、どちらから入ってきても学校の通学路と並行しているというのが、この庁舎の特色だと思います。

その特色は、やはり地震等なんかが来た場合は、小学校は隣ですから大変な災害が出たときはすぐ対応もできるという、そういう優良点もございますけれども。そういうのが一つと、そしてひまわり館、鉄道記念館周辺に駐車場を点在として職員の方々の駐車場というのもございます。

私は、これからのやはり将来を考え、通学路等々を考えた場合、国道から即入れる態勢を整えるべきではなかろうかと、こういうことも考えます。

今までやはり東側からのこの進入路というのを考えなかったことは、景気もよかったし、そして商店等々もあり、そういうのに非常に予算等を要した関係もございましたし、そういうことはできなかったことも考えますが、この際、こうして庁舎を建て替える時期において、新たにやはり検討すべきじゃないかと。

特に、私は無駄な予算は使うなど、そして庁舎もできる範囲のやはり能力を備えて、小さなところでやはりその能力を出すということをするべきではないかということも盛んに言うわけですが、やはり出入りというのは緊急時のときに重要性を持ちますので、我がまちはそういう大きな体験も3回した経験がございますので、そういうことを考えたとき、これが10年、20年前の予算からすればそういう予算等っていうのも、相当削減されるのではなかろうかと考えますので、再度これはやっぱり検討すべきじゃないかと、町長このように考えるんですが、こ

の点についてはいかがなものでしょうか。

○町長（日高 政勝君）

庁舎建設に当たりまして、いろいろ周辺のそういう環境整備ということも確かに重要なことであるかと思っておりますが、先ほど申し上げましたとおり、ここに東からの進入が入るといふ、この利便性は高まるとは、もう十分承知ができるところでございます。

ただ、まだ今の段階で、今庁舎そのものの構想を立てる段階でございまして、周辺の整備については、整備できればいいんですけど、やはりこの限られた財源の中でやっぱり計画を進めるといふことにいたしておりますので、今の段階でここまでいふところまで、確としたお答えができないのは申しわけなく思っておりますが、とにかくそういう建物の今後の配置とか、あるいは庁舎の取り壊し、そういったことの中で総合的に考えて、どうしても、ああ必要だなということになるのか、あるいはまた、隣接の町有地もまだ残っておりますので、この辺の活用ということも総合的にやっぱり考えなければならぬということがございます。

そういうことをまだまだ詰める必要があるかと思っておりますので、まだこれについては、今の段階でそういう方向でやりますといふところにまいませんので、そこは御理解いただきたいと思っております。十分、おっしゃることはもう十分御理解をいたします。

○内田 芳博議員

町長は、予算ということを言われますが、ことしの補正予算ですか、まだ国を通過していないわけですけど、5兆900億円ですか、ということが言われておるわけですが、これがやはり議決されて各市町村に配付されてくるということ等も私、あるのではなかろうかと。これは決まっただけでなかりや判らないわけですけども。

そういうやはり予算等がどのぐらい来るか判りませんが、もしそういう中で検討ができたときには、町長、やはりこの点については検討していただきますように要望させていただきたいと思っております。

それでは、次の3点目の農産物の販路拡大についてでございますが、ひかり別館で友好交流の締結がございましたが、その点において私たちも青森の鶴田町の方々と十分懇親をする機会がございまして、その場において、あなた方のところはお茶はどうでしょうかと、こうお願いをしたところですが、そうしたところが私たちの県はお茶は全然ないと。静岡から直接というようなふうで全県が静岡のお茶だということをお聞きしたわけですが、私は友好協定と、交流というのは、やはり文化的な交流は大事ですが、その中でできるものならば、先ほど町長がお述べになられましたとおり、両町がどのように利益を上げるかということが、私は大事なことではないかと、このように考えます。

そして、こちらのお茶はほとんど静岡でとられ販売されるわけですが、そういうことを考えたときに、やはり向こうとの取引、仲介人が要らないと、中間のマーヅンが要らないと。直接にできれば、やはり遠い南と北ですけども、私はお互い利潤になるのではなかろうかと。そうしたとき町長は、先ほどお述べになられたとおり、こちらの関係の課と、そしてそういう団体の方々とやはり向こうにやっつて、向こうを十分調査していただいて、そうして生かせるものは十分生かしてやはり販路の拡大を私は図るべきではないかと、このように考えるんですが、町長、この点はどうでしょうか。

○町長（日高 政勝君）

先般の5周年記念の翌日にそういった会を早速持ちまして、ある程度の一步、前に進むような足がかりとしたわけでございます。

そういうことで、これからも御意見をいただきましたとおり、向こうの関係の皆さん方、そし

てまた、こちらの関係の皆さん方と、さらに友好を深めながら、どういう形の経済交流ができるか、もうそれぞれ向こうからいただいております。焼酎とか、柑橘とか、菊の花とか、そういう提示もごさいますので、そういった関係の農家の皆さんと、また具体的にどういふふうに進めていくか、詰めをしていきたいと思っておりますのでございます。

とにかく向こうもやっぱり物産館として、売れ筋として、また特徴のあるものをやっば出していかなければならないという感じでありましようから、こちらもまたいろんな物産があることはもう御承知の方でございませうから、よりお互いにそういった物流が盛んになって農家の所得の向上につながれば、本当ありがたいことだと思っておりますので、ぜひともそういうことについては、関係の機関の皆さんと一緒に進めていきたいと思っております。

#### ○内田 芳博議員

来年度の、私は予算にそういう予算を十分組んでいただいて、そして生かしていただきたいと、このように考えるわけですが、現在、農政課長は旧の宮之城町時代に名古屋の市場ですか、出向で1年間ですか、行かれていた経験もあると思ひます。

ですから、やっぱりそういうやはり市場の面やらいろんなことを、それはもう十何年、20年ぐらいの前の話かもしれませんが、生かされるいい機会ではなからうかと思ひますので、今後やはり来年度の予算の中で組んでいただいて、そしてこちらのほうからも早速そういう方々をやはり向こうにやって、そしてお互いの積極性を出して、そして農家にも明るい、私は情報を出していただくということが我々の使命だと思ひますが、この点については町長、いかがなものでしょうか。

#### ○町長（日高 政勝君）

御意見にありますようなことを含めまして、総合的にまた先ほどもありましたこの協定の具体的なあり方ということも含めて、どのように深めていくかと。要は末長くやっぱり交流が続けるようにということを考えておりますので、できればそういう経済的な交流が自主的にやっぱり発展をしていくことが理想であるかと思ひますので、まず、その中で行政としてどういう支援ができるか、その辺のところはまた予算の中で十分検討していきたいと思ひます。

#### ○内田 芳博議員

最後になります、町長、やはりこういうことは民間よりも行政がやっぱり主体になって小さな窓口をあけていただいて、その後にやっぱり民間の方々が活力を出して、そうして栄えさせていくと。長年のやはり経済というのを築いていくということにしなければならぬと。

第一歩はこういう北と南との交流から始まっていくわけですから、行政が私はどうしても第一歩は築いてやるべきだと。これがなければ民間でというのは、非常にそういうしたいという人は少ないのじゃないかと。

今、我が町も町民にどういふふうにはやはり今の所得を上げさせるかというのを、みんなが考え、みんなが頭の痛いところで、やはり所得の上がるというのは、非常にぐんぐん上がるというようなことは余りないわけですから、こういうことを生かしていけば、やはり最初は小さな窓口だけど、やはり期待して大きな長い年月で、大きな市場になればありがたいことだと。鶴田町だけじゃなくして、これが青森県全体に広がってまた関東から下ってきていただけるような、言うのは簡単だけど、私は第一歩がやっぱり大事だと。これはどうしても行政がしていただかなければいけないことだと。

だから、やはり善は急げということがありますが、急いでやはり情報を獲得して、やはり町民に明るいやはり情報を流すべきだと。ですから、来年度予算にはそういう方向でやはり組んでいただくというのが私は大事なことはないかと。そして、町民もやはり理解してくれるのではな

かろうかと、このように考えますが、この点についてお聞きして質問を終わります。

○町長（日高 政勝君）

おっしゃるとおり、いろんなきっかけづくり、第一義的には行政の果たす役割というのは極めて大きいと思いますので、仰せのとおりそれはもう十分理解をしながら取り組みを進めていきたいと思っております。

○農政課長（平田 孝一君）

御報告させていただきます。

今の件で午前中に青森県のほうから、鶴田町のほうから電話がありまして、早速もうデコポンを100ケースほど欲しいということで、来年になると思うんですが、そういった予約を受けております。

企画のほうで一応受けたんですが、農政課のほうであっせんをして、またそういうこともぜひとも進めて、一步一步交流を進めていけたらと思います。

○議長（中尾 正男議員）

これで内田議員の質問を終わります。

次は、5番、川口憲男議員の発言を許します。

〔川口 憲男議員登壇〕

○川口 憲男議員

さきに通告いたしました公の施設管理についてお伺いいたします。

町民と行政が協働したまちづくりは、町長も非常に大事な課題ととらえられていらっしゃると思います。我がまちでは高齢化、少子化が進み、また若年層の地域定着も少なく、地域活動も衰退しつつある。

まちでは、各種支援事業や施策を講じて、まちの活性化と誇りあるまちづくりに努められている。その反面、町道清掃は高齢化で思うように整備が進まず、また町営住宅、児童公園など、草払いなど管理が行き届かない状況を目の当たりにしている。

まちの行政財産の管理、整備等を図り、きれいなまちづくりを行う公社的機能の組織を立ち上げる考えはないか、町長のお考えをお伺いいたします。

1回目の質問とします。

〔川口 憲男議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

川口憲男議員の公の施設の管理の関係につきまして、御質問をいただきましたのでお答えをさせていただきます。

これまで公共施設の運営及び維持管理につきましては、地方自治法を初めとする関係法令及び各施設の条例並びに町の財産管理規則等に基づきまして、適正かつ効果的な維持管理に努めているところであります。行政財産の中でも道路や公園、体育施設など住民の一般的な共同の利用に供することを目的とする公の施設については、町における維持管理を基本としながら指定管理者制度により、より効率的な施設運営、維持管理手法の導入を進めて、時期においては草払いや剪定作業、空き缶拾いなど、地域住民やボランティアの皆様方の御理解と御協力をいただきながら、施設の維持管理が行われている現状であります。改めてこういった皆さん方の活動に対しまして感謝を申し上げているところでございます。

御指摘にありますとおり、町有財産のこの維持管理等々につきましては、本町の人口構造が、少子・高齢化が非常に急速に進んでいる、あるいはまた職員数におきましても減少している、あ

るいは行財政需要の動向等を考慮しますと、やはり効率的な維持管理手法の導入というのはもう喫緊の課題と受けとめておるところでございます。

町有財産のできる限り経費とか、あるいは施設のスリム化、こういったことにつきましても、先ほどから議論があるとおりでございまして、やはり時期を見ながら、その辺の処分等のあり方についても考慮をしていきたいと思っておるところでございます。

既にこのことに関しましては、役場の中に検討組織も立ち上げておりまして、具体的に今後どういう管理をしていくかということを検討するように今指示をいたしまして、検討が始まっているところでございます。施設のあり方、効率的な管理方法、こういったことを検討をしていくようにしているところでございます。

公社の管理等につきましては、過去においてもいろいろ公社を立ち上げて管理をしたらどうかという意見もございしますが、現状におきましてはまだそこまで至っておりません。

ただ、公社を立ち上げるとなると、それなりにまた組織、そしてまた管理の運営となりますと、財政的な問題、基本財産の立ち上げ、それに対する出資の関係、そしてまたあとの管理を本当にうまくやっていけるかという、非常に課題もたくさんありますので、その辺の管理のあり方というのはまだまだ研究が必要かと思っております。

現状でも、道路等を中心にしての町道の管理については、道路作業班を編成をしておりますし、そしてまた一方では、高齢者の皆さん方が生きがいを持って社会奉仕活動をする、いわゆるシルバー人材センターも配置をされておりますので、その辺との競合ということも当然考えていかなければならない課題でございますので、十分その辺のところも考えて、公社管理についてはまだまだ研究の余地があるというふうに考えております。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

#### ○川口 憲男議員

今の質問に関して、私、公社的機能、機能ということで申し上げたのも、今、町長の答弁にありましたように公社という形をとりますと、運営の状態、それから職員の状態、いろんなところが発生しますので、公社的機能ということをお願いしたんですけれども。

公社ができれば一番いい方法で、町の公有財産すべてにここが管理一辺とできるところじゃないかと思えます。

シルバーセンター、あるいはほかのところの財政を圧迫するちゅうようなことをおっしゃいましたけれども、やっぱここが管理するにしても、もしできたとして管理するにしても、外注先というのがシルバーセンターであったり、あるいはいろんな地域の施設であったりすることになってくると思うんですが、何にしろ、ちょっと川内市、それから公社を持つところちょっと当たってみますと、非常に運営に苦慮されておるところもあったり、自主運営をされてるところもあって、今、町長の答弁にありましたように、これはいろんな考え方にも勉強が必要ということは、私も十分承知しております。

がしかし、今いろんな公園等を、まず公園、それから児童公園とか町が直営されてるところを見たときにも、町で補助金を出していらっやっって清掃管理をされてるところと、それでなくて今、職員自ら清掃管理しているところ、あるいはもうそういうところはなくて、その地域にあるところは地域で清掃管理してくださいというところを見ますと、その状態に非常に、何ていいますか、格差があると。

そういうところをやっぱし、どっかが一つになって、先ほど町長の答弁にありました作業班等がやっているということですが、こういうところを一元に管理する作業班等もあれば、年に町内を1回か2回ないし、できれば3回ぐらいしていけば、町内全体のそういう公園がきれいになる

んじゃないかと思えます。

そういった意味の公社的な考え方を申し上げたんですけれども、町長、いろんなところを御存じちゅうか、回っていらっしゃると思うんですが、今申し上げました、そういう町が管理委託されているところと、それから職員が管理しているところ、それがないところとの差が相当あると思うんですけど、そこあたりを見聞されとって、どういうふうに感じられているのか。まず、その1点をお伺いします。

#### ○町長（日高 政勝君）

確かに、いろいろ管理の委託をしている分野もありますし、例えば都市開発公社の管理の用地等については、もう職員がやっぱ経費節減で、いわゆるマンパワーの形でもうやらざるを得ないというところで、職員がもう本当自主的にやっていただいているところでございまして、非常に、確かに格差はありますけども、一方ではやっぱ地域においては、地域の日常生活に密接なところでもありますので、道路等についてはボランティアの形で年に2回、3回、払っていただく、清掃をしていただく、そういうことをいただいて本当感謝をいたしておりまして、町としましても、それに対してはガソリン代を20リッターですか、やるようにはしておりますが、そういうところでも、どうしても今高齢化が進んで、今要望が多いのはやはり高枝切りとか、車の大型車が通るには非常に支障があるということで、今新たに高所作業車も購入をいたしまして、作業班のほうでそれにも対処していただいて感謝もされておるところ。

確かに、どこまで行政が公平的にやれるか非常に難しいところがありますが、やっぱ地域でも、先ほどからありますとおり共生協働の社会というんですか、自分たちである程度できるところは自分たちで御協力をいただく、そのことがやっぱ非常に地域社会ももっていく、そしてまた一方では、町の財政的にも助かっていく面があるわけでございますので、それは今後もやはり共生協働社会というのは推進も必要かなと思っております。

確かに、いろんな格差がありますちゅうことはもう認識をしておりますけれども、なかなか均一的にどこもというところまで、まだいかないのが現状ではないかと思っております。

#### ○川口 憲男議員

町長が当初申されましたように、例えば町道を例にとりますと、中心地に近いところは、そういうのは完全にしとって、軒並みもきれいに高所作業車を入れられてできてるところがあります。ちょっとそれをはみ出して、例えば県道から入ったところ、あるいは国道から数キロ入ったところに行きますと、もう日中でも完全にアーチ型になって、何ていいますか、湿り気があって、坂道なんか車で行きますと、落ち葉でスリップしていろんな状況が続いてる。

それは、先ほど申し上げましたように、地域が高齢化、少子化の関係で作業のやり手がだんだん少なくなって、そういうのができない実態ができてるんです。そこあたりやっぱし、先ほど言葉濁しましたけれども、公社的機能ということをお願いしたけれども、昨年だったですか、高所作業車を雇用促進のほうで入れていただきましたけれども、その機能が十分に行き届くちゅうなれば、やっぱしそれを専門にした部署があって、それが随時回っていくということが大事だと思います。

幸いにしまして高所作業車の順番が数カ月先待ちというような状況も聞いております。そういうところを考えると、非常に効率は上がっているんじゃないかと思うし、やっぱしそれが地域全体に盛り上がるが必要じゃないかと思うし、そこあたりをより強固にして公園あるいはいろんな町道、それからもう一つ追加して申し上げたいところは、町営住宅のいぬまきとかいろんなの植えてございまして、そこあたりの整備まできれいにしていただければ、このまちの美しさとか、ないかいちゅうのは、どこに行ってもそういう、生け垣まできれいにしてあるというよう

な感じを持ってると思います。

そういった考え方で公社的機能の部署といいですか、私は今の作業班のところをより強固にして、もう1班増やして、そういうふうに努めるというような機能でいいと思うんですけど、そういう考えはないか、お伺いいたします。

#### ○町長（日高 政勝君）

先般、今、役場の各課の職員を3課、4課ぐらいに分けて全職員と語る機会をしております、その中で建設課の関係の中でも、この道路作業班の関係も当然出てくるわけではありますが、やはり町民の皆さん方の要望というのが非常に町道の、日常のやっぱりお使いになってる身近なライフラインでありますので、そういう意見がもういつも多いわけですけども。

その中でやはり今ありましたとおり、農村部も高齢化が進んで、だんだんそういう奉仕作業についても2、3回の場合も、もう草払機をからってくれる人が少なくなって、あとの整理をする方もこれまた大変ですけども、年々奉仕作業も厳しくなっている現状があるということは、十分承知をいたしております。

私も何回か地元のほうにも出ますけれども、やはりもう我が地域でもそういう実態にありますので、本当これから本当に皆さんが頑張っていただけ時代はいいのかなと思いますけれども、なかなか限界も見えてくるところにきてるかなと思っております。

もうそういうことで、今、道路作業班のあり方もやはり維持補修の関係、今ありましたとおり、一面においてはもっと班を増やしてそれだけの地域の作業をカバーしていくということもあります。

そしてまた一方では、もう別途工事請負的な作業については、いわゆる請負業者が民間の方がいらっしゃいますのでそういう方にお任せして、どちらかという、もうこういう伐採とか、草払いですか沿道の。そういうことにも特化ちゅうわけじゃないかなでしようけども、そちらのほうにウェイトを置いた形にしていけば、大分緩和をされるのかなという感じがいたしておりますので、今後その辺の作業班のあり方についても、班の態勢はもちろんでありますけれども、内容をもっと検討していくことも必要かなと思っております。

やっぱ時代がどんどん変わってきておりますので、それにふさわしいような作業のあり方というのをこれからまたしていくことが、より地域にとってもいい方向になるのかなと思っているところでございます。

#### ○川口 憲男議員

町長、共同参画社会というようなことを前からも申されて、地域の特色を生かした地域づくりを行う地方分権型社会の実現のために、町民がまちづくりに積極的に参加できる仕組みを構築する。これは、この前いただきました過疎計画の中でも指摘をされておりますし、私も全くそのとおりだと思って、地域も皆さんがそういうふうやっていけたらいいんじゃないかと。

それと今度、里親制度も拡充していくというような、広く地域に進めていくということも申されとったんですけども。やっぱしそれが必要ではあるんですけど、維持機能ができるかということ、地域になったときに。今、町長の言われた、そこで町が何ができるかということになれば、今の現状じゃ作業班の拡充とかいうようなことをしていったら、地域の高齢化でできない分を補っていくということが必要じゃないかと思っておりますし、そこは今後検討課題ということでしたから、あえてあれいたしません。

ぜひもう高齢化、少子化はどんどん進みますので、一步我々も、こういう言葉、表現がいいのかもしれないけれども、幹線を来る我々としたときにはそれを感じませんが、一步、先ほど申し上げました県道、国道を過ぎたところから10キロ奥に入って、あるいは何キロか入ったつ

ていうところでは、非常に苦しい思いをされてるようなことをおっしゃっております。

話を聞いても、「もう、わいも出たらないをしやなっか」と。「足手まといにないばっかいやっでねえ、ないかよか方法はななか。」と言われるのが常です。

ですから、そういうところを補っていくのは、やっぱり行政ではなかろうかと思えます。先ほど地域の活性化の問題で、いろんな補助制度があるということがありましたけれども、お金でできない面もあるんじゃないかと思っております。

その点をひとつ、今度作業班のあり方について検討していくということでしたので、早い時期にさせていただけるように、そこだけは要望しておきます。

それと、先ほどお話が出ました、経費削減の関係で職員が補っているところが多くあると。つい先日も議会の中でちょっと出たんですけれども、行政改革の中で職員がだんだん減っていくと。そうした中で、職員がそれに対応していくところが、そういう施設に出向いて草払ったり何したり、整備をしていかにやならん点が増えてくると。

そうしたときに、本来の町民サービスの面がそれなのか、町民に対しての実際のああしたところとするのが町民サービスの本来なのかと考えたときに、私はそういう時間の合間を見て草払いとか、あるいは公園の管理とかされるのも多少あるかもしれませんが、まず、町民の家庭、あるいは目と先に行って町民にいろんな情報を流してやるのが、私は職員の町民へのサービスと思うんですが、まずその点、町長の考えは違うかもしれませんが、そこは町長どういう考えですか。

#### ○町長（日高 政勝君）

公共施設のこの関係の中で本当、先ほど申し上げました公社の管理用地、そしてまた公園の関係、いわゆる行政財産として直接所管をしている職員等が協力をしながら、自らやっぱ草払機をからって作業をしていただいている機会が、もう年に数回あるわけでありまして。

そういうことで経費節減にはなっておりますけれども、しかし、これは決して正常な姿ではないわけでありまして、できることならこういう財政の厳しい中で、こうして職員自らそういうことを考えながらやっていただく。そういう気持ちは非常にありがたいわけでありまして、ただ本来の姿ではないと思っております。

できましたら必要最小限のものはやっぱ予算を上げてやるべきだと思っておりますけど、できる範囲は皆さん、そういう気持ちでやっておりますので、大変ありがたいことだと思っております。

そしてまた、今ありましたとおり高齢化がこれだけどんどん進んでいく社会になっております。本町でも35%ということになりますから、非常に県内でも6番ぐらいに位置するぐらいの高い町でありますので、そうなりますと、これから職員の行政サービスのあり方というのは、ただ単に職員を削って、本当にこれから少子社会の中で質的なサービスができていくのかなと思っております。

行政のいろんな仕事っていうのは多種多様にわたっておりますし、どこに重点を置くかってことについては、町政でいろんな柱をかけながらやっておりますけれども、現実の社会として、このさつま町を見たときに、これがますます高齢化が進んでいく。元気老人の方がいらっしゃる割合もたくさんありますから、これは結構なことですが、そういう生きがい対策はもちろんでありますけど、一方では福祉サービスっていうのはもう避けて通れないわけでありまして。いろんな需要がありますので。

そうなったときに、果たして職員数をただ300人だという形でいいのかという、本当に現実の問題としてあります。

そういうことで、やっぱりおっしゃるとおり人的なサービスというのは職員がおって、現場に出て現場の声を聞いて、本当に的確なサービスをしていく。そのことが大事じゃないかと思っておりますので、その辺は適正なやっば定員管理計画というのを今後詰めをしながら策定をして、皆さんにもお諮りをしたいと思いますけれども。

本当にやっばそういう現実を、将来を見つめる時期ではないかと思っているところでございます。そういう考え方、今申し述べましたけれども、本当に職員のこれからあるべき姿も、本当に今までとは違った感覚で高齢化社会を迎えた中では、本当に考え方を変えていかなければならないし、接し方も違うんだということも申し上げております。

ただ、そうして終わり、あるいは文書を流して終わり。なら、公民館に行って集合の説明会したって集まることはできない。そういう社会の中で、本当に行政が末端まで浸透していくかとなると、非常に難しい時代に入っておりますので、今からの行政のサービスのあり方というのは、本当にきめ細かなところまで配慮しながら進めていく必要がある。

そのことを職員自らやっば考えていかなければならないし、そして単に職員削減という一方的な考え方ばかりじゃ、本当の行政サービスは高められないと、私はそういうふうを考えておりますので、この辺についてはまたいろいろ議論のあるところであるかと思っておりますが、また機会見て御意見をいただければありがたいと思っております。

#### ○川口 憲男議員

町長、私は今の言葉を聞いて、ちょっと意気高らかといいますか、同調する面が多いです。全く私も人的サービス、そういうところが必要じゃないかと。職員は今持っているいろんな知識、ノウハウを草払いの労力で使うんじゃないかと。町民のためにいかにそれを発揮していただけるか。それがまた町の活性化にどういうふうにつながるかちゅうことに頑張っていたきたいと、それが私の本望です。

それ一番思うのは、この前も一人でちょっと歩いて登ったんですけど、皆さんも見えるように、そこに帝釈天公園があります。そこに登るときにジョギングをされてる方も何人かおりましたけれども、私がよそから来たんだろうと思われて質問されたんですけども、よそ人になって、「非常にいいところですね」と、「町が一望に見えるし、こういうところがさつまにあったちゅう私は知らなかったんです。」というようなこと言って話したんですけども。

その方いわく、「手入れがなあ」ち、「手入れがいまいちやったら」ち、「ここ街まん中にありながら、いまいち手入れがあいやったらな。」ということを言われました。

そのとき、今一番上まで桜を植えてあるんですけども、別のちょっとグループで広島県のダムを調査に行ったときに、6,000本ぐらいの桜を植えてあるんです。その桜の管理をどうしてるかちゅうのは、桜の何とか会ちゅうグループができとって、てんぐ何とかちゅうのができたり、ないかいするのを管理してるグループがあるみたいなんです。

なるほどうちの町にもやっばし、同じボランティアもこういうのをやるのが必要かなと。その職員の方々が帝釈天を清掃なんかされる形を見たときに、ああ、やっばし近くにある自然は、やっぱりみんなで何とかせんにやいかんねということをお私、感じたところでございます。町長が答弁の中でそういうことを今後とおっしゃいました。

それと、町長、これから今、轟大橋からずっともう激特事業の堤防工事が始まって、いろんな石積みが見えてきました。そして、虎居の今の推込分水路の向かいには斜め勾配でもちょっとした公園ができるんだと。管理自体は国道事務所でしようけれども、恐らく地域、あるいは町が管理委託、あるいはそうでなくてもああいうきれいな施設ができて、なら地域が管理してください、ないが管理してくださいちしても、せっかくいい石積の城垣みたいなのができて、カヤが

できたり、ないができたりしたら、こっちから見たときもう何もよさが発揮できないと思うんです。

ですから、きょう、午前中からいろいろ同僚議員の人たちの質問を聞いてとっても、どうしてこの町を生かしていくのか、ないかいちゅうなつたときに、こういうつくった景色の維持管理ですか、それとか昔からある、私たちも帝釈天公園ちゅうのはあれしましたが、そこの生かし方とか、身近にある自然をどういうふうにして生かしていくかちゅうことが私は町長、大事だと思うんです。

先ほどおっしゃいましたように、今の時点は財源がないから職員がみんな手を出して、力を出してやってるんだということもありました。今、河川整備のところは恐らく、神子のほうから山崎まで1カ所か2カ所じゃないと思います、これから先。

そうしたときに、河川公園みたいなのを維持管理していくのは、どうしていくのかちゅうなつたときに、あるいは先ほど申しあげました共同参画の住民がするやも出てくると思うんですけど、そこあたりになったときにどういうふうにしていくかちゅうことが、このまちの将来の観光で生きるのか、あるいは農業を主体とした状態を保っていくのか、そこあたりの形に変わってくるんじゃないかと思います。

その点でやっぱしこういう行政主導といいますか、全部行政、今の作業班みたいなのがやることは申しあげませんけれども、やっぱしメインになるところはそういうところをきれいにさせていただくと。実はかぐや姫のところも、のり面のところ申しあげようかと思うたら、民間委託の話が出ていますので、これまたきれいになっていくんじゃないかと思います。

そういったところで、町長、河川を含めた帝釈天公園、それから何カ所かあるんです、職員がしとって、どうしても手が届かないね、もうちょっと手を入れたらきれいになるのにねちゅうところがあります。

個別に申しあげて、あんまいい気はしないところもあるんですけど、やっぱそこには、先ほどおっしゃいました人的サービスと違ったサービスの考え方ちゅうのがあると思います。

そういったところを考えたときに、やっぱし作業班の、今出してますけれども、そういう機能の持った組織、あるいはもう1グループできて管理運営していくべきだと思うんですけど、そのところは町長、どうでしょうかね、考え方的に。

#### ○町長（日高 政勝君）

本町が非常に自然に囲まれて美しい景観を保っているということで、一つのこれが、場合によっちゃ売りになるというふうにご考えております。これだけの自然環境に恵まれた地域もないし、ずっと誇れることじゃないかと思っておりますので。

そういうためにも、やっぱしおっしゃるとおり必要な場所については、やっぱし景観の保持というのは大事なことであります。

ということで、だれがするのかということになりますが、やっぱし河川等において国交省の関係の管轄については、占用をするところについては占用いただいたところで、それなりのまた草払い等をやっていただくところについては、国交省のほうから町を通じて管理委託とかいうことができるかと思っておりますけども、それでない地域をどうしていくかというのが、一つの今後の課題になるかと思っておりますが、先ほどからありますとおり町のほうで、どこまで管理をしていくかとなるとなかなか厳しいところもありますので、できることなら地域の、あるいはグループの皆さん方が、そういう奉仕活動のグループができて、それに対する何か支援ができるという形があれば非常にいいかなとは思っているところであります。

作業班につきましても、先ほど申しあげましたとおり、ただ請負的なところまでも今後やって

いくとなると、かなり機械整備もまた必要でございますし、新たな投資も必要になります。そしてそれよりも、もうそういった草払いとか、そういうことにシフトをしていく形のほうでもいいのかなちゅう思っておりますが、これはまた十分、そこまで急にとということもまいりませんでしょうから、計画を持ちながら取り組みを進めていきたいと思うところでございます。

#### ○川口 憲男議員

町長、これはいろいろ施設の量も、手元の量で見ましても相当あります。学校関係を含めまして、民間委託したのをあわせましても204カ所ぐらい、墓地、公園含めてありますから、今、先ほど申されたように、どこまでそれ行政が入るのか、どこまでほんなら民間のその人たちにやっていただくとかってということもあると思います。

当初申されましたように、庁舎内に検討委員会とかいろんなのをやって今、検討中ということですけども、ぜひ先ほど町長の答弁にもありましたように、高齢化は進んでおります。計画なんかはちょっと来年ずらしてもいいが、1年、2年ずらしてもいいがということですけども、高齢化は私は待ってこれないと思います。そんなときによって、もう地方は草ぼうぼうやったり、ないかいするところが出てきております。

参考のために帝釈天だけを申し上げましたけども、秋葉公園の上のほうのことにしろ、それから薩摩にある植村公園ですか、非常にいい公園なんですよ。農業用水のためのあれなんですけど、上流のほうにはショウブ園があったり、それから、いろんなのがあって散策するにはいいんですけど。ほで、前を見りゃ桜の、桜園とかなってるんですけど、桜の時期に行ってもあそこには、何ですか、駐車場ぐらいしかないんですよ。ほで、何であれなんだろうかなど。あそこもトイレのほうも合併浄化槽にしてありまして、1年じゅうでも電気が回ってるような状態で、あそこにも人をどんどん行かせるような工夫ができないもんかって、思いながら行ってるんですけど。

そういったところを踏まえましていろいろありますけれども、最後に町長、役場内の組織でも検討しとるということでしたから、先ほど申し上げました200ぐらいありますから、それを絞り込んでいかれると思うんです。ぜひ、スピードを早めていただきまして早い機会にさつま町内のできる、庁舎内のできる方向性を検討していただくように要望したいんですが、今の状況で大体どれぐらいちゅう、先が見通せないか、1年後にはもう立ち上げられることができるちゅうような具体的な答弁ができますか。どうですか、町長。

#### ○町長（日高 政勝君）

公共施設の管理のあり方については、指定管理のこの議案も出してありますが、先ほどからお答えもしますとおり、必ずしも5年間満期にしないでも、その間でもやっぱ管理のあり方が指定管理よりもっとこれが適切だという場合においては、見直しもしなければならぬと思っておりますので、その辺については今、個々に具体的にどうあるべきかということを検討するように、そういう組織も立ち上がっておりますので。

今のところ具体的にここで発表する段階に至っておりませんので、しばらく時間をいただきたいと思いますが、ただ、いろんなこれから整備のあり方というのを考えたとき、国の雇用対策の一環としていろんな事業が入ってきております。

先日ハローワークの所長、それから鹿児島からもわざわざ課長会に来ていただきまして、もうぜひ来て説明してくださいと。私が一人で聞くよか、課長がそれぞれ聞いて、課長のそれぞれの所管の中で、これはできるんじゃないかということがあるからちゅうことで、わざわざ課長会の中に1時間余りお話をしていただきまして、いろんな国の事業がありますので、そういう事業を生かして新しい人材を発掘して雇用につなげていくということもあります。

それも時期を見て、また議会のほうにも御提案をする機会があるかと思っておりますけれども、そう

いうことを通じながら、やっぱ今ありましたような景観のための、あるいはいろんな施設の整備ができるような方策というのはできるんじゃないかと思っているところでもありますので、そういう面も含めて、これからも取り組みを進めていきたいと思っております。

#### ○川口 憲男議員

今の答弁、ぜひ具体的なのではないにしろ、一応そういうような話が進んでるということですので、ぜひ具体策に早急になるように要望しときます。

それと、最後に一点だけ町長、今の公の施設のいろんなところを見て、何ていいますか、管理委託のところ、それからそうでないところ、一番私が目をはじくちゅうんじゃないんですけど、つい近くにおいて、一方は20万ぐらいの補助金が出てるんです、維持管理に。一方は、それよりか広くてないんですけども、やっぱし区の役員が出て、ないして、それからないして、2回ないし3回するんですよ。

それはもうボランティアなんですけど、町にいつて油代ぐらいもらわんせよというような要請をするんですけど、その格差があるちゅうのはそういうところもあるんです。やっぱそこあたりの公園が見直しの状況にある、検討する段階にあるということが、答弁の中にもありましたけど、やっぱしそういうところも、大きなお金でなくてもやっぱ油代ぐらいは出せるような方向性ができるように検討をしていただきたいと思いますと思うんですけども、どうでしょうか。

#### ○町長（日高 政勝君）

道路、河川等については、今、一回で、初めのころはガソリン10リッターという形でやっておりましたけれども、それじゃ何回もやってもらうとこれじゃ足らんじゃろうちゅうことで、またあと10リッターぐらいいけんかちゅうことで、今20リッターやるようにしております。

申し出をしていただいて、やっぱり主管課のほうにやっていただければいいかと思いますが、施設によってどういう、あれで差があるのか判りませんが、それはまた教えていただいて実態が、均衡になるようにまたしていきたいと思えます。できるところは。

県の河川等についても、それぞれボランティアとして登録をしていただければ、県の河川についても作業の手袋とか、あるいはガソリンとか、そういうものも支給をしておるようでございます。先だって薩摩の地域やったですかね、県から振興局長以下、見えて表彰もさせていただいたところでもありますけど、そういう情報もやっぱり地域の皆さんに教えてやらんと、それはしらんじゃったちゅうことで、ほとんどこういう恩恵も受けないということがありますので、そういう情報はまた広報等を通じてお知らせをしながら、ぜひボランティアできるグループについては、そういう形で活動していただければ大変ありがたいことだと思っておりますので。よろしく願います。

#### ○川口 憲男議員

今おっしゃった答弁の中で、いろいろ先ほどもおっしゃいましたけれども、私が職員の仕事は何だということを申し上げたのが、やっぱし今、町長がおっしゃいました県の事業はこういうのがあってボランティアしていただいて、油代は出ますよとか、例えば町でも里親制度があって、してたらこういうのがありますよちゅうことを、もうちょっと同じようなボランティアに参加された方がこれでしょうやちゅう、町の何ですか、職員の窓口制度ですか、そんなところでも出ていくわけですから。

やっぱし、だから職員が自分たちで掃除してないかいするちゅうよりか、それは町民にどういう行政情報をやるか、大事だと思います。先ほど町長、おっしゃいましたように、減らして300人にするのがいいのか、少し考え方を変えた方向がいいのかってということも議論もされると思いますから、ぜひそこあたりも含めた地域のいろんな施設のあり方を検討していただきたい

と要望しまして、質問を終わります。

○議長（中尾 正男議員）

これで川口議員の質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。再開は、おおむね15時40分とします。

---

休憩 午後3時27分

---

再開 午後3時39分

---

○議長（中尾 正男議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、2番、東哲雄議員の発言を許します。

〔東 哲雄議員登壇〕

○東 哲雄議員

通告に基づき農業振興について、次の3点について質問をいたします。

秋の収穫を前に、2010年度産米の仮渡金の価格が示されましたが、農家にとっては、その価格は絶望的なものでありました。今回の価格決定は、去年の価格からさらに大きく格差の差が生じたため、農家の所得にも大きく影響したものと受けとめています。

本年度より米所得補償モデル事業が実施されることになってはいますけれども、農家にとっては自ら栽培し、生産したもので少しでも利益を上げて経営につなげたいとの思いで、日々頑張っておられると思っております。

私たちの地域は、これまで水田を中心とした稲作に依存してきました。ですから、こうした状況においても水田に作付けせず、荒らしたくないという思いは強いと考えますが、過剰米を抱える中、価格が好転することは望めず、今後も水稲作付主体の経営はますます厳しくなることから、水田利活用による農業所得向上をどのように進めていくのか考えを伺います。

次に、輸入農産物の増大や産地間競争が激化する中、産地ブランド確立に向けた取り組みをさらに推進する必要があります。本町においても、国の産地指定や県のブランド品目指定など、また、町としましても重点品目を指定し、さつまブランド確立に取り組んでいるところでありますが、農業者の高齢化や後継者不足、また離農など、面積の拡大になかなかつながらないのが現状と言えます。

平成22年3月、JAさつま川内、JAさつま、JA伊佐の対等合併がなされ、JA北さつまが誕生しました。農産物の販売としては、ブランドの確立と市場対応力を強化し、有利販売に努め、農家所得の安定向上を図るとした指針が出されてはいますけれども、実施については地域別の農畜産物のブランド化の促進とされています。今後、さつまブランド確立をどう連携して進めていくのか、その考えを伺います。

次に、農林業振興の基本的な推進計画となるさつま農林業いきいきプランが、平成18年から目標の数値と計画を具体化して、これまで取り組みがされてきたところでございます。そのことは評価をすべきと思っております。

ただ、近年、農林業を取り巻く状況は一段と厳しさを増す一方で、目標達成はなかなか容易なことではありませんけれども、今後においても引き続きこの計画の策定をされまして、目標を掲げながら、農林業の推進等図っていくことは必要というふうに考えているところでございます。ブランド確立や担い手育成に向けて、今年度で期限となる、このいきいきプランの今後の計画に

ついて伺います。

〔東 哲雄議員降壇〕  
〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

東哲雄議員から出されました農業政策について、それぞれお答えをさせていただきます。

議員御指摘のとおり、米の情勢をめぐることにつきましては、ことしは特にトリプルパンチではなかったかと、私自身そういうふうを受けとめております。非常に米につきましては、民主党の新しい政策であります米所得補償、10アール当たり1万5,000円ということで、ある面においてはいい結果が、所得が増えるのかなという期待もあったわけですが、仲買人の皆さん方がそういうことを見越して、米を安くで買うという動きがあります。

そしてまた一方では、米の消費がなかなか伸び悩んで、昨年からの米余り、そしてまた本年度の作付けもたくさんあったというようなことで、米価格というのが低迷をしてるということでございます。

そしてまた、品質そのものもこのような気象条件で、鹿児島県の場合は非常に低下をいたしまして、1等米が非常に悪くなったということでございます。米につきましては、近年にない厳しい環境に置かれたというふうを受けとめております。

この米の価格につきましては、先般、本年度の仮渡金の価格がJAにより発表がありました、ヒノヒカリの1等米で5,300円、2等米で4,800円、3等米で4,300円ということで、いずれも500円下がりでございますけれども、昨年と比較しますと、いずれも1,250円の安値ということになっております。

他の品種につきましても、あきほなみで1,050円、彩南月で1,100円、はなさつま、夢はやとで1,000円の安値ということのようでございます。

また、11月末現在の米検査の実績を見ても、旧さつま農協管内のヒノヒカリの1等米比率というのが10.66%、昨年在65%ですのでかなりの落ち込みであります。2等米が74.48%、3等米が14.87%ということございまして、品質の低下が価格の低迷にも影響しているものと思われまます。

他の品種の1等米比率につきましても、はなさつまでは63.03%と比較的高目の水準にありますが、あきほなみ、彩南月、夢はやとは、軒並み21%から36%の低水準ということでございます。

既に全予約数量の18万1,598袋のうち、約90%に当たります16万3,349袋が出荷をされておるということでありますから、今後におきましても、これ以上等級が大きな変動があるというところまでは、もう望めないということでございます。

このような状況が今後も続くということが予想をされるところでありますが、やはり米にかわる所得のある作物としまして、従来より技連会のほうでいろいろと検討をしていただきまして、推進しております重点3品目、つまりゴボウ、里芋、カボチャ、このほかにもイチゴ、トマト等の振興作物、これらのやっぱり、なお一層の産地化に向けた取り組みが必要じゃないかと思っております。

また、来年度から本格実施をされます農業者戸別所得補償制度に対応いたしました作物の選定、いわゆる国が戦略作物として位置づけをしております水田活用の所得補償交付金がありますが、こういったこと等については、またさらに農家にとって有利に運ぶように、技連会を中心にまた検討をしていきたいと思っております。

次に、農業振興の中のJA北さつまにおける産地間競争に向けたさつまブランド確立をどう連

携し、進めていくかということではありますが、さつま農協がことしの3月1日に合併をいたしまして北さつま農協と、いわゆる流域を越えて薩摩川内市から伊佐市まで広域合併という形になったところでございます。

さつま農協で販売戦略として、「薩摩のさつま」と銘打ちまして販売促進に取り組まれてきたところであります。北さつま農協となったことから、現段階の生産部門との連携の中で、情報としていただいていることが、3農協の各作物の販売戦略や販売先の市場など、特徴ある販売戦略については、これまでのやり方を続けると、そういうことを続けながら、よりよい販売戦略を構築していく方向とお伺いしております。

北さつま農協の内部検討段階では、「薩摩のさつま」として「地域をまるごと売る、優良品を売る、こだわり農産物を売る」など、薩摩のさつま販売戦略の方向で内部検討がなされていると聞いております。

例えば、「地域をまるごと売る」については、具体的に聞くとトマトの販売容器に、ホテルの風景写真のプリントを入れて販売するということなどを考えておられるようであります。

また、「薩摩のさつま」の文字に丸に十の字の印を使用しております、これについての使用許可も、本年の8月に鹿児島市の島津興業工業株式会社に許可をいただいているということでございます。

さつま町としましても、この地域をまるごと売るということで、総合的に地域農業の生産向上が図られるようにということで、今後におきましてもJA北さつまと連携をとり、「薩摩のさつまブランド」の振興に向け、取り組んでまいりたいと考えております。

ことしの2月1日だったですか、大阪市場、それから京都市場にも出向きまして、いわゆるトップセールスという形でトマトとか、あるいはキンカンとか、というものの売り出しもいたしてきましたけど、そのときもやはり「薩摩のさつま」というブランドで売り出しをしてきたところでございます。やはり県外に行きますと、「薩摩のさつま」というのがイメージが非常に強いというふうに感じたところでございます。

それから、3番目の農林業いきいきプランの今後の計画についてであります、このいきいきプランにつきましても、平成18年度から本年度までの5年間を計画期間として策定をしております。平成17年度に策定をいたしましたさつま町の総合振興計画の産業経済部門における農林業の振興について、目標数値を掲げた推進計画としまして具体化をするということで、このいきいきプランを策定をいたして、本町の農林業の施策を推進をしていくための基本にしているわけでございます。

これまでの取り組みとしましては、さつま町農林技術協会の中に9つの専門部会がございまして、それぞれにおいた目標年度に対しまして、技術指導あるいは実績について毎年精査をしているところであります。

現状については、非常に長引くデフレ現象とかグローバル化が進んでおりますので、こういったこと等を背景に影響も受けておまして、なかなか思うように目に見えた成果というのが上がってきておりませんが、もう国全体がこういう経済低迷の中であると。もう物の値段が上がらないと。デフレの現象というのは、もう日銀あたりも何とか物価の引き上げをしたいということで低金利政策も講じているわけではありますが、もうゼロ金利ですか、なかなか1%のところが上がってこない状況が続いております、農産物についてもやはりこういった状況が、低迷が続いているという現状にあります。

それから、米の価格低迷が非常に進んでおまして、水稻にかわる所得の向上が必要でございまして、技連会を中心に、さっき言った重点3品目もさらに推進をしていきたいと思っております。

すし、面積や販売実績等ももう一つ伸び悩みがありますので、今後やはりさらなる拡大に向けて努力をしていきたいと思うところでございます。

しかしながら、気象の関係とか土地条件、現時点では作物に匹敵するようなものというのがなかなか見受けられませんが、さらなる産地化に向けた取り組みは必要であるというふうに考えております。

そういうことで、本年度でこのいきいきプランの計画期間が終了をいたしますので、これまでの実情を踏まえながら、23年度からの向こう5年間を見据えた新たな計画作成の準備を進めているところでございます。

内容としましては、基本的には現在のプランも継続する形になるとは思いますが、現在、策定中であります総合振興計画の後期基本計画との整合性を図りつつ、米の問題、あるいは高齢化、後継者対策、あるいはまた耕作放棄地対策など、見直しすべき点も数多くあるかと思っております。

そしてまた、最近急に出てきましたTPPがどうなるかというのが、一つの大きな山場になりますけれども、技連会を中心に関係機関、いろんな情報収集に努めながら、十分協議をしながら策定をしてもらいたいと思うところでございます。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

#### ○東 哲雄議員

ただいま答弁をいただいたところでございますけれども、先ほどもありましたように、本当このヒノヒカリにおいても価格が1等米で1,250円の安値ということ。それから、等級も非常に悪かったということで、ヒノヒカリでは3等米の比率より1等米のほうが低かったというような状況で、大変な落ち込みがあったんじゃないかと、このように受けとめているところでございます。

冒頭で町長のほうも、この状況についてということで話をされましたけれども、本当に農家の皆さん、今回の価格等につきましては、本当米作というものについて意欲をなくされたと、このようによく耳にしたところでございます。このままじゃ本当疲弊してしまうと、そういう状況になったんじゃないかと、このように思っております。

そういうやはり農家の声が多く聞かれる中で、町長に再度今回の大幅な価格の下落ですか、そこら辺を踏まえた状況、町長の受けとめ方、その辺をもう一度、お聞きしておきたいというふうに思います。

#### ○町長（日高 政勝君）

冒頭で申し上げましたとおり、過去の米をめぐる情勢の中で、これほど厳しい年はなかったのかなと思っております。年々米は価格を下げてはきておりますけど、いっきよにJAの買取価格が1,000円を超える形で引き下げになったということもありますし、気象条件が年々温暖化の関係か判りませんが品質が低下をして、1等米が1割まで下がるというところは、もうかつてないことではなかったかと思っております。

また、新しい米政策が出たにもかかわらず、定額分が出たんですけども、結果的にはそれを見越して値段が低くで買われたということがございます。場合によっては変動部分というのがこれから検討されるかと思っておりますけれども、そこまでなる事態というのは、非常に深刻な事態であるというふうに受けとめているところでございます。

#### ○東 哲雄議員

先ほど集荷率が何ぼやった、この管内、JAですか、90%ぐらいということでございましたけれども、それによって昨年とことしの差額ですか、その辺はまだ出ていないもんか。もしわか

っておれば教えていただきたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

22年度の米所得補償モデルの事業で、面積が1,384.89ヘクタールでございますが、10アール当たり1万5,000円ということでございますので、2億773万3,500円の金額になるようでございます。

そのほか水田の利活用需給力向上事業、いわゆる表作の部分、裏作の部分、いわゆる二毛作、あわせまして422.68ヘクタールで、1億673万7,460円ということでございます。

あわせまして3億1,447万円が農家のほうには交付されるということでございますが、昨年がこの関係のものが約6,000万ぐらいありますので、それからしますと2億5,400万程度は増えてはおりますけども、ただ、先ほどから申し上げますとおり米の値段が引き下がっておりますので、これからどうなるのか、非常に心配なところでございます。

あとまた、詳しいところは農政課長から。

○農政課長（平田 孝一君）

水稻の総生産額で見た場合に、昨年在1,667ヘクタール、これが町内面積ですが、510キロ当たりの収量を見込みまして8,446トン、昨年は一応粗生産額はあったとしておりますけれども、ことしが1,655ヘクタール、これに10アール当たり収量510キロを掛けますと8,440トン。それに、去年の単価は一応6,550円、1等米はあったわけですが、ことしは5,300円に下がりました。これを見て、単価を一応2等米の単価で160円で積算しますと、昨年在21億9,500万円だったのが、本年度は13億5,000万円程度というふうに、一応試算ではなっているところでございます。

ただ、この中に今度は1万5,000円のモデルの補償、それと、新たにことしから始まりました価格変動部分、過去3年間の販売価格が下回った場合に補てんをされる制度がありますが、それが多分該当するだろうと。それも多分、反当1万5,000円ぐらいになるのではないかというふうに今、見込んでおりますが、そうしたとき反当が3万円ぐらいの、そういった補てんが出るということにしますと、それでもやはり大きな減収となるということでもあります。

○東 哲雄議員

今ありましたように、昨年在21億9,000万、13億5,000万ということで、もう大変な差があります。もう本当これは真剣に、これは考えていかないともう大変なことになると。これを取り戻すのは容易ではないと、このように思っております。

先ほど22年度の米の所得補償モデル事業ですか、1,384ヘクタール、昨年のこの農政座談会の資料ですけれども、21年度の転作の状況の中の水稲が1,666ヘクタールということでございますが、その分が、いわゆる今回、自家保有米ですか、農家1戸当たりの10アール、その辺を大体農家に換算した場合に、大体の差額の面積になるということにとらえてよろしいでしょうか。

○農政課長（平田 孝一君）

今回から始まりました米モデル所得補償ですけれども、2,289戸で1,384ヘクタールということですが、これが、先ほど町長からありましたように1万5,000を掛けますと2億700万程度、1戸当たりになりますと60アール程度の作付けになるようでありますけど、今、議員のおっしゃるような、そういう形で作付けはなっているようでございます。

○東 哲雄議員

それから、水田利活用需給力向上事業ですか、422ヘクタールと言われましたけど、昨年のこれを見ますと、飼料作物は161ということで、あと管理用の水田とか未耕作の水田とか、そ

こ辺があるんですが、今回、これからすると422ということであれば、この管理水田ですか、それから未耕作の水田、そちらのほうからこの水田利活用向上事業のほうに取り組みましたということで、その面積がやっぱり流れているということで理解すればいいものか。

○農政課長（平田 孝一君）

飼料作の中に、本年度からWCS、飼料用稲の栽培を認めていただきましたので、本年度はこの部分が15.5ヘクタール入っております。そういった形で飼料作がことしは増えてきたということでございます。

未耕作地につきましては、やはり昨年が一応310ヘクタールあったんですが、ことしも一応317ヘクタールということで、やっぱり未耕作地についても7ヘクタールほどやっぱり増えている。

ほかの品目からやっぱりWCSのほうに変わっていったと。反当8万円いただきますので、やはり畜産農家を中心にWCSが15.5ヘクタール、今回増えたということでございます。

○東 哲雄議員

今ありましたように、水田活用の所得補償金が支払われるということで、この戦略作物については、いわゆる新規需要米、米粉用ですか、それから飼料用米、WCS用の稲、この単価がやはり高いということで、それにまた、二毛作助成ですか、それをまた組み合わせていけば、またかなり上がってくるということでございますので、ことしは普通作のほうから増えたということですので、やはり今後もやはり非常に単価がいいですので、やはりそちらもやはり進めていくべきではないかと、このように思っているところでございます。

それから、先ほどの答弁の中で、やはり町で進めております重点3品目ですか、そういうものを一層取り組みを進めていくということでございます。その3品目につきましては、22年度におきましては激変緩和措置がなされておまして、町の段階ではその品目につきましては3万9,000円ということになっているわけでございますけれども、この辺につきまして今後、23年度ですか、この辺の見通しといいますか、この辺については判っておればお答えいただきたいと思っております。

○農政課長（平田 孝一君）

22年度から、新たな水田利活用制度が始まりまして、米モデル補償ですが、始まりまして、政策が変わった関係で激変緩和措置がとられております。本町におきましては、重点作物としましてカボチャ、里芋、ゴボウ、そのほかイチゴ、トマト等をしているわけですが、この激変緩和措置につきましては、一応1年限りという扱いで国のほうは考えているんですが、やはりいろいろな現場から続けてほしいというような声もございまして、一応国の段階では平成23年度の概算要求では260億円ですか、済みません、22年度は260億円、23年度は430億円ということで、一応また形を変えて、またそのような緩和措置的なものはされると。

ただ、取り組む作物については、一応また都道府県の判断に任せるというふうになっておりますので、また今後決まってくるものと。そしてまた、県の判断に基づいて、また水田協の中で決めていくという形になると思っております。

○東 哲雄議員

この重点作物は、町も一生懸命取り組んでおりますので、交付単価等については今後ということでございますけれども、ぜひ町としてこれを進めておりますので、ぜひ今年の交付単価、これは下回らないように、いわゆる町の段階でもそこ辺はピシャッと交付単価の位置づけをしてほしいという、こういう思いが強いわけですが、町長の考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○町長（日高 政勝君）

例えば、こういった所得を図っていくということになると、町としましては重点3品目、そしてイチゴ、トマトということになるかと思っておりますので、国の政策が新たにまた畑作までとか、いろいろ出てきておるようございまして、その辺がまだ本当に、今課長が申し上げましたとおり、激変緩和措置の場合の形では要求はされておるようですが、結果的にどのような結果になるか。

畑作の分まで、この水田のほうまで、水田は少なくとも昨年並みとか、なら、畑作全く別途でという形でなければありがたいんですけども、これから財務省の折衝の中で結果としてどうなるのか、その辺の動向を踏まえた上でやはり考える必要があるかと思っておりますが、とにかく町としましては、基本的にはそういう重点3品目をやっぱり推進をしていくということでありまして、できる範囲のことは努力をしていきたいと思っております。

○東 哲雄議員

できる限り、もう精一杯、この点については維持をしていただきたいと、このように要望しておきたいと思っております。

それから、水田利活用につきましては、やはり団地化というのがやはり条件的にはいいんじゃないかと思っております。隣接で、もう水を張ったりすると、いろんなやっぱり影響が出るようございまして。

そういう中で一つ、今湯田のほうに塘池改修がなされた関係で、今年度でいたい事業は終わるということで、来年からは水も引けて水稲の作付けもできるわけですけども。

今ここ数年、そういう転作ということでいわゆる団地化が図られておりますから、やはりああいう団地化をされたところは、やはり地主さんのいろんな意向というのもこれはあると思っておりますけれども、やっぱりそこ辺はいろんな話し合いをして、せっかくそういう転作による畑地ですか、そういう団地ができておるわけですから、この辺はぜひ何とか話し合いを進めていただきたいと、このように思っておりますけれども。

そういうことは、またあとにつながってくると、このようにも思っておりますけれども、この辺について町長は、こういう話し合い、それらについてどのように思っておられるのか。また、話し合いをしたいというふうに思っておられるものか、お聞かせ願いたいと思っております。

○町長（日高 政勝君）

湯田地区については、今の塘池の整備をしておりますして、終盤に入っておるところでありますので、ああいう形で団地化も済んで、里芋とかいろいろ作付けをしていただいておりますして、それなりの収益もあったというふうにご考慮しておるわけでありまして。

できれば、やっぱりああいう形で団地化をしていくことは、作物体系としましてもいいことでもありますので、そういう話し合いの機会はやっぱり農政課とか、あるいは関係機関一緒になってする必要はあるかと思っております。

○東 哲雄議員

それから、やはり水田を利活用するという点にあれば、やはり汎用化というものも大事じゃないかと思っております。町長も公約の中で、暗渠排水等をして水稲以外の作物を栽培される、そういう目的であれば、これまでいわゆる50%ですか、それから高い率で助成をするんだと、そういうことも言われておりましたけれども、その辺について22年度で、どの程度のそういう申請があつて実施されたものか。そしてまた、町長として今後、さらにその辺を強く進めていく考えがあるものか、この点についてお聞かせ願いたいと思っております。

○町長（日高 政勝君）

水田の汎用化については、これほど米の問題がこういう厳しい状況になりますと、どうしても

やっば米にかわる作物、例えばさっき言った重点3品目等のやっば推進拡大を図るとなりますと、そっちの面のほうの支援も必要であります、やっぱり条件整備というのが当然として必要になってくるわけでありませう。

本年度も穴川地区でシートパイプ法を、何ヘクタールだったですか、整備をいたしまして、かなり成果が出ております。これも集落営農の取り組みということでやっていただいておりますので、あそこも麦ですか、そういう形で作付けもしていただくことになっておりますが、とにかくこういう情勢が厳しくなると、いろんな米にかわる、そういうものを地域がやっぱり取り組んでいただくところがあれば、町単のほうでも高率補助を適用するというので、もう既に始まっておりますので、それはまた申し出をいただきたい。

ただ、もう予算の枠もありますし、目いっぱいというところまではいかないかと思っておりますけれども、必ずやっば米じゃなくて、ほかのものにやっばつくりませうよと、確認ができれば適用するということにしておりますので、これを活用していただければありがたいと思っております。

#### ○東 哲雄議員

今、穴川地区の紹介もされましたけれども、やはり集団化といいますか、そういうのはやっばり集落営農で取り組んでおられるところが、一番取り組みやすいというふうにも思っておりますので、その辺も穴川地区のそういう排水対策の状況とか、その辺も十分またいろいろと説明もされて、やはりそういう米の状況が状況でありますから、やはり何とか他の品目を持って農家所得を上げていく。そのことにも尽きるんじゃないかと、このように思っておりますので、その点についてさらに取り組んでいただきますように要請をしておきたいというふうにも思っております。

また、ブランドについてでございますけれども、JA北さつまのほうで直接現場といいますか、そういうことには取り組んでおられるわけで、こっちとしては連携した形で進めていくんだということでございますけれども。

町長も就任されて、先ほどもありましたけれども、市場等のほうにも足を運ばれてトップセールスをされてきたということでございます。そういうこと等も経験される中でブランドの確立といいますか、そういうことについて、どのように感じておられるものか、その点についてお聞かせ願いたいと思っております。

#### ○町長（日高 政勝君）

やはり農産物が多種多様、生産をされますけれども、やはり市場に出すと競争の世界でありますから、やはりブランドの確立というのは、極めて重要な課題として受けとめております。

そういうことで、例えば「薩摩のさつま」というのが一つのネーミングとして、いろんな農作物のあれがブランド的に取り扱っていただければ、価格そのものも高く取引をされますし、そしてまた、消費者の皆さん方にもそういう信頼をおけて購買力も高まるということでもありますので、それについては農協とまた連携を深めながら、いろんなPRの仕方というのは研究をしていきたいと。

そのほか、東京の築地市場のシティ青果のほうにも直接社長ともお会いしまして、そういう話もしておりますので、機会がありましたらまた農協のほうとも連携をして、明けていつかなるか判りませうけれども、さらにまたPRには行きたいと思っております。

#### ○東 哲雄議員

ブランドの確立につきましては、3農協、各作物販売の市場など、これまでのやり方を続けつつ、販売戦略を構築していくと、そういうことでもございました。また、「薩摩のさつま」で、丸に十の字の使用許可等も得られたということでもございます。

その中で、さつま町として「地域を丸ごと売る」というふうな回答でもございましたけれども、

この辺の先ほどトマトでしたか、トマトにはホテルのあれを張って販売するんだというふうに言われましたけれども、その辺のもう少し具体的な内容をお聞かせいただきたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

販売戦略としまして「薩摩のさつま」と言うてはおりますけれども、やはり地域を丸ごと売る、あるいは優良品種を売る、こだわり農産物を売るということで一つの取り組みをいたしております、「地域を丸ごと売る」ということについては、そういうパッケージにホテルを入れるとか、やっぱりいろんなネーミングのつくり方とか、あるいは箱、パッケージそのもののデザインとか、これ消費者の目に、あるいは仲買人の皆さん方に訴えるときにそういうことが非常に大事でありますので、その辺の工夫というのはいろんなアイデアは出すべきではないかと思っているところです。

例えば、東京市場に行ったときも、赤糖房（あかとんぼ）という形で、いわゆるミニトマトを、赤にトンボというのが房の何とか。とにかくネーミングそのものを非常にアイデア豊かにあらわして売り出しをしておるようであります、そういう工夫というのは、やっぱり消費者の皆さんに訴える力として、ブランドとして確立をしていくためには、そういう工夫が非常に大事なかなと思っているところでございます。

○東 哲雄議員

それでは、今のところはトマトにはホテルを張って売ると。そういうことで、やはりブランドというか、市場を相手にすれば、やはり共販体制といいますか、出荷体制をしっかりと確立しながら、やはり有利な販売をしていくということだというふうに思っておりますけれども。

今いろんな生産者の方を見ても、なかなかJAさつまだけで集荷がされているかといえ、いろんな人が、もういろんなルートを持ってやっておられるようでございまして、それはそれで収入がそれで上がれば、その農家の所得にはつながるわけですけど、やはりこの町でやはりブランド化を目指していくとなれば、やっぱりある程度量、質、それから生産体制とか、いろんなのが伴っていかないと、市場も相手にしないと、こんなような状況になるんじゃないかと思っておりますので、そこにはまたいろいろ原因があると思います。

出されない方の言い分というのものもあるし、農協の言い分というのもこれはあると思いますから、その辺もやはり町長も機会とらえて、その辺この状況はどうなっているのか、共販体制をしっかりとやってやはりいくべきではないのか。その辺もぜひ話し合いをして、やはりそういう共販体制をして市場の、大きな市場に出していく。

そういうことも、もう一方では大事ではないかと思っておりますし、また一方では、やはり直売所とか、鹿児島の方で売るとか、いろんなところで契約して売るとか、この方法はまたあると思いますけれども、やはりひとつ、幾らかのブランドとしての柱はしっかりと町でも持って、そしてそれをやっぱりしっかりと進めていく。

そのことが大事ではないかなと、このようにも思いますので、先ほどありましたように、ブランド確立、それにつきましてもまた農協との連携で進めていくということでございますので、そういう連携の中でやはり少しでも農家の所得にやはり上がる、そういう取り組みをぜひやっていただきたいというふうに思っております。

それから、農林業のいきいきプランでございますけれども、これにつきましては、5カ年間、これで取り組みをされてきたわけでございますけれども、5年間のこの農林業いきいきプラン、これを町長としてどのように評価をされておられるものか、お聞かせ願いたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

先ほど、いわゆる農協の全量体制の中での共販体制、これはもう必要なことでございます。あ

る面においては少量多品目ということで、数少ない中でブランドとして売り出すという方法もありますし、いろんな戦略というのがあるかと思いますので、それについてはまたいろいろ農協のほうとも今後語る機会も設けていきたいと思いますので、御意見にありましたようなことはまた、協議をしてみたいと思うところでございます。とにかくロットの確保というのは非常に大事なことであるかと思っております。

それから、農林業のいきいきプランの関係でございます。もうこれについては一応5年間ということで、私は議会の議員をさせていただいているときに、いわゆる「食料・農業・農村基本計画」ができて、あるいはいろんな法律が農業関係というのができてきましたものですから、やっぱり町としても、この独自のさつま町としての農林業いきいきプランを策定をして、ある程度ビジョンを持ちながら農林業振興を図るべきじゃないかということを提言したことがございまして、私が言ったからちゅうことじゃなかでしようけども、たまたまそういう意見が一致をしまして、こういう策定をされております。

その結果が、もう既に5年間が来ているわけでありましたが、ただ御存じのとおり農政を取り巻く環境、政権も変わりましたし、そしてまたこれだけ、失われた20年と言われるぐらいの経済の低迷が日本経済ずっと続いております。

そういう中で、なかなか農林業の環境というのが、目を見張るような向上というのが難しい状況になっているというのはもうただ、本町に限ったことではないかと思っております。

こういう中でもやっぱり基幹産業だということでとらえながら、いろんな施策を講じているわけでありますから、これからもやっぱり引き続き農家の皆さん方が元気でいきいきと、目標を持ちながら頑張ってください。このことがやっぱり本町の振興につながっていくことだと思っておりますので、そういう点ではこういう計画、ビジョンを持ちながら、しっかりとの方針を示しながら、国、県の施策と合提示しながら進めていくことが大事じゃないかと思っております。

#### ○東 哲雄議員

現在、技連会を中心に作業が進められるということですので、まだしっかりとしたいいきいきプランはまだできていないということでもよろしいわけですか。

#### ○農政課長（平田 孝一君）

今現在のいきいきプランにつきましては、22年度を最終目標としておりまして、現在、また町の農林技術協会、9部会ございますが、これらに部会に投げかけをいたしまして、これまでの反省を踏まえ、そしてまた新たにこれからの5年間の目標ということで、できましたら3月までに終えたいと思ってるんですが、若干遅れるかもしれませんけれども、早急に各部会で策定をしていただくようお願いをしていきたいと考えております。

#### ○東 哲雄議員

先ほども言いましたように、これらにつきましては私も評価をしたいというふうには思っておりますけれども、現状と目標ということで5年間掲げてあるんですけども、なかなかこちらのほうから見ますと、年次ごとの生産の状況とか、内容がどのようになっているのか、その辺は全然、なかなか質問をしなければ見えてこないという状況にあるようでございます。

就農者の方もやはり高齢者で、大分もう減ってきているんじゃないとか、また新規の就農の方もおられたと思っておりますけれども、その方ももう辞めた方もいらっしゃるようでございまして、それからこれを策定したときは、イチゴ等も県のそういうブランド品目、そういうことでございましたけれども、聞いてみますと、もう辞めたりして面積が減ってきて、それが外されてるとか、そういうことも聞きますし、それからカボチャ等についても春作がいいのか秋がいいのか、その

辺をどのようにしていくのか。

それから、里芋にしてもどういう品種を進めたほうがいいのか、簡単でもう量をこなす、そういうのを進めたほうがいいのか、そういうのがなかなか見えてこないわけですよね。

その辺も策定中ということでございましたので、技連会、その他いろんなところで、やはりそこ辺のいろんな精査をしながら、そしてまた一番大事なのは、先ほど出ましたような販売ルートの確保もですけれども、やはり技術指導ですか、その辺もやっぱりしっかりとやってもらわんと、ただ現状と目標を掲げて1億円品目をどうしますとか、そういうことでは私はいけないと思います。

特に、米がこういう状況でありますので、このいきいきプランをもう最大限活用といいますか、目標に近づけていって農業所得を上げる。このことがこれから5年間、もう正念場だと、このように思っておりますので、本当真剣に取り組んでいただきたいと、このようにも思っております。

それから、特に我がまちは基幹産業が農業ということでございますし、専業農家、そしてまた兼業農家、人口が一番多いわけです。その農業所得がこういう形でやはり減ってくると、やはり商店街、それから小売店、いろんなところにこれはもう影響が出てくるわけでございます。

そういう中で、町そのものがまた疲弊していくという状況もございます。農林業のほうもまた活気を帯びてくれば、またそこにはいろんな形で公共事業とか、そういうのもまた生まれてくるわけでございますから、まず何といたってもこの基幹産業である農業振興、これを本当しっかりとやっていく、そういうことが大事だとこのように思っております。

そういうことを含めまして、もう何度もくどくなるようでございますけれども、最後に町長に意気込みをお聞きいたしまして、私の質問を終わりたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

今の締めとして、それぞれ議員が申されたとおり、全く私も同感でございますので、そういう意気込みで取り組みを進めてまいります。

○議長（中尾 正男議員）

これで、2番、東議員の質問を終わります。

---

## △延 会

○議長（中尾 正男議員）

お諮りします。本日の会議はこの辺にとどめ、延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。したがって、本日の会議は延会することに決定しました。明日は午前9時30分から本会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日はこれで延会します。

延会時刻 午後4時33分



平成22年第8回さつま町議会定例会

第 3 日

平成22年12月10日



平成22年第8回定例会一般質問  
平成22年12月10日（第3日）

順番	(議席番号) 質問者	質問事項・要旨
1	(17) 新改 幸一	<p>1 稲作振興について</p> <p>(1) 平成22年産米の出荷状況は、夏場の異常気象等が影響し、極めて品質の悪い結果となった。また、米価も低く抑えられるなど、こうした米生産農家の厳しい環境をどのようにとらえ対策を講じていく考えか、町長の見解を伺う</p> <p>(2) 主食用米生産を主としながら、JA等と連携し、麴用米の契約栽培を推進する考えはないか伺う</p>
2	(3) 麥田 博稔	<p>1 町政運営について</p> <p>(1) さつま町5周年記念事業の一環として「未来のさつま町作文コンクール」が行われ、十年二十年後の「夢と希望の持てる元気なまち」が描かれていた。国の政策が変動する中で、交付税の合併特例措置が5年後減少することを考慮すると、財政シミュレーションを精査すべきではと考えるが、町長の考えを伺う</p> <p>2 学校教育について</p> <p>(1) 「さつまっ子 親子20分間読書運動」の一環として推薦図書を決められた。その現状と課題、今後の対策を伺う</p>

平成22年第8回さつま町議会定例会会議録

(第3日)

○開議期日 平成22年12月10日 午前9時30分

---

○会議の場所 さつま町議会議事堂

---

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(20名)

1番	森山大	議員	2番	東哲雄	議員
3番	麥田博稔	議員	4番	米丸文武	議員
5番	川口憲男	議員	6番	新改秀作	議員
7番	平八重光輝	議員	8番	平田昇	議員
9番	舟倉武則	議員	10番	岩元涼一	議員
11番	内之倉成功	議員	12番	柏木幸平	議員
13番	楠木園洋一	議員	14番	内田芳博	議員
15番	桑園憲一	議員	16番	市來修	議員
17番	新改幸一	議員	18番	木下敬子	議員
19番	木下賢治	議員	20番	中尾正男	議員

欠席議員(なし)

---

○出席した議会職員は次のとおり

事務局長	王子野建男君	議事係長	中間博巳君
議事係主幹	平木場達郎君	議事係主査	垣内浩隆君

---

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町長	日高政勝君	教育長	東修一君
副町長	和気純治君	教委総務課長	山口正展君
企画課長	湯下吉郎君	学校教育課長	有馬修吾君
消防長	高木卓朗君	社会教育課長	岩元義治君
介護保険課長	中村慎一君	農政課長	平田孝一君
健康増進課長	村山茂樹君	耕地林業課長	山口良一君
総務課長	紺屋一幸君	建設課長	三浦広幸君
財政課長	下市真義君	商工観光課長	赤崎敬一郎君
災害復興対策課長	目床順司君		
福祉課長	二階堂清一君		
水道課長	脇黒丸猛君		

## ○本日の会議に付した事件

- 第 1 一般質問
- 第 2 議案第 7 1 号 さつま町手数料徴収条例の一部改正について
- 第 3 議案第 7 2 号 さつま町火災予防条例の一部改正について
- 第 4 議案第 7 3 号 さつま町都市公園条例の一部改正について
- 第 5 議案第 7 4 号 さつま町健康ふれあいセンターの指定管理者の指定について
- 第 6 議案第 7 5 号 さつま町観音滝公園及びさつま町観音滝公園交流センターの指定管理者の指定について
- 第 7 議案第 7 6 号 さつま町ガラス工芸館の指定管理者の指定について
- 第 8 議案第 7 7 号 さつま町宮之城ひまわり館の指定管理者の指定について
- 第 9 議案第 7 8 号 さつま町老人福祉センターいぬまき荘等の指定管理者の指定について
- 第 10 議案第 8 2 号 さつま町つるだ特産品販売所の指定管理者の指定について
- 第 11 議案第 8 3 号 さつま町さつま特産品直売所の指定管理者の指定について
- 第 12 議案第 8 4 号 さつま町柘野農村広場の指定管理者の指定について
- 第 13 議案第 8 6 号 さつま町宮之城ちくりん館の指定管理者の指定について
- 第 14 議案第 8 7 号 さつま町薩摩農産物加工センターの指定管理者の指定について
- 第 15 議案第 8 8 号 さつま町白男川紫陽館の指定管理者の指定について
- 第 16 議案第 8 9 号 さつま町大野活性化センターの指定管理者の指定について
- 第 17 議案第 9 0 号 さつま町尾原活性化センターの指定管理者の指定について
- 第 18 議案第 9 1 号 さつま町紫尾山きららの里キャンプ場の指定管理者の指定について
- 第 19 議案第 9 2 号 さつま町宮之城伝統工芸センターの指定管理者の指定について
- 第 20 議案第 9 3 号 さつま町鶴田ダム公園及びさつま町大鶴ゆうゆう館の指定管理者の指定について
- 第 21 議案第 9 5 号 さつま町かぐや姫グラウンドの指定管理者の指定について
- 第 22 議案第 7 9 号 さつま町鶴田地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 第 23 議案第 8 0 号 さつま町神子地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 第 24 議案第 8 1 号 さつま町柏原地区集会施設の指定管理者の指定について
- 第 25 議案第 8 5 号 さつま町平川郷の指定管理者の指定について
- 第 26 議案第 9 4 号 さつま町紫尾温泉神の湯ふれあい館等の指定管理者の指定について
- 第 27 議案第 9 6 号 平成 22 年度さつま町一般会計補正予算（第 9 号）
- 第 28 議案第 9 7 号 平成 22 年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 29 議案第 9 8 号 平成 22 年度さつま町介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 30 議案第 9 9 号 平成 22 年度さつま町水道事業会計補正予算（第 2 号）

議案付託表

委員会	議案番号	件名
総務 常任委員会 (第2委員 会室)	71	さつま町手数料徴収条例の一部改正について
	72	さつま町火災予防条例の一部改正について
	74	さつま町健康ふれあいセンターの指定管理者の指定について
	75	さつま町観音滝公園及びさつま町観音滝公園交流センターの指定管理者の指定について
	76	さつま町ガラス工芸館の指定管理者の指定について
	96	平成22年度さつま町一般会計補正予算(第9号)(関係分) 第1条 歳入歳出予算 歳入 10款 地方交付税 15款 県支出金(関係分) 16款 財産収入 18款 繰入金 20款 諸収入(関係分) 歳出 2款 総務費(関係分) 9款 消防費
文教厚生 常任委員会 (第1委員 会室)	77	さつま町宮之城ひまわり館の指定管理者の指定について
	78	さつま町老人福祉センターいぬまき荘等の指定管理者の指定について
	79	さつま町鶴田地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
	80	さつま町神子地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
	81	さつま町柏原地区集会施設の指定管理者の指定について
	96	平成22年度さつま町一般会計補正予算(第9号)(関係分) 第1条 歳入歳出予算 歳入 12款 分担金及び負担金 14款 国庫支出金 15款 県支出金(関係分) 17款 寄附金 歳出 2款 総務費(関係分) 3款 民生費 4款 衛生費 10款 教育費
	97	平成22年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
98	平成22年度さつま町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)	

委員会	議案番号	件名
建設経済 常任委員会 (議場)	73	さつま町都市公園条例の一部改正について
	82	さつま町つるだ特産品販売所の指定管理者の指定について
	83	さつま町さつま特産品直売所の指定管理者の指定について
	84	さつま町柊野農村広場の指定管理者の指定について
	85	さつま町平川郷の指定管理者の指定について
	86	さつま町宮之城ちくりん館の指定管理者の指定について
	87	さつま町薩摩農産物加工センターの指定管理者の指定について
	88	さつま町白男川紫陽館の指定管理者の指定について
	89	さつま町大野活性化センターの指定管理者の指定について
	90	さつま町尾原活性化センターの指定管理者の指定について
	91	さつま町紫尾山きららの里キャンプ場の指定管理者の指定について
	92	さつま町宮之城伝統工芸センターの指定管理者の指定について
	93	さつま町鶴田ダム公園及びさつま町大鶴ゆうゆう館の指定管理者の指定について
	94	さつま町紫尾温泉神の湯ふれあい館等の指定管理者の指定について
	95	さつま町かぐや姫グラウンドの指定管理者の指定について
	96	平成22年度さつま町一般会計補正予算(第9号)(関係分) 第1条 歳入歳出予算 歳入 15款 県支出金(関係分) 20款 諸収入 歳出 6款 農林水産業費 7款 商工費 8款 土木費
99	平成22年度さつま町水道事業会計補正予算(第2号)	

【参考】

陳情

- 「核拡散と核軍拡の危機に際し、インドに対する原子力協定交渉での日本政府に明確な対応を求める陳情書」
- 「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱に反対する陳情書」

△開 議 午前9時30分

○議長（中尾 正男議員）

ただいまから平成22年第8回さつま町議会定例会第3日の会議を開きます。

△日程第1「一般質問」

○議長（中尾 正男議員）

日程第1「一般質問」を第2日の会議に引き続き行います。

17番、新改幸一議員の発言を許します。

〔新改 幸一議員登壇〕

○新改 幸一議員

12月議会の一般質問2日目ということのトップバッターになるわけでございますけれども、通告によりまして質問させていただきたいと思っております。

まず、稲作振興についてでございます。

平成22年産米の出荷状況は、夏場の異常気象等が影響いたしまして、極めて品質の悪い結果となったところでございます。そしてまた、価格も低く抑えられまして、こうした米の生産農家の厳しい環境を、町長はどのようにとらえて対策を講じていく考え方を持っていられるかということで、町長の見解を伺うところでございます。

この関係につきましては、昨日同僚議員の東哲雄議員のほうから、米の関係につきましては質問もあったところでございます。町長の答弁の中で、それぞれ考え方等も答弁をいただきましたけれども、大まかには理解するところもでございます。そういう形の中で重複するところもありますけれども、再度町長の見解をお伺いいたします。

2番目に、主食用米の生産を主としながらも、これから先のことを考えますと、JA等と連携をしながら、麴用米の契約栽培を推進する考えはないか、ここあたりも町長の見解をいただきたいと思っております。

1回目の質問を終わります。

〔新改 幸一議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

新改幸一議員から2点ほど御質問をいただきましたので、お答えをさせていただきます。

稲作振興ということについてでございますが、昨日も7番目に質問されました東議員のお答えもいたしたところでございますけど、とにかく米をめぐる環境につきましては、本年度はトリプルパンチだと私が申し上げましたとおり、非常に深刻な状況になったと思っております。

平成22年産米の水稲作柄というのは、全国的にみても品質低下が著しく10月末現在での1等米比率が、全国で63%、鹿児島県におきましても32%、このさつま農協管内、北さつまになっておりますけども、さつま農協の管内におきましては昨日も述べましたように、11月末現在で21%と低い水準に位置しております。ヒノヒカリにあっては10%台ということでございまして、非常に厳しい状況となっております。

2等米以下に格付をされました要因としましては、整粒不足あるいは充実度、カメムシ被害によりまして着色粒などが上げられるところでございますが、最大の原因は登熟期の夜の温度が高かったということで、白未熟米粒が大半を占めているとのことでございます。

ヒノヒカリを筆頭に全品種におきまして一等米比率が低下している現状を見ますとき、高温障

害への対策というのが、前からも言われておりますけども、必要不可欠になってくるのではないかと考えているところでございます。

現在6月10日前後をそういう標準としておりますヒノヒカリの植え付け時期を6月の下旬まで遅らせるということが、まず大事じゃないかと思っております。このことについては以前から稲作農家の皆さん方には、周知も啓発も行っているところでございます。

それから、落水時期の関係でございますが、やはり延長することも一つの手段じゃないかというふうに考えられております。これにつきましては熊本県の農業センターにおきまして、ほかの品種でありますけれども、落水時期を出穂後35日以降まで延長することが、この夏場の高温障害による白未熟粒の抑制に効果があるという試験結果も出ているということでございます。

また、米価におきましても御指摘のとおり、仮渡金額というのが昨年に比べ軒並み1,000円以上下がっております。米生産農家にとりましては非常に厳しい状況に立たされているということでございます。

一方で、来年1月までの米の販売状況によりまして、米価が下がった場合には変動部分というのが新しく政策として出されておりますので、この辺の動向というのが今後追加支払いという形になると考えておりますけども、今まだ未確定の要素が多いところでございます。

このような中、今年度からスタートしました米戸別所得補償制度、これを見ましたときに、国の設定しました水稻の生産に係る標準的な使用を、いかに下げて収益率を高めるかが大きな課題となっております。

そのためには、やはり共同作業とかコスト削減、こういったことを行って効率的な経営に努めることが一番大事なことじゃないかと思っております。今進めております集落営農、こういった取り組みというのが重要になってくるかと思っております。

これにつきましては、水稻作付分の交付金であります。作付面積から主食用として一律10アールは控除をいたしますけれども、残る面積10アール当たり1万5,000円が交付されるという仕組みでありますので、例えば、一つの共済資格団体であります集落営農組織の場合は、組合員が何人であってもこの組織全体で10アールだけで対象が控除になるということになります。つまり組合員全員の作付面積から交付金が支払われないというのは、10アールだけということになります。

今後の農家と比較しますと、大きな利点になるのではないかと考えております。最終的には所得向上につながるということを考えております。

本年度におきましては、農事組合法人「永野むら」、一ツ木営農組合、白男川農作業受託組合、あながわ営農組合の4組合が取り組まれまして、こういった利点を十分活かしているというふうに考えております。

米の価格低迷、あるいは本町の主体品種でありますヒノヒカリの品質低下が進む中で、温暖化対策等も考慮して開発されました「あきほなみ」におきましても、もう一つ思うような成果が出ていないというのが現状でございます。

このような中で、現時点での最善策として考えられる方策としましては、ヒノヒカリの作付時期の見直し、あるいはこの集落営農の推進ではないかと考えておるところでございます。

ここ数年の気象条件に対応した栽培計画の見直しを行うということと、地域の実情に即した協働活動を行うことで、地域農業の維持と担い手の確保、ひいては米生産農家の存続につながることを確信をいたしておりますので、町といたしましてもさらなる支援に努めてまいり所存でございます。

次の主食用米の生産を主としながら、JA等と連携をして、麴用米の契約栽培を推進する考え

はないかということでございますが、町内の酒造会社に現在の麴用米の状況について確認をいたしましたところ、年間消費量は少ないところで20トン前後、多いところでは60トン前後となっているようです。もちろんその年の米の作柄あるいはこの在庫によって多少の違いは出てくるかと思っております。

また、買入れ価格につきましても、1キログラム当たり150円から180円前後と会社ごとに違いがあるようでございます。購入先につきましては町外の業者でありますけれども、生産地はさつま、伊佐、薩摩川内あるいは、このほかの北薩地域、また水俣などさまざまであるとのことでございます。

町内の麴用米の生産について確認をいたしましたところ、本年度は宮之城地区の生産者お一人の方が町外の酒造会社との契約栽培によりまして、1.8ヘクタール、8、9トン程度出荷をされているようでございます。

本年伊佐市におきまして、伊佐市内の酒造会社、出荷業者を会員とします伊佐市麴用米生産拡大協議会を設立されまして、麴用米生産拡大事業に取り組んでいるとのことでございます。

事業内容としましては、市が3カ年計画で麴用米生産農家への助成を行うもので、本年度は10アール当たり2万円の助成で、20ヘクタールを計画されているとのことでございます。面積は2年目で30ヘクタール、3年目で40ヘクタールと増加をした計画であります。助成額はそれぞれ1万3,000円、1万円と下がっていくとのことでございます。

お尋ねでありますJA等との連携による麴用米の契約栽培の推進についてであります。JA北さつまに確認をとりましたところ、町外の酒造会社の依頼を受け、本年産の水稲作付計画の段階で、数名の農家に麴用米の生産を打診いたしました。金額の折り合いがつかずに断念したという経緯があるとのことでございます。

しかしながら、米のこういった価格低迷が今後も続くと考えますと、やはり水田の利活用の意味でも、このような新規需要米の取り組みが出てくることもあるかと思っておりますので、今後もJA北さつま、あるいはこの酒造会社の皆さんとの連携は協議はしてまいりたいと思っております。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

## ○新改 幸一議員

昨日の同僚議員の東議員の質問の答弁と少し目先を変えた答弁もしていただきましたけれども、確かに今年の場合は気象条件がとにかく悪かったということで、夜の温度は高かったというようなことも今言われましたけれども、私たち米の生産者というのは、気象条件にはもう勝てないわけでございます。

来年もこういう年が来るのか、来ないのか判らないわけでございますけれども、この気象条件につきましては、その年、その年で稲作農家は、同じ努力をしておってもなかなかそういう良質米の米ができないという、一つの農業の厳しさちゅうのを一番痛感するわけでございますけれども。

特に米に関しましては、こういう全国的な低価格でありますけれども、私は特にことは町長のほうも答弁をされましたけれども、この米の戸別所得補償方式というのが、一生産者としては国から直接くるお金でございますから、今までの価格につきましてプラスこういう補償制度があれば農家は助かるなということで、喜んでおった一人でございますけれども、実際こうしてふたを開けてみますと、結果といたしましては生産農家を喜ばすんじゃなくして、とう精工場を喜ばしているような感じを受けるわけでございます。

現に、我がまちのこの大きなスーパーあたりの末端の白米の米の価格を見てみましても、生産

農家はこんなに低価格で販売しているのに、末端の価格は下がってないと。実際下がってないということでございます。

私がある友だちに、鹿児島市の市内の辺の米の価格なんかも聞いてみますと、やっぱりそんなに下がってないと。ということになりますと、先ほど言いますように、国の米の戸別補償制度をとる精工場が、本当にいいほうに使っているというようなことを痛感して、本当に腹立だしい限りでございます。

そういう形の中で、けさほどもテレビなんかを見ておきますと、政府の考え方なりテレビも言っておりましたが、特にけさの新聞にも載っておりますけれども、米の政策というのは国の考え方、それが県におりてきて、県からまた市町村におりてくるわけでございますけれども、昔からそういう国の一つの制度で私たちは努力をしてきたところでございます。

ちょっと余談になりますけれども、きょうの新聞を見てみますと、政府の流れも変わっていくようなニュースも出ております。今民主党が政権をとっておりますけれども、大連立構想というのも急浮上してくるようなテレビで言っておりましたけれども。

こうして与党の政府の考え方が、ぐりぐりぐりこう変わってくるような感じもするわけでございますけれども、何といたしましてもどういう形になろうとも、私たちは米の生産なり価格の云々というのは、国の一つの流れに乗らにゃならんわけでございます。

この国のこういう米に対する農政のあり方ちゅうのが、何か変わっていくような流れであるようでございますして、先の見通しがつかないわけでございますけれども。

そういう中であって、一方けさの農業新聞も見てみますと、農水省の副大臣は「中国へ米輸出拡大」といって、大きく農業新聞に載っておりますけれども、国もいろんな形の中で米の販売努力をやっていく、在庫減らしをやっていくというような流れも形にあるようでございます。

そういう形の中で、私たちさつま町の米地帯は、今後どうしたらいいのかというのをつくづく考えなくてはならないわけでございますけれども、1点、私お聞きしたいのが、農林水産省の資料の中に23年度概算要求資料というのをもらっているんですけども、この中で生産数量目標設定という一つの考え方のもとに、平成23年度の10年先の見通し、生産数量目標の達成に向けてということでございますけれども、国、県、市町村が連携し、行政が主体性を発揮する仕組みを設ける方向、というのが打ち出されているようでございます。

それぞれ書いてございますが、県なり市町村が農業団体、実需者等の関係機関の参加を得た農業再生協議会を設置して意見を聞いていくんだということも書いてございます。そして、今までのあったいろんなもろもろの協議会については、農業再生協議会に整理統合するんだということもうたってあるようでございます。

それでまた、生産目標と云々というのも申請なり交付事務、申請受付、作付面積等の確認、交付金の交付という一つのこういう流れは、本制度は国による直接支払いを行うものであるが、農家の申請書類の受付、作付面積等の確認事務については、国が市町村に委託し、市町村に設置される農業再生協議会メンバーが協力して事務を行う体制を検討していくんだということで、この23年度の農林水産省の概算要求の資料の中に出てきておりますけれども。

この農業再生協議会云々というのは初めて聞くんですけども、ここあたりのこういう農業再生協議会の通達ちゅうの中身をもうちょっと、判っておれば教えていただきたいと思っております。

#### ○農政課長（平田 孝一君）

お尋ねの農業再生協議会でございますが、農水省が本年8月31日に示しました農業者戸別所得補償制度の概算要求の骨子ということで、この中に23年度における戸別所得補償制度の概算要求の内容が示されておりますが、この中に今議員のおっしゃる推進体制の中で行政が主体性を発

揮する仕組みということで、そういった再生協議会を設置して、戸別所得補償制度を進めなさいというふうになっております。

これまでは生産調整につきましては、主な集荷団体でありますJAが主体となって行っておりまして、45年から稲転が始まりまして、それまでは主に行政が主導して転作等のお願いをしてきたんですが、ここ数年集荷団体ということでJAにさつま町水田農業推進協議会というものを設置して事務局を置いておりますが、会長はJAの組合長であります、ここがいろいろと水田農業の推進をしてきたところでございます。

23年度からにつきましては、行政が持っております担い手育成総合支援協議会、これが町でいいますと担い手支援育成室のほうにありますけども、それと耕作放棄地対策協議会、この一応3つの協議会を整理統合して新たに再生協議会を設置して、その中でこの戸別所得補償制度も協議をしていきなさいというようなふうになっているようでございます。

22年度からは一応国の従来の食糧事務所あるいは統計事務所、そういったものが合併しまして農政事務所というふうになっておりますが、ここが主体になって戸別所得補償制度を進めてきたんですが、なかなか市町村といいますが、農家の方との接点がないということから、なかなか事務が輻輳したようなことがございまして、やはり市町村に主体性を持たしたやり方が望ましいというようなことがございまして、23年度からはそういうふうにしていきなさいというような骨子案が出されておりますが、具体的にどういうふうに進めるかということについては、全く示されておらず、これからになります。

ただ、私どももう12月に来年度の予算要求、予算編成をする関係上、なかなか具体案が示されないままきても、一応考え方としましては22年度を踏襲して当分は進めると。国、県のほうが新たにまた、そういった具体案が示された段階で検討していきたいというふうに思っております。

また、今回の22年度の米余りから米の生産調整がまた厳しくなるということで、鹿児島県では約2.8%のまた生産調整をさらに進めなさいというようなふうも出ておりましたけれども、そういった配分もまだ示されておらず。例年であれば、もう11月から12月の初めには、来年度の配分案が示されるのですが、いまだ示されておらず。

そういった状況で、国、県の作業も遅れているというのが実情でございます。そのようなことから23年度につきましては、22年度を継承して進めていきたいというような考え方でございます。

## ○新改 幸一議員

農業再生協議会という形の流れのもとに、今後また仕事をやっていかないかということの説明であるようでございますが、特に今までの流れからすると、JAからこの行政が主体性をもって、米ばかりじゃないんですが、いろんな作物についての将来図を描いていくんだというような仕組みの主体性は行政がにぎるんだというような説明であるようでございます。

本当に、国の農政のやり方ちゅうのが、末端農家には本当に振り回されるような感じでございますが、何といたしてもそういう流れに乗っていかなくてはならないというのも現実にあるようでございます。

11月30日の南日本新聞にも、米の生産調整が800万トンを割っていくんだという一つの流れのもとに、安値抑制のためにやるんだという国の方針ではございますけれども、まだ各市町村には具体的にはおきてないということでございますので、今後の流れに従って、ある程度いかななくてはならないんだらうなと思っております。

実際ことしの価格はきのうも言われましたけれども、実は私もJAのほうにちょっと玄米じゃ

ないんですが、玄米出荷の分とあと残った分もみで佐志ライスセンターに集荷日に持ってきましてところが、もみでヒノヒカリで110円でした。そうしてヒノヒカリがもみで110円、あきほなみも110円、それから、さつま雪もちも110円、それとあとのほかの品種は90円、キロのもみで90円、こういう価格で農協のほうは集荷をされたようでございますけれども。

4日でしたか、4日土曜日、5日日曜日、2日間で佐志のライスセンターを見てみますと、結構こういう安い価格でも農家の方は持ってきて、一人で5俵なり7俵なり持ってきていらっしやいました。結構なもみでも集荷をされておりましたけれども、そういう米の価格のつけ方というのは聞いてみますと、鹿児島県の場合は伊佐米が基準になるんだそうでございます。

その年の米の価格のつけ方は、まず伊佐米で基準を決めて、そのあと各単協ごとに値段を交渉して決めていくという流れで今の鹿児島県のJA、そういう流れになっているようでございますけれども。

私たちがこの管内もさつま川内、さつま、伊佐、合併した北さつま農協でございますから、今後はこの鹿児島県の中でも川内流れの米地帯でございますから、大変この北さつま農協に米の関係につきましては期待するところでございますけれども、JAと行政が先ほど説明がございましたように、行政が主体性を持つ農業再生協議会となる組織の中で、JAときちっと今まで以上に両輪のごとく連携をとっていかないと、米地帯の農家はますます萎えていくんじゃないかなというのを痛感するところでございます。

そういう中であって、ヒノヒカリの作付けの気象条件の関係で出ましたけれども、経済連の考え方というのが資料が出てもらいましたけれども、経済連が今までヒノヒカリを中心にやってきたわけでございますけれども、この経済連の考え方ちゅうのが今北さつま農協と準備をしておりますが、ことしの2年産米でいったときに経済連の取り扱いちゅうのが全体で、さつま農協のヒノヒカリを約60%取り扱っております。あきほなみが17.2%という形であるようございまして、経済連の考え方が23年産米、来年につきましては、ヒノヒカリは39.5%、それからあきほなみを36%に持っていきたいんだと。24年産米につきましては、ヒノヒカリは23.7%、あきほなみを48.8%にもっていくんだと、こういう計画であるようでございます。

経済連のほうもこのあきほなみを県民米という一つの宣伝のもとに付加価値をつけて、ヒノヒカリよりも価格も高く設定していくんだという考え方を持っているようでございます。

となりますと、私たちのこの米地帯のおいしいヒノヒカリということの一つの流れで作付けはしてきましたけれども、こういう流れに我が地帯も考え方も変えていかなくてはならないのじゃないかなということを感じするわけでございますけれども。

こういうことになっていきますと、農家が種子更新をせんにやいかんわけでございますが、ここあたりで町長にお伺いするんですが、町長がマニフェストの中でも、私は前にも質問したことがありますけれども、種子更新に対する助成ですね、こういうことも町長のマニフェストもあつたわけでございますけれども、ここあたりが種子更新の助成もやって、一つこういうヒノヒカリからあきほなみの流れに変わっていくという、こういう時期にこういう助成も出して、やっぱりこの地域の米農家が支えていくんだという姿勢が私は大事じゃないかと思うんですけれども、このあたりを町長はどんなふうに見解を持っていらっしゃるかお伺いいたします。

#### ○町長（日高 政勝君）

今もありましたとおり、非常にヒノヒカリが一つの奨励品種ということで、これまでこの地域はJAも一緒になって推進を図ってきたところでございます。平成21年度の作付面積からいきますと、78.4%での作付けであります。あきほなみは若干増えまして、1.9から10.9ということで、1割をちょっと超えるところまできておるようでございます。

農協の方針としましても、当面ヒノヒカリということで、ずっとこういう形でやってきておりますが、こういう形で非常に気象条件との関係あるいは収量の関係からいって、この辺のあり方というのが、このままでやはりずっと、先ほども申し上げましたけれども、この管理のあり方の問題でずっと作付けをちょっと遅らせるとか、あるいはこの落水の時期をもっと遅らせるとか、そういうことで話を申し上げましたが。

やはり私は農政課と協議をする中でも、この辺のところをもう一回これだけ品質が落ちる。そしてまた、等級が結果的に落ちるといふ形になると、このままでいいのかということ、やっぱり稲作どうこうかいというのもございますし、あるいは技連会、農協側と十分協議をして、本当に今の状態のままでヒノヒカリだけで推進をしていいのか、もちろんあきほなみも奨励品種になっておりますが、もっとウェイトを、あきほなみが収量的にもいいし、食味もそう変わらないと思いますので、その辺の割合をもっとやっぱり推進する必要がないのか協議をしてほしいということは申し上げておりますので。

その辺の農協の考え方が決まって、そういう方向にシフトをしていこうという話があれば、農家の皆さん方にもそれなりの作付けをしていただくということになると、種子更新とかそういうことについては農家の所得につながることでありますから、これはもう十分考えていきたいと思っております。

#### ○新改 幸一議員

今後のこのあきほなみの作付けについての動向を見ながら考えていきたいということでございます。ぜひそこあたりも前向きに検討して、こういう恐らくもうこの米の価格というのは、これ以上もう上がるということは私はもう望めんのじゃないか。一つの価格が一旦出せば。ちょうど15年、20年前に5,000円を割る米の価格の時代が来るんだということは言われておりましたけれども、まさにこういう時代に来てみますと、本当に水稻農家の所得というのは、もう死活問題になってくるわけでございます。

そう言いますけれども、私たちは水田地帯でございますから、いろんなほかの作物に云々といってみても、新たに機械をそろえてまたほかの作物をつくる云々というのは、もう高齢化が進んでおりますと、なかなかそういうほうにも、現実としては米からほかの作物にちゅうような、できないようなのが現実のようであります。

であるとすれば、この米にやはりしがみつकिながら、行政、農協と一緒に、いい方向になっていくというような考え方ちゅうのを、政策を、とらなくてはならないのじゃないのかなということをつくづく感ずる一人でございます。

そういう中であって、一点、私、思うところでございますが、こういう米の価格が下がってきますと、痛み分けという言い方は失礼になるわけでございますけれども、農作業の受託の関係、認定農業者というのはそれぞれ補助事業をいただきながら、その機械更新もされていかれます。また一方全然、こういう国の補助事業をつかわずに自分で機械更新をされて、田植えなり稲刈りされていらっしゃる結構受託者もおりますが、本当に受託者に対して失礼な言い方になると思うんですけれども、こういう米がこんなに価格安くなれば、一方では農作業受託料金の関係で、田植え、稲刈り賃ちゅうのも検討することもあってもいいんじゃないのかな、ということをも感ずる一人なんですけれども、ここあたりはどんなふうな考え方を持っていられるか。

というのが、県内でも構造改善の済んだ3反、きちっとした整地は稲を刈れば田を植えて、稲を刈る、こういうのはもう大変作業効率がいいわけですね。そういうところは一つの基準から値段を下げていくという段階をつけている市町村もあるようでございます。

ですから、出水の悪いところは確かにそういう基本料金なんですけれども、一つのそういう中

身の精査ちゅうのも、こういう米の価格が安くなってくれば、そういう委託する側の手取り分を考えますと、検討もしてもいいのではないかなということを感じる一人なんですけれども、このあたりの見解というのはどんなふうに思っているのか、考え方を教えていただければ。

#### ○町長（日高 政勝君）

先ほどの品種の更新といいますか、これについてはまたヒノヒカリの収穫の時期あるいはあきほなみの収穫の時期というのがそれぞれ違いますので、農家の皆さん方の労力配分として、あるいは面積のその辺の配分といろいろあるかと思っておりますので、必ずしもそちらにすることともまいらんとは思いますが、農協あるいは農家の皆様方とその辺のところは十分協議もして思っておりますので。農家の意向等も踏まえながら、そういう推進も図るということならば、行政としましても対応していきたいと思っております。

それから、受委託の価格の関係でございますが、これについては農業委員会が所管をしておりますので、この辺は農業委員会としてまた、確かに米の値段がこういう形で毎年低迷するという中で受託料はこのままでいいのかという問題も当面として出てくる話でありますので、この辺については農業委員会として検討していただきたいと思っておりますので、またそういう意見があったらちゅうことは申し出をしていきたいと思っております。

#### ○新改 幸一議員

農作業受託の関係につきましては農業委員会の管轄ということでございまして、そっちのほうにも申し入れをしていきたいということでございまして、そのあたりも結果としてできないこともあるかもしれません。受託者のほうからすれば機械の償却云々を考えると、そういうのはひつきあわんというのも実際あるかもしれません。そのあたりも本当に難しい問題でございますから、私は全面的に料金を下げなさいというつもりはございませんけれども、全体でそういうところもやっぱり検討はすべきじゃないかということをお話したいわけでございます。

農業委員会の管轄ですが、農政課長が何かそのあたりあれば。

#### ○農政課長（平田 孝一君）

受託グループにおきます受託料金の関係でございますが、今週、農用地利用改善団体あるいは農作業受託グループの代表者の方々の会議を担い手支援室のほうで開催をしていただきまして、その中にいきました。その会議の中では受託料金のことについては触れられませんでしたけれども、交流会の中で当然いろいろな方とお話をする中で、やはりそういった問題もお聞きしました。引き受けるほうは高いほどいい、頼むほうはできるだけ安くでという、そういった調整作業もあると思います。

ほんとこれだけ生産費が販売価格を上回るという状況の中でも徹底したコスト削減、もうこれはありふれた言い方かもしれませんが、これしかないと思われまして。

そういった中で、そういった料金も経営費の中の大切な要因であります。それについても、そういった仲介的なことをまた、地域農業管理センターというところもありますから、農業委員会一緒になってまた、その料金については、早急に検討するようにまたしていきたいと思っております。

先ほど町長からも言われましたとおり、農業委員会のほうにまたその旨はお伝えしておきたいと思っております。

#### ○新改 幸一議員

農作業受託料金の関係につきましては、県内のそういう流れも調査をされまして、先ほど言いましたように、便利のいいところの作業効率の上がる場所は料金も下げていくんだという、県内でも近隣の市町村でもやっている組織もございまして、そこあたりも調べて研究をさせて、

いい方向に持っていただければ大変ありがたいと思いますので、御検討方をお願い申し上げます。

次に、2番目の質問に入りますが、主食用米生産を主としながら、JAと連携して麴用米の契約栽培を推進する考えはないかということで質問いたしましたけれども、確かに答弁もございましたが、私たちのこのまちには3つの焼酎工場がございます。

答弁の中でも出てきましたけれども、伊佐市はもう既にこういう酒造会社と麴用米の生産拡大協議会を設立して、少しでも米の流れを主食用米だけじゃなくして、そっちのほうの目先を変えた販売云々というの、実際やっぺらっしやるようでございます。

私が聞いてみますと、県内の酒造会社の麴用米の現在使われているのが約3,000トンだそうでございます。県内の鹿児島県の酒造会社がですね、いろんなあるわけでございますけれども、県内の麴用米というのが3,000トン使用されていると。ほんで鹿児島県の場合が今の約1,400トンが九州管内の米で麴用米を取引されていると。あと1,600トンは東北のほうからひいているんだという酒造会社の資料の中から調べてもらいましたけれども、こういう流れであるようでございます。

また、私たちのこの町の関係につきましては、3つの焼酎工場ということで言いましたけれども、確かにまだまだ麴用米としての数量というのは、わずかな数量になってくるわけでございますけれども、先ほどから言っておりますように、米の情勢がこうなってきましたと目先を変えたやっぺら販売、生産のあり方ちゅうのも考えなくてはならないのじゃないかなということで、こういう質問をするんですけれども。

過去に旧宮之城町はレンゲ米ということもやった時期もございました。そういうことで、いろいろそのときの米に対する熱い思いを訴えながら、生産者をお願いを独特な米を生産した時期もあったわけでございますので、私はそういうことも、麴用米ということも今後考えてもらっていいんじゃないかなということで質問したところでございます。

きのうの南日本新聞に載っておりましたけれども、鹿児島県が黒牛、黒豚の関係から、今度は鶏の黒鶏、薩摩鶏というのを県が開発して、全農チキンフーズに委託してこれが開発されておるようでございますが、県あたりもこのそういう特産品を黒というのにイベントをおきながら、開発して販路を広げていくという流れも、この新聞に出ておりましたけれども、やっぺらそういう我がさつま町もそういう従来の主食用米は、確かにこれは基本的に栽培していかなくてはならないわけでございますけれども、目先を変えるという面からすれば、非常に大事な流れになっていくんじゃないのかなと思っております。

先ほど出ましたけれども、こういう行政が主体性を持って云々というのが、これが一つの流れになってきますと、ぜひ行政の流れでこういうのも検討、開発しながら、この我が町の水田地帯を守っていくんだというのも大事じゃないかなと思っておりますのでございますが。

ここあたりの麴用米の中にきちっとしたJA北さつまや酒造会社と関係団体と十分協議をしましてまいりますということで答弁はされましたけれども、我がこのまちでも、きちっとした協議会は立ち上げるという考え方は持っていらっぺららないのかお伺いいたします。

#### ○町長（日高 政勝君）

麴用米の関係につきましては、今でも農協とも話をしてる中で、直接農家の皆さんにも打診をしたところ、なかなか、やっぺらし収入の関係というのがあります。こういった協議会をつくって、それなりのまた助成を市のほうでもやっているちゅうことですが、実際ヒノヒカリの主食用米で生産した場合の農家収入が、大体10アール当たり11万5,000円。

麴用米にしたときがトータルで助成金の2万円をあわせても10万ということで、そこにやっぺら1万5,000円差が出るということであります。この助成金もずっとやっぺら伊佐市の場

合も減をしていくということでもありますので、3年間でもう4年目はゼロだということでもありますから、その辺がどの程度定着をするか。

農家にとっては収入がやっぱり一番の基本になるわけですので、その辺の所得のあれがずっと確かにいいなというのがなければ、こちらとしてもなかなか推奨も難しいなというのがあります。

今後やっぱり米の値段がどう動くか、その辺の動きをずっと見ながら、これからもずっと下降気味だよというのがはっきりすれば、その辺は対策を講じなければならないと思いませんけれども。

まだまだ気象の条件というものも毎年変わりますし、そしてまた今後の米所得補償の関係がどうなるのか。ことしみたいに先ほどから出ておりますとおり、業者のほうがそこを見越して安く買うんだということになってしまうのか。

その辺の動向を今後はやっぱりしっかりと見極めてしないと、ただ単純にさっということにはならないのかなと思っておりますので、この辺のところは十分研究検討させていただきたいと思うところであります。

#### ○新改 幸一議員

十分検討していくということでございます。先ほどから出ておりますように、伊佐市なんかがそういう形の中である程度生産農家もいいんだと。そしてまた一方では、地域の特産品として地産地消型の焼酎もまた、おいしい焼酎ができるんだという流れが出ていけば、私は本当にありがたいなと思っている一人でございます。

ぜひ、ここあたりも今後JAはもちろんですけれども、3酒造会社の社長さんあたりとも、事あるごとにことに一つの話題としていただきながら、この地域から麴用米も栽培をして、きちっと地元の3酒造会社にも取り扱っていただける流れをつくっていただきたいと思うところでございます。

そういうところを確認しながら、数量は少ないですけども、そういうところで将来的には先ほど言いましたように県下の3,000トンという麴用米の需要があるわけでございますから、そっちさい輪を広げて、数量が出ていくような米が出荷できるような、将来的にはそういう流れもあってもいいんじゃないかということを、我がさつま町から発信していただきたいというのを訴えたいわけでございます。

ぜひ、そこあたりも今後鋭意努力をされながら、麴用米の栽培についても検討していただくようお願いをいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。終わります。

#### ○議長（中尾 正男議員）

これで新改幸一議員の質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。再開はおおむね10時30分とします。

---

休憩 午前10時22分

---

再開 午前10時30分

---

#### ○議長（中尾 正男議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、3番、麥田博稔議員の発言を許します。

〔麥田 博稔議員登壇〕

#### ○麥田 博稔議員

私は、先に通告いたしました2点について質問いたします。

まず1点目、国の政策が変動する中で、交付税の合併特例措置が5年後から減少することを考慮すると、財政シミュレーションを精査するべきではないかということでもあります。

去る11月14日に、さつま町5周年記念事業の一環として「未来のさつま町作文コンクール」の表彰がありました。実施要領を見てみますと、趣旨として、さつま町が誕生してから5周年を迎えます。この節目の年に当たり、自分たちが住み、親しむまちとして、改めてさつま町の未来について考え、将来に向けたまちづくりの指針など我が町がどうあって欲しいかについて、みんなで考えることとします。そのため「未来のさつま町作文コンクール」を実施し、未来に向けた夢と希望の持てる元気なまちづくりの機運を高め、町民と一体となった取り組みを推進していきますと定め、内容をさつま町の未来についての作文とし、自分が住み続けたいまちとして、また、ふるさとのまちとしてこうあって欲しいと思うことを作文として記述するとありました。

そして、町長賞を受賞した上野信太郎君は、「さつま町はこれからもっと高齢化が進み、お年寄りが増えるだろう。もっとお年寄りが住みやすいまちづくりをしなければいけない。つまり弱い立場のお年寄りが住みやすいまちということは、僕たちみんなが住みやすいまちということだ。」と結んでいます。

また、高校以上・一般の部、最優秀賞の上野宏恵さんは、「周囲を大きな市町に囲まれる小さなさつま町は、それに埋没することなく私たちみんなが自慢できるまちでありたい。あの何々が有名なさつま町ね、と言われるときに、何々とは建設費で語られるような箱物やマスコミ受けするような有名人であってほしくはない。」と述べられ、「未来のさつま町が住みよいまちであるには、私たちの思いが大切にされていることが前提になる。まちづくりの主役は町民一人一人からだ。それぞれがよいまちになるように自分のことを楽しく実践し、感動を共有する。その感動が専門家や自治体を動かせるほどに広がったときにこそ、みんなの住みたいまち、さつま町が生まれるものと思う。」と結ばれていました。

私は今回の作文コンクールの入賞作を読んで、子どもから大人の人まで町民の方々は、白男川小学校4年生の濱崎君が書いたように、自然のよさや伝統を残しながら人に優しいまち、福祉のまちを望んでいるのだと思いました。

しかし、福祉を充実するには経費がかかります。今回の公共施設の指定管理のあり方を見ますと、従前とほぼ同じようなやり方になっています。これで5年後から交付税が7億から8億円減っていくときに対応できるのでしょうか。国も県も借金まみれで、その上に不景気で先行き不透明な時代です。財政シミュレーションを精査して見直すべきではないかと思いますが、町長の考えをお伺いいたします。

続きまして2点目、学校教育に関連いたしまして、「さつまっ子親子20分間読書運動」の一環として推薦図書を決められました。その現状と課題、今後の対策についてであります。

ことしは皆様御存じのように国民読書年であります。文字・活字文化振興法の制定施行5周年の年に当たる2010年ことしを国民読書年に制定し、文字・活字文化振興を政官民協力のもとに国を上げて努力すると、平成20年6月に国会決議で採択されています。

また、それを受けて、財団法人、文字・活字文化推進機構では、国民読書活動計画の中で、世界の子どもたちが等しく子ども時代にふさわしい本と出会えるよう、国連に対して国際子供読書年の決議の採択を働きかけるとなっております。

私たちのまちでも、ことしは流水小学校で、母と子の20分間読書運動が始まって50年の節目の年です。このような節目の年に、「さつまっ子親子20分間読書運動」に取り組み、推薦図書を選定して、子どもたちや保護者に薦めることは大事なことであり、私もよかったと思

っています。

去る10月14日に、流水小学校で読書朗読会があり、流水小の卒業生でMBCタレントの笹田美樹さんたちの朗読などがあり、さすがプロは違うと思いつながら聞かせていただきました。そのとき学校の図書室の係の人に推薦図書の利用状況を聞いたら、本もそろっていないし、あっても古かったりしている現状を知りました。

流水小は小規模校ですから、すべての本がそろっていないのは仕方がないかなと思いつ、盈進小にも問い合わせましたが盈進小もそろっていませんし、町の図書館にもすべてそろっているわけではありません。

確かに「さつま読書のすすめ」には、町内各小中学校に各学年で読んでほしい本を推薦してもらい、それをまとめたものとありますが、まとめるだけでなく、もう少し精査して薦めるべきではないかと思いつますが、教育委員長に現状と課題、そして今後の対策をお伺いついたします。

これで1回目の質問を終わります。

〔麥田 博稔議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

### ○町長（日高 政勝君）

麥田博稔議員の質問の1項目について、お答えをさせていただきます。

町政運営について国の施策が変動する中で、普通交付税の合併特例措置が5年後から減少することを考慮すると財政シミュレーションを精査するべきではないかと、町長の考えを伺うということでございます。

財政の健全化を図って進めてまいりました行財政改革に先立ちまして、第1次行革大綱策定時に10年間の財政シミュレーションを策定いたしました。行政改革の推進にあたりまして、個別計画として策定をしました公債費負担適正化計画がございますが、この年度ごとの見直しにおきまして、これまで財政シミュレーションの年度ごとの見直しも平行して進めてまいってきております。

ただ御案内のとおり政権交代を含めまして、国の施策が大幅に変化をする中で、5年先あるいは10年先という中長期的にわたるシミュレーションにつきましても、精度を欠いていることは否めない事実であります。中長期にわたるシミュレーションが単なる金額の羅列になってしまひまして、策定の意味合いというのが非常に薄れてきている、そういう問題点の一つでもあるということ現状として受けとめているところでございます。

総務省におきましては、毎年度予算編成時に策定をしております町財政計画について、地方も一定期間先を見据えた財政計画を策定する必要があるとのねらいから、少なくとも3年先までの地方一般財源を示す必要があるとしております。このことを踏まえましての3年先のシミュレーションまでは、一定の精度が保たれていると感じているところでございます。

ところで、合併の特例措置として嵩上げをされております普通交付税、10年後におきまして、いわゆる5年後になってしまひておりますが、段階的に削減されるということでございます。

平成27年度に1割、28年度で3割、29年度で5割、30年度で7割、31年度で10割削減ということで、32年から結局今の段階では最終的に8億円程度の減額になると予測を立てております。

ここの特例措置の期限を見据えまして、応分の一般財源を捻出をするため、主にこれまで人件費、公債費、これは一番大きなウェイトを占めておりますので、これの削減に努めてきておるところでございます。

今後におきましても、こういった行政改革を進めながら、一般財源の捻出に取り組みをしてい

きたいと思っているところでございます。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

〔教育長 東 修一君登壇〕

### ○教育長（東 修一君）

質問の2項目にお答えいたします。

話が若干飛躍しますけれども、本日はスウェーデンのストックホルムで、化学賞はストックホルム、平和賞はまた別のところでございますけれども、その授賞式が挙行されるそうでございますけれども。そのノーベル賞を受賞されました日本人の多くの方が、小中学生のころの読書により知的好奇心が刺激されたといった旨の話をされ、読書の習慣の大事さを力説されておりますけれども。

ノーベル賞に至らずとも読書は本との対話により自ら考え、自ら感じ、そして将来を考えるなどして、その人の人格形成に大きく役立つなど、良質で不思議な力を持っている。読書指導は、もっとも大事な教育活動の一つと考えております。

このような観点に立ちまして、町長のマニフェストや議員の話にありました読書に関する内外の情勢等も踏まえまして、現在取り組んでいるところでございますが、お尋ねの推薦図書の件につきましては、推薦図書をただ情報として学校に流すのではなく、読め読めということで流すのではなく、町内すべての学校が一緒になって読書活動に取り組めるよう、各学校の先生方とまたこれも一緒になって、学年ごとの推薦図書として選定し、それをまとめた冊子、さつまの先ほどございました読書のすすめを作成して、児童生徒全員に、また3町内図書室にも配布しております。「いつも身近に1冊の本」を合い言葉に興味のある本を選び読み進めていくよう指導をしております。

現在すべての学校で授業が始まる前などに、いわゆる朝読書など読書の時間を設定しておりますが、その中でこの冊子の中の本を活用したり、また読み聞かせ等の活動に役立てたりするなど活用されております。

また、すべての学校で現在図書室やその入り口などに学年別推薦図書コーナーを設置し、児童生徒がいつでも気軽に手にとれるような設営や工夫をしてもらっており、その雰囲気づくりができております。

さらに家庭とも連携しまして、読書の意欲への高揚を図っていくために、学校便りや図書室便りなどで啓発するとともに、PTAとも連携し、親と子が一緒になってその活用が図れるよう指導もしているところであります。

10月、1カ月の読書量調査ですけれども、1人当たり小学校では21冊、中学校では約5冊という状況にございまして、若干中学校が少ないですけれども、取り組んでおる状況でございます。また、冊子の後半の部分には、読書の足跡という欄も設けてございますけれども、そこあたりの欄にも記入等が見られるようになっております。

これまで各学校が取り組んでいた読書活動や図書選定が、学校単独の取り組みにとどまっていたことなどから、町内上げてすべての学校が家庭も含めて一体となって読書活動の展開を図るよう、この冊子を作成しましたが、御指摘のとおり初めての取り組みで、また早急に作成しましたことから、指摘されたような本がそろっていないなど、今小学校で約43%、中学校で71%の整備率、それから3図書室、これはオンラインで結ばれておりますので全体から見ますと6割という整備率でございます。

このような形で全部そろっていないという、あるいは絶版になった本もあるというようなふう聞いておまして、課題もあることも承知をしております。

今後各学校の状況等も踏まえ、図書の精選や冊子の見直しを行いながら充実を図り、この冊子が起爆剤となって本町の読書活動が質的かつ量的にも高められ、より一層子どもたちが読書に親しみ、そして読書の習慣が形成されるように努めてまいりたいと考えております。

〔教育長 東 修一君降壇〕

#### ○麥田 博稔議員

いろいろ町長、教育長から答弁をいただきましたけれども、議長にお許しをいただいて学校教育のさつまの読書のほうから質問させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

私が一番問題だと思ったのは、とにかくこの冊子を作られたときに、ここにも先ほど言いましたように書いてあるように、推薦してもらったのをそのまま一応ある程度載せられたということで、非常に各小学校にはないんですね。今教育長が言われたように、各小学校、中学校ではもう苦心されまして、流水校でもこういうのをつくっておられます。「流水小読書のすすめ」とこういう趣旨のことを書いて、そして流水校独自の推薦図書ということで、言われましたように図書室の入り口に1年生はこれですよと。だから、この中から流水校にある本を選んで、それを推薦しているということになってます。

これをもらっている子どもたちが、保護者がいるわけですから、学校にないやつは町の図書館にみえるわけですね、親子でもって。だけど町の図書館にもないと。やはりその辺が非常に金だと思ったもんですから、こうして今は教育長も今後いろいろ精査するということですが、やはり9月議会で桑園議員、それから新改議員のほうからも触れられたときに、私はもう安心しとったわけです、順調にある程度いってるなど。

だから、その辺のやはりやり方が非常に問題で、ほんで盈進小には行って尋ねたときに、ある程度年度の初めだったので予算があったと。だから、100何十冊なかったもんだから、それを一応ことしはそれにしようと思って注文したところが、結局絶版になって、2、3割が絶版になったということですから、もう取りようがないわけですね。

ですから、その辺はやはりもう一度精査をして、そしてやはり今言われましたように各学校でやっぱりある本で読んでくださいというような、こういうのをやっぱり各学校でつくって、後はまた今言われましたように、予算的な措置をして、せめて町の図書館にはそろえていただきたいというふうに思うんですけれども、その辺の考えを教育長に再度確認をしておきたい。

#### ○教育長（東 修一君）

御指摘のとおりでございますけれども、まずこの冊子は今さっき言いましたように、読書の町全体で各学校が取り組もうという一つの起爆剤にしておりまして、これがすべてではないわけでございます。ただ、言いわけじみた形になりますけれども、一つの起爆剤にしてもらいたいと。今言われますような本を絶版になっているのは、それだけやっぱり優秀な本であったんだっただろうとは思いますが、

今後先ほど申し上げましたように、再度検討しまして、それも僕は一つのあれじゃなかったらうかと。学校がちゃんとまた学校の実態に即して、いろんな学校から出てきた本をまとめておりますので、学校の実態に即してまた選んで子どもたちに教える。それもまた一つの方策であろうと思います。

ただ、私どもがこうして教育委員会として推薦図書として薦める以上は、あるのが当然でございますので、今後そういう趣旨も生かしながら検討をさせていただきたいと思ひます。

#### ○麥田 博稔議員

今あげつらって、どうのこうのは言いたくないんですけれども、題名も間違えているのもありますし、何十冊もありますね。だから、これは町の図書館で各学年のやつ調べてもらったんです。

したら、3館ともないやつもいっぱいありますし、題名が違ってるやつがあるというようなことで、図書室の司書の方に聞きますと、この出版者じゃなくてやはり図書名と著者名があったら調べやすいということですから、その辺も今後選定のときに、やっぱり町立図書館の職員の方とか、それから小学校、中学校の司書の方なんかも入れて、いろんなその辺を精査してやっていただきたいと。

今度の計画を見てみますと、子ども図書館とかいろんなことも書いてあるようですが、やはりその辺は実際現場に行って、私も話を聞きますと、みんな本当臨時職員の方ですが、一生懸命です。いろんなアイデアを持って、だからときには連絡協議会というんですか、そういう学校図書の方と町立図書館の方との交流会とか、私たちは研修にも行きたいというような話もされてますので、ぜひその辺は今後、読書のまちというか、そういう親子20分の発祥地ですから。

まあ読書日本一は出水市にとられていますけれども、出水市が今一生懸命やって、日本一読書のまちを目指すようなことで、この前も新聞に載ってましたけれども、やはり私たちのまちでも先ほど教育長のほうからお話がありましたように、いろんな人が幼いころというか幼児時期に読んだ本でいろんな刺激を受けて、今の自分があるというようなことを言われていますので、ぜひ検討をしていただくように、これはもう要望しておきたいというふうに思います。

それから、次の財政シミュレーションについてですが、この財政シミュレーションを私もいろいろあって、今度のこういう指定管理でもなかなか思うように進んでないんですが、やはり今一度合併のときの気持ちを思い起こさなければいけないと思うんです。

それでちょっと資料をいろいろ探していたら、合併の前の単独でいったらどうなるかというようなときに合併協議会からもらった資料がありますが、そこをちょっと抜粋して読んでみますのでお聞きいただきたい。

合併前の平成16年3月に合併しないで単独でいった場合の財政シミュレーションを発表されました。これは町長も当時宮之城の経済担当助役だったので、ある程度記憶があるかなと思います。それによりますと、「旧宮之城町は15年度歳出ベースで86億5,400万円、それが10年後の平成24年には54億2,500万円に、旧鶴田町は15年度、31億4,600万円の歳出が24年度には20億400万円に、旧薩摩町は15年度、38億6,000万円が21億400万円になると。3町とも36%から46%の削減が必要になる。」ということになります。

歳入については、いろいろ自主財源が、きのうも町長のほうからお話がありましたように、「20から30%程度で国の交付税に頼っているが、10年間で単独でいると25%ぐらいの削減となり、臨時財政対策債を含めた削減率は35%程度になると予測して、歳出については物件費を55から60%の削減が必要になり、公共施設の廃止を含めた大きな見直しが必要になる。補助費等については60から70%の削減が必要になり、各種の運営補助、事業補助の廃止、削減が必要になる。普通建設事業は70から80%の削減、人件費については20%の削減が必要になる。それを回避するために、合併によるスケールメリットを生かした構造的な部分の改革、経常経費の削減による一般財源の確保、合併に伴う各種の財政支援措置により一定の行政サービスの確保は図る必要がある。」とまとめられて、合併の話が進んでいたわけです。

このように書いてあるんですが、この認識は町長、やっぱり今でも、ああそうだったなという記憶はありますか。

#### ○町長（日高 政勝君）

合併前のそういう単独でいった場合は、非常にシビアな見方というのがあったかと思います。

また、合併をしなければそういう形で非常に行財政そのものが相当切り詰めていかないとやっていけないと、いわゆる交付税が特例がないということの考え方に立っているわけでありますので、そういうことではいかないと無理だろうという一つの試算としてのあれだったと、それはもう十分理解をいたしております。

#### ○麥田 博稔議員

それでそれを受けて、新町建設計画を作られて、財政計画も作られました。作成に当たっては長期的視点に立った健全財政の維持及び均衡ある社会資本の整備を基本とするとして、財政シミュレーションが平成16年3月に作られ、17年3月に御存じのように合併したわけであります。

ところが、合併後すぐの17年11月には、これではやっていけないということで財政シミュレーションの作り直しをして、続けて先ほどありました公債費の適正化計画の策定と、行財政改革が強く進められて、また不況による国の経済対策の影響などもあって、我が町の財政は現在は好転しつつあると思いますけれども、この国の交付税のあり方によっては安心できない状態にあるというふうに思いますけれども、町長の見解をお伺いしておきたいと思います。

#### ○町長（日高 政勝君）

確かに合併後におきまして、合併をしたらある程度そういう行財政の関係についても安定できるかなという見通しで、合併の方向ができたわけであります。しかし現実としましては、いわゆる三位一体改革というのが推進をされまして、国庫補助金にしろ、交付税にしろ、非常に地方にとっては、まことに交付税の大幅な減額という事態になって、そういう形を踏まえて。

例えば、公債費の負担適正化計画も、特に平成19年から22年まで、非常にこの3年間については特に公債費もピークになるというようなことで、地方債の発行についても15億円の枠でいきますよということで、結果的に平成24年まで公債費負担適正化計画についての公債費比率を18%にしましょうということでありましたが、その取り組みの成果によって、現在もう既に2年早く18%のところまできたということになっているわけであります。

そういうことですので、交付税の関係は、一時は三位一体後におきまして何とかこのこれじゃ町はやっていけないじゃないかという地方の大きな声に従って、特に自民党の政権の時代、そしてまた民主党になった時点におきまして、特別枠という形でのそういう措置ができて、また一方では財源対策債という新たな地方債の発行もされてきたと、そういう経緯は十分認識をいたしております。

#### ○麥田 博稔議員

今町長のほうから言われましたように、三位一体改革のいろんな進め方とかというようなことで、交付税の減というのがありました。ほんで合併後に結局行革の中で、ことし切りかえになります公共施設のあり方が問われて、いろんなことで経費の減ということを考えたときに、指定管理者制度がいいだろうということで5年前に始まったんです。

そのとき、町長も議員でしたので覚えておられると思うんですけども、きのう平田議員が言われましたように、当時町長が余り答弁されませんでしたから、副町長が5年間の指定管理の間には、次のステップを考えるというようなことで5年間は猶予をくださいと。5年後にはやはりある程度の改革の道しるべとか、それを出しますというような話だったんですが。

この前全協とか1日目の本会議で出された資料を見ますと、5年前ともほぼ同じような形の指定管理のあり方、32施設ですか、と思うんですけども。

どこが5年前から変わったのか、もし変わったところがあれば、ここが変わったということをお知らせを願いたいと思うんですけども。

#### ○町長（日高 政勝君）

前任者の時代の副町長がそういう形での気持ちを出されたと思うんですけれども。実際、このそれぞれの施設を見ていただきますとおり、本当に今の時点で例えば、大きな施設でいろいろ問題になっております。すぐ、なら譲渡しますよと、そういう段階になっているのか。今指定管理になって、今まで相当なお金を3,000万あたり出しておいたのが、結局1,800万とかそういうところまで指定管理によって節減がされてくる。民間に委託したことによって、それだけの効果が出てくるわけですので、その辺のところについては、やっぱり評価をしていただかなければならないと、私は思っております。

それぞれ民間の施設はそれだけ地元にとっても、あるいは町外にとってもアピールする、そういう効果というのは発揮がされているわけですので、そういう見方はやっぱりしっかりやっていただきたいと思うわけです。

それで経費的な節減も先ほど申し上げましたとおり、全体の中で約毎年3,000万、5年間で1億1,000万余り削減ができていますわけでありますので、これを、なら今の時点で民間とか廃止かと言ったとき、すぐさまやっぱり相手がいる、補助金の問題がある、あるいは起債の問題がある、今これを償還したら何億という今そういうお金があるかと、そういうことを考えますと、あとしばらくはそういう状況、相手のことやらそういう期間的なものを検討しないと、迅速にやっぱりいけないというところがありますので、その辺は十分御理解をいただきたいと思いません。

#### ○麥田 博稔議員

私は心配するのは、この前もらったこの第2次さつま町行財政改革推進計画の中で、当初予算についてはある程度順調にきてるんですね。17年度の151億が平成21年度には当初予算127億、だけど決算歳出につきましては21年度で150億です。職員を減らし、なんやかんや減らして、経済対策があったとか、水害があったとか、いろんな問題がありますけれども、やはり当初予算は計画どおりに減らしてくるけれども、補正とかいろんなことを組んで、災害とかいろんな問題がありますけれども、ここの歳出の最後のベースができてない。ここをやはりある程度押さえ込んでいくということを考えないと厳しいのかなと思うんです。

というのはやはり、類似団体をちょっと調べてみたんですけれども、これは平成20年ですけれども、枕崎が2万4,000人の町です。これは合併してないからですけれども、98億ですよ、歳出ベースで。阿久根市は2万3,780人で103億、垂水が1万8,000ぐらいですけど81億、それから西之表も1万7,000幾らで85億、始良町は合併前に4万5,600人ですけれども109億です。加治木は2万2,000、うちとほぼ同じぐらいですけれども64億。

ということは、やはり私たちのまちは303平方とまちも広いし、それから農業を主体とするまちですから、いろいろ国からの補助とか県の支出金あって膨らんでいくのは判るんですが、ここをやはりもう一度精査をしていかないといけないという気がするんです。特に物件費。

先ほど言われました町長が、きのうの新改議員の答弁の中で、17年度ベースから18年に年間3,000万ぐらいで4年間で1億2,000万ということでしたけれども、この指定管理者施設の経費を見ますと、17年から18年には3,000万ぐらい減りましたけれども、この21年度の実績を見ますと、指定管理料が6,619万7,000円。そして経常経費が1,266万プラスです。

そして、この臨時的経費、主に交付金事業がありましたから修繕とかしましたけれども、これが7,937万1,000円。だからこの32施設で21年度は1億5,823万7,000円いつているんです。これは指定管理料とあれとですから、特に前倒しで修繕とかいろいろやったり、それから鶴田地区のコミュニティの道路を結局買い替えですね、2,100万とか入ってますか

ら膨らんでますけれども。

やはりこういう、その指定管理料以外に維持補修費とか、ここが非常に。だから年々古くなってくると、こっちのほうがかかってきて大変だと。

だから合併のときに、物件費が非常にかかってくるから、みんなで何とかしてつぶそうということで、行財政改革して今までできましたけれども、この辺はやはりいろんなことを、きのう指定管理の委員会の委員のメンバーのことも言われましたけれども、やはり町民から公募して、それでこういう物件費がいる。つくったときの金もあるわけですから、借金も返しているわけですから、このウラにまだ起債残がある。どれだけ金が入っているのかということで、町民に公募をして、そういう施設を一個一個。やっぱり検討してもらう必要があるんじゃないかと思うんですが、その辺の考え、町長どうですか。

#### ○町長（日高 政勝君）

昨年から、それから前々年度ですか、特に景気がこういうことで、財政規模が膨れた理由というのは、もう議員が十分御承知かと思います。5次にわたる補正をして、地域経済を活性化をしなければならんということで、そのためにやっぱり臨時的に予算規模が拡大をしてきております。

もうそのことについては、内容については、どうせいつかはしなければならぬ、維持補修にしましても、そういう財源があったからできたわけでありまして、もうそれが一挙にはできないということで先送り先送りで、さらにやっぱり老朽化をして、結果的にはお金が一般財源でたくさん出されなければならないと。

そういうことになるよりも、やっぱりそういう経済対策をうまく活用して、やっぱり早めに施設の効用を発揮していく。そのことについては、私は、ただ単に財政規模が膨れたから、それはどうという議論にはならないと私は思うんです。内容的にこの財政の運用のあり方というのはそういうことです。

確かにさつま町の場合、ほかの類団と、例えば合併をしないところについては、もうそのまま確かに新しい行政需要というのは出てこないわけです。合併をしたら、それぞれやっぱり合併のいろんな要望等が出てきますし、多様な要望は出てきますから、当然として、合併があったときには、かなりのやっぱり財政需要を計上しなければならぬということで、どこもそういう形で膨れてきます。私も、合併当時は、150億円を超えたかと思うんですが、それが結果的に、今130億台に、120億ですか、当初の段階ではそうなっている。

そういう財政規模が結果的に膨れざるを得ないというのは、もうそういう特殊な事情があるということは、もう御理解をいただきたいと思います。

とにかく気持ちとしましては、できるだけさつま町規模にふさわしい財政規模にもっていきたいと。できれば100億円というところまでしていきたいわけでありまして、一挙にいかないわけでありまして、今後いろんな中身を精査をしながら適性規模に持っていきたいと思います。

それでまた、人口規模だけで比較をしても、そのまちのいろんな行政の政策というのがあって、産業構造も違いますので、単にその財政規模が人口が一緒だから、その程度であるべきだという論議には、私はならないと思っておりますので、やっぱり人口とか産業構造とか、そのまちの独自の政策によって産業規模というのは当然変わってくると。もちろん財源の補足のもとにしっかりと財源を見通しながら、この予算というのは編成をやるわけですから、その辺のところは御理解をいただきたいと思います。

それでまた、先ほど公共施設の関係のこういう指定管理を含めてですが、民間の意見というのは、きのうもありましたけれども、できるだけ皆さん方の地元のこういった意見を十分反映するような形のあり方というのは、今後、指定管理、今、3名と、あとは学識経験者が1人、民間で

入っておりますけども、いろんな機会に聞く場は設定はできるかと思っているところであります。

#### ○麥田 博稔議員

財政の基本的な考えは、私もさっき言ったように、町長が言われましたように、面積、人口規模です。それから、構造、そのまちの、それでもう違ってくるのはおのずからしょうがないです。そこは私も理解をしています。

先ほどちょっと漏れましたけども、150億になっても繰越金とか、その辺が8億とか10億あるわけですから、実際は140とかその辺になってますけれども、やっぱり十分気をつけにやいかん。

そして、町長が今言われました経済対策とか、それで膨らんできたというのは、結局は国の借金になって、それが、きのう平田議員が言われた、交付税の結局カットとか、もう出す金がないと。

だから、どっかではやっぱり帳じりを合わせる時が来ると思うんです。だから、そのために自分たちのまちがどうあるべきかということ、この行財政改革の中にはいろいろ廃止とか、もういろんな書いてあるわけですから、ここを町民からのあつれき、議会のあつれきあるでしょう。

だけど、ここをだれかがどこかの時点でやっぱり乗り越えていかんと厳しいと思うんです。いろんな問題があると思いますけれども、特に、この指定管理の中で、公民館のコミュニティなんか鶴田地区にありますけれども、これを移譲とかって言われますけど、私はこれは無理だと思うんです。

自分が、湯田区でいろんな役員をされておって、公民館の維持にこれほど心配するということはないです。だから、私は、これを移譲ちゅうたときには、反対をしたいというぐらいの気持ちはしますけれども。

というのが、区費を相当上げんとやっていけないですよ。例えば、先ほど言ったこの鶴田地区のコミュニティセンターの駐車場を2,100万で買いました。2年ぐらい前に湯田は自分で買った、2,100万円、駐車場がないから、農協があすこを廃止してどっかに売るといふから、公民館の駐車場に。

町の補助がないかといえ、そのときは土地を買う補助はないですから1円も。だから、区の財政の中から取り崩して買ったんです。それで、修繕を鶴田地区のコミュニティが、この経済対策で8,700万円してますけれども、これを地元で買えば、2分の1補助やったら400万円は自分でつくらんにやいかんです。

人口が減って高齢化が進んでいく中で、非常にここはもう何年かあとには移譲するように修繕をしてって言われますけれども、多分多くの地域が、旧薩摩のほうも3館あってそれも言われますけれども、だから、この辺までひっくるめて、やはり根本的な考えをしないと厳しいと思うんですけれども。町長はその辺をどのようにお考えですか。財政シミュレーションの一番肝心なところにくると思う。

#### ○町長（日高 政勝君）

鶴田のコミュニティなんかも、やっぱり開発公社で一応取得をしてあったんですよね。それで、そういうことでまちがどうせ引き取らんにやいかんということになっておりますので、それはもう議決をいただいたことでもありますので、それは御理解いただけるかと思いますが、公民館のコミュニティの問題も、指定管理がそのままだという言い方もされてましたが、やっぱり具体的などこがどうなのかははっきり指摘をしていただければ、こちらもまたさらに検討の余地がありますので。

それで、例えば、コミュニティの問題も確かに何カ所かこうして上げてありますので、これらについても、公民館長さんあたりは、それぞれ今もきのうも申し上げましたとおり、協議をしておるところであります。

ただ、きのう申し上げましたとおり、もし地元でやっぱり引き受けとなると、やっぱり財産管理ということですから、今も御指摘がありましたとおり、やっぱり新たに区費を値上げをして運用していかんやならんということになりますから、簡単にはそれで移譲というのはいかない。

それでまた、基本的に今後のやっぱり公民館活動というのはどうあるべきかということは、町のほうでやっぱり社会教育課のサイドで全体的に町としてどうやっていくか。これからやっぱり高齢化がどんどん進行すると、やっぱり地域の活性化をいかに図っていくかというふうになりますと、公民館が主体となってその活動の拠点にならざるを得んと私は思っていますので。

そうすると、単に地域に移譲したままでいいのか、あるいはその地域に移譲するところと、拠点になるところと、今は中央公民館、あるいはそれぞれ条例公民館がありますが、そういうところをして、本当にまち全体のその辺のコミュニティをいかに図っていくかということは、これからやっぱり十分検討もする必要がありますし、そしてまた、人的な配置の問題とか出てくるかと思っております。

それで、その辺のところもありますので、本当に御指摘があったり、どれとどれが本当に問題になるのか、はっきり指摘していただければこちらも判りますから。

#### ○麥田 博稔議員

先ほどのこのコミュニティについては、私は地域は受け取らないだろうという話をしたんです。町長は、何か私今聞いたところでは譲るという話に聞こえました。

具体的にいきます。このあび〜る館ふれあいセンター、具体的に言えということですから。どうということかといいますと、あび〜る館が今あるんですけども、あすこは今公の施設として、福祉目的で一応つくられているんです。公の施設は全部福祉目的以外にはつくったらいけないとなっております。

あすこに、隣に保健センターもあります。そして、私は前から言ってます。宮之城の保健センターというのは、あそこの新しい保健センターに、まちの中央でもありますから、合体して、そして、鶴田のあび〜る館のところを、結局、国保も医療費適正化計画をされて、それから、介護のほうもいろいろ言われてます。それで、温泉もあって、上で運動をするところもあるから、湯田のいぬまきをつぶして、あれに900万いって、この前500万電気代がいて、もう多分次にはくるでしょう。

だから、いぬまき荘をつぶして、900万のやつであすこにもっていって、今1,600万、2,500万です。それで、あすこを高齢者の健康というか、さつま町の町民の健康、それで、医療化の適正と、そういう本来の目的の場所にすると。それで、地域の方々は、それで今までどおりに使ってもらえればいいわけですから。

だから、それで、あすこで宴会をしたりなんだかんだで飲み食いをして、果たしてそれがいいのかということで、だから、金はもうちょっとかかります。だから、あすこは、本来の目的で高齢者のそういうのに。だから、各地区20地区あって、福祉バスもありますから、今いろんなお茶飲み場とか、いろんな高齢者の健康教室なんかできてますから、その人たちを連れていって、あすこで温泉に入ってもらって体操をしたりしてもらおうと。

だから、そこに5,000万円ぐらいかかっても、そのかわり、さっき言ったように、湯田のいぬまきは潰すと、閉館です。だれかに移譲するとか。だから、そういうのをして、施設をどんどんどんどん縮めていくということです。

だから、保健センターもあすこにもってきて、あすこはもうさつま町も、もうくどくなりますけども、健康づくりの拠点にすると、そういう考えどうですか。

○町長（日高 政勝君）

私は、その鶴田に保健センターが、宮之城の場合のほうもありますが、そういう拠点的なものにして、それで、ちょうどあび〜る館の温泉施設もあるということで、何かそういう健康づくりの拠点的なものでおっしゃるとおりできないものだろうか、そういうことで、もうこの規制緩和をする前に、職員のほうにはそういう提案もしたんですけれども、なかなかやっぱりそこまでは行き着いてないんですけども。

いぬまき荘との関連については、おっしゃるとおり、いろいろ検討をする余地があるかと思えますので、今後やっぱり今の意見も踏まえながら、そういう私が提唱したその健康づくりの一環としての取り扱いは、十分検討してもらえる価値があるかと思えますので、今後詰めをさせていただきたいと思えます。

○麥田 博稔議員

繰出金、負担金の推移ということで、もらっていますけれども、やっぱり国民健康保険特別事業とか、後期高齢者の医療の広域連合の負担金とか、介護保険事業、これの負担金、この辺も国もちょっと制度を見直して、47%ぐらいを、広域を50%に上げるとか、いろいろなものであります。

やっぱりさつま町を、これから子どもたちも書いていますように、やはり高齢化が進んで非常に厳しいという状況ですので、今町長も、ああ、そういう考えを僕も持っていたというようなことですから、やはり健康づくり日本一の町を宣言して、すぐにとはいかないかもしれませんが、英断をしてすれば、地域の方々の利用はそれで使ってもらえばいいわけですから、そういう思い切った転換をするという発想をしていただきたいというふうに思えます。

それから、今売却したり、譲渡したりすると、この交付金とか、その辺の返還があつて大変なことになるということですが、前政権というあれですけど、前のときのそういう話でも、少々の返還金があつてもしようというふうな話が、委員会なんかのときにはちょろつとはもれたんです。それで、国のこの合併のときの特例がないのかなと思つて調べてみると、財産処分の承認基準についてという概要があるわけです。

地方公共団体の場合は、10年経過後の転用とか無償譲渡をすれば返さんでいいですよとか、10年前の転用とか、いろいろ国庫納付が不要とかといういろんな制度がありますから、この辺も、やはりもちろん重々御存じだと思ふんですけども、その辺はやっぱり精査して、そして、基金を積み立てていくのも大事ですけど、やっぱりこの辺は廃止して、将来の負担をなくするということ。

ただ、そのためには、町民の皆さん方のやはり御理解というのがいってきますし、また、議会の理解というのが非常に、私を含めて、総論賛成、各論は反対ということになりますから、厳しい状態になるかもしれませんけれども、やはり10年後、20年後、人件費と公債費が減っていったら8億ぐらいは私もカバーできるだろうと思ふんですけども、やはり、扶助費とかその辺が増えてくることを考えますと、大変な状況になると思えます。

町長、だから返さんと言われましたけども、やっぱりある程度は財産処分をして、これができるんじゃないかと思ふんですけども、町長、その辺の考えはないかちょっとお伺いしておきます。

○町長（日高 政勝君）

この指定管理をする過程の中でも、部内でも財産処分のことについては、国の考え方も今あり

ましたとおり、そういう余地もだんだん出てきておるようでありますから、それらのところは、それぞれ所管のところで、関係の省庁のほうには打診をしていただくようにということは言っておりますので、それで、きのうから申し上げましたとおり、5年間という中で、やっぱりその辺のところを含めて、十分新たなやり方があれば検討していくということにしておりますので、その辺は理解いただきたいと。

○**麥田 博稔議員**

これからがその行革の最大の、最大のというか大変な時期になりますけれど、やっぱり英断をもって進めていただきたいと思います。

私は、この未来のさつま町作文コンクールの作品を読んで、本当に感動しました。

子どもたちから大人まで、私は本当議員としては恥ずかしいんですけども、薩摩中央高校2年生のこの神園美加里さんの作文を読みますと、本当に私にかわってここで町長に一般質問していただきたいなというぐらいの気持ちになりました。

ですから、私たちのまちは、これから水道事業の一元化、ごみ処理等の薩摩川内市の委託料や処理量減、国民健康保険、介護保険等の繰出金や負担金の増、福祉政策によります扶助費の増など、もう歳出の増は目白押しであります。

私はいつも言いますが、いつも言うもんですから、またおんなじこと言うねと思われるかもしれませんが、やっぱり「あったらいいなとか、あればいいなという時代から、もうあれか、これか」というもう時代になっていると思うんです。

国の借金の状況とか見てみますと、交付税の先行きが不透明で、私たちのまちもいろんなことで、今度会社なんかの税金なんかもなってきますと、私たちのまちでも、その辺で歳入が減ってくるということも目に見えていますから、やはり第2次のこのさつま町行財政改革の個別計画、実施計画に書いてあるように、やっぱり町政全般にわたり、継続的に安定した質の高い住民サービスを提供していくために、旧町時代より保有していた多くの公の施設について、サービスとの均衡を図りつつ、廃止及び統廃合を視野に入れた抜本的、積極的な見直しを行われるように最後に要望して、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○**議長（中尾 正男議員）**

以上で通告に基づく一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。

それでは、再開はおおむね11時35分とします。

〔川口 憲男議員早退〕

---

休憩 午前11時24分

---

再開 午前11時35分

---

○**議長（中尾 正男議員）**

休憩前に引き続き、会議を開きます。

5番、川口憲男議員から早退する旨届出がありましたので、お知らせをいたしておきます。

これから去る12月6日提案がありました議案について総括質疑を行います。総括質疑については、総括的な事項について質疑をお願いします。

部改正について」、日程第3「議案第72号 さつま町  
火災予防条例の一部改正について」、日程第4「議案第  
73号 さつま町都市公園条例の一部改正について」

○議長（中尾 正男議員）

それでは、まず、日程第2「議案第71号 さつま町手数料徴収条例の一部改正について」から日程第4「議案第73号 さつま町都市公園条例の一部を改正について」までの議案3件を一括して議題とします。

提案理由については説明済みであります。ただいまの議案3件に対する質疑を許します。質疑はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案3件は、お手元に配付しました議案付託表のとおり、それぞれの常任委員会に審査を付託します。

---

△日程第5「議案第74号 さつま町健康ふれあいセンターの指定管理者の指定について」、日程第6「議案第75号 さつま町観音滝公園及びさつま町観音滝公園交流センターの指定管理者の指定について」、日程第7「議案第76号 さつま町ガラス工芸館の指定管理者の指定について」、日程第8「議案第77号 さつま町宮之城ひまわり館の指定管理者の指定について」、日程第9「議案第78号 さつま町老人福祉センターいぬまき荘等の指定管理者の指定について」、日程第10「議案第82号 さつま町つるだ特産品販売所の指定管理者の指定について」、日程第11「議案第83号 さつま町さつま特産品直売所の指定管理者の指定について」、日程第12「議案第84号 さつま町柊野農村広場の指定管理者の指定について」、日程第13「議案第86号 さつま町宮之城ちくりん館の指定管理者の指定について」、日程第14「議案第87号 さつま町薩摩農産物加工センターの指定管理者の指定について」、日程第15「議案第88号 さつま町白男川紫陽館の指定管理者の指定について」、日程第16「議案第89号 さつま町大野活性化センターの指定管理者の指定について」、日程第17「議案第90号 さつま町尾原活性化センターの指定管理者の指定について」、日程第18「議案第91号 さつま町紫尾山きららの里キャンプ場の指定管理者の指定について」、日程第19「議案第92号 さつま町宮之城伝統工芸センターの指定管理者の指定について」、日程第20「議案第93号 さつま町鶴田ダム公園及びさつま町大鶴ゆうゆう館の指定管理者の指定

について」、日程第21「議案第95号 さつま町かぐや姫グラウンドの指定管理者の指定について」

○議長（中尾 正男議員）

それでは、まず、日程第5「議案第74号 さつま町健康ふれあいセンターの指定管理者の指定について」から日程第21「議案第95号 さつま町かぐや姫グラウンドの指定管理者の指定について」までの議案17件を一括して議題とします。

提案理由については説明済みであります。ただいまの議案に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

○桑園 憲一議員

一般質問の中で同僚議員のほうから指定管理の面まで含めた質問があったわけですけど、私は私なりにまたお尋ねをしたいと思いますが、今まで5年間この指定管理が行われてきて、その間にいろんな今回こういう形でまた提案がなされたわけですが、選定委員会の中では、いろんな課題等が話があったと思うんですが、そういうものを含めて、またこういう形で従来どおり指定管理ということで出てきておりますけど、20年度の決算を見ますと、財政力指数も0.34、歳入では、地方税の収入は15%、ほとんどが地方交付税、国あるいは地方債の依存財源で70%を占めている状況の中で、国の財政状況から考えても、非常に地方も厳しい状況の中でまた5年間、こういう形で継続されようとしているわけですが。

5年前やっぱりこういう形でやる時には、非常に人口も合併した当時で2万7,000、今3,000人から減りまして、非常に町村は高齢化してまいっておりますが、合併協の中で、やはりこれだけの施設のことについて、いろんな議論があったと思うんです。そういうものも含めて、今回この選定委員会の中でも論議はされたと思うんですが、余りにも施設が多過ぎるんじゃないかと、そういうところの何か似通った施設については、今回5年の指定管理をやった中で、いろいろ議論は出なかったものか、そういうところについてお尋ねをしたいと思います。

○副町長（和気 純治君）

今回指定管理の制度が5年間で更新ということで、更新に当たりまして、どういう姿勢で検討するかということで、内部でもいろいろ各所管課にまず今後この5年間更新するのかどうか。

先ほどからありますように、廃止とか、それから、譲渡とか、いろんなことも総体的に検討してほしいということで、それぞれ所管課で検討をまずしております。

そして、それぞれまた所管課は現在今指定管理をしていますところとも協議をし、今言いましたようなことの可能性というのも協議をしてきております。それらを踏まえて、今回こういう形でその結果として御提案を申し上げているところでございます。

この結果につきましても、その選定委員会の中で一応資料としては民間の委員の方々もいらっしゃいますが、その中にも提示をし、一応協議をいただいたというところでございます。

○桑園 憲一議員

町長のほうからは、処分をしようにしても相手がある、また、起債が残っているということなんかも出たわけですけど、今から5年間、この非公募型を除いた公募型の施設を見ますと、5年間の間に、約両施設であび〜る館、あるいは滝の宿を含めまして、約8,000万円ずつ、約1億6,000万、起債が残っているのは、観音滝、これが25年度までで約2,400万、それから、健康ふれあいセンターのほうが約1億8,000万円ほど、合わせて約2億1,000万円ぐらいあるわけですが、5年間を貸付をやって1億8,000万今から払うわけですけど、そこあたり考えた場合に、もし競売、あるいは相手を買わない場合なんかについて、その差額は出るわけですけど、もし処分ができた場合には、売却すれば、その固定資産税なんかで、十分町として

はやっていけるんじゃないかというような考えも持つわけですが、簡単に相手があることでいけないということで、町長のほうから答弁をいただいておりますけど、やはりこの利用率、あるいは利用度、そういうものなんかも含めた場合に、もう限界に来ているんじゃないかというような気もしてならないわけでございます。

ですから、そういうところはやっぱり町長の大きな指針を持った、しっかりしたあれを見せていただきたいなと思うわけでございます。

我々が一般的に見れば、当時つくる時になんかについては、非常に公共、福利厚生、そういうもので公共型でやらなければならん時代であったと思うんですが、もう今になれば、民の力で十分にやっていける時代じゃないかなと思います。

ここあたりについて、町長の考えがあれば一言お願いいたします。

#### ○副町長（和気 純治君）

今回の指定管理の中で特に検討しました、今もありますように、健康ふれあいセンターあび〜る館、それから、観音滝公園というこの2つの施設が大きな指定管理料を支払っているわけですが、これを更新するに当たって、まず基本的に、例えば健康ふれあいセンターあび〜る館でいいますと、プールを切り離して直営とした場合にどうなるのか。それから、もうプールを全部休止をする場合、それから、食事宴会部門を廃止とした場合、それから、先ほどもありましたように、保健福祉施設として、保健センターと一体的に活用したケース、それから、老人福祉センターとして活用するケース、それから、今もありますように民間へ貸付とか、譲渡、そのケース、それから、浴場のみの運営とか、このようなケースをそれぞれ所管課のほうで検討し、協議も行っております。

例えば、プールだけを直営としましても、やはり相当な維持管理費が要りますが、それに対して使用料というのは、もう経費からいいますと、15%ぐらいしかない、収入としては。

そういうことで、どの部門といいますか、例えば部門別に、概算でございますが、そのあび〜る館の中の部門別も試算もしておりますが、食事宴会部門は大体いけば収支、指定管理料としてはみていない。それから、風呂とかプールについては、もう大きな指定管理料を充てているというふうな状況でございますので、こういう中で、そういう分割とか、そういうのも検討しましたが、やはりこういう一体性であるということ、それから、また分割するとなると、例えば、電気のメーター、それから、水道なんかもメーターが一緒になっておりますので、それらのまた分割をしないといけないとか、いろんなのがありまして、現在の段階では、今の形で指定管理者をまた募集をしてやらざるを得ないという結論に達したところでございます。

特に民間への譲渡というのもありますように、起債の償還の返還とか補助金の返還というのもございます。そしてまた、民間に譲渡しますと、今度はそれを、今度は逆に固定資産税まで払ってということになったときに、実際には、そういう譲り受けてされる方がいるかというのもまだ実際やってみないとわからないんですが、そういうのも懸念しまして、一応現状では、今後また5年間も現状の形でという結論に達したところでございます。

#### ○桑園 憲一議員

この問題については、またそれぞれの所管の中でいろいろ議論がされると思いますので、それぞれの所管にお預けいたしますが、今回この議案が指定管理の案件が30件近く出たわけですが、指定期間を5年間ということで定めて、こういう形でやるんだったら、債務負担行為書をつくって一緒に議論するのが当たり前ではないんですか、そこあたりはどうなっているんですか。

#### ○総務課長（紺屋 一幸君）

今回の指定管理の指定につきましては、協定の締結のあり方を、5年間にわたる基本協定を行

った後、年度協定ということで、当該年度分の契約を5年間繰り返して行っていくという考え方でございまして、3月の当初予算の上で、23年度分の指定管理料の審議をしていただくという考え方で整備をしたところございまして、前回までとはちょっと形が違った形での提案をさせていただいたところでございます。

○新改 幸一議員

私はこの委員会が所属が違いますので1点お伺いしますが、かぐや姫グラウンドの指定管理の関係でございますけれども、今回新規ということでございます。

今まで、地元の業者といいますか、管理をしてもらった経緯があるわけでございますけれども、今回、財団法人鹿児島県地域振興公社ということでなっております。この鹿児島県地域振興公社という一つの組織は、もっと具体的にどんな組織なのかというのを教えていただきたい。

○災害復興対策課長（目床 順司君）

県の外郭団体になります。今県立公園、ちょうどかぐや姫グラウンドの横にもその県の管理しているグラウンドがありますけれども、そこも一体となって北薩広域公園を管理しているそういう団体です。

○新改 幸一議員

自分たちで、この振興公社が人もきちっと持っておって、もう直接自分たちでやるという組織なのか、こういう組織がして、また下請けにおろすというふうな形にはならないということですね。

○災害復興対策課長（目床 順司君）

公社のほうで直接やっている団体です。

○平田 昇議員

きのう一般質問をした手前お伺いしますが、施設の内部改造を求める権限、受託者が決まる段階で、この施設で管理できますかと、管理を受けてくれますかという、それが契約だと思うんですよ。

ところが、途中でここを改造するということになれば、これはどういうことなのかと。それは前の町政政権団の団体だったから私は知りませんと言われればもうそれですが、この取り決めはどうなっているのか。競争性が本当にあったのかというのは、競争に参加した方があつとすれば、私はその改造は認めてなかったと、試算してなかったということになれば、そこにはえらい格差が出てくるわけですね。そういった競争性は発揮されたのか。

それと、今言う内部改造請求権ですか、これは認められているんでしょうか伺います。

○企画課長（湯下 吉郎君）

特に公募施設のことを言われると思うんですが、契約の中でその施設の内部改造をするときには、管理者と協議をしてすると。そしてまた、それを今度は、指定管理者がもうその方がなくなった場合は、原型復旧に戻すという条項がございますので、それは、単なる指定管理者が自分の意思で、もちろん希望によってするわけですが、それは、その都度管理者に協議を求めて、そして、許可を得てから実施をするということになっております。

○麥田 博稔議員

先ほどの質問で債務負担行為をという話があったんですが、5年間の契約にして、1年1年契約を繰り返すという話だったんですけれども、5年間の指定管理料は変わらないわけですね。

結局、1年1年繰り返すことによって、もうお客さんが少なくなってきてから上げてくれとか、いろんな話。この前は、滝の宿なんかは途中でもうだめだちゅうて投げられたわけなんですけれども。

それと、町長が今までの一般質問の中で言われましたように、5年間でやはり廃止できるところがあれば廃止するというような、見直すべきところがあればというようなニュアンスの発言も

されましたので、そこを確認をしておきたいと思います。

変わらないんだったら、債務負担行為というか、だから、5年ごとに1年1年するんだったら、その指定管理料がここで決めるけれども、また変わっていく可能性があるのか、その辺の契約がどうなっているのかを確認をしておきます。

○総務課長（紺屋 一幸君）

指定管理料の関係でございますけれども、公募型につきましては、5年間の指定管理料をその年度ごとに提案をしていただいております。基本的には、その額を基本として、単年度で契約を結んでいく形で今回はお願いしようと思っております。

県下の他の団体の状況を見ますと、鹿児島市であったり、霧島市であったり、薩摩川内市であったりというのが、この手法によりまして、5年間にわたって単年度の契約を5年間繰り返すという手法で、指定管理者との契約をされているという状況でございます。

○麥田 博稔議員

確認をしたいのは、5年間の契約をしても権利が出てくると。そして、1,000万で契約をしとって、もうどうしてもできんと。だけど、権利というたら5年あるわけです。そしたら、100万上げてくれんといかんとか、1,100万というふうな話が出てきたときに、結局、前もだったんですけれども、経済的な変動とか何とかいうのは加味しないとあつたけど、油が上がったらやっぱりせにやいかんという話をしましたよね。その契約書には、そういうことはもう加味しないと、本人の責任ですよと、5年間を見通してという話だったんですが、その辺がこの前も変わりましたので、その辺の契約のあり方というのは、基本的にどのようにお考えなのかをちょっとお伺いしておきたい。

○総務課長（紺屋 一幸君）

基本的にはその5年間で提案していただきました金額がベースとなります。しかし、例えば、災害が起こったとか、天変地異に起因する修繕が発生したとか、そういった部分もございまして、そういった場合には、年度協定を結ぶ前に協議を行った上での金額の変更はあり得るというふうに考えております。

○麥田 博稔議員

それはおかしいんじゃないですか。契約の中に20万以上は、相互話をして、こっちがそういう修繕費とか何とかというのは見るという契約を入れるんじゃないですか。だから、指定管理料と、それは、だから、向こうが休業されたら、休業補償とかという話が出てくるかもしれませんけど、災害になった場合は、行政財産ですから、だから、そこで20万円以上の大型の場合とは、どういう契約でされているかは見てませんから判りませんが、その辺はだから災害があつたときに契約の変更をということは、だから、基本的にその契約の中身がどうなのかなということですよ。

○総務課長（紺屋 一幸君）

修繕料は当然その20万円を規定しておりますが、天変地異による、それが要因となって入場者数の減があつて、運営に要する経費が加算されたところ、あるいは収益が極端におちたとか、そういった要因があつた場合には、その年度で見直しを行いたいという考え方でございます。

○議長（中尾 正男議員）

ここでしばらく休憩します。再開は、おおむね13時5分とします。

---

休憩 午前11時57分

---

○議長（中尾 正男議員）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第74号から議案第95号までの質疑を続けます。質疑はありませんか。

○平八重光輝議員

同じことをもう何回も言うことになってますが、一般的な行政サービスというのは、町民皆さんに平等であるのが基本であろうと思います。地域事情とか経済事情とか、限定的なサービス等については、若干の不平等があってもやむを得ないところではありますが、そういうのを踏まえて、町長は平等性について担保されているというふうにお考えがどうか。もしそうでなかったら、どういうお考えかを踏まえてお尋ねします。

といいますのが、鶴田地区のコミュニティの指定管理であります。これに別に反対賛成という意味ではなくて、これと同じように……（発言する者あり）95号までだった、済みません、そんならまた後で……（発言する者あり）

○議長（中尾 正男議員）

鶴田のコミュニティのことに関してであればです。（発言する者あり）全体的な議論であれば。

（「指定管理全体についての中の一部なんです。88、89。」と発言する者あり）総括ですから全体的なことであればまた別です。（「全体的なことです、いいですか。」と発言する者あり）

○平八重光輝議員

ちょっとブレーキがかかりましたけど、あの、一つの行政サービスの考え方としてお尋ねするんですが、このほかに、来年度予算に組まれる交流館とか、3条例公民館とかあるんですが、先ほど一般質問の中でもこれに関することが出まして、今協議中であると、検討するというお話がありました。検討も2年ぐらいで検討をおさめられて、もう3年目ぐらいは決断をされるべきじゃないかと思っております。

具体的に申しますと、自分たちでお金を出して、自分たちで管理される所と、全額ではありませんが、すべて行政のほうで維持管理される所と、非常に不平等であります。そういうことで、ちょっと外れるかもしれませんが、その辺の運営のあり方、考え方について、平等間ということで町長はどのようにお考えかをお尋ねします。

○町長（日高 政勝君）

行政というのは、言うまでもなく公平でなければならないというのは、これはもう大原則でございますので、そういう視点に立って何事も進めているわけではあります。ただ、この公民館の関係、集会施設、こういう取り扱いの関係については、今までも議論があるとおり、いろんな背景、歴史というのがあるわけではありますので、その辺については、条例公民館であったり、あるいは地区の公民館であったり、あるいは集会施設という形のもがそれぞれ性格を帯びているものがありますので、今まではそういう形で来ておりますが、視点も変えるとやっぱりいろんな不公平感というのは確かにあるかと思っております。

それで、その辺もどのようにやっぱり調整していくかということについては、今後もどうあるべきかというのは、先ほどもおっしゃいましたとおり、公民館としての位置づけをした場合にどうなるのかということの考え方に立って、今後の地域のコミュニティ、そういうことで考えていったら、ある程度アンバランスを是正をしていくことについては、必要なことではあります。その辺はいろんな歴史背景とかございますので、やっぱり十分な話し合いというのは必要かと思っ

ているところであります。

○平八重光輝議員

指定管理の全体的なことについてお尋ねしますが、これまでに4年ぐらいされておりますが、この4年間の間に指定管理をされているところに、何か助言、指導されましたことはありましたでしょうか。もしあったとすれば、どういうことをされたかお尋ねします。

○企画課長（湯下 吉郎君）

現在公募している施設につきましては、特に接客を必要とするサービスでございますので、そのサービスのあり方、それから、食事提供等への利用者の不満、そういうことについては逐次担当を派遣して指定管理者に対する注意をしたり、あるいは改善要望、要求をしたりということをしているところでございます。

○議長（中尾 正男議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案17件は、お手元に配付しました議案付託表のとおり、それぞれの常任委員会に審査を付託します。

---

△日程第22「議案第79号 さつま町鶴田地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について」

○議長（中尾 正男議員）

次は、日程第22「議案第79号 さつま町鶴田地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について」を議題とします。

ここで地方自治法第117条の規定により、2番、東哲雄議員の退場を求めます。

〔東 哲雄議員退場〕

○議長（中尾 正男議員）

本案の提案理由については説明済みであります。ただいまの議案に対する質疑を許します。質疑はありませんか。ありませんか。

○麥田 博稔議員

この79、80と関連があるんですが、先般もらったこの行財政改革の資料の中で、21年度のことにつきまして、22年度からの指定管理者制度に薩摩地区を移管する予定だったけれども、先ほど私の質問の中で聞きましたので、ちょっと大きくなります。制度に向けての協議を行ったが、宮之城地区の条例公民館の方向性が明確でないということで理解を得られず、平成22年度から移行を断念し、引き続き指定管理者制度導入に向けて協議を継続する。

これは、条例公民館のあり方とかの公民館の全体のあり方になってくると思いますので、基本的な考えを。

私は、先ほどの一般質問の中で、こういう公民館を今後地域に移管するというのは非常に厳しくなってくるのかなと思うんですけども、基本的にやはりどうしてもその旧薩摩の地元に移管して、旧鶴田もこうしてある程度修理をしたら移管されていくのか。

これだけ限界集落どうのこうのになると、反対にやはりもうできれば、区を合体してでもといえはすけれども、町である程度みてもらうという制度をつくらないと、非常に各地区が疲弊して、維持管理に苦慮すると思うんです。

だから、その地区コミュニティセンターの基本的なあり方について、今後の基本的な考えをちょっとお伺いしておきたいというふうに思います。

#### ○教育長（東 修一君）

公民館のあり方の基本的な考え方についてでございますけれども、今4点に従って進めております。条例公民館は、全体を統括するさつま中央公民館、それから各地域を担当する分館、こういう形でできないかということ。

それから、2つ目が、町が各区公民館に主体的に使用させる目的で設置した公の施設については、自治公民館施設とし管理の移行を求めていくと。

3つ目、長い歴史的背景があることや、各地区においても、自治公民館への移行に向けてスタート地点が違ってまいりますので、段階的に進めていく。

それから、4つ目は、公民館の維持管理費等の負担の均衡を図るため、運営補助金や指定管理料などの調整を公平にしていこうと。

今このような基本的な考え方で、徐々に進めているところでございます。

#### ○麥田 博稔議員

今まで、4番目に言われたその運営補助金、この辺がやはり一番ネックになると思いますので、譲っても、ある程度の大きな修繕は、2分の1補助とかじゃなくて、やはり合議の中でやるとか、何か。

だから、そのかわりには先ほど言ったように、いろんな行革を進めてほかの物件費をこうしてしますよと。だから、あっちもこっちもこれもあれもというのではなくて、やっぱりその辺の町民のコンセンサスというんですか、その辺も得ながら、やっぱり慎重にしてもらおうように。

今教育長が言われました4番目が一番私は大事なところじゃないかと思っておりますので、その辺を十分検討しながら、やっていただくように要望をしておきたいと思っております。

#### ○平八重光輝議員

先ほどちょっと早過ぎましたけれども、コミュニティの、今麥田議員のほうからもありましたように、もうどちらかに統一しないと、不平等とやっていけないところ両方あるかと思っております。

といいますのは、いろいろ町長は一般質問の中で今協議中であると、公民館長さんとお話をしているという話でしたが、今教育長の答弁にありましたように、スタートが全く違うんです。

全く個人負担はなくて、行政の町のほうで全部面倒を見てきた地域と、私どものところは、まず自分たちで負担するんだと。補助がある部分は補助をいただいて、補助が幾ら高くても40数%で、50数%は自分たちで払わんにやいかんわけです。

例を言いますと、私のところは10年ぐらい前に林地を買いました。駐車場、いろんなイベントを開くということで、600数万払って、350件足らずの家で全部負担をして払いました、2万弱のお金です。それは、20代から60代ぐらいの働いている家庭はもちろんのこと、70代、80代の御夫婦、あるいは一人暮らしの方からも、公民館に入っていらっしゃる方はみんないただいたんです。

この今出ていることと、あと先ほど言いました3交流館、3条例公民館は1円も出さなくて済むわけです。非常に不平等を感じます。私は感じます。町長は感じておられるかどうか判りませんが。

だから、そういう不平等感は、行政サービスという面からは、5年以上経っているわけです、合併して。ぜひ解消していただきたいと私は何回も何回もお願いして、今幾らか解消されてきております。おりますが、私は18万と300万は平等ではないといつも言っているんですけれど

も、そういうところを、もう少し、若干のそれは不平等があってもやむを得ませんが、余りにも大き過ぎますので、どのようにお考えかお尋ねいたします。

○社会教育課長（岩元 義治君）

この公民館のあり方につきましては、これまでも大きな議論になったところでありまして、行政内部といたしましても、今後の方向性ということで、その考え方を持ったところでありまして、

基本的には、自治公民館に基本的に移行するという形で進めているところでありまして、今回のこの鶴田地区の3施設につきましても、現在地元のほうと無償譲渡について協議を行っているところでございます。

うまくいけば、23年度からできないかということで進めておりましたけれども、最終的にまだ地元のほうとの譲渡を受けるところまでの合意に至っておりませんので、今回この指定管理ということで引き続きということで、今お願いをしているところであります。

それから、協議に向けていろいろ課題があるわけですが、この建設につきましては、国、県の補助金であったり、起債をうけておりますので、この無償譲渡をする場合に、補助金の返還とか、起債の繰上償還とかいうことが発生しないように、県と協議を整えていく必要があるということで、それもあわせて進めているところでありまして、おおむねその方向でできるのではないかとこのところでございます。

仮に返還等が発生をしますと、その譲渡の時期等について、また考慮をしなければなりませんけれども、基本的に現在地元のほうと今無償譲渡について協議を行っておりますので、協議が整った段階で充当していくというふうな基本的な考えを持っているところでございます。

○議長（中尾 正男議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第79号は、お手元に配付しました議案付託表のとおり、文教厚生常任委員会に審査付託します。

2番、東哲雄議員の入場を許します。

〔東 哲雄議員入場〕

---

△日程第23「議案第80号 さつま町神子地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について」

○議長（中尾 正男議員）

次は、日程第23「議案第80号 さつま町神子地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について」を議題とします。

本案の審査に当たり、私は地方自治法第117条の規定する除斥に該当しますので、副議長と交代し退席をさせていただきます。

〔議長交代〕

〔中尾 正男議員退場〕

○副議長（木下 賢治議員）

それでは、ただいま議題となっております議案第80号の提案理由については、説明済みであります。ただいまの議案に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

○東 哲雄議員

先ほどの鶴田地区のコミュニティセンター指定管理者制度の中でも話が出てかとは思いますが、今回5年間ということで指定管理者の指名ということで議案が出ておりますけれども、この行革の実施計画書、これをこの前もらって説明を受けたわけでございますけれども、

その中に条例公民館のあり方の検討ということの、その21年度の実績ということで、薩摩3地区公民館長との指定管理者に向けて協議を行ったが、宮之城地区との条例公民館との方向性が明確でないということですか、そういうことで、制度導入に協議を継続するというようなことでございますけれども。

合併してもう5年目を過ぎると思うんですけども、これまでも鶴田、神子、柏原ですか、そういうところの平準化ということでいろいろ協議がされてきて、主事の廃止とか、その辺はされてきたわけですが、この宮之城との条例公民館等の絡みだけなのか、どのようなこれまで協議、検討がされてきたのか、その点についてお聞かせ願いたいと思います。

#### ○社会教育課長（岩元 義治君）

これまでのいろいろ検討の経緯ということになるんだろうというふうに思いますが薩摩地区、鶴田地区につきましては、それぞれ定期的に公民館長さん、あるいは役員の方々にお集まりをいただきまして、この公民館のあり方を含めて、無償譲渡の関係、それから、薩摩地区につきましては、指定管理の導入の関係、これを定期的に協議をしてきております。

この協議の中でいろいろ言われますのは、やはり、それはもうどこもですけども、少子高齢化とか人口の減等で、今後の譲渡を受けた場合、あるいは指定管理を受けた場合に、将来における施設の補修等に係る経費の負担がやはり不安だというような意見が多々出るようです。

そういうことで、将来の地区住民の負担がかなり増えていくんじゃないかというようなことが言われております。

自治公民館でもう現在あるところは当然そうなっているわけですが、現在町のほうで管理をしておりますので、そういうことが特に出されているところでございます。

薩摩の交流館につきましても、一応23年度から指定管理ができないかということで協議を進めておりますが、最終的な段階の詰めをしていかないといけないということになりますけれども、これは協議が整った段階で、また追加で指定管理のほうはお願いをしていきたいというふうに考えております。

鶴田地区につきましても、先ほど申し上げましたように、最終的にまだ合意が至っておりませんので、今の指定管理期間の中で合意ができるかどうかというのは今ちょっとはわかりませんでしたので、今回出しているわけですが、協議が整えばその段階におきまして、指定管理の解除というような形での取り扱いでもって進めていきたいというふうに思います。

今後また12月、年明けになりまして、それぞれ地区の公民館長さんを初め、役員の方々ともまた協議をしていきながら、その辺については、譲渡に向けての協議を進めていきたいというふうに思っております。

#### ○東 哲雄議員

今説明がございましたけれども、一方では無償譲渡をするんだと、そういう話を進めておられます。一方では、まだ指定管理者制度にもごきつけないという、そういう状況だと思います。

先ほども言いましたけれども、もう5年目を迎えております。さっき平等性のことも出ておりましたが、今回もこういう形で指定しないんだということで、それはまた5年間、協議が整えばと言われますけれども、なかなかこれが指定管理者制度にはなかなか厳しいと思います。

ですから、もう1年遅れますけれども何とかやるとか、それぐらいの意気込みでやってもらわんと、本当町が一緒になって、そこにこの平等性が生まれたい、そういうふうに私は感じます。

その点について町長どうですか。

○町長（日高 政勝君）

私も引き受けをいたしましてからちょうどもう2年近く、1年7カ月、そういうところになっております。もう先ほどからずっとこの問題についてはいろんな議員の意見を聞いておるところでありますので、とにかく地元との協議というのを早めに整うということに努力をする以外にないと思っております。

○副議長（木下 賢治議員）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（木下 賢治議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第80号は、お手元に配付しました議案付託表のとおり、文教厚生常任委員会に審査を付託します。

ここで20番、中尾議長の入場を許し、議長と交代します。

〔中尾 正男議員入場〕

〔議長交代〕

---

#### △日程第24「議案第81号 さつま町柏原地区集会施設の指定管理者の指定について」

○議長（中尾 正男議員）

次は、日程第24「議案第81号 さつま町柏原地区集会施設の指定管理者の指定について」を議題とします。

本案の提案理由については説明済みであります。ただいまの議案に対する質疑を許します。質疑はありますか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第81号は、お手元に配付しました議案付託表のとおり、文教厚生常任委員会に審査を付託します。

---

#### △日程第25「議案第85号 さつま町平川郷の指定管理者の指定について」

○議長（中尾 正男議員）

次は、日程第25「議案第85号 さつま町平川郷の指定管理者の指定について」を議題とします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、16番、市来修議員の退場を求めます。

〔市来 修議員退場〕

○議長（中尾 正男議員）

本案の提案理由については説明済みであります。ただいまの議案に対する質疑を許します。質疑はありますか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第85号は、お手元に配付しました議案付託表のとおり、建設経済常任委員会に審査を付託します。

16番、市来修議員の入場を許します。

〔市来 修議員入場〕

---

△日程第26「議案第94号 さつま町紫尾温泉神の湯ふれあい館等の指定管理者の指定について」

○議長（中尾 正男議員）

次は、日程第26「議案第94号 さつま町紫尾温泉神の湯ふれあい館等の指定管理者の指定について」を議題とします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、13番、楠木園洋一議員の退場を求めます。

〔楠木園洋一議員退場〕

○議長（中尾 正男議員）

本案の提案理由については説明済みであります。ただいまの議案に対する質疑を許します。質疑はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第94号は、お手元に配付しました議案付託表のとおり、建設経済常任委員会に審査を付託します。

13番、楠木園洋一議員の入場を許します。

〔楠木園洋一議員入場〕

---

△日程第27「議案第96号 平成22年度さつま町一般会計補正予算（第9号）」、日程第28「議案第97号 平成22年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」、日程第29「議案第98号 平成22年度さつま町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）」、日程第30「議案第99号 平成22年度さつま町水道事業会計補正予算（第2号）」

○議長（中尾 正男議員）

次は、日程第27「議案第96号 平成22年度さつま町一般会計補正予算（第9号）」から日程第30「議案第99号 平成22年度さつま町水道事業会計補正予算（第2号）」までの議案4件を一括して議題とします。

提案理由については説明済みであります。これから、ただいまの議案4件に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

○米丸 文武議員

所管が違いますので、4点ほどお聞きしたいと思いますが、まず、一般会計の12ページ、歳出、2款1項14目、開発振興費の中で、企業立地促進事業補助金の説明がございましたけれども、新設のさつま林産に対する1,565万1,000円、4名の採用ということ。それから、増設でアロン電機に2,038万5,000円、8名の採用というようなことでございましたが、こ

これらの総事業費とか、そういうようなもので、これが1回で終わっていくのか、それとも今後見込みがあるのか、そういうふうな状況等がわかっておりましたら、その採用の事業の今後の計画等についてお判りでしたら、説明をいただきたいというふうに思います。

次に、16ページ、3款2項2目、児童福祉費の子ども手当の不足額見込みが4,000万出ておりますが、一方では、児童手当の1億3,000万という減額で、この関連が詳しく御説明いただければありがたいというふうに思います。

次に、10ページの10款2項、小学校費のところ、小学校の学校管理費の1目の学校管理費の委託料のところ、分校の石碑を30万計画されて上がっておりますが、石碑についても、私もぜひそういうようなことできちっとその跡を残していただきたいということでお願いもしておる、要望もしておったところでございますが、この校舎の今後の管理をどのようにしていくのか、そういうところについて、どのような形で今進められて検討されているのか、その状況についてお伺いしたいというふうに思います。

それから、最後に、国民健康保険特別会計の13ページ、2款4項1目、出生育児手当一時金の126万6,000円の追加が計上されておりますが、今年度の町内にどれくらいのお子様が生まれているのか、そういうような状況等についての説明をお願いしたいというふうに思います。

#### ○企画課長（湯下 吉郎君）

企業立地助成金の関係でございますが、まず、さつま林産株式会社につきましては、投資額が1億2,000万円ということで、その概要については、土地代が2,860万、それから、建物代が2,900万、機械設備等が6,300万円ほどということになっておりまして、その助成金であるわけですが、今後の見込みでございますけれども、竹チップの場合は本年度1,800トン、それから、間伐材のスギ、ヒノキについては3,600トンということで、5,400トンを予定しておりますけれども、今後の増産計画につきましては、平成23年度は、竹チップを2,400トン、それから、間伐木材チップを4,800トンということで、合計の7,200トンを操業計画として生産計画を持っているところであります。

それから、24年度、短期の3カ年計画ということでございますので、竹チップが3,000トン、それから、間伐材等が6,000トンということで、9,000トンを目指しております。

現在町内の方を4名雇用していただいておりますが、社長によりますれば、現在のところ4名ということでございますので、もう少し若干足りないというようなことも、フル操業した場合は足りないということもございますので、そういう雇用に当たっては、やはり町内の雇用を優先していただくということで、お願いをしているところでございます。

それから、アロン電機のほうは、現工場が手狭ということもあって、半導体の製造装置の量産化を図るために専用工場をつくるということで、今回増設をされたものでございます。

投資額が1億1,600万円ということでございます。土地代が4,371万円、それから、建物代が5,355万6,000円、それから、機械設備が1,885万円というふうなことでございます。

雇用につきましても、町内の8名を雇用していただいておりますことから、今後の生産計画でございますが、月産2,000万円程度を受注して、年産で2億4,000万円程度の受注を予定をされております。

これが、景気の動向等にもよるわけですが、このようなことで非常に自社開発も一生懸命されておられますので、今後この業績が伸びれば、これに対しても雇用が伸びるものと思っております。これについても、やはり先ほどと同様に町内雇用をと、優先をしていただくこ

とをお願いをしているところでございます。

#### ○福祉課長（二階堂清一君）

16ページの児童福祉費の関係で、児童手当と子ども手当の関係であります。12月時点、ちょうど1年前の当初予算の編成をするときであります。このときには、子ども手当関連法案を提出しております。児童手当法も平行させるという形で国は動いていたわけがあります。

子ども手当の額は1万3,000円ということで、1年前も決まっておりましたので、子ども手当の年間見込み分を積算しまして、その中から児童手当分の年間分を差し引くということで当初予算計上をいたしました。

その後、国が最終的に決定したことは、2月、3月分は児童手当を生かして、それ以外の部分は全額子ども手当で支払うということになりましたので、多くの児童手当を減額して、不足する子ども手当を今回計上しようとするものであります。実績見込みに基づく補正でありまして、一部の児童手当から振りかわってきた部分を含んでおります。

11月までの子ども手当の申請件数は1,434世帯で、未申請者はゼロというふうになっております。あとの支給は2月の1回の支給を残すだけということで、ほぼ実績見込みによる補正であります。

#### ○教委総務課長（山口 正展君）

10款2項1目の小学校費の学校管理費の13節、委託料でございますが、30万円計上しております。これは、狩宿分校の閉校に当たりましての記念碑の設置ということで計上させていただいております。

狩宿分校の活用策でございますが、現在まだ活用につきましては決まっておられません。やはりこの分校の建設につきましては、地元の土地の提供、それから、建設につきましては寄付ということで、非常に地元の方々の関心が高うございまして、やはり今後地元のほうでできております、実行委員会ができておりますが、また今後実行委員会といろいろと協議いたしまして検討していきたいというふうに考えております。

#### ○健康増進課長（村山 茂樹君）

出産育児一時金の件数についてですが、当初予算では一応24件を予定しておりましたけれども、今回3件の追加をお願いして、年間の、国保におきます出産の件数としては27件を計画したところでございます。

#### ○米丸 文武議員

企業立地のほうも、本当に今これほどいろんな若い方の就職が大変な状況だという新聞、テレビでも全国的な問題で取り上げられておりますし、また、我がさつま町においても、本当に仕事がないということで、大変本当に苦しんでおられる若い方々もおられますし、また、いったん離職された方々はなお厳しい状況に置かれておりますので、今後のさつま町を担っていく若い方々、そういう方々が安心して暮らせるためにも、ぜひいろんな制度を活用しながら、また促進につなげていってほしいというふうに思っております。

次に、児童手当も同じようなことでございますので、国の一つの制度でされたということでございますので、了解をいたします。

分校につきましては、実行委員会を立ち上げられて要望も聞かれております。夏でしたか、文教のほうでもいろいろと調査もされておったようでございますので、ぜひいろいろな学校の維持費、管理費というようなものもあると思いますが、今後、やはり地域の一つの交流の場とし、また一つの経済的な活動の場と、いろいろな問題もあると思いますので、慎重にそういうふうなところは、皆さんの意見を聞いて検討していただきたいというふうに思っておりますので、よろし

くお願いいたします。

#### ○新改 幸一議員

所管が違いますので、1点だけ町長の見解をお伺いしますが、19ページの畜産業費にもかかわってくると思うんですが、畜産関係でございます。実は、直接補正予算、金額には異論はないわけでございますけれども、今回さつま町は5周年記念ということで、11月14日記念式典もあって、それぞれ功労者の皆様方には表彰もございました。

そういう形の中で、この11月14日のあとだったですか、2、3日あとだったですか、1週間ぐらいにしたときに農業新聞に載ってございましたけども、全国の種雄牛のランクづけといいですか、関係で枝肉共励会の、それぞれの全国の種雄牛がランクづけがされておりましたが、我がまちの徳重畜産、安福久、それから、勝忠平、百合茂、最優秀賞という形の中で大きく農業新聞に載ってございました。

私は、こんなに我がまちに立派な種雄牛会社があって、徳重のおかげがあって、畜産の関係お世話になっているんだなというのをつくづく感じた一人でございます。これが、早くちょっと判っておけば、町民表彰に値する人がじゃないか、そういう授精組合じゃないかなと思って新聞を見たところでございますけれども。

若干時期は遅れますけれども、そこあたりを、この畜産関係の、いけば功労者でございますから、過去に前の柳田隆男さんが一般質問の中でも、亡くなられた徳重學さんを町民表彰すべきじゃないという質問をされましたけども、あのときもそれぞれもう規定の問題があってお流れになりましたけれども、こういう流れがあったときに、我がまちに徳重さんの功績というのは物すごいものがあります。

ですから、このちょっと時期は遅れますけれども、この5周年にあわせて町民表彰というのものがななものかということを感じるんですけれども、町長の見解をお伺いいたします。

#### ○町長（日高 政勝君）

徳重畜産の授精組合におかれましては、非常に今までございましたとおり、平茂勝が全国に優秀な種雄牛として名声をはせて、そしてまた、その後継としての、また、安福久、百合茂と、今ございましたとおり、大変の枝肉の評価も高いということになっております。

そういうことで、宮之城町の時代も、町民表彰を行った経緯もございます。そういうことで、合併後におきましても、そういう評価をすることも非常に大事かと思っております。

今回の5周年については、これまで合併をして、これまでいろいろ5年間の中でいろんな約束をされて、御功績というんですか、そういう方の町の皆さん方を中心に、そしてまた日特はまた別の産業という形でさせていただいたところでございますが、今後各種表彰式という段階の中には、町民大会というのを開催をいたしておりますので、そういう場での表彰ができるか検討してくれということは、担当課のほうには指示をいたしてございます。

全般的にまた、この5周年とはまた別の、毎年そういう各種表彰という形で機会もありますので、その場で検討をしていきたいと思っておりますのでございます。

#### ○麥田 博稔議員

一般会計補正予算（第9号）に関連して、2款3項1目の戸籍住民基本台帳費の中には、パスポートの権限移譲ということであったんですが、この県からの権限移譲について、ちょっと私はきょう一般質問でがたがたして通告をしてないので申しわけないんですが、国県の支出が40万で、一般財源が5万なんです。それで、45万円いると。

それで、町民にとっては非常に利便性が高まるからいいんですけれども、権限移譲の場合に財源措置というのはどのようにしているのか。

というのは、今福祉事務所の移転とか、いろいろなことで権限移譲が出てきてますけれども、この辺のパスポート事業とするとやはり人件費もいるわけですよ、担当は。だから、その辺の権限移譲でこの需用費だけで35万、いや備品購入があつて、あとの権限移譲は、権限は来るけれども、その財源措置というのはどのようになっているのか。

それから、3款1項3目、障害者福祉費ですけれども、これに関連して、今朝の新聞に載ってましたが、これいつか平八重議員が一般質問とされたことがあるんですけども、障害者の雇用達成率を知らせろということで一般質問があつたら、さつま町が達していないと。さつま町、徳之島と和泊、知名、4町が達していない。ほかにも、阿久根市、伊佐、薩摩川内、霧島、奄美の5市で、9市町が障害者の雇用の達成率が来てないということなんです、基本的には受験者がなかったのか、その辺の事情をちょっとお知らせ願いたいというふうに思います。

#### ○町長（日高 政勝君）

今回新しく権限移譲の中にパスポートの交付事務を町でもやったらということで指示をいたしまして、来年度からできたらということで、今準備を進めるところでございますが、権限移譲の関係については、これまで県の事務を市町村にということで、いろんな事務も今受託をいたしております。

県内でも市町村の中でも、さつま町の場合は、権限移譲の事務を移譲して受けておりますのは、県内でも上位のクラスに入っておりますが、新しくまたこういった事務等についても行いたいということにしております。

ただ、財源措置については、この辺がはっきりしないところがございます。特別交付税とかいろんな措置もございますけれども、今回のこの旅券事務の関係の移譲については、40万805円ですか、これぐらいの予定が見込まれておるところでございます。

いろんなこのIC旅券の交付窓口の端末機の関係とか、あるいは研修旅費とかいろんな事務経費が若干入っておりますけども、そういったことも若干は見込まれておるようでございますが、必ずしももう100%というところまでいかないというのが実態でございます。

あと障害者の関係につきましては、過去そういう該当者、当然、法に基づいてのことでありますから、それに基づいて確保しなければならないということになっておりまして、過去においては、そういう形で確保のところまで推移をしてきておりましたけども、そういう該当の方がお辞めになったとか、それで新しく採用をするときに、鹿児島市とか、そういう大きなところは、そういう枠をもって、例えば身障者手帳4級を持っている人とか、そういうことで入れながらやりますけども、なかなか市町村の場合、あくまでも職員というのは競争試験で成績をもって採用するということでありますので、その中に入れて採用をしているところというのは余りないものですから、とにかくこの辺の、法の趣旨については十分尊重しながら、今後その辺の採用については、そういう該当の方が受験をしていただくという機会も、また採用の受験申し込みの中に入れながら、配慮をしていく必要があるのかなと思っておりますので、これについては、今後そういう採用の機会に努力をしてまいりたいと思っております。

#### ○麥田 博稔議員

この県の権限移譲の場合は、町のほうから、これをさせてくださいといった場合は、町民の利便性がありますから、ある程度の負担はやむを得ないと思うんです。ただ、県のほうからどうしてもやってくれんかというて、上から、例えば福祉事務所なんかもいろいろあつて延びてますけれども、どうしてもとって言われて、ただ、町民からすれば利便性が増える部分とかいろいろありますけれども、その辺の選別というんですか、やっぱりその辺は大事じゃないかと思うんです。

だから、いろいろ権限は来るけれども、職員の数を減らしていきながら、事務量はどんどん増えていくということになりますと、やはり大変な町民にとっては負担になりますので、その辺はまた町長も、今後県当局と話をされるときに、その権限移譲の中でいろんな詳細なことについてはお話をいただきたいと思います。

それから、障害者の雇用につきましては、やはり国の政策で決まっています。これだけ健常者といえればあれですけども、そういう人も就職が非常に厳しい時代。だから、今度の新庁舎をつくるときには、そういうバリアフリーにしてくれとか、いろんな意見がありますけれども、やはり受験があったら、やっぱり能力というものもあると思いますけれども、ある程度は入れていかないと、結局公的などが採用してくれないと、民間は特に競争が激しくて、赤字を出したら潰れるというふうなことで、ますますなってくると思います。

先ほど言ったように、ちょっと人数も減らしていく中でとかいろんなことがありますけれども、やはり適切な場所という職種で、できる場所もあると思いますので、もし受験生があつたりしたら、やはりその辺は十分加味して、そしてこういうことは、やはり法律にあることは公共団体というのは守っていくべきだと思いますので、ぜひ考慮をしていただくように。先ほど町長の答弁の中で考慮をしたいというようなことがありましたので、要望しておきたいというふうに思います。

#### ○平八重光輝議員

ただいまの障害のある方の雇用の件であります、記憶は定かではありませんが、3年ぐらいになりますか、私が質問をしたときは、結論とすれば、充足しているというふうな回答であったわけです。計算の仕方がどうか判りませんが、ただ民間の場合は、これを充足してないと公表されるわけです。罰則といいますか、マスコミ等に含めてすべて公表されるわけです。ただ、地方公共団体、こういうところについては罰則がないわけであり、ないからといって、法律で決まったことは、少々守らなくてもいいよという話ではないはず。こういうところが、先ほど今野議員からもありましたように、率先してやっぱり法律は守らんにやいかんと思います。

教育委員会は充足しとったけれども、一般職やったですか、足りないということで、私はぜひ次採用されるときは、それを考慮して採用していただきたいと申しましたが、いまだまだそれは実施されておらず、はからずもきのうの質問の中で出て、新聞で全県民の皆様にも周知されたところであって、恥とはまでは言いませんが、少し私は恥ずかしい思いはしました。我がまちはまだそういうレベルであったのかという気がしないでもないでした。

ぜひ毎年採用してくださいとは言いませんけれども、2年に1回といいますか、1人といいますか、そのような間隔でこの法律で定められたパーセンテージはぜひクリアするんだと、早急にクリアする必要があるかと思えます。

県か国か判りませんが、勧告は来ているんでしょう、毎年。来ておりませんか。そういうのをずっと無視されたというか、町長の言われたいろんな条件もあろうかと思えますけれども、そういう結果、こうして県のほうでも発表されるような結果になっておるわけですから、ここは重大に考えて、来年何人採用されるか判りませんが、3人、4人されるんだったら、少なくとも1人の方は採用するぐらいのやはり対応をしていただきたいと思うんですが、その辺は町長どのようにお考えですか。しばらくは置いてても構わんとお考えですか、それともやはり対応は必要だとお考えですか。

#### ○町長（日高 政勝君）

現実にこうしてそういう方が不足をしているというのは事実がございますので、これはもう先ほどから申し上げましたとおり、法的に決まっていることから、遵守をすることはもう当然のこ

ととして受けとめておりますので、とにかく採用試験のときに、そういう方がやっぱり積極的に、自主的に受けていただく手立てということをまず大事でありますので、やっぱりそういう心がけというんですか、配慮をまた今後は特にする必要があるかなと思っておりますので、そういう気持ちで、これからもできるだけ早く充足ができるように努力をしていきたいと思っております。

#### ○桑園 憲一議員

二、三お伺いいたしますが、12ページですが、2款1項8目、地域振興費、地域元気再生事業補助92万1,000円の減額になっておりますが、これは、町長が地域活性化の応援ということで、ふるさとさつま応援基金ですか、これを活用して、地域の特色ある地域づくりによる活性化対策の推進、あるいは地域の創意工夫による実施できる提案公募型に対しての補助事業と、一事業当たり上限15万円補助ということで説明を聞いているわけですが、当初で200万ですか予算を組まれちゃって、92万1,000円の減額と、半分しか結局執行しないような形になっておるわけですが、件数あるいはどのような事業が今まで申請されたのか内容をお尋ねいたします。

それから、17ページです。4款1項1目、保健衛生総務費、地域自殺対策緊急強化事業費、当初で218万6,000円組んであるわけですが、そのうちの謝金が123万6,000円、9月議会で22万円の減額で旅費は組み替えをやって、また、今回40万円の減額、当初は123万6,000円、結局は、半分は減額されて、ほかの案に使われているというような状況になるわけですが、我々説明を聞いたときには、研修会費、あるいは普及啓発のためのリーフレット作成とか、相談会などの経費に云々ということで聞いておるわけです。

これは、県単事業で100%補助でございますけど、このような執行のやり方で対処というんですか、補助金は大丈夫なのか、あるいはその相談会などの経費に使うということですが、どのような相談が今までなされたのかお尋ねをします。

それから、国保会計、9ページでございます。1款1項1目、総務一般管理費、一般需用費22万3,000円、説明では、公用車の修理費ということで聞いておるんですが、これはどのような内容であるのか、ちょっとお尋ねいたします。

#### ○企画課長（湯下 吉郎君）

12ページの関係の部分でございますが、200万円の予算の中で、現在申し込みを受けたところ、執行額が107万9,000円ということで、この減額をした金額については、文化財保護事業へ充当するというので、今回組み替えをさせていただいたところでございますが、現在、基金として、この助成をしたのは、地域の見守り隊への助成であったり、あるいは美化活動への助成であったり、それからまた、ハチの駆除に対する助成であったりということで、要綱に基づき助成をしております、今回は減額しましたのは一定の期間募集を行って、そして、これはもう募集がなかったために減額をし、また、その使用の目的からして、文化財保護事業へ充当しようとするものでございます。

#### ○健康増進課長（村山 茂樹君）

一般会計の地域自殺対策緊急強化事業でございますが、当初組んでおりましたけれども、講演会を行う予定でしたが、どうしても講演会ができなかった状況でございましたので、今回全戸配布のパンフレットを配布ということで、今回組み替えをさせていただきました。

相談等につきましては、事務所におります保健師のほうが、集団健診のときにうつスクリーニングを開催しまして、その中で各個人からの受付、それとチェック表を利用して相談を受けているところでございます。また、その、うつスクリーニングのあとに、本人さんの希望があれば家庭訪問させていただきまして、相談を受けている状況でございます。

それと、国民健康保険の9ページでございます。1款1項1目の総務一般管理費でございますが、これにつきましては、鶴田支所でございます職員が公用車を運転中に交通事故と申しますか、被害に遭いまして、その修繕費に22万3,000円、支出したところでございます。

○桑園 憲一議員

その交通事故なんです、それは自分でやったのじゃなくて被害に遭ったわけですか。

○健康増進課長（村山 茂樹君）

割合から申しますと2対8の割合で警察のほうでは判断しております。ですから、100%ではないと。要するに本人も走行中でございますので、100%ではございません。

ただし、警察の判断としては、保険割合では2対8という判断をいただいたところでございます。本町が2で、向こうが悪いということで、そういう判断をさせていただいたところでございます。

○新改 秀作議員

この教職員住宅関係で、管理費の関係で、ちょっと委員会が違いますので1点だけお伺いいたしますけれども、教職員住宅があるわけですが、ほとんどやっぱり移動は3月末から4月の始めになるわけですが、それを、もちろん普通の民間の方も入っておるわけですが、その辺の対応というのは、入居の対応、その辺をどのようにされているものかお伺いいたします。

○教委総務課長（山口 正展君）

教職員住宅につきましては、現在80戸教育委員会のほうで管理をいたしております。入居のほうは、もうほとんど入居されまして、2戸空き家ということになっております。教職員住宅ですので、教職員のためにも何戸かは空けておきたいというのが通常そういうのに思っておりますが、空き家の有効活用ということで、一般の方々の申し込みがあった場合は一応入居を認めております。

そういうことで、1年に1回一般の入居者の方につきましては、一応再入居されるかということで調査いたしまして、再度入居したいということであれば、また1年1年の契約の更新という形で入居をするようにいたしております。

教職員の方々の入居が若干少ないようでございますので、教職員の方々がいったん出られて、またそのあとには、まだ教職員を入居していただくように学校のほうにもいろいろお願いをいたしておりますが、入居につきましては、若干少ないというような状況になっております。

管理職の入居につきましてはもう100%ですけど、一般の教職員につきましては、入居率がちょっと悪いというような状況でございますが、空き家にしとくのもいろいろまた施設も傷みますので、有効活用という観点で一般の方々の入居を認めているという状況でございます。

○新改 秀作議員

それも有効利用を考えればそうなんですけれども、確かに入ろうと思ったら入れなかったという教職員がいらっしゃるわけです、実際に。そういうときに、大体異動もそれ学校とどのようにすれば私もいい案は浮かぶんですけれども、入っておる人を追い出す、どっちを。学校に対する入居の希望はありませんかというのはされている、それはどうですかね、まだだれが来るかもわからんわけですから。

その辺の対応を考えてもらわにゃいかんですよ。確かに入れなかったという話は私は聞きましたから。民間が空いてたからよかったって、それは言われましたから、やっぱりその辺の対応をやっぱり考えてもらいたいと思います。

○教育長（東 修一君）

3月の定期異動で出る人がありましたから、そのあとが空きますので、入ってくる人が決まっ

た段階で、住宅はどうしますかということで、各学校から連絡は取り合っておるわけですが、たまたま民間におられた方が出られた場合のあとが今のおっしゃるような状況でございます。全部空けて待つとくわけにはいきませんが、おっしゃる趣旨は判りますので、今後また時期を見て検討してまいりたいと思います。

○議長（中尾 正男議員）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案4件は、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管の常任委員会に審査を付託します。

本日から12月15日までの各常任委員会の審査会場は、総務常任委員会が第2委員会室、文教厚生常任委員会が第1委員会室、建設経済常任委員会が議場となっております。

---

#### △散 会

○議長（中尾 正男議員）

以上で本日の日程は全部終了しました。12月24日は午前9時30分から本会議を開き、各議案の審議を行います。本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

散会時刻 午後2時09分



平成22年第8回さつま町議会定例会

第 4 日

平成22年12月24日



平成22年第8回さつま町議会定例会会議録

(第4日)

○開議期日 平成22年12月24日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(20名)

1番 森山大議員	2番 東哲雄議員
3番 麥田博稔議員	4番 米丸文武議員
5番 川口憲男議員	6番 新改秀作議員
7番 平八重光輝議員	8番 平田昇議員
9番 舟倉武則議員	10番 岩元涼一議員
11番 内之倉成功議員	12番 柏木幸平議員
13番 楠木園洋一議員	14番 内田芳博議員
15番 桑園憲一議員	16番 市來修議員
17番 新改幸一議員	18番 木下敬子議員
19番 木下賢治議員	20番 中尾正男議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局長 王子野建男君	議事係長 中間博巳君
議事係主幹 平木場達郎君	議事係主査 垣内浩隆君

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町長 日高政勝君	教育長 東修一君
副町長 和気純治君	教委総務課長 山口正展君
企画課長 湯下吉郎君	社会教育課長 岩元義治君
消防長 高木卓朗君	農政課長 平田孝一君
介護保険課長 中村慎一君	耕地林業課長 山口良一君
健康増進課長 村山茂樹君	建設課長 三浦広幸君
総務課長 紺屋一幸君	商工観光課長 赤崎敬一郎君
財政課長 下市真義君	災害復興対策課長 目床順司君
福祉課長 二階堂清一君	
水道課長 脇黒丸猛君	

## ○本日の会議に付した事件

- 第 1 議案第 7 1 号 さつま町手数料徴収条例の一部改正について
- 第 2 議案第 7 2 号 さつま町火災予防条例の一部改正について
- 第 3 議案第 7 3 号 さつま町都市公園条例の一部改正について
- 第 4 議案第 7 4 号 さつま町健康ふれあいセンターの指定管理者の指定について
- 第 5 議案第 7 5 号 さつま町観音滝公園及びさつま町観音滝公園交流センターの指定管理者の指定について
- 第 6 議案第 7 6 号 さつま町ガラス工芸館の指定管理者の指定について
- 第 7 議案第 7 7 号 さつま町宮之城ひまわり館の指定管理者の指定について
- 第 8 議案第 7 8 号 さつま町老人福祉センターいぬまき荘等の指定管理者の指定について
- 第 9 議案第 8 2 号 さつま町つるだ特産品販売所の指定管理者の指定について
- 第 10 議案第 8 3 号 さつま町さつま特産品直売所の指定管理者の指定について
- 第 11 議案第 8 4 号 さつま町柵野農村広場の指定管理者の指定について
- 第 12 議案第 8 6 号 さつま町宮之城ちくりん館の指定管理者の指定について
- 第 13 議案第 8 7 号 さつま町薩摩農産物加工センターの指定管理者の指定について
- 第 14 議案第 8 8 号 さつま町白男川紫陽館の指定管理者の指定について
- 第 15 議案第 8 9 号 さつま町大野活性化センターの指定管理者の指定について
- 第 16 議案第 9 0 号 さつま町尾原活性化センターの指定管理者の指定について
- 第 17 議案第 9 1 号 さつま町紫尾山きららの里キャンプ場の指定管理者の指定について
- 第 18 議案第 9 2 号 さつま町宮之城伝統工芸センターの指定管理者の指定について
- 第 19 議案第 9 3 号 さつま町鶴田ダム公園及びさつま町大鶴ゆうゆう館の指定管理者の指定について
- 第 20 議案第 9 5 号 さつま町かぐや姫グラウンドの指定管理者の指定について
- 第 21 議案第 9 6 号 平成 22 年度さつま町一般会計補正予算（第 9 号）
- 第 22 議案第 9 7 号 平成 22 年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 23 議案第 9 8 号 平成 22 年度さつま町介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 24 議案第 9 9 号 平成 22 年度さつま町水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 第 25 議案第 7 9 号 さつま町鶴田地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 第 26 議案第 8 0 号 さつま町神子地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 第 27 議案第 8 1 号 さつま町柏原地区集会施設の指定管理者の指定について
- 第 28 議案第 8 5 号 さつま町平川郷の指定管理者の指定について
- 第 29 議案第 9 4 号 さつま町紫尾温泉神の湯ふれあい館等の指定管理者の指定について
- 第 30 議案第 100 号 さつま町過疎地域自立促進計画の策定について
- 第 31 議案第 103 号 町道路線の廃止について
- 第 32 陳情第 9 号 核拡散と核軍拡の危機に際し、インドに対する原子力協定交渉での日本政府に明確な対応を求める陳情書
- 第 33 発議第 11 号 核拡散と核軍拡の危機に際し、インドに対する原子力協定交渉での日本政府に明確な対応を求める意見書（案）の提出について
- 第 34 所管事務調査報告の件
- 第 35 議員派遣の件
- 第 36 閉会中の継続審査・調査について

△開 議 午前9時30分

○議長（中尾 正男議員）

ただいまから平成22年第8回さつま町議会定例会第4日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付してあります議事日程のとおりであります。

ここで、執行部より議案第97号に関し、訂正説明の申し出がありますので、これを受けたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、執行部からの訂正の申し出を受けることに決定しました。

執行部の発言を許します。

○健康増進課長（村山 茂樹君）

「議案第97号 平成22年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」に關しまして、12月10日に桑園議員の質問に対します答弁の訂正をお願いいたします。

1款1項1目、総務一般管理費の公用車の事故に関します答弁の中で、事故責任の割合を1対9と申しましたが、2対8、20%と80%でしたので訂正させていただきます。

事故見積額22万3,000円に対しまして、相手方保険で80%負担し、残り20%につきましては町有物件共済金のほうで補てんするものでございます。

以上でございます。申しわけありませんでした。

○議長（中尾 正男議員）

ただいま健康増進課長からの説明のあった箇所については、訂正されたものとして審議くださいますようお願いいたします。

---

△日程第1「議案第71号 さつま町手数料徴収条例の一部改正について」、日程第2「議案第72号 さつま町火災予防条例の一部改正について」、日程第3「議案第73号 さつま町都市公園条例の一部改正について」、日程第4「議案第74号 さつま町健康ふれあいセンターの指定管理者の指定について」、日程第5「議案第75号 さつま町観音滝公園及びさつま町観音滝公園交流センターの指定管理者の指定について」、日程第6「議案第76号 さつま町ガラス工芸館の指定管理者の指定について」、日程第7「議案第77号 さつま町宮之城ひまわり館の指定管理者の指定について」、日程第8「議案第78号 さつま町老人福祉センターいぬまき荘等の指定管理者の指定について」、日程第9「議案第82号 さつま町つるだ特産品販売所の指定管理者の指定について」、日程第10「議案第83号 さつま町さつま特産品直売所の指定管理者の指定について」、日程第11「議案第84号 さつま町柘野農村広場の指定管理者の指定について」、日程第12「議案第86号 さつま町宮之城ちくりん館の指定管理者の指定について」、日程第13「議案第87号 さつま町薩摩農産物

加工センターの指定管理者の指定について」、日程第14「議案第88号 さつま町白男川紫陽館の指定管理者の指定について」、日程第15「議案第89号 さつま町大野活性化センターの指定管理者の指定について」、日程第16「議案第90号 さつま町尾原活性化センターの指定管理者の指定について」、日程第17「議案第91号 さつま町紫尾山きららの里キャンプ場の指定管理者の指定について」、日程第18「議案第92号 さつま町宮之城伝統工芸センターの指定管理者の指定について」、日程第19「議案第93号 さつま町鶴田ダム公園及びさつま町大鶴ゆうゆう館の指定管理者の指定について」、日程第20「議案第95号 さつま町かぐや姫グラウンドの指定管理者の指定について」、日程第21「議案第96号 平成22年度さつま町一般会計補正予算（第9号）」、日程第22「議案第97号 平成22年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」、日程第23「議案第98号 平成22年度さつま町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）」、日程第24「議案第99号 平成22年度さつま町水道事業会計補正予算（第2号）」

○議長（中尾 正男議員）

日程第1「議案第71号 さつま町手数料徴収条例の一部改正について」から日程第24「議案第99号 平成22年度さつま町水道事業会計補正予算（第2号）」まで、以上の議案24件を一括して議題とします。

各常任委員長の審査報告を求めます。まず、総務常任委員長の報告を求めます。

〔新改 秀作議員登壇〕

○総務常任委員長（新改 秀作議員）

総務常任委員会の審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

当委員会に付託されました「議案第71号 さつま町手数料徴収条例の一部改正について」、「議案第72号 さつま町火災予防条例の一部改正について」、「議案第96号 平成22年度さつま町一般会計補正予算（第9号）」関係分、以上、議案3件については、原案のとおり可決すべきものと決定し、「議案第74号 さつま町健康ふれあいセンターの指定管理者の指定について」、「議案第75号 さつま町観音滝公園及びさつま町観音滝公園交流センターの指定管理者の指定について」、「議案第76号 さつま町ガラス工芸館の指定管理者の指定について」、以上、議案3件については、全て現地調査を行い、現指定管理者に意見を伺い、慎重に審議した結果、可決すべきものと決定した次第であります。

審査の過程の主な質疑について、その概要を申し上げます。

まず、「議案第71号 さつま町手数料徴収条例の一部改正について」であります。

今回の一部改正は、特定屋外タンク貯蔵所（容量が1,000キロリットル以上）及び準特定屋外タンク貯蔵所（容量が500キロリットル以上1,000キロリットル未満）のタンクの設置許可等に係る審査事務の効率化が図られたことにより、審査事務の実費に変動が生じていることが判明したことから、手数料徴収条例の一部を改正し、当該タンクの設置許可等に係る手数料

の額を引き下げようとするものであるとのことであります。

町内で貯蔵タンクの一番大きなものはどれぐらいのものかと質しましたところ、一番大きなタンクが20キロリットルである。特定、準特定屋外タンク貯蔵所については、近隣では川内火力発電所及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所については、串木野国家石油地下備蓄基地があるとの説明であります。

次に、「議案第72号 さつま町火災予防条例の一部改正について」であります。

今回の一部改正は、複合型居住施設（延べ面積が500平方メートル以下の防火対象物で、共同住宅とグループホーム等の福祉施設が入っている施設）には、従来、自動火災報知設備の設置が義務付けられていたが、それよりも安価で、簡略化した機器（複合型居住施設用自動火災報知設備）の技術開発が進んだ。その機器を設置することにより、住宅用防災警報器等の設置免除が追加される改正であるとのことであります。

次に、「議案第73号 さつま町健康ふれあいセンターの指定管理者の指定について」であります。

一般的な公募は、実際のサービスと関係ないところで、プレゼン力の高いところを評価しがちである。総合的な判断が必要だと思うが、どのような形で審査をされたのかと質しましたところ、確かに良い提案書を作成されても、実践されなければ意味がない。今回は、指定管理が始まってから5年目ということで、いろんな事象を考慮した。選定委員会は8人の委員で、企業からの提案書を事前に委員へ配付し、提案書の中の疑問点等については、企画課で聞き取りをし、委員へ説明しながら判断していただいた。いくらプレゼンテーションで良い提案をされても、採算が合わないということで、途中で投げ出したりすることがないように、今回は配慮したとの説明であります。

また、この施設については3社の公募があり、その中でも大手のスポーツクラブが公募された。この施設に魅力を感じられて公募されたと思うが、提案書の中でこの施設をどのように活用する企画が提案されていたのかと質しましたところ、会社の健康づくりのノウハウを活かし、この施設の設置目的が達成できるようなサービスがしたいということであった。具体的には健康相談会や、ヨガ教室、スイミングスクール、短期の水泳教室といったプールを活かした企画が提案されていたとの説明であります。

これは今後の施設運営の参考にもなるので、指定管理者へ助言してほしいとの意見が出されました。

次に、「議案第74号 さつま町観音滝公園及びさつま町観音滝公園交流センターの指定管理者の指定について」であります。

今回の公募は1社だったが、募集の仕方について検討する必要があるかと質しましたところ、募集についてはインターネットの活用や、町内については防災無線での放送を実施した。この施設については3社が書類を取りに来られたが、実際の申し込みは1社のみであった。多くの応募があれば、競争性が働くので、今後はPRの方法についても検討したいとの説明であります。

次に、「議案第75号 さつま町ガラス工芸館の指定管理者の指定について」であります。

採点結果が518.2点と評価が低いように感じる。ガラス工芸館はさつま町の観光資源の一つとして伸ばしていかなければならない所ではないかと考えるが、どういう認識で評価されたのかと質しましたところ、黒切子の販売やガラス製作体験など、利用者は増加の傾向にあるものの、まだ地域や商工会との連携といった部分がもう少しというところもあり、こういった採点になったのではないかと説明であります。

次に、「議案第96号 平成22年度さつま町一般会計補正予算（第9号）」の関係分につい

てであります。

歳出の2款3項、戸籍住民基本台帳費の中で、パスポート発行受付事務が始まることにより、窓口の事務処理に影響が出ないかと質しましたところ、平成23年4月1日にスタートする予定であり、住民異動等の窓口業務が大変混雑する時期と重なるので、4月いっぱい混乱するのではないかと思う。ただ、本町住民の平成21年度の申請件数が230件、平成20年度が263件ということで、それから考えると1日に1ないし2件ということになる。スタート当初にあっては件数が多く見込まれることが予想されるが、職員を増員する必要まではないと考えているとの説明であります。

次に、9款1項、消防費の中で、火災警報器の町内での設置率が、地域によってばらつきがあったが、現在はどのようになっているかと質しましたところ、現在の町全体での設置率は79.5%で、国、県の平均を大きく上回っている。消防本部においては、設置促進委員会を設けているが、設置率の50%以下の地域を重点対象として、こちらから出向いて設置をしていただくということで、委員会内でも案が出ている。そういった方向で今後も進めていこうと考えているとの説明であります。

次に、歳入の15款3項、県支出金の中で、今回のパスポート申請受付事務に関する権限移譲交付金は、準備金ということで40万円交付されるが、実務が始まれば、別途交付金が支給されるのかと質しましたところ、今後権限移譲が行われると、均等割で2万円と交付件数割を合わせた形で事務費が交付される。件数割については、1件当たり718円が交付される見込みであるとの説明であります。

このほか、次の2点について、特に町長の見解を求めたところであります。

1点目として、指定管理者に対する指導・助言のあり方についてであります。3つの指定管理施設の現地調査をし、指定管理者から直接話を伺ったが、その中で、改善していただきたい点について、我々も申し上げたところである。また、我々議員もお客様、住民の皆さんから施設について、苦情等を承っている状況である。

そういう中で、来年度以降の指定管理者を決定される予定だが、事業運営のあり方についても行政として、いろんな苦言を含めた助言、指導等を行うことが大事ではないかと質しましたところ、指定管理契約をして、そのことで行政から手が離れることがないように、日ごろ月例報告もいただいているし、やはり管理者や従業員の皆さんと接触を図って、施設の効用が発揮されるようにということは、すでに私のほうから職員へそれぞれ指示しているところである。十分とまではいかないところはまだあるかと思うが、運営状況についてもいろんな機会にチェックをしながら、また、時には施設に出向いていろんな意見を聞いたり、意見を申し出たりという機会を設けるようにということは言っているところである。

あくまでも第一次的な管理者というのは町であるので、いくら指定管理者に委託をしたとしても、常にそういう気配り、目配りということは必要だと思っているところであり、さらに努力をしていきたいと思っている。

指定管理者の中でも御指摘にあるように、一生懸命いろんな企画、イベントをしたり、努力されているところ、あるいはまたもう少し頑張っていたきたいところも確かにあり、そういう差異がある。皆さん指定管理者になった以上は、自分の会社の経営だという気持ちでやっていただければ本当にありがたいが、なかなか一様にはいかないということが実態にあるようである。

御指摘のある所については、近く社長に来ていただき、私のほうから直接申し上げて、改善について努力していただくように申し入れをしたいと思っているところである。とにかく、指定管理者としての気構え、運営のあり方を確認していただくように、私からもお願いする機会を設け

ていきたいと思っているとの答弁であります。

2点目として、指定管理者に対して、外部評価を取り入れる考えはないかと質しましたところ、確かに専門的な目を見て、細かなところまでチェックをして、お客様のニーズにお応えしていく。このことが大事であるので、どういう形が良いか研究させていただきたいと思っているとの答弁であります。

以上で、総務常任委員会の報告を終わります。

〔新改 秀作議員降壇〕

○議長（中尾 正男議員）

ただいまの総務常任委員長長の報告に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

質疑なしと認めます。これで総務常任委員長長に対する質疑を終わります。

次に、文教厚生常任委員長長の審査報告を求めます。

〔岩元 涼一議員登壇〕

○文教厚生常任委員長（岩元 涼一議員）

文教厚生常任委員会の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました「議案第77号 さつま町宮之城ひまわり館の指定管理者の指定について」、「議案第78号 さつま町老人福祉センターいぬまき荘等の指定管理者の指定について」以上、議案2件については慎重に審査を行った結果、いずれも可決すべきものと決定し、「議案第96号 平成22年度さつま町一般会計補正予算（第9号）」関係分、「議案第97号 平成22年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」、「議案第98号 平成22年度さつま町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）」以上、議案3件については慎重に審査を行った結果、いずれも原案の通り可決すべきものと決定した次第であります。

それでは審査の過程の主な論議について申し上げます。

はじめに、「議案第78号 さつま町老人福祉センターいぬまき荘等の指定管理者の指定について」であります。

本案は、老人福祉法に基づき昭和55年に設置された老人福祉センターいぬまき荘、並びにこれに隣接し利用されているふれあい広場及び郷土文化 保存伝習館について、指定管理期間満了に伴い平成23年4月から引き続き 5年間、さつま町社会福祉協議会に指定管理させようとするものであるとの説明であります。

質疑の中で、いぬまき荘は建設して相当年数が経過しているが、今後の管理のあり方を質しましたところ、町内では老人福祉法に基づく老人福祉施設は当該施設だけである。現在、年間約1万2,000名の利用があり、地域のふれあいサロン等が活発になる中で、利用者は年々増加傾向にあると感じている。

今後については、老人福祉施設がどうあるべきかという視点で、当該施設のあり方を見極めていく必要があると考えている。これからの方向性を見極めながら、今回は引き続き指定管理させようとするものであるとのことであります。

次は、「議案第96号 平成22年度さつま町一般会計補正予算（第9号）」関係分についてであります。

当委員会関係の主な質疑について申し上げます。

まず、3款1項、社会福祉費の地域活動支援センター事業の補正内容を質しましたところ、この事業は若竹作業所工房たけん子で取り組まれている活動に対する町単事業であるが、今回新し

い事業に取り組まれることから補正するものであるとのことであります。

また、地域介護・福祉空間整備補助の補正に関して、今回整備するもの以外で残っている整備予定施設を質しましたところ、この事業は平成21年の消防法改正により小規模な事業所についても消防設備の設置義務が生じたことから、国が基準額の範囲内で支援するものである。町内では、残り2つの施設においてスプリンクラーを設置する予定が残っているとのことであります。

次に、3款2項、児童福祉費の補正に関して、子ども手当に対する町負担の基準を確認しましたところ、本年度については、従来の児童手当の市町村負担相当分を町一般財源から充当している。次年度については、どのようになるか未確定であるとのことであります。

また、子ども手当支給にあわせた保育料未納者への対応状況を確認しましたところ、本年度については支給時期にあわせ保育料未納者へ納入相談した結果、約40件で約250万円の未納が解消される見込みである。町として現在できる範囲で対応しているところであるとのことであります。

次に、4款1項、保健衛生費の自殺対策緊急強化学業組替えの考え方を質しましたところ、予定していた講演会が口蹄疫対策のため実施できなかったことから計画を調整し進めてきたところであるが、今回の補正で新たに啓発用パンフレットを作成し、全国自殺対策強化月間（平成23年3月）に全戸配布し啓発しようとするものであるとのことであります。

なお、講演会は自殺対策強化月間に合わせて3月に宮之城文化センターで国立肥前精神医療センター院長のアルコール関連問題の講演を計画しているとのことであります。

次に、10款2項、小学校費の補正に関して、学校施設修繕の費用が必要に応じ補正計上されているが、学校再編との整合性を今後どのように考えているか質しましたところ、子どもたちが学校で学んでいる以上、安全面など必要な部分は整備することが基本だと考えているとのことであります。

また、狩宿分校跡に設置する閉校記念石碑の大きさ等を確認しましたところ、地元関係者とも協議した結果、特に多額の費用をかけて設置することは考えていないところであり、石碑の大きさや種類等は、今回の補正予算の範囲内で検討していくとのことであります。

次に、10款3項、中学校費の建築確認申請手数料及び原材料について説明を求めましたところ、宮之中学校から技術科用資材倉庫の設置要望があり、今回は宮之城技術高等専門校の協力を得て設置してもらうことになったことから、これに必要な補正であるとのことであります。

次に、10款6項、保健体育費の補正に関して、子ども手当支給による学校給食費未納への効果があったか確認しましたところ、本年度の国の考え方では子ども手当からの天引きはできないということであったが、納入相談する中で2件約6万円の納入実績があったとのことであります。

次は、「議案第97号 平成22年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」についてであります。

質疑の中で、今回の年間実績見込みによる高額療養費等増額補正の主な理由について質しましたところ、本年度当初予算編成時点で平成21年度実績見込みが平成20年度実績より減少傾向にあったことから、これを基本にして予算編成したところである。

しかし、本年度に入り毎月の医療費が前年比10%増と予想を上回る状況にある。その要因については現在分析中であるが、本年4月に診療報酬の改定があったことも一因ではないかとのことであります。

以上で、文教厚生常任委員会の報告を終わりますが、報告の中で直接ふれなかった議案についても慎重に審査を行った次第であります。

〔岩元 涼一議員降壇〕

○議長（中尾 正男議員）

ただいまの文教厚生常任委員長の報告に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

質疑なしと認めます。これで文教厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

次に、建設経済常任委員長の審査報告を求めます。

〔米丸 文武議員登壇〕

○建設経済常任委員長（米丸 文武議員）

建設経済常任委員会の審査の過程と結果について、御報告申し上げます。

当委員会に付託されました、議案については、現地調査も踏まえて慎重に審査を行った結果、「議案第73号 さつま町都市公園条例の一部改正について」、「議案第96号 平成22年度さつま町一般会計補正予算（第9号）」の関係分、「議案第99号 平成22年度さつま町水道事業会計補正予算（第2号）」以上の議案3件については、原案のとおり可決すべきものと決定し、「議案第82号 さつま町つるだ特産品販売所の指定管理者の指定について」、「議案第83号 さつま町さつま特産品直売所の指定管理者の指定について」、「議案第84号 さつま町柗野農村広場の指定管理者の指定について」、「議案第86号 さつま町宮之城ちくりん館の指定管理者の指定について」、「議案第87号 さつま町薩摩農産物加工センターの指定管理者の指定について」、「議案第88号 さつま町白男川紫陽館の指定管理者の指定について」、「議案第89号 さつま町大野活性化センターの指定管理者の指定について」、「議案第90号 さつま町尾原活性化センターの指定管理者の指定について」、「議案第91号 さつま町紫尾山きららの里キャンプ場の指定管理者の指定について」、「議案第92号 さつま町宮之城伝統工芸センターの指定管理者の指定について」、「議案第93号 さつま町鶴田ダム公園及びさつま町大鶴ゆうゆう館の指定管理者の指定について」、「議案第95号 さつま町かぐや姫グラウンドの指定管理者の指定について」以上の議案12件については、可決すべきものと決定した次第であります。

審査の過程の主な論議について、その概要を申し上げます。

まず、「議案第73号 さつま町都市公園条例の一部改正について」であります。

今回の改正は、都市公園のうち北薩広域公園内のかぐや姫グラウンド施設について、平成23年度から新たに指定管理者制度を導入しようとするため条例の一部を改正するものであります。

次に、「議案第82号 さつま町つるだ特産品販売所の指定管理者の指定について」であります。

今回、平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間、「つるだ特産品出荷協議会」を指定管理者に指定しようとするものであります。

質疑の中で、農産物等の出荷者について制限があったようであるが、現在の状況について質しましたところ、出荷者協議会の中で、加工品は地区外からの出荷も認めているが、農産物は鶴田地区内に限定していることから、周りからの出荷要望もあり、協議会内でも検討をされている。豊富な品揃えという点から町も規制の緩和をお願いしていきたいとのことであります。

次に、「議案第83号 さつま町さつま特産品直売所の指定管理者の指定について」であります。

今回、平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間、「さつま特産品直売所利用協議会」を指定管理者に指定しようとするものであります。

質疑の中で、高規格道路の影響等もあり、これまで厳しい運営状況が続いているが、本年度の状況と見通しについて質しましたところ、本年度、出荷手数料を15%から18%に上げたことにより、上期において若干の黒字決算となり、会員の方も地元に必要な施設ということを認識し、努力されているとのことであります。

次に、「議案第86号 さつま町宮之城ちくりん館の指定管理者の指定について」であります。

今回、平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間、「北さつま農業協同組合」を指定管理者に指定しようとするものであります。

質疑の中で、町外出荷者の取り扱いへの考え方について質しましたところ、宮之城ちくりん館出荷規約の中で、施設で販売できる商品として、管内で生産された農林水産物、加工品及び工芸品とされており、販売手数料で、町内産とそれ以外の管内産とを区別し、町内産が15%、町外産が18%となっているとのことであります。

次に、「議案第87号 さつま町薩摩農産物加工センターの指定管理者の指定について」であります。

今回、平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間、「さつま町梅振興会」を指定管理者に指定しようとするものであります。

質疑の中で、以前現地を見たとき、駐車場の路面がかなり傷んでいたが、現況について質しましたところ、地盤沈下と思われる凹凸とともに、亀裂も入っていたため、土木技術職員に現場を診断してもらったが、地下の状況が分からないとのことであった。できれば専門家に調査をお願いし、財政的に可能であれば補修なり対応したいとのことであります。

また、施設の利用促進と6次産業化を進める観点から、加工グループ等の新たな会員の掘り起こしと育成を目的とした研修会等の開催を要望したところであります。

次に、「議案第88号 さつま町白男川紫陽館の指定管理者の指定について」であります。

今回、平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間、「白男川区公民館」を指定管理者に指定しようとするものであります。

質疑の中で、一部は地区の公民館として利用されている実態を踏まえ、地元への譲渡について協議があったものか質しましたところ、これまで地元への譲渡に関する協議は行っていないが、公民館として利用されている他の施設との整合性等も考慮しながら、今後協議していきたいとのことであります。

次に、「議案第92号 さつま町宮之城伝統工芸センターの指定管理者の指定について」であります。

今回、平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間、「協同組合特産品フレッシュ宮之城」を指定管理者に指定しようとするものであります。

質疑の中で、すでに建設後23年が経過し、利用客も激減している状況での今後の運営のあり方について質しましたところ、維持管理費は、指定管理者制度導入前と比較すると、約300万円の減額となっている。フレッシュ宮之城とされても、利用客数などが年々減少している実状を重く受けとめ、さつま町の県人会の中で、特産品宅配のチラシを作るなど新たな試みもされ、経営改善に向けた努力をされているとのことであります。

次に、「議案第93号 さつま町鶴田ダム公園及びさつま町大鶴ゆうゆう館の指定管理者の指定について」であります。

今回、平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間、「特定非営利活動法人、ひっ翔べ！奥さつま探検隊」を指定管理者に指定しようとするものであります。

質疑の中で、ある程度利益が期待できる大鶴ゆうゆう館と維持管理経費の支出だけであるダム

公園とを分けて管理を行わせることの検討について質しましたところ、町としても大鶴ゆうゆう館は指定管理を別という検討もなされた。5年後において、本格的に観光地としてのダムになれば、特産品の販売等も含め利益が見込める必要な施設になるものと思われるが、これからの5年間は、道路整備やダム再開発事業等があり、それほど利用客と収益の伸びは見込めないものと考えられ、また、NPOから継続の申し出もあったため、今回、一体的な管理をお願いすることとあります。

次に、「議案第95号 さつま町かぐや姫グラウンドの指定管理者の指定について」であります。

今回、平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間、「財団法人、鹿児島県地域振興公社」を指定管理者に指定しようとするものであります。

質疑の中で、指定管理者制度の導入にあたり、現在管理を受託している地元業者への対応について質しましたところ、管理をされている管理組合にも話をし、これまでの管理業務に加え、周辺外構の除草、ライン引き及び受付等を含めた管理の見積を徴収したところ、1,000万円を超える金額が提示された。そこで、隣接する県の施設を管理している地域振興公社と協議を行ったとのこととあります。

次は、「議案第96号 平成22年度さつま町一般会計補正予算（第9号）の関係分」であります。

6款1項、農業費の中山間地域等直接支払事業費791万5,000円は、事業確定による補正で、交付対象協定数が112、面積が1,409ヘクタールとなっており、制度見直しにより10割単価交付へ取り組みやすくなったことから、増額補正となっています。

特産振興対策事業費の果樹防霜対策実証事業の委託料120万円は、「薩摩西郷梅」の生産の安定性を図る必要があることから、新たな試みとしてスプリンクラーによる実証ほとして約5アールの2カ所を設置しようとするもので、1カ所当たりの経費60万円となっています。また、梅産地維持育成補助123万2,000円の減額は、補助金交付による執行残であります。

質疑の中で、梅産地維持育成補助金に執行残が出た理由と今後の梅振興策について質しましたところ、凍霜害により大きな被害を受けた梅栽培農家の生産意欲喚起と次年度対策を図るため、梅の防除に係る薬剤費の一部助成として計上したが、防除の実施実績が見込みを大きく下回った。理由としては、被害による気力低下が大きな要因と推測される。年々高齢化も進行し荒廃園も発生していることから、現在、梅園の管理引き受けなど、「薩摩西郷梅」の産地存続のために、梅振興会の法人化に向けた検討がなされており、期待をしているとのこととあります。

次に、6款2項、林業費の有害鳥獣捕獲事業費についてであります。本年度も猟友会の協力により、夏場における箱罠、くくり罠等の罠限定捕獲を実施したところ、ほとんどの有害鳥獣において、捕獲頭数が昨年度を大幅に上回ったとのこととあります。

質疑の中で、捕獲頭数の実績は伸びているが、依然として多くの被害が出ているため、今後の対策等について質しましたところ、これまでは、銃猟と罠猟を同時期にすると犬が罠に掛かるトラブルが発生したため、猟友会とされても消極的であったが、今回は自己責任の中で対応するという話が出された。このため、できるだけ併用期間を長くするという了承が得られたので、年度末に開催される協議会の中で諮りたいとのこととあります。

次に、8款2項、道路橋りょう費の道整備交付金事業は、委託料及び公有財産購入費などを投資効果影響の大きい工事請負費に組み替えをすることにより、整備促進を進め、整備効果の早期実現と地域の活性化を図るものであります。主な路線としては、中津川佐志線、尾付野山小川田線、戸子田熊田線及び白男川高峰線が事業増となっております。

次に、5項 住宅費の町営住宅管理費50万円は、町営住宅退去時の畳、ふすま補修費で、入退去が予想以上に多かったため、今回新たに5件分が計上されています。

質疑の中で、退去時における補修費の未払い状況について質しましたところ、現在、未収が4件あり、うち1件は転出先に文書を送付してある。残り3件については、分納誓約書により徴収を行っているとのことであります。

次は、「議案第99号 平成22年度さつま町水道事業会計補正予算（第2号）」についてであります。

収益的収入及び支出の営業外費用の消費税9,000円の減額は、資本的支出に係る課税仕入額の増に伴うものであります。また、収益的収入及び支出の建設改良費の負担金18万1,000円は、激特事業に係る東橋の橋梁架け替え工事に伴う水道管布設の橋梁負担金であり、これは橋梁全体の添架物過重における水道管の重量が占める割合に基づき算定されたものであります。

最後に、次の3点については、特に町長の見解を求めたところであります。

まず、第1点目は、指定管理の基本的な考え方と今後における施設の管理のあり方に対する考えについてであります。

結果的に、全施設において指定管理者制度が継続した形となっているが、これも施設管理のあり方のひとつと考える。本制度により民間によるノウハウが活用され、より効率的な運営が図られるよう法律の改正がなされ、このような取り組みを行ってきた。しかしながら、これまでも指摘のあるとおり、施設によっては、地域をはじめ民間への譲渡等もあり得ると考えているので、指定期間としては、5年間であるが、この期間内においてもお互いに協議をしながら、財産処分が可能な施設については、進めて行きたいと考えている。

ただ、施設を現状のまま譲渡となると、かなり難しいのではないかと推測されるので、これらも含め今後それぞれの施設について、具体的に調査を踏まえて結論を導いていきたいとのことであります。

2点目は、農産物直売所における運営のあり方で、宮之城ちくりん館の設置目的に関する指定管理者との協議についてであります。

設置目的は本町の農業振興等という観点から、出荷者組合で手数料において一定の差を設けてある。町外からの関係者は1割未満ということで大きな影響はないと思われ、本町の農産物の販売、情報提供等においても十分設置目的は果たされているものとする。消費者の立場から言えば、いろんな品揃えがあることにより購買力が伸びるため、あまり強く規制をすると消費者の嗜好にそぐわない面も出てくる。品揃えを豊富にし、農産物直売所の経営改善や利益の向上に繋がればと考える。

ただ、設置目的との整合性もあるので支障のない範囲で、条例を尊重をしながら、健全な運営が図られるよう、指定管理者とは協議をしていきたいとのことであります。

3点目は、指定管理者制度導入を期に、かぐや姫グラウンドの利用促進を図る観点から、クレイグラウンド整備の必要性についてであります。

スポーツコンベンション推進のまちということもあり、サッカー、ラグビー等かなりの利用者があり、芝生グラウンドとして整備されれば、素晴らしい環境が整い、さらなる誘致が図られるものと考えている。

ただ、試算をしたとき、初期投資に加え、多額の維持管理経費を要するため、整備したいという強い気持ちはあるが、なかなか決断に踏み切れない状況である。現在の芝生グラウンドについても一部芝の傷みがあり張り替えの必要があるため、今後総合的に考えながら計画を進めていきたいとのことであります。

以上で、建設経済常任委員会の報告を終わりますが、報告の中で直接ふれなかった議案についても慎重に審査を行った次第であります。

[米丸 文武議員降壇]

○議長（中尾 正男議員）

ただいまの建設経済常任委員長報告に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

質疑なしと認めます。これで建設経済常任委員長に対する質疑を終わります。

これから順に討論、採決を行います。

まず、「議案第71号 さつま町手数料徴収条例の一部改正について」から「議案第73号 さつま町都市公園条例の一部改正について」までの議案3件について、一括して討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

討論なしと認めます。

これから、ただいまの議案3件を一括して採決します。

お諮りします。ただいまの議案3件に対する各常任委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第71号 さつま町手数料徴収条例の一部改正について」から「議案第73号 さつま町都市公園条例の一部改正について」までの議案3件は、各常任委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、「議案第74号 さつま町健康ふれあいセンターの指定管理者の指定について」討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

討論なしと認めます。

これから本案を採決します。

お諮りします。本案に対する総務常任委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第74号 さつま町健康ふれあいセンターの指定管理者の指定について」は、総務常任委員長報告のとおり可決されました。

次に、「議案第75号 さつま町観音滝公園及びさつま町観音滝公園交流センターの指定管理者の指定について」討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

討論なしと認めます。これから本案を採決します。

お諮りします。本案に対する総務常任委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第75号 さつま町観音滝公園及びさつま町観音滝公園交流センターの指定管理者の指定について」は、総務常任委員長報告のとおり可決されました。

次は、「議案第76号 さつま町ガラス工芸館の指定管理者の指定について」討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

討論なしと認めます。

これから本案を採決します。

お諮りします。本案に対する総務常任委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第76号 さつま町ガラス工芸館の指定管理者の指定について」は、総務常任委員長報告のとおり可決されました。

次は、日程第7「議案第77号 さつま町宮之城ひまわり館の指定管理者の指定について」から日程第20「議案第95号 さつま町かぐや姫グラウンドの指定管理者の指定について」までの議案14件について、一括して討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

討論なしと認めます。

これから、ただいまの議案14件を一括して採決します。

お諮りします。ただいまの議案14件に対する各常任委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、日程第7「議案第77号 さつま町宮之城ひまわり館の指定管理者の指定について」から日程第20「議案第95号 さつま町かぐや姫グラウンドの指定管理者の指定について」までの議案14件は、各常任委員長報告のとおり可決されました。

次は、「議案第96号 平成22年度さつま町一般会計補正予算（第9号）」について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

討論なしと認めます。

これから本案を採決します。

お諮りします。本案に対する各常任委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第96号 平成22年度さつま町一般会計補正予算（第9号）」は、各常任委員長報告のとおり原案可決されました。

次は、「議案第97号 平成22年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」から「議案第99号 平成22年度さつま町水道事業会計補正予算（第2号）」までの議案3件を一括して討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

討論なしと認めます。

これから本案を採決します。

お諮りします。ただいまの議案3件に対する各常任委員長の報告は原案可決です。各常任委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第97号 平成22年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」から「議案第99号 平成22年度さつま町水道事業会計補正予算（第2号）」までの議案3件は、各常任委員長報告のとおり原案可決されました。

---

#### △日程第25「議案第79号 さつま町鶴田地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について」

○議長（中尾 正男議員）

次は、日程第25「議案第79号 さつま町鶴田地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について」を議題とします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、2番、東哲雄議員の退場を求めます。

〔東 哲雄議員退場〕

○議長（中尾 正男議員）

文教厚生常任委員長の審査報告を求めます。

〔岩元 涼一議員登壇〕

○文教厚生常任委員長（岩元 涼一議員）

文教厚生常任委員会の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました「議案第79号 さつま町鶴田地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について」は、慎重に審査を行った結果、可決すべきものと決定した次第であります。それでは審査の過程の主な論議について申し上げます。

本案は、町民のコミュニティ集会施設として平成12年3月に設置された 鶴田地区コミュニティセンターについて、指定管理期間満了に伴い平成23年4月から引き続き5年間、鶴田区公民館に指定管理させようとするものであるとの説明であります。

また、当該施設については、平成18年4月から指定管理者制度を導入している中で、現在、区と無償譲渡に向けて協議を行っているところである。今後の事務的な取り扱いとしては、区と協議する中で合意に至った段階で指定管理の解除手続きを行い、無償譲渡につなげていきたいとの説明であります。

質疑の中で、当該施設を始め類似施設の管理方法については、今後方向性を示していきたいとの説明をこれまで受けているが、具体的にどのように考えているのか質しましたところ、町全体の中央公民館の位置づけを図りながら、基本的には地域が活用する施設については、すべて自治公民館施設という形に移行していきたいと考えている。

その中で、鶴田地区については先に指定管理者制度を導入しており、無償譲渡の話し合いを今

進めているものの、現時点ではその時期を明確に申し上げられないところであるとのことであります。

これに対して、期限や将来の流れをしっかりと示すべきではないか質しましたところ、段階的な期限を設けながら進めていきたいとのことであります。

次に、当該施設には指定管理料は支払われていないが、実際の維持管理費はどのようになっていくか質しましたところ、平成21年度実績では、町が建物共済と合併処理浄化槽法定検査手数料について6万9,378円を支払っている。また、このほか鶴田区で40万2,194円の維持管理費を支払っている。

なお、区が支払っている費用については、本年度から公民館施設運営補助金の施設割で、18万円を下限に経費の9割助成を行っていることから、実質の地元負担は4万1,194円となっている。また、仮に無償譲渡した場合、町の支払い分が含まれるため、試算では実質の地元負担が4万7,572円になるとのことであります。

以上のほか、特に町長に対して、当該コミュニティセンターなどを始めとした区公民館に指定管理させようとする施設について、譲渡を含め将来の管理のあり方を質したところでありました。

答弁では、各区に関係するこういった施設については、旧町ごとにそれぞれスタート地点が違っていることから、それぞれ指定管理者制度の導入や無償譲渡といった形で段階的に進めていきたいと思っている。

その中で、大規模改修が必要になったときどうなるか、そこが一番地元にとっては心配をされる場所である。今の段階では早急に大規模改修する必要はないと思うが、将来的にそういうことが危惧されるということが、一つの課題であるかと思っている。そこあたりを調整して、できるだけ早く地元と協議を進め、自治公民館という形で運営ができるよう、譲渡の方向で進めていきたいと思っているとの答弁であります。

これに対して、協議を前進させるためにはもっとシミュレーションなど形を出していくべきではないか質しましたところ、今後譲渡したときに地元負担がどれくらいあるのか、その辺のシミュレーションは大事かと思っている。また、譲渡の場合に限っては、今までの経緯から補助率増高なり、ある程度示さないと地元としては受け入れがたいのではということもあるので、その辺の方向を示しながら、協議を進めていきたいと思っているとの答弁であります。

以上で、文教厚生常任委員会の報告を終わります。

〔岩元 涼一議員降壇〕

#### ○議長（中尾 正男議員）

ただいまの文教厚生常任委員長の報告に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

#### ○平八重光輝議員

指定管理のあり方については相当深く論議をされたようでありますが、我がまちには自治公民会組織といいますか、区ごとに20の公民館があります。そして、それぞれ館を持っておられるわけですが、その維持管理については現在のところ4つの形といいますかパターンがあります。

ひとつは条例公民館、これは3公民館あります。ひとつに交流館、これが3公民館、それから今回の指定管理をされる公民館が4つ、それから、その他と申しますか、そういうのに入っていないのが残り10公民館あるわけです。その維持、管理、運営については大きな格差を生じております。

合併をしまして5年を経過しましたが、行政サービスという点においては非常に不平等感と申しますか、不均衡、不公平感を感じていらっしゃる町民の方もたくさんいらっしゃると思います。

そういうのをできるだけ早く統一化と申しますか、できるだけ平等になるような形をすべきであるとは思いますが、そういう論議についてはされなかったものか、お尋ねいたします。

〔岩元 涼一議員登壇〕

○文教厚生常任委員長（岩元 涼一議員）

お尋ねの維持管理、運営に関する格差についてであります。当委員会といたしましても、この点についてはこれまでも論議を重ねてきております。

先ほど申されました条例公民館、交流館等については論議はいたしておりません。今回は付託されました指定管理に伴う施設の今後の維持管理のあり方、その点については先ほどの報告書で触れたとおりであります。

先ほども申し上げましたが、それぞれの館の運営等につきましては、今回私ども委員会に付託されました議案とは直接関係しておりませんでしたので、論議はいたしておりません。

〔岩元 涼一議員降壇〕

○議長（中尾 正男議員）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

質疑なしと認めます。これで文教厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

討論なしと認めます。

これから本案を採決します。

お諮りします。本案に対する文教厚生常任委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第79号 さつま町鶴田地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について」は、文教厚生常任委員長報告のとおり可決されました。

2番、東哲雄議員の入場を許します。

〔東 哲雄議員入場〕

---

△日程第26「議案第80号 さつま町神子地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について」

○議長（中尾 正男議員）

次は、日程第26「議案第80号 さつま町神子地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について」を議題とします。

本案の審査に当たり、私は、地方自治法第117条に規定する除斥に該当しますので、副議長と交代し退席させていただきます。

〔議長交代〕

〔中尾 正男議員退場〕

○副議長（木下 賢治議員）

中尾議長にかわり審議を続けます。

本案に対する文教厚生常任委員長の審査報告を求めます。

〔岩元 涼一議員登壇〕

○文教厚生常任委員長（岩元 涼一議員）

文教厚生常任委員会の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました「議案第80号 さつま町神子地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について」は、慎重に審査を行った結果、可決すべきものと決定した次第であります。それでは審査の過程の主な論議について申し上げます。

本案は、町民のコミュニティ集会施設として昭和60年3月に設置された 神子地区コミュニティセンターについて、指定管理期間満了に伴い平成23年4月から引き続き5年間、神子区公民館に指定管理させようとするものであるとの説明であります。

また、当該施設については、平成18年4月から指定管理者制度を導入している中で、現在、区と無償譲渡に向けて協議を行っているところである。今後の事務的な取り扱いとしては、区と協議する中で合意に至った段階で指定管理の解除手続きを行い、無償譲渡につなげていきたいとの説明であります。

質疑の中で、当該施設には指定管理料は支払われていないが、実際の維持管理費はどのようになっているか質しましたところ、平成21年度実績では、町が建物共済と合併処理浄化槽法定検査手数料について1万4,754円を支払っている。また、このほか神子区で10万8,823円の維持管理費を支払っている。

なお、区が支払っている費用については、公民館施設運営補助金の施設割で、18万円を下限に助成を行っていることから、実質の地元負担はないところである。また、仮に無償譲渡した場合、町の支払い分が含まれることになるが、試算では実質の地元負担はないとのことであります。

以上のほか、先に報告しました「議案第79号 さつま町鶴田地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について」の審査報告のとおり、本案に関連した質疑も出たところであります。

以上で、文教厚生常任委員会の報告を終わります。

〔岩元 涼一議員降壇〕

○副議長（木下 賢治議員）

ただいまの文教厚生常任委員長の報告に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（木下 賢治議員）

質疑なしと認めます。これで文教厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（木下 賢治議員）

討論なしと認めます。

これから本案を採決いたします。

お諮りします。本案に対する文教厚生常任委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（木下 賢治議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第80号 さつま町神子地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について」は、文教厚生常任委員長の報告のとおり可決されました。

ここで20番、中尾議長の入場を許し、議長と交代します。

〔中尾 正男議員入場〕

〔議長交代〕

△日程第27「議案第81号 さつま町柏原地区集会施設の  
指定管理者の指定について」

○議長（中尾 正男議員）

次は、日程第27「議案第81号 さつま町柏原地区集会施設の指定管理者の指定について」を議題とします。

ここで地方自治法第117条の規定により、5番、川口憲男議員の退場を求めます。

〔川口 憲男議員退場〕

○議長（中尾 正男議員）

文教厚生常任委員長の審査報告を求めます。

〔岩元 涼一議員登壇〕

○文教厚生常任委員長（岩元 涼一議員）

文教厚生常任委員会の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました「議案第81号 さつま町柏原地区集会施設の指定管理者の指定について」は、慎重に審査を行った結果、可決すべきものと決定した次第であります。

それでは審査の過程の主な論議について申し上げます。

本案は、町民のむらづくり活動集会施設として平成16年3月に設置された柏原地区集会施設について、指定管理期間満了に伴い平成23年4月から引き続き5年間、柏原区公民館に指定管理させようとするものであるとの説明であります。

また、当該施設については、平成18年4月から指定管理者制度を導入している中で、現在、区と無償譲渡に向けて協議を行っているところである。今後の事務的な取り扱いとしては、区と協議する中で合意に至った段階で指定管理の解除手続きを行い、無償譲渡につなげていきたいとの説明であります。

質疑の中で、当該施設には指定管理料は支払われていないが、実際の維持管理費はどのようになっているか質しましたところ、平成21年度実績では、町が建物共済と合併処理浄化槽法定検査手数料について6万3,836円を支払っている。また、このほか柏原区で36万8,284円の維持管理費を支払っている。

なお、区が支払っている費用については、本年度から公民館施設運営補助金の施設割で、18万円を下限に経費の9割助成を行っていることから、実質の地元負担は3万7,284円となっている。また、仮に無償譲渡した場合、町の支払い分が含まれるため、試算では実質の地元負担が4万4,120円になるとのことです。

次に、仮に無償譲渡した場合、当該施設は他の類似施設と違い新しい施設であるが、県補助金返還の考え方はどのように判断しているか質しましたところ、県と協議した中では、用途変更するわけではなく集会施設として利用していくのであれば返還義務は生じないだろうとのことです。

以上のほか、先に報告しました「議案第79号 さつま町鶴田地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について」の審査報告のとおり、本案に関連した質疑も出たところでありました。

以上で、文教厚生常任委員会の報告を終わります。

〔岩元 涼一議員降壇〕

○議長（中尾 正男議員）

ただいまの文教厚生常任委員長の報告に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

質疑なしと認めます。これで文教厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

討論なしと認めます。

これから本案を採決します。

お諮りします。本案に対する文教厚生常任委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第81号 さつま町柏原地区集会施設の指定管理者の指定について」は、文教厚生常任委員長報告のとおり可決されました。

5番、川口憲男議員の入場を許します。

〔川口 憲男議員入場〕

---

#### △日程第28「議案第85号 さつま町平川郷の指定管理者の指定について」

○議長（中尾 正男議員）

次は、日程第28「議案第85号 さつま町平川郷の指定管理者の指定について」を議題とします。

ここで地方自治法第117条の規定により、16番、市来修議員の退場を求めます。

〔市来 修議員退場〕

○議長（中尾 正男議員）

建設経済常任委員長の審査報告を求めます。

〔米丸 文武議員登壇〕

○建設経済常任委員長（米丸 文武議員）

建設経済常任委員会に付託されました「議案第85号 さつま町平川郷の指定管理者の指定について」の審査の過程と結果について、御報告申し上げます。

付託されました議案については、慎重な審査を行った結果、可決すべきものと決定した次第であります。審査の過程の主な論議について、その概要を申し上げます。

今回、平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間、「平川郷管理組合」を指定管理者に指定しようとするもので、引き続き、これまでの指定管理者に平川温泉とひらかわ屋の一体的な管理をお願いしようとするものであります。

以上で、建設経済常任委員会の報告を終わります。

〔米丸 文武議員降壇〕

○議長（中尾 正男議員）

ただいまの建設経済常任委員長の報告に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

質疑なしと認めます。これで建設経済常任委員長に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

討論なしと認めます。

これから本案を採決します。

お諮りします。本案に対する建設経済常任委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第85号 さつま町平川郷の指定管理者の指定について」は、建設経済常任委員長報告のとおり可決されました。

16番、市来修議員の入場を許します。

〔市来 修議員入場〕

---

#### △日程第29「議案第94号 さつま町紫尾温泉神の湯ふれあい館等の指定管理者の指定について」

○議長（中尾 正男議員）

次は、日程第29「議案第94号 さつま町紫尾温泉神の湯ふれあい館等の指定管理者の指定について」を議題とします。

ここで地方自治法第117条の規定により、13番、楠木園洋一議員の退場を求めます。

〔楠木園洋一議員退場〕

○議長（中尾 正男議員）

建設経済常任委員長の審査報告を求めます。

〔米丸 文武議員登壇〕

○建設経済常任委員長（米丸 文武議員）

建設経済常任委員会に付託されました「議案第94号 さつま町紫尾温泉神の湯ふれあい館等の指定管理者の指定について」であります。

付託されました議案については、現地調査も踏まえて慎重な審査を行った結果、可決すべきものと決定した次第であります。審査の過程の主な論議について、その概要を申し上げます。

今回、平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間、「紫尾区公民館」を指定管理者に指定しようとするもので、現在パターゴルフ場として利用されているふれあい公園については、利用者が極端に少ないことや管理の面から考慮し、今回の指定管理施設からは外されております。

なお、神の湯ふれあい館は、区湯である紫尾温泉神の湯とは、温泉と休憩所として一体的な利用がなされているようなので、今後の管理のあり方に関する検討を要望したところであります。

以上で、建設経済常任委員会の報告を終わります。

〔米丸 文武議員降壇〕

○議長（中尾 正男議員）

ただいまの建設経済常任委員長の報告に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

質疑なしと認めます。これで建設経済常任委員長に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

討論なしと認めます。

これから本案を採決します。

お諮りします。本案に対する建設経済常任委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第94号 さつま町紫尾温泉神の湯ふれあい館等の指定管理者の指定について」は、建設経済常任委員長報告のとおり可決されました。

13番、楠木園洋一議員の入場を許します。

〔楠木園洋一議員入場〕

○議長（中尾 正男議員）

ここでしばらく休憩いたします。再開はおおむね11時といたします。

---

休憩 午前10時49分

---

再開 午前11時00分

---

○議長（中尾 正男議員）

休憩前に引き続き会議を再開します。

---

### △日程第30「議案第100号 さつま町過疎地域自立促進計画の策定について」

○議長（中尾 正男議員）

次は、日程第30「議案第100号 さつま町過疎地域自立促進計画の策定について」を議題とします。

本案の提案理由については説明済みであります。

これから本案に対する質疑を許します。本案に対する質疑についてはできる限り総括的な質疑をお願いしたいと思います。質疑はありませんか。

○麥田 博稔議員

総括的なということですが、ちょっと小さくなっていく点があるかもしれませんがどれもお伺いしたい。

基本的な認識ですけれども、川内川の漁獲量について、13ページに書いてあるのは漁獲量が減ってきている原因が、外来魚による魚卵や稚魚の捕食と書いてあるんですが、私は旧宮之城町の時代から、やはりこの汚濁の問題もあって、やはり鶴田ダムができて、そのあとのその汚濁の問題というのが非常に響いているんじゃないかと。特にアユなんかについては、水は濁って、そのずっと、氾濫が終わったあとも濁っているという状況で、漁礁にコケがつかなければいけないのにヘドロがついて、というようなことが最大の原因じゃないか。

だからここ、基本的な考え方がその外来魚なのかどうか、その辺をどう思われるか。ここが一

番問題。ここが変わってくると結局、水質が合併処理浄化槽とか何だかんだそういう対策が変わってくるわけですから、その辺の基本的な考えをお伺いしておきたいと思います。

それから、地域の活性化ということでいろいろあって、伝統芸能とかありますが、今までのその伝承芸能、伝統行事の保存伝承については、発表の場を提供して、そして収録して保存を行う。

ほいで、今度来たねぶたについては活動を支援するという事になっているんですけども、ここの伝統芸能等について基本的にどう思われているのか。

というのが、あとでまちづくり活性化計画策定事業、地域づくりですね、これをしますから、各地域で策定をすると、そっちは別にされるのか。それともこの基本に書いてあるように伝統行事とか芸能については発表の場を提供するだけで、そういう地域の活性化にはしないと思われているのか、その辺。

だから、そこが関係してくるのが、今までこの地域活動支援事業だと思うんですけど。町長は地域活動支援事業から地域元気再生事業への転換を図ると。今まで地域活動支援事業については1,000万ですか、上限50万ということで各地区あって、それから地域再生で最初の年ということで200万ですか組まれて、この前は90万ぐらい減額して、ほかの文化のほうにということで、まあ似たような使い途ですけども。その辺の考えをどのようにお考えなのか。

この地域活動支援事業というのは、今までやはり定着してきて、町長この前も懸念されていました。この活動支援事業が地域のイベントとか、何というんですか、固定してきているから、何か変えてもうもう少し元気のあるほうに使うってほしいということ言われましたけれども。

やはりここは私たちの湯田区にとりまして、先ほど行いました竹ホテルに30万、それから伝統芸能のアキツマイと盆踊りに20万ということで、これはもう固定されています。

ここがなくなると、非常に今後地域で公民会費を上げるか何かしなければならぬんですけども、地域元気再生事業にそういう項目を上げたら、町でその予算的にどのようにお考えなのか。

地域で結局案はつくるけれども、お金がないとなるとなかなか進まなくて、自分たちのところでもいろいろ捻出する努力はするべきだと思うんですけども、ある程度の町の支援がないとうまくいかないと思うんです。その辺の基本的な考えを町長にお伺いしておきたいというふうに思います。

#### ○町長（日高 政勝君）

まず第1点は、川内川のこの漁獲の関係であります、確かに水質汚濁の問題っていうのは、ある面での一因はあるかと思いますが、今非常に漁協の方が心配されておりますのは、やっぱりこういった外来魚の関係。それから鵜が発生をすると、そういったアユを取ってしまうというようなことで、これらの対策が何か必要だなというのがございます。

川内川の水質の関係については、毎年水質調査もいたしております、ほかの河川とすると、わりと浄化度というのはいいというようなことも言われておりますので、今後につきましてもそれなりの水質汚濁連絡協議会というのが、えびのから川内川流域全体のがありまして、これは国交省の中でも協議をいたしておりますので、その中でも意見も出しておりますが、とにかく今後におきましても、合併処理浄化槽の推進とか、あるいはほかの農業関係についても、十分やっぱり環境をする必要があるかと思っておりますのでございます。

浄化の関係についてのデータ等があれば、また担当課長のほうからも説明をさせていただきたいと思っております。

それから、2点目のこのさつま町の地域元気再生事業でございます。

基本的には説明はもうあったかと思いますが、これまで地域支援活動という形で5年のスパンの中で、いろいろ地域活動支援をしてきた経緯がございます。

宮之城の時代からこれは続けておって、新町になっても17年から22年度までということでやっておりましたが、ちょうどこの周期になりますので、ここら辺でやっぱりこれまでの取り組みというのを、それぞれ地域のほうでも見直しをする必要があるかと思っておりますし、ただ、マンネリ化してこのまままた5年間ということよりも、本当に地域の中でいろんな課題を掘り下げていただく。そういう機会でも活性化計画も策定をしていただくようお願いをいたしております。

地域担当職員も入って一緒にやりながら、この地域の課題を掘り下げて、本当に地域のために、今後元気になるための取り組みで何が出来るかと、いうこともやっぱり見いだしていただきたいというようなことで、この元気再生事業に取りかかっているところがございます。

一つは、地域支援活動の支援事業という形のことから、名前も変わりますが、中身としては地域活性化型の事業ということで、従来やっておりました中の1公民館当たり50万という限度額の中では引き続き行いたいと思っておりますが、やはりこの今イベントも当然あるかと思っておりますが、福祉活動の面とかあるいは子育て支援の関係、青少年育成とか、そういったこと等について、ある程度やっぱり行政の推進の柱と一体的に進めてもらったほうが、地域の問題としても似通ったことであるかと思っておりますので、そういうものについては高率の助成をしていったらどうだろうかと思っております。8割から9割ということですね。

それで、余り活動をいろんなものに補助金を充ててやっていると、余り活性化の効果というんですか、特色が表れないという面もありますので、やはり地域の今後の展望を見たときに、何をやっぱり重点をして取り組んでいったほうが地域が元気になるかということ、地域で話し合いをしていただいて、そしてまた町のほうとしてのメニューっていうんですか、そういうものを示しながら、こういうものについては、もうやり方はいろいろあるかと思っております。

柱としては町が示したそういう方向で取り組んでいただければ、これについては9割補助がありますよとか、そういう形の一つの方向性というのを示していきたいと思っております。

それから、もう一つの柱は、やはり提案公募型の事業ということで、これも今までもやっておりますが、やはり単に公民館だけじゃなくて、公民館の中に公民会単位とか、あるいは公共の団体とか、NPOとかボランティアの団体とかありますので、もうそういった方が地域の中で、こういうことをしたら地域がもっとこう元気になるといようなものがあるかと思っておりますので、そういうことを知恵を出していただいて活動をしていただく。そのことも必要ではないかと思っております。これについては、別途200万程度は考えていきたいなと思っております。

先ほどの地域活性化型の事業については従来どおり、1,000万円という範囲の予算を見込んでやっていきたいということですが、若干今までは中身が、取り組みのやり方っていうのが変わらざるを得ないと思っております。

これらにつきましては一応計画出させていただきまして、町のほうでヒアリングをしながら、本当に地域が元気になるような方向に推進をしていきたいと思っております。

伝統芸能の関係でございますが、文言はいろいろ訴え方はありますけれども、伝統芸能については、この前の一般質問等でもいろいろお答えしましたとおり、町民体育祭がない年には、地域の公民館が20ありますので約半数出演をしていただく形、4年に一回になるかと思っておりますけれども、それぐらいの割合で発表する機会を設けていきたいと思っております。

これも秋にさつまフェスタをやっておりますので、その機会に午前、午後5チームずつ出ただけで、そうほかの行事との調整も必要でしょうけれども、そういう発表の機会があれば伝承が

ついてくるのかなあと、そういうような感じを持っているところでございます。

それに対してはまた当然として、必要な支援はやっていきたいと思っているところでございます。

ねぶたにつきまして、新しい文化の形になりますけれども、夏祭り等で今後実行委員会の中で、その辺の出し物の内容等については検討していきたいと思っているところでございます。

それで、以前から申し上げておりますとおり、ねぶたもやっぱりあれを一つの契機としながら、親子会あたりでこの小さなねぶたでも作っていただいて、やっぱりそういう触れ合う機会ができて、新しい郷土に根づいた文化として発展していけばありがたいことだと思っているところでもあります。

#### ○麥田 博稔議員

地域づくり、この活性化計画書を各地域でつくりますから、それによって今町長答弁されたようにやはりやっていただきたい。特に、地域担当職員制度というのがあって、各地域に入ってもらって、その辺の作成からいろいろ私たちの区でも協力してもらっているし、ほかのところ聞いてもありますので、今言われたその福祉とか、やっぱり子育て支援、買い物支援、その辺が前もちょっと質問のときに言ったんですけれども、やはりここ10年ぐらいで急速にこう買い物に困っていると。デマンド交通、いろいろされるようなんですけれども、やっぱり福祉を各地の活性化計画の中に入れて、きめ細かなことができるように、また上がってきたら、それなりにまた個別に町とか国の施策等にのったようにふうにやってもらって、高齢者が住みやすい福祉の町とか、その辺を、健康づくりもですけれどもお願いしておきたいと思います。

それから、一点だけ、子ども図書館をつくるという事業が入っているんですが、私はこの前一般質問するときに3館まわりました。旧薩摩の図書室は、子どもちゅうか非常によくできてまして、たまたま行ったときに1歳ぐらいの子どもと3歳ぐらいの子どもの連れて見えている方もいらっしゃいまして、聞いたんですが非常にいいと。

それでほかのところは、宮之城はただ畳を間仕切ったような、事務所の裏に畳2、3枚という敷いてあると。それで鶴田はないんですね。だから、その辺は慎重に私も前から図書館は1カ所にまとめてって思っていたんですが、地域を回ってみますと、やはり学校の子どもたちが寄るんですね夕方、学校帰りとか、親を待っているとか。

ですから、その辺も慎重に対応しないと、今度のこの子ども図書館は、旧薩摩のその支所の有効利用とかちゅうようなことで、話がこの前もちょっと出ましたけれども。

やはり子ども図書館となりますと子どもたちも、保護者が連れてきてということもありますけれども、非常に慎重に判断するあれがあるのかなあと。そして、一つの中央にまとめるのがいいのか、今の3館制度かここをうまく充実させて、うまく回すのがいいのか、これはやはりこの前ちょっと言いましたけれども、一般質問のときに、やはり担当者とか地域の公民館長、いろんな方を入れて、検討委員会をつくって、どうすればいいのかということ、やはり検討していただきたいというふうに思うんですけれども、その辺の基本的な考えをあつたら、教育長でも結構ですけれども、どうしてこういうことになったのかをお知らせを願いたいと思います。

#### ○教育長（東 修一君）

御案内のとおり町長が本町の読書推進を図ろうというようなことで、今学校が、この前質問でございましたように、いろいろ学校のほうで取り組んでおりますけれども、今回の子ども図書館は、その学校の年齢に達しない子どもを中心にしながら充実できないかということで、今ありましたように薩摩町の庁舎の有効活用も含めながら検討を進めているところであります。

このことにつきましては、せっかくなので、町民の方々に有効に活用されていた

だくということが大事でございます。また、そういうようなことで、まだ仮称でございますけれども、読書活動の推進協議会等々も設けながら検討をしていくということで、できるだけ皆様に活用ができるような方向で、今後検討していきたいとそういうふうに考えております。

#### ○麥田 博稔議員

ぜひ子ども図書館は、今使われている方が私が行ったときにもさっき言ったようにみえている方もいらっしやいましたので、その辺やいろいろ入れて、そして現在の図書館も、結局その子供たちが来なくなると、図書館の利用率がまた下がるんです。各地区に3地区あるのは。

だから、子どもを連れてる方がみえて、そして入館者が増えているという現状もありますし、それからターゲットとしてやっぱり子どもですけれども、ある程度、何ていうんですか、いろんな本だけじゃなくてシアター的なものとか、やはり子どもが喜ぶ紙芝居とか、やっぱりそういうものも必要になってくると思いますから、先ほど言ったようにくどくなりますけれども、やはり関係者といろいろ相談というかそれをしながら、あとでいろいろ問題にならないように、慎重な対応をぜひお願いしておきたいというふうに思います。

#### ○新改 幸一議員

一点、町長の見解をお伺いしますが、15ページの営農体制の充実の関係でございますけれども、町、JA、県の三者ワンフロア化ということで担い手支援室をつくって、それで努力をしてもらっているわけでございますけれども、これができたときに集落営農を進めるんだという形の中で、ここ数年来ているわけでございますけれども、この集落営農というのがなかなか先に進んでいかないような現実でもあるように感じられます。

そういう中にありまして、全国的にこの集落営農がいい形で進んでいくところの実態等を聞いてみますと、農業委員会との連携というのはかなりよくいっているという話も聞くところでございます。特に農地の集積等も含めて、農業委員会をこの三者フロア化して入れて、四者フロア化したひとつの担い手支援室みたいなをつくっていかないと、なかなか集落営農という言葉には使えますけれども、各地域の集落営農が進まんのじゃないかというようなことを実感するんですけれども、ここあたりの見解というのはどんなふうに思っているのか。

#### ○町長(日高 政勝君)

県下では画期的な体制としまして、さつま町がこのJA、それから町、県という形での体制ができたわけでありまして、今特にこの集落営農の推進等についても努力をいただいております。

穴川あたりが非常に最近では、もう法人組織も「永野むら」ということで設置もしていただいて活動もいただいております。

そしてまた、今穴川についても、営農組合を組織しながら具体的な取り組みをされておるところでございまして、非常に県のほうも重点的な場所として指導もいただいております。

先だってもそういった収穫祭もございましたので、一緒に行きながらいろんな話をする中で、やはり集落ぐるみのすばらしい取り組みをされておりました、本当モデルになる取り組みかなあと思っております。

そういうことで、今後こういった集落営農等が推進ができる、あるいはこの規模拡大が、担い手の拡大に進むとなると、当然として農地の流動化というのが発生をするわけですから、それにはその賃貸借でいくのか、あるいはまた買収までいくか、いろいろあろうかと思っておりますけれども、農業委員会の役割というのは当然と出てくるわけですから。

具体的、今担い手支援室のほうで活動をする中で、そこまで話し合いが進みますと当然として、農業委員会のほうとも協議をしていくということになりますので、最初からそういうフロアでや

っていくかということについては、まだ今のところは考えておりませんが、連携というのは常にやっぱ十分とってやっておりますので、支障のないようにこれからも進めていきたいと思っております。

#### ○桑園 憲一議員

全体的なことではちょっとお尋ねを申し上げます。

11月に担当課長のほうから全協の場でも説明を受け、また今回の提案理由で町長のほうから説明を受けたわけですが、今回のこの過疎の見直しの大きな要点というのは、社会状況の変化に合わせて使い勝手のいい、いわゆる仕組みに変えるというのが内容になっているようでありますが、今までのハード事業、いわゆる道路や施設、そういうものをつくるものから、地域の集落の活性化にも弾力的に使えるように、ソフト面にも配慮したということのを伺っておるわけでございます。

国土交通省が平成の合併によりまして、10年後は全国で2,600の集落が、いわゆる限界集落が生じるというような試算も示されております。過疎地域の基盤産業であります農林水産業で生活をしていけるような仕組み、いわゆるますます過疎が厳しくなる中で、コミュニティである集落の維持というものが非常に大事になってくると思うんですが、さっきも同僚議員のほうからありましたように、農村部は高齢化率が非常に高くて、土地あっても耕作されない。あるいは荒廃農地が非常に拡大していくというような状況が続くわけですが、そういうものを含めて今回のこの過疎計画の中には、どのような見直しが行われたのかお尋ねいたします。

#### ○企画課長（湯下 吉郎君）

今回の過疎地域自立促進計画の留意ということですが、もちろん時代の潮流を踏まえた計画というのと、改正法に沿った計画はもとよりなんですが、説明で申しましたように振興計画の整合性、それからマニフェストとの整合性も考慮しておりますが、特に少子高齢化の進展に伴う農林業とか、あるいは商工業などの産業振興でありましたり、あるいはまた健康、保健、福祉対策、医療確保対策、それから教育の振興ということは重点に掲げておりますが、今回、特に特徴的な点といいますと、過疎対策事業の中でこれまでハード面だけでありましたけれども、ソフト事業への拡充が図られたということでございまして、先ほどありましたように、子ども図書館等への拡充もされたところでありますが、特に今回の場合は交通手段の確保ということで、これは交通手段の確保は商工業の振興にも買い物支援であったりしますし、それからまた医療福祉の面でも病院等への通院であったりとかそういうこと。

それから、先ほど言われたような集落の維持、それから活性化等ということで、先ほど町長の答弁にもありましたように、地域の元気再生という中にもソフト事業として使うことができるというようなことでございます。

これまでの過疎計画を踏まえた新たな法の延長ということもございまして、今この中には項目は法に基づくものでございますが、事業に対する面については基金を設けたり、そういうこともできるように整備がなされておまして、これまで継続事業が今までできなかったことの継続として120の事業を計画しながら、そしてまた新規を98という事業を加えながら、この計画に盛り込んでおりますので、そうした視点を踏まえて今回計画を作成したということでございます。

#### ○桑園 憲一議員

過疎対策というのはいわゆる現在の地域に人々がいかに住み続けるか、いわゆるそこらあたりにかかってくると思っております。せっかく立派なこの過疎計画をつくるわけでございますので、それに伴います予算がしっかりとこうついて、絵にかいた餅にならないような執行をしていってもらいたいと思います。

日高町長が示しましたマニフェスト、これらの整合性等も十分保たれていると思いますが、向こう6年間の計画が今からスタートするわけですが、年次的にしっかりと執行されまして、限界集落が起らないような町政運営、そういうものを町長が重点的にどのような考えを持っていらっしゃるのか、最後にお伺いします。

#### ○町長（日高 政勝君）

この町の発展というのは、やっぱり各地域が元気でなかやいかんと思っておりますので、先ほどから申し上げますとおり、20の公民館がそれぞれ特色のある取り組みをしていただく。そのために、新しくまた元気再生事業も創設をしていきたいと思うところでございます。

御指摘にありますとおり、50%以上の集落というのが町内にも13ですか、あるようですし、これからまだ高齢化っていうのは進行していくものと考えておりますので、やはりそういう年齢構成というのは避けて通れない現実がありますので、そこを何とか踏ん張って、元気をやっぱり維持をしながら、地域をさらに振興していくことが必要でありますので、そのためにこういった政策なり、そしてまた新たな過疎のソフト事業というのがありますので、それも活用する。

先ほどもありますとおり、医療の問題、それから交通対策。交通の関係はアンケート、この振興計画、別途、後期計画も策定中ではありますが、その中でも町民のこの意見のアンケートをとっておりますけども、やはり買い物関係、あるいは通院関係、そういった交通基盤というのが一番心配をされておるようであります。医療ももちろんであります。

そういうことが、今回の過疎のソフト事業として目玉に上がってきておりますので、そういうこともうたい込んであります。

そういうことで、医師会の皆さんや、そしてまた交通機関等々とも今協議を進めておまして、新たな交通体系のあり方、そしてまた医師の確保等についてもできる可能性というのは、やっぱり努力をしながらいきたいと思っておりますので、また来年度の新しいこの施政に向かって明らかにするところでございますが、とにかく6年間の過疎の計画は実効性のあるものになるよう努力をしまいたいと思っております。

#### ○平八重光輝議員

余りおおくりではありませんが、残り期間があと6カ月余りしかありませんのであえてお尋ねいたしますが、テレビの難視聴地域の解消の件であります、デジタル化によりまして新たな難視聴地域ちゅうのが出てきて、それについては対策を今打たれておるところであります、今テレビは高齢者だけでなく、我々にとっても知識や教養を広めたり、また心のいやしになったりしております。

特に高齢者の方にとりましては、その人生の楽しみの大きなウエイトを占めるものでありますが、7月になりますとデジタル化がもう完了しましてアナログが見えなくなるわけですが、以前にも少しお話をさせていただきましたが、高齢の方などでそのデジタル化の意味がよく理解できない方、あるいは費用がかさむために、新しいデジタル用のテレビを買えないといいますか、まだ買っていらっしゃる方、7月のデジタル化と同時にテレビが全く見れなくなったということがあってはならないわけですが、よく意味の理解されない、されないといいますかできない方等を含めて、テレビ放送が変わったときに見れなくなったということがないような個別の対応を考えていらっしゃるのか。もうあと半年余りと時間も残されておられません。できるだけ早い時期に対策を打つべきと思いますが、その辺はどのようになっているのかお尋ねいたします。

#### ○町長（日高 政勝君）

確かに、アナログからデジタルに変わる時期が迫っておりますので、町民の皆さんの中におっしゃるとおり高齢化率が35%ということで、特にひとり暮らしの世帯も2割ですか、それぐら

いあるところでありますので、その辺のところはやはり行政としましても、しっかりとやっぱり把握をして、それなりの対応ができるようにということで、年内の12月に開かれました公民館長の方にも、その辺は改めて各家庭の調査をしていくように公民館長にお伝えをしていただきたい。明けてすぐそういう調査に入って、そしてそのデータを上げていただいて、個別に訪問をして説明をしてまいりたいと、そういう段取りを今計画を進めているところであります。

まず、やっぱりおっしゃるとおりアナログが何のことか、デジタルが何のことか、理解に苦しんでいらっしゃると思っておりますので、まず、まだアナログからデジタルに変えていらっしゃらない家庭がどの程度あるか、その辺をまずやっぱり調べる必要があると。

買ってあるところで映らないところは映らんという形で情報が、それぞれ関係のところまで行っているかとも思いますけども、まだそこまで行ってないところがありますので、やっぱり変えてみて映らんかったとなると、7月の時点でそういう事態になると大変だから、もう事前にその辺の調査をしっかりと、それなりの対応をしていくと、そういう段取りを進めております。

### ○川口 憲男議員

町長。短くいきます。この推移と、いろんなこの策定された中で、第1次産業についていろんなことを書いてありますが、この前TPPの研修を受けまして非常に、何と申しますか、危機感を持っているんですけども。

例えば、この冊子の中を見ていきますと、地域の価値、地域のブランド、いろんなそういうこと銘打って、農業の第1次産業の盛り上がりを書いてあるんですが、それに加えてこの事業計画ですか、5年間のうちに変更がなされると思うんですけども、余りそういう、TPPあとから出てきましたから、その点がないと思うんですけども、やはりうちのまちとしましては農林業のまちであるし、ここにも書いてありますように、地域資源とかあるいは交流人口合わせた山村留学とかいろんな体験とか、こういう地域の資源を生かしたことをうたっているんですけども、必要性を。

だけど、こうして見ていきますと、次第にそういうのがぼやけているような状況がございます。感じられます。やっぱりここにも出てますように梅とか、それからゴボウとかあるいはタケノコとか、地域に豊富にあるこういう物を2次加工とか加工品をしていくような状況のところも書いてあるんですが、実際、事業的に動きが見えてこないのが現状です。これからの動きだと思っておりますけど、そういうことに対してどういう考え方を持っていかれるのか、そこをちょっとお聞きします。

### ○町長（日高 政勝君）

総理大臣でないのでまだ確としたことは言えませんが、TPPの問題については、確かに農林業を基幹とするまちでありますから、もう最大の関心を持ってこれについてはそれなりの、国が出す政策等も考慮しながら対応をする必要があるかと思っております。

今アメリカと交渉に入ろうという段階になっておるようでありますが、いわゆるFTAの形で入っていくのか。このTPPになると、すべて関係の諸国と関税ゼロにやっていきますという交渉でありますから、それをするために来年の6月までにこの農業の政策の関係については、取りまとめをしていこうという、いわゆるプロジェクトができておりますので、その中でどのような対応策というのが出てくるのか、それを十分知る必要があるかと思っておりますのでございます。

そしてまた、実際そういう段階になるまで10年という目標がありますので、大体このそれに向かうまでは、もうこの期間を過ぎたあとでございますが、当然としてそういう方向が今後流れとして、潮流としていくということになりますと、いろんなこの農業に対する、やはり国際競争

に打ち勝つような、足腰の強い農業経営というのが求められていくわけでありますので、その辺については国もやはり農業をないがしろにするということにはならないと思いますので、しっかりとした対策は出てくるかと思っておりますので、その辺十分と踏まえた諸施策を町としてもやっぱ考えていく必要があろうと思っております。

今のところこれに対してどうということまでは、踏み込んだところまでは達しておりませんが、当然として認識の上には立っているところでございます。

○議長（中尾 正男議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

討論なしと認めます。

これから本案を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第100号 さつま町過疎地域自立促進計画の策定について」は、原案のとおり可決されました。

---

### △日程第31「議案第103号 町道路線の廃止について」

○議長（中尾 正男議員）

次は、日程第31「議案第103号 町道路線の廃止について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

「議案第103号 町道路線の廃止について」であります。

これは、町道久富木五反田線を農道整備事業により整備するため同路線を廃止しようとするものであります。道路法第10条第1項の規定により町道路線を廃止しようとするため、同条第3項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、建設課長に説明させますので、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○建設課長（三浦 広幸君）

それでは、「議案第103号 町道路線の廃止について」御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（中尾 正男議員）

これから本案に対する質疑を許します。質疑ありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

討論なしと認めます。

これから議案第103号を採決します。

お諮りします。本案はこれを可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第103号 町道路線の廃止について」は可決されました。

---

### △日程第32「陳情第9号 核拡散と核軍拡の危機に際し、 インドに対する原子力協定交渉での日本政府に明確な対応を求める陳情書」

○議長（中尾 正男議員）

次は、日程第32「陳情第9号 核拡散と核軍拡の危機に際し、インドに対する原子力協定交渉での日本政府に明確な対応を求める陳情書」を議題とします。

総務常任委員長の審査報告を求めます。

〔新改 秀作議員登壇〕

○総務常任委員長（新改 秀作議員）

当委員会に付託されました「平成22年陳情第9号 核拡散と核軍拡の危機に際し、インドに対する原子力協定交渉での日本政府に明確な対応を求める陳情書」について、審査の経過と結果について報告いたします。

本陳情は、「さつま町広瀬870番地1、外山一正氏から、平成22年11月12日に提出されたものであります。

陳情の趣旨であります。国際社会が「核のない世界」を求める様々な動きを進める一方で、南アジアでは核拡散と核軍拡の危機的状況が続いている。インドへは、2008年から原子力供給国グループのガイドラインが改訂され、米国を始めフランス、ロシアなど各国が協定を結び、原子力協力を始めている。

1998年、日本も共同提案国となり、全会一致で決議された国連安保理決議1172では、

インド及びパキスタンに対し、「核兵器開発計画の中止」、「核兵器用の核分裂性物質の生産中止」を求め、「すべての国に対し、インド及びパキスタンの核兵器計画に何らかの形で資する可能性のある設備、物質及び関連技術の輸出の禁止」を求めている。今年の核拡散防止条約（NPT）再検討会議の最終文書でも、「すべての加盟国に対して、核関連輸出が直接的にせよ間接的にせよ、核兵器のまたその他の核爆発装置の開発を支援してはならない」ことを確認している。

また、インドは包括的核実験禁止条約（CTBT）にも署名していない。インドとの交渉では、少なくともCTBTへの署名・批准、インド国内の全ての核施設を査察の対象として、核兵器開発をやめさせることが前提となるべきである。

そうでなければ、日本自ら提案した国連決議に反して、核兵器計画に資する可能性のある設備、物質及び関連技術の輸出につながる協定を結ぶことは許されない。

2008年の米印原子力協定締結は、核拡散防止と核廃絶の努力を積み重ねてきた国際社会の歩みに全く逆行するものであり大きな問題である。NPTを無視し続けるインドが、このような形で容認されるならば、核不拡散体制は完全に骨抜きとなり、パキスタンとの核軍拡競争の再燃など、世界は再び核の脅威にさらされることになりかねない。

先にインドとの原子力協定を結んでいる米国等から日本の協力への圧力がある背景は、原子炉圧力容器の生産など、日本企業が独占的に持つ原子炉関連技術であると言われる。こうした有利な交渉材料を手に、NPT加盟、CTBTへの署名・批准などを大前提として、核軍縮に向けた原則を掲げて、核実験、核燃料の転用防止、核物質生産モラトリアムなど多くの点で軍縮・不拡散への実質的な成果を挙げるべきである。

以上のようなことから、非核三原則と核廃絶を国是とする被爆国日本が、核拡散と核軍拡につながる動きに断固として反対し、明確な外交政策をとるよう強く要請するため、内閣総理大臣ほか関係大臣に対し、「核拡散と核軍拡の危機に際し、インドに対する原子力協定交渉での日本政府に明確な対応を求める意見書」の提出を求めるものであります。

当委員会といたしましては、さつま町は「非核・平和のまち」の宣言を行っており、その意味からも、インドに対する原子力協定交渉で日本政府に明確な対応を求めるよう要請するのは当然の義務と考え、陳情の趣旨を「了」として、採択すべきものと決定した次第であります。

以上で報告を終わります。

〔新改 秀作議員降壇〕

○議長（中尾 正男議員）

ただいまの委員長報告に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

討論なしと認めます。

これから陳情第9号を採決します。

お諮りします。本件に対する委員長報告は採択です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、「陳情第9号 核拡散と核軍拡の危機に際し、インドに対する原子力協定交渉での日本政府に明確な対応を求める陳情書」は、委員長報告のとおり採択とすることに決定しました。

---

△日程第33「発議第11号 核拡散と核軍拡の危機に際し、インドに対する原子力協定交渉での日本政府に明確な対応を求める意見書（案）の提出について」

○議長（中尾 正男議員）

次は、日程第33「発議第11号 核拡散と核軍拡の危機に際し、インドに対する原子力協定交渉での日本政府に明確な対応を求める意見書（案）の提出について」を議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

〔新改 秀作議員登壇〕

○総務常任委員長（新改 秀作議員）

「発議第11号 核拡散と核軍拡の危機に際し、インドに対する原子力協定交渉での日本政府に明確な対応を求める意見書（案）」の提出について、趣旨の説明を申し上げます。

意見書の内容につきましては、先に採択されました「平成22年陳情第9号 核拡散と核軍拡の危機に際し、インドに対する原子力協定交渉での日本政府に明確な対応を求める陳情書」についてと同趣旨であります。

お手元に配付してある意見書（案）のとおり、内閣総理大臣ほか関係大臣に対し、意見書を提出しようとするものであります。

以上で、趣旨説明を終わります。

〔新改 秀作議員降壇〕

○議長（中尾 正男議員）

これから本案に対する質疑を許します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

討論なしと認めます。

これから発議第11号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、「発議第11号 核拡散と核軍拡の危機に際し、インドに対す

る原子力協定交渉での日本政府に明確な対応を求める意見書（案）」の提出については、原案のとおり可決されました。

少し時間がありますが、ここで、審議の流れ上、休憩にしたいと思います。再開はおおむね午後1時5分とします。

---

休憩 午前11時51分

---

再開 午後 1時05分

---

○議長（中尾 正男議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

---

△日程第34「所管事務調査報告の件」

○議長（中尾 正男議員）

次に、日程第34「所管事務調査報告の件」を議題とします。

各常任委員長から調査中でありました事項について報告したいとの申し出がありますので、これを受けたいと思います。

まず、総務常任委員長の報告を許します。

[新改 秀作議員登壇]

○総務常任委員長（新改 秀作議員）

総務常任委員会の所管事務調査の御報告を申し上げます。

平成22年10月27日から29日までの3日間、長野県安曇野市と飯山市において、調査を実施しました。

まず、安曇野市の「新交通システム、あづみん」について、その受託先である安曇野市社会福祉協議会で説明を受けました。その概要を申し上げます。

安曇野市は、長野県の中央部に位置し、平成17年10月1日に5町村（旧南安曇郡豊科町、穂高町、三郷村、堀金村、東筑摩郡明科町）が合併して誕生した町で、人口は約10万人ですが、面積は331.82平方キロメートルと本町と同程度の広さであります。

安曇野市では、ごく一部の路線を除いて民間路線バスが廃止されており、旧町村においては独自の交通政策を行っていましたが、連携がとれていなかったり、利用者が低迷するなどの実態があり、地域間の交流や連携を推進し、安全で快適な地域づくりを目指す上で、各地域内の運行にとどまる交通体系を再構築し、新たな公共交通システムを確立することが、合併前からの重要かつ早急に解決すべき課題となっていたとのことであります。

平成18年7月、国土交通省の公共交通活性化総合プログラム事業により関係者と連携し、65歳以上や高校生のいる全世帯にアンケートを実施されております。さらに旧町村別（5カ所）にワークショップが開催され、それぞれの地域での意見・要望が集約されました。主な意見としては、市街地にある大型病院や、大型店舗へ移動できるような交通体系が欲しいというもので、住民の思いは同じ方向性であったとのことであります。

これを受け、市全体での検討会において、住民意向を十分に反映した新たな公共交通システムの実現を目指して検討を重ね、平成19年9月10日から「あづみん」の愛称で14台の「乗合タクシー（デマンド交通）」を中心とした運行が開始されたとのことであります。

また現在は、これまでの事業での検討を踏まえ、安曇野市地域公共交通協議会を設立するとと

もに、安曇野市地域公共交通総合連携計画を作成し、平成20年度から地域公共交通活性化・再生総合事業を導入し、3年間の予定で実証運行や調査検討を行っているとのことであります。

安曇野市の取り組んでいる「デマンド交通」についてですが、定時定路線のバス運行に対し、電話予約など利用者のニーズに応じて柔軟な運行を行う公共交通の一形態です。デマンドとは、「需要・要求」という意味で、言葉のとおり目的地へ直接行けるなど、路線バスに比べて、多様な需要に対応しやすいのが特徴です。

「あづみん」の運行については、安曇野市社会福祉協議会が運営主体となっており、車両運行については、市内のタクシー会社が行っております。平日の午前8時から午後5時（昼時は除く）まで1時間置きに運行されておりますが、これはタクシー業界との競合を避けるためとのことであります。午前8時の便については前日予約が必要ですが、それ以外については30分前までに予約すれば、自宅など指定する場所を順次回りながら、それぞれの目的地で降ろす「乗合タクシー」方式の交通システムで、1日の利用者数については400人程とのことであります。

路線については、旧4町村から、中心部である豊科地域（共通エリア）への4路線と、穂高地域の市街地への1路線、豊科地域の周辺部から中心部への1路線、旧町村内を周回する5路線の計11路線がデマンド交通として設定されております。料金はいずれも1回の乗車につき300円とのことであります。

また、豊科地域以外の、周辺の旧町村への移動については、豊科地域（共通エリア）で乗り継ぐことにより移動が可能となっております。

「あづみん」の利用にあたっては、事前に登録が必要です。登録者から電話がかかってきた時点でオペレーターがその時間帯の車の予約状況（人数）を確認し、まだ乗車人数に余裕がある場合は、予約受付をします。この電話予約システムは、NTTのフルデマンド方式（全国で60市町が導入）を採用し、現在オペレーター8人体制で対応しています。それぞれの発車時間30分前までに予約受付をし、予約者宅等を一筆書きの要領で道順を担当者が結び、15分前までに14台の車へGPSで道順のデータを一斉送信し、受信した運転手がそれぞれ目的地から目的地へ移動するとのことであります。

「あづみん」の利用にあたっては、何時にどこに着くようにというような利用の仕方はできず、ある程度時間に余裕のある方で、1人で乗り降りができる方に限定されております。市民からは、福祉バスのような利用ができないかという要望もあるそうですが、この制度はあくまでも交通弱者のみに特化した制度であるため、お断りしているとのことであります。

市の負担額についてですが、これまで巡回バスの運行経費や、外出支援事業（高齢者へのタクシー券配布）等で支出していた予算額の合計、約7,100万円を基準とし、この範囲内で運行し利便性を高める形となっているとのことであります。

財政シミュレーションとしては、収入額について、年間の乗車料金収入を2,800万円とし、支出額については、全体で9,900万円となっております。支出の内訳としては、車両借上費が7,900万円、オペレーターの人件費や、電話予約システム保守料等の事務経費が2,000万円とのことであります。この収入額と支出額の差額7,100万円を市が負担する形となりますが、国からの補助が3,000万円ほどあり、実質的な市の負担は4,000万円ほどとのことであります。

「あづみん」が運行されてからの市民の評価ではありますが、運行されて良かったと評価する市民は90%に近く、高評価となっております。これは1回のみ利用された方の満足度は低いですが、利用に慣れた方からの評価は高くなっており、これが口コミでさらに利用者が広がっているとのことであります。また、この制度が始まってから高齢者の免許返納者が増えているそうです。返

納者には9,000円分の「あづみん」の利用券が交付されるとのことです。この辺りからも「あづみん」が市民に定着してきていることがわかります。

最後に、安曇野市のデマンド交通が成功している要因として、次の7つがあるのではないかとの説明を受けました。

1つ目は、住民目線であるか。この目線がタクシー会社や、バス会社からの目線であってはいけない。タクシー会社やバス会社を潰してはいけないという方向からの目線ではなく、利用される交通弱者からの目線でなければいけない。これをタクシー会社、バス会社に理解していただく努力が必要である。

2つ目に、武士（行政）と商人（社協、タクシー会社等）がいるか。この事業の中心となって、腹をくくって関わる人がいるか。また、予約、運行は専門業者に任せるべきである。

3つ目に、三位一体であるか。行政、運行管理、車両運行が同じ目的、方向を向いて事業に取り組む必要がある。

4つ目に、最初からある程度の予算を投資するべきである。途中でシステムを変え、後から予算を追加したり、中途半端なことはするべきではない。

5つ目に、必ず統計を取る。統計を取らなければ、次へのステップに繋がらない。

6つ目に、苦情にしっかり対応する。苦情に真摯に取り組むことが、口コミでの利用者増に繋がる。苦情に対応しないままであると、口コミで利用者は減っていく。

7つ目に、向上心があるかどうか。

以上、7点をアドバイスとしていただきました。

次に、飯山市では、「定住促進」について調査したところであります。

飯山市は、長野県の北東部に位置し、人口約2万5,000人で、冬場は平野部でも150cmの積雪がある、日本有数の豪雪地帯にある町であります。文部省唱歌を代表する「ふるさと」や「朧月夜」の作詞者である高野辰之氏はこの地方の出身で、こちらの風景を歌詞にされているということで、これを引用し、「日本のふるさといいやま」という名のもと市のPRをされています。

平成18年11月に「いいやま住んでみません課」が設置され、情報発信や、体験プログラム、住宅施策を担当されています。飯山市はNPO法人ふるさと回帰センターの登録第1号で、この事業を活用し、都市圏での情報発信（セミナーの開催）をされているそうです。

飯山市を紹介するにあたっては、飯山市内の情報だけを紹介するのではなく、飯山市を中心に周辺の観光地や温泉地、また都市部までの交通アクセスも紹介しています。移住者は田舎暮らしをするにあたって、その町に何があるかということだけではなく、町の周辺に何があるかという情報が大事であるとのことでもあります。例えば、地元の同じ温泉地に行くのではなく、ドライブをしながら周辺の温泉地に行くということも考えられるので、有効な紹介方法ではないかとのことでもあります。

また、20年ほど前からグリーン・ツーリズムに取り組んでおり、現在では、小中学生の農山村留学や体験学習等で、年間を通じて100校程が飯山市を訪れるとのことでもあります。このノウハウを生かしながら、定住施策にも取り組んでいるとのことでもあります。

現地での支援としては、飯山市を訪れるきっかけを提供するため、短期滞在支援として、飯山まなび塾（四季ごと）を開催したり、百姓塾（5月～11月）を開催されています。

また、長期滞在支援として、飯山市での暮らしを理解してもらうため、お試し田舎暮らし体験ハウスや素泊まり田舎暮らしプランが実施されています。

最終的に定住が決まった段階で、住宅を建設する場合に、上限150万円の助成や、中古住宅

を購入する場合には、60万円を上限とした助成があるとのことであります。

また、空き家の紹介（空き家バンク情報）や2,000万円住宅プラン（土地開発公社の分譲地を購入し建築した場合に、大体2,000万円で全ての経費が済むといったプラン。建築費は1,500万円前後。プランは市内の19業者が作成し提案）を紹介しています。

一気に定住へという考え方ではなく、3つの段階を踏んでもらい、飯山市での暮らしを十分理解してもらった上で定住してもらおうといった考え方で施策が進められています。飯山市での生活は、特に冬場の積雪が多く、苦労があること等、ありのままを正確に伝えた上で、誤解を与えないように案内をしているとのことであります。実際に最初の問い合わせから移住するまでは、3年以上かかる場合がほとんどではないかとのことであります。

移住者は平成18年度から平成21年度までに300名を超えており、県外からの移住者も年に10名程いるとのことであります。

最後に、今回の所管事務調査を通じて、わが町も昨年、町地域公共交通活性化協議会を設立し、これまでアンケート調査に基づいた検討をされておりますが、なぜこれまで利用者が少なかったのかを十分検証し、交通弱者のニーズに応えるべく、今後の実証運行へ繋げていただきたいと考えます。

次に、定住促進についてであります。不動産業者との連携強化や、町内業者による住宅建築プラン作成も検討すべきではないかと考えます。

また、わが町の資源をどう活用しているかということが、移住希望者に伝わらなければ、移住への第1歩は踏み出されないと考えます。さらに情報発信は町内のことだけではなく、さつま町から周辺の観光地等へのアクセスも含めた内容であれば、移住を検討されている方にも、町のイメージが伝わりやすいのではないかと考えます。

以上、調査の概要を申し上げますが、町としても積極的に取り組まれるよう要請し、報告いたします。

〔新改 秀作議員降壇〕

○議長（中尾 正男議員）

これから質疑を行います。ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

質疑なしと認めます。

次は、文教厚生常任委員長の報告を許します。

〔岩元 涼一議員登壇〕

○文教厚生常任委員長（岩元 涼一議員）

文教厚生常任委員会の所管事務調査について御報告申し上げます。

当委員会では、閉会中の継続調査事項である「教育環境の充実」及び「町民福祉政策の推進」について、平成22年1月15日から17日にかけて、大阪府能勢町及び香川県小豆島町において調査を行いました。

その主な概要を調査事項別に申し上げます。

まず始めに、「教育環境の充実」についてであります。

この調査は、大阪府能勢町において、「能勢地域小中高一貫教育・連携型 中高一貫教育」を調査いたしました。

能勢町は、大阪府の最北に位置する人口約1万2,000人、面積約100平方キロメートルの町で、伊丹空港から約50分、大阪市中心部から1時間強の距離にあり、クヌギや栗の里山を

背景に、田畑や集落が広がるのどかな風景、四季折々の変化を味わえる自然豊かな町であります。

また、基幹産業は農業であり、関西圏の都市部周辺にありながら、町の立地条件や教育環境など、比較的本町と類似する特徴を持った町であります。

同町では、平成13年度に大阪府から府立能勢高等学校の活性化に向けた「連携型中高一貫教育」導入を提案されたことがきっかけで、同校と連携した「能勢地域小中高一貫教育」を、3年間の準備期間を経て平成16年度から、町学校教育の柱にすえ実践されていたことから、今後の本町小中一貫教育や小中高連携に係る議論の参考とするため、今回調査の対象としたところであります。

大阪府が提案した「連携型中高一貫教育」は、これまでの中学校・高等学校に加え、中学校と高等学校の6年間で接続し、生徒の個性や創造性を伸ばそうとする中高一貫教育も選択できるよう、平成11年4月制度化された中高一貫教育校の形態の一つであります。

現在、全国で約400校の中高一貫教育校があり、うち約80校が連携型で、鹿児島県内では与論町や喜界町でも、それぞれ実施されている形態であります。能勢町が取り組んでいる小学校まで巻き込んだ「能勢地域小中高一貫教育」は、全国でも珍しい取り組みであります。

この取り組みの目標についてであります。 「同町唯一の府立能勢高等学校、町立の2中学校と6小学校、そして家庭、地域、行政が一体となって、能勢町の子どもたちを育てよう」という趣旨のもと、それぞれ連携し6歳から18歳まで、12年間を見据えたキャリア教育計画（シラバス）を立て、それぞれの学校が特色ある教育を実践しながら、どの学校においても「生きる力を育み、地域で活躍できる人材を育てる」ことを目標としているとのことでありました。

これまでの取り組み経過については、基本的な学力を付けることなど、教育上の効果を期待した子どもたちや教師たちの「小中交流・中高交流・小高交流といった縦断的な交流（NSスペシャル授業）」のほか、「小小交流・中中交流といった横断的な交流」も取り組みながら、町内の各学校同士が交流することによって、子どもたちに「能勢の子どもという一体感」を育ててきたとのことでありました。これによって、高校の体育祭や文化祭に、小中学生が参加するのも当たり前前の風景になっているとのことでありました。

この取り組みによる成果としては、それまで7割以上の子どもが町外へ進学していたが、現在約半分は能勢高校へ入学するようになった。また、高校卒業生の進路決定率はほぼ100%となっており、高校に対する地域からの評価は高い。小中学校についても、能勢の子どもという一体感とともに、中1ギャップへの対応や学力への効果が出ているとのことでありました。

一方、課題としては、取組内容が硬直化しつつあるという点のほか、高校入学が内申書や面接を重視しているため、中学校における学習意欲の低下が一部生徒に見られ、そのことが高校への進路指導上の問題になっているとのことでありました。

なお、内容の硬直化に対しては、本年度イノベーションプロジェクトという新しい事業を立ち上げ、一貫教育について新たな視点を加えて取り組んでいるとのことでありました。

また、能勢町でも少子化の問題は大きく、現在、これまでの連携型一貫教育の成果と課題を踏まえ、併設型の一貫教育を目指した1小学校1中学校を建設し、新設統合する学校再編構想が検討されていきました。

以上の調査を通じて、委員からは、学校に対する地域の考え方も本町と類似する点がある中で、一貫教育の良さや課題とともに、少子化への対応の難しさも説明から伝わってきたという印象や、学校再編構想がある中で、連携型小中高一貫教育の教育理念がよく浸透し、子どもたちに郷土を愛する心が育ってきているという印象が聞かれました。

また、本町にも農業系の高校があることから、これを活かした農業の活性化や里山などの環境

保全等、小学校から高校まで連携した教育も可能ではないかという意見も出たところでもあります。次に、「町民福祉政策の推進」についてであります。

この調査は、香川県小豆島町において、「介護予防支援ボランティア制度」を調査いたしました。

小豆島町は、瀬戸内海国立公園に浮かぶ小豆島の中央から東に位置する人口約1万6,000人、面積約96平方キロメートルの町で、平成18年に内海町と池田町が合併し誕生した、海や山の美しい自然に囲まれた町であります。

また、基幹産業は素麺を始めとした食品産業や、日本のオリーブ発祥地としてのオリーブ関連産業、海山の豊かな観光資源を生かした観光産業など、元気で活気のある町というイメージがあります。

しかし、一方では人口は年々減少し、高齢化率は36%を超える香川県一の超高齢社会の町であり、統計では30年後の高齢化率が50%という予測も出ていることから、高齢者福祉の課題については、本町と類似する特徴を持った町であります。

同町では、地域の共助やボランティア意識を高め、また、自らの健康や介護予防意識を高めるため、介護予防対策の地域支援事業の取り組みの一環として、マンパワーを活用した近隣の高齢者宅への声掛けや安否確認、サロンや高齢者等の介護予防活動を行う団体の支援を行う「介護予防支援ボランティア制度」を本年4月に導入されていたことから、本町の高齢者福祉・介護予防に係わる議論の参考とするため、今回調査の対象としたところであります。

この制度は、少子高齢化の進展を受けて、平成19年度に国が地域支援事業実施要綱を改定し、市町村の裁量によって地域支援事業交付金を活用し、有償の介護支援ボランティア活動を行うことができることと示されたもので、東京都の稲城市の取り組みがモデルとなり制度化されたものであります。

全国でこの取り組みは増加傾向にあり、今回の説明では、現在38市町村が取り組んでいるとのことで、鹿児島県内でも霧島市や薩摩川内市が類似の制度を導入しています。

この制度の概要であります。65歳以上の高齢者が行う介護予防ボランティア活動に対して換金できるポイント制を提供するというもので、小豆島町の場合、1回の活動を2時間以内として、1時間でスタンプ1個がボランティア手帳に押印され、翌年度以降10個（10時間）につき1,000円、年間50個（50時間）の5,000円を上限に換金でき、介護保険料の負担軽減につながる仕組みとなっているとのことであります。

対象者については、年齢条件のほか、町が以前から開催している「介護予防サポーター養成講座」の修了者であることが条件であり、現在73名がボランティア登録し、地域サロンなど町指定の介護予防団体が行うレクリエーション等の活動に参加したり、依頼を受けた一人暮らし高齢者の見守りや声掛け活動等を行っているとのことであります。

なお、町指定の介護予防団体は現在8団体で、申請方式となっている見守り訪問対象の高齢者は24名という状況とのことであります。

これからの活動の考え方については、小豆島町では当初、介護予防サポーター養成講座を修了された方々より、活動する場が欲しいという意見もあって導入したところであるが、町の高齢化率も高く、高齢者が気持ちよく住み続けていくためには、地域あげでの支援が今後ますます必要になると思われることから、この取り組みを相互に助け合うきっかけとしたい。

支援活動の内容充実や、地域間で登録者数が違い活動先の割当にも課題はあるが、今後継続的な取り組みとしていくためにも、現在、ボランティア登録者の増加やスキルアップに取り組みながら、地域の方々へ本制度の浸透をさらに図り、支援を受ける団体・高齢者の拡大にも努めている

るとのことでありました。

以上の調査を通じて、委員からは、地域の課題を地域で解決する取り組みはあるが、その活動にポイントを付ける制度はユニークな制度であるという印象が聞かれました。

また、さつま町でも各地域でふれあいサロンや在宅福祉アドバイザー等取り組まれてはいるが、本町も35%を超える超高齢社会であることから、自助はもちろん、地域みんなで見守る共助の精神を培い、町民のマンパワーを活用した高齢者福祉政策は推進するべきであり、このような目先を変えた地域あげての活動は我が町も考えるべきではという意見や、介護予防サポーター養成講座については、65歳未満の若い方も受講し活動もされているようであり、高齢化が進む我が町でも、こういった健康意識を高める制度を自分の事として取り組むことが、今後の高齢者福祉につながるのではないかという意見も出たところでもあります。

最後に、当委員会ではこれからの委員会活動や議員活動の中で、今回の調査を少しでも活かしていくよう総括したところでもあります。

以上で、文教厚生常任委員会の調査報告といたします。

〔岩元 涼一議員降壇〕

○議長（中尾 正男議員）

ただいま委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

質疑なしと認めます。

次は、建設経済常任委員長の報告を求めます。

〔米丸 文武議員登壇〕

○建設経済常任委員長（米丸 文武議員）

平成22年11月9日から11日にかけて、和歌山県日高川町、滋賀県東近江市及び奈良県宇陀市において調査を実施いたしました。

まず、和歌山県日高川町では、有害鳥獣食肉処理加工施設「ジビエ工房」について調査いたしました。

日高川町は、和歌山県の中部に位置し、総面積331.65km<sup>2</sup>うち森林面積が約9割を占める農業及び林業を中心とする人口1万980人の町で、特に備長炭の生産量は日本一となっています。

有害鳥獣による平成21年度の被害状況は、イノシシ、シカ及びサルによる被害がその大半を占め、水稲、果樹を中心に被害総額は約3,000万円となっています。これらの対策として、有害鳥獣捕獲報償金を始め、罨免許取得支援、捕獲檻設置支援及び電気柵等の設置支援並びに緩衝帯の設置など環境整備にも取り組んでいます。

平成21年度における有害鳥獣の捕獲状況はイノシシ361頭、シカ470頭、サル130頭、アライグマ40頭で、これに対する報償金は、約900万円となっています。

また、日高川町における猟友会の会員は194人で、この組織に対する助成金として、19万4,000円（1,000円/人）が支給されています。この猟友会では、3～4人を中心とした環境警備隊が3地区に設置され、捕獲の他に追い払い等を行い、画期的な効果は薄いですが、鳥獣に常に人がいるという意識を植え付けることで、居住区域に近づかないようにする抑止効果につながっているとありました。当日対応をされた職員も猟友会のメンバーでありましたが、サルを銃殺することに抵抗はないと言われたことが印象に残りました。

このような対策を進める中で、平成22年5月29日に事業費約2,800万円で有害鳥獣食

肉処理加工施設「ジビエ工房」が開所しました。ジビエとは、「狩猟による鳥獣肉」を意味しております。施設の管理体制としては、隣接する道の駅「SanPin中津」を管理する財団法人、日高川町ふるさと振興公社が指定管理者として管理業務の委託を受けております。施設運営（利用）にあたっては、専属の解体処理専門員は配置せず、猟友会の各ハンターグループ（現在13グループ）で解体、販売を行い、これを副収入とし、施設の管理者に解体処理するイノシシ、またはニホンジカごとに区分された利用料金を支払う方法が選択されたとのことであります。

また、この施設を利用する「ジビエ工房紀州利用者の会」では、施設利用方法のルール設定と調整を図りながら、円滑な共同利用と販売活動の促進に努めているとのことであります。販売ルートについては、道の駅での販売を始め、ホテルや飲食店に納入されています。

この「ジビエ工房」は半年前にオープンしたばかりですが、これまでの推移から判断すると、今後施設の利用は増えることが予想されるとのことであります。シカ、イノシシ肉をジビエ食材、日本のスタンダード、一大ブランド産地にしようとする猟友会、利用者友の会及び関係者一同の意気込みが感じられました。

次に、滋賀県東近江市の“万葉の郷 ぬかづか”では、「農事組合法人化と6次産業への取り組み」について調査いたしました。

東近江市は、滋賀県の南東部に位置し、東が三重県との県境になっており、総面積388.58平方キロメートルであります。愛知川によって形成された平野部を中心に、田園地帯が広がっており、市域の22%（山林を除いた面積の51%）を水田が占めている人口が11万7,445人の市であります。

この市の西部に位置する農事組合法人「万葉の郷ぬかづか」は、平成21年度地産地消優良活動農林水産大臣表彰を受賞しており、その前進が平成5年6月に設立された水稻作業受託の「ぬかづか町生産組合」であります。

平成8年に担い手育成基盤整備事業を導入し、平成10年には農地集積組合が結成され、集落内水田の集積が完了しました。そして、平成11～12年に掛けて、農機具格納庫、乾燥調整施設等をはじめ、農産物加工施設、農産物直売施設が設置され、地域農産物とその加工品の生産・販売が行われるようになりました。

また、近畿第1号の「集落農家全員エコファーマー」の認定を受け、平成17年6月に組合員数32名、水田面積30ヘクタール（水稻20ヘクタール、飼料作物9ヘクタール、野菜1ヘクタール）、水稻栽培についてはすべてが兼業農家の集落で、集落営農ビジョンをもとに「一集落一農場」による集落営農を実践する農事組合法人「万葉の郷ぬかづか」が設立されました。

組織は、営農部、飼料作物部、加工部及び直売部で構成されており、独立採算制を採りながらもすべての組織が相関関係にあり、組合員の所得向上にも繋がっているという、正に6次産業化への取り組みの優良事例であると感じました。

その中で、営農部では、水稻の全ほ場20ヘクタールで、農薬、化学肥料を通常の半分以下に抑えた「滋賀の環境こだわり米」を栽培しており、水稻のほ場面積は平均1ヘクタールで、なかでも3.6ヘクタールの区画は、現地を目の当たりにして、その広大さと水を貯めるのに8カ所の取水口があり、田植え作業では、8条植え2台を使って約12時間を要するという大変驚きました。

飼料作物部では、酪農グループが転作として飼料栽培を協業作業で実施しております。

また、加工部においては、事業の目玉として営農部の「環境こだわり米」を使った米粉パンをはじめ、ソフトクリーム、洋菓子、もち、せんべい等を加工し、これを直売部で販売しており、米粉パンは、当日試食をさせてもらいましたが、もちもちとした食感があり大変美味しいと感じ

ました。

これらのほか、水田裏に緑肥・景観作物としてレンゲ栽培を行い、春にはレンゲ一面の水田で消費者を招いた交流活動も行っているとのことであります。「一集落一農場」への熱心な取り組みが伺え、単なる営農手段としてだけでなく、一步進んだ集落営農を実践していると感じました。

入作農地もある中で、ほ場の集積など事業がスムーズに運んだ理由としては、地区の中に事業を積極的に推進するリーダー的存在の人物が二人いたためとのことであります。

安心・安全な農産物等の生産・加工・販売はもとより、地元農家ばかりでなく、非農家からも愛され、支持される集落営農、みんなが参加できる農業、集落営農の取り組みが強く感じられました。

次に、奈良県宇陀市では、「鳥獣害対策」について調査いたしました。

宇陀市は、奈良県の北東部に位置し、大和高原とよばれる高原地帯で一定の平野部を有しているものの、山間部にも集落等が点在しています。総面積は247.62平方キロメートルで、山林が全体の72%を占め、宅地が4%弱の人口3万5,669人の市であります。

宇陀市の平成21年度における有害鳥獣の駆除実績は、イノシシ158頭、シカ165頭、サル5頭、アライグマ16頭となっており、その頭数は年々増加の傾向にあり、特にアライグマの捕獲頭数は、本年度10月末までで53頭と急増しているとのことであります。

これらの駆除等に携わる猟友会は、4支部96人で、その平均年齢は63.6歳と、多分に漏れず高齢化が進んでいました。この他に被害対策として、防除柵設置に係る経費の助成、狩猟者を育成するための狩猟免許取得者に対する1万円の補助及び個体数の管理を主な目的とした鳥獣被害対策実施隊の設置などを実施しております。

このような中、市では有害鳥獣対策を総合的に推進するため、平成20年度～22年度を計画期間と定めた「宇陀市鳥獣被害防止計画」を平成20年度に策定し、施策の推進を図っているとのことであります。

また、県域を超えて隣接する三重県名張市と「宇陀・名張地域鳥獣害防止広域対策協議会」を設置して、生息する鳥獣の被害防止体制を整え、個体数増加に伴う被害拡大を防ぐため、「NPO サルどコネット」と連携して生息状況の調査及び個体数調整の目標を設定し、群のバランスを維持できるよう、鳥獣に発信機を取り付けるなどして個体数管理も実施しております。

さらには、集落内にある鳥獣のエサとなる管理が行き届かない柿、みかんなどの不要果樹類の伐採作業も実施し、そして、平成21年度からは、モンキー犬と言われる獣害対策犬の育成にも取り組んでおります。やはり、鳥獣害対策の基本は、誰もが鳥獣を見つけたら追い払い、エサがないようにするという集落全体での取り組みが必要であり、有害鳥獣にとって「魅力のない集落」づくりを目指すことが大切であるとのことであります。

県域を越えたこの協議会では、有害鳥獣の習性等を研究し、それぞれ鳥獣ごとに対策を講じるパンフレットを作製しており、貴重な資料をいただいたことから、今後の本町の有害鳥獣対策にも役立つものと思われまます。

最後に、今回の調査を通じ、本町の有害鳥獣対策については、策定された有害鳥獣被害防止計画に基づき、まず、被害の状況、鳥獣の生息状況及び個体数調査等を実施し、捕獲・防止に携わるメンバーの状況も考慮した、効果的な対策を講じる必要があると考えます。

例えば、ニホンザルについては、発信機を取り付けて、群れの動きを把握することにより迅速な追い払い等の対応が可能になります。他の鳥獣に対しても「有害鳥獣にとって魅力のない集落づくり」に向けて、猟友会、地域住民及び役場職員等の連携した取り組みや、近隣の市町との広域的連携も図りながら、鳥獣被害の防止に取り組む必要があると考えます。

さらに、捕獲された有害鳥獣を「ジビエ」食材として広く活用を図るために、県、町及び地域住民が一体となり共通認識をもって取り組めば、関係従事者の所得向上や捕獲意欲の向上、捕獲頭数の増加、ひいては対策費の削減に繋がるものと思われますので、是非本町においても今後の課題として検討されることを要望します。

また、本町の6次産業化による農業振興策については、本町でも集落営農の積極的な取り組みがなされておりますが、今回の調査では、集落住民が「集落営農ビジョン」をしっかりと把握して、農事組合法人の中で、それぞれの事業部が独立採算制を導入し、事業に対する経営感覚を認識しながら、消費者ニーズに合った生産品の栽培と、付加価値を高めるために生産品の加工・研究・開発、そして消費者との交流を深めながら、販売の促進PRに組織全体で積極的に取り組む姿勢が感じられました。

本町でも是非参考にされ、集落営農組織や集落単位でのさらなる取り組みを期待いたします。

以上、調査の概要を申し上げ、報告といたします。

[米丸 文武議員降壇]

○議長（中尾 正男議員）

これから質疑を行います。ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中尾 正男議員）

質疑なしと認めます。

これで所管事務調査報告を終わります。

---

### △日程第35「議員派遣の件」

○議長（中尾 正男議員）

日程第35「議員派遣の件」を議題とします。

お諮りします。会議規則第121条の規定により、別紙のとおり次期定例会までの間に開催される研修会について、議員を派遣したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、別紙のとおり議員を派遣することに決定しました。

---

### △日程第36「閉会中の継続審査・調査について」

○議長（中尾 正男議員）

日程第36「閉会中の継続審査・調査について」を議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会並びに各特別委員会の各委員長から、会議規則第75条の規定によってお手元にお配りしました各事項について、閉会中の継続審査・調査の申し入れがあります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

---

△閉 会

○議長（中尾 正男議員）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

これをもって会議を閉じ、平成22年第8回さつま町議会定例会を閉会します。

閉会時刻 午後1時54分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

さつま町議会議長 中尾正男

さつま町議会副議長 木下賢治

さつま町議会議員 柏木幸平

さつま町議会議員 楠木園洋一